

公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する

アンケート調査結果

(2019年12月実施分)

報告書

2020年6月

公益財団法人公益法人協会



## 目次

I.	アンケートの概要 .....	1
1.	調査背景.....	1
2.	調査対象法人 .....	3
3.	質問項目 .....	4
4.	公益法人、一般法人の概況 .....	5
II.	アンケート結果〔公益法人編〕 .....	7
1.	回答法人の基本事項.....	7
2.	法人選択と認定選択の動向 .....	13
(1)	法人選択に対する意識.....	13
(2)	法人種類の再選択.....	24
3.	寄附と税制について .....	29
(1)	寄附金に対する姿勢 .....	29
(2)	税額控除証明の取得状況等.....	32
(3)	みなし譲渡所得非課税の承認特例.....	37
(4)	資産寄附受入れについて .....	38
(5)	税制に関する要望事項.....	39
4.	組織運営について.....	40
(1)	ガバナンス・コードについて .....	40
(2)	会計基準に対する意識.....	44
5.	行政庁の対応について .....	46
(1)	立入検査について .....	46
(2)	変更認定申請の経緯 .....	47
(3)	行政庁の対応 .....	48
6.	公益法人協会に対する要望事項 .....	50
III.	アンケート結果〔一般法人編〕 .....	51
1.	回答法人の基本事項.....	51
2.	法人選択と認定選択の動向 .....	58
(1)	法人選択に対する意識.....	58
(2)	法人種類の再選択.....	67
3.	寄附と税制について .....	71
(1)	寄附金に対する姿勢 .....	71
(2)	資産寄附受入れについて .....	75
(3)	税制に関する要望事項.....	76
4.	組織運営について.....	77

(1) 変更認可申請の経緯 .....	77
5. 公益法人協会に対する要望事項 .....	79
IV. 付属資料.....	81
1. 記述式回答〔公益法人編〕 .....	81
1.1 「2018年度の主な収益」の「その他」の内容.....	81
1.2 「公益法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容 .....	83
1.3 「公益法人を選択して苦労している点、困っている点」の内容.....	83
(1) 収支相償に関するもの.....	83
(2) 公益目的事業比率に関するもの.....	100
(3) 遊休財産規制に関するもの .....	103
(4) 定期提出書類の作成事務負担に関するもの .....	109
(5) 審査に関するもの(変更認定申請・届出等).....	123
(6) 監督に関するもの(定期提出書類を除く) .....	128
(7) 財務・会計に関するもの(財務3基準を除く).....	130
(8) 機関運営に関するもの(職員人事等を含む).....	132
(9) システム(公益法人 Information、電子申請等)に関するもの .....	136
(10) その他 .....	140
1.4 「寄附を募集していない理由」の「その他」の内容.....	143
1.5 税額控除証明を取得していない理由 .....	145
1.6 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容 .....	146
1.7 公益法人をめぐる税制で希望すること .....	148
(1) 全般 .....	148
(2) 寄附税制.....	148
(3) 法人税.....	149
(4) 消費税.....	149
(5) 印紙税.....	151
(6) 固定資産税 .....	152
(7) その他地方税 .....	152
(8) その他 .....	153
1.8 「ガバナンス・コードの作成は不要」の回答理由 .....	153
1.9 「ガバナンス・コードはどこが作成すべきか」の「その他」の内容.....	156
1.10 現在の会計制度についてのご意見 .....	157
(1) 会計区分.....	157
(2) 費用配賦.....	158
(3) 資金収支と損益ベースの違い .....	158
(4) 事務負担.....	159
(5) 複雑、難しい .....	159

(6) 財務3基準.....	161
(7) 内訳表.....	164
(8) その他.....	164
<b>1.11 行政庁による立入検査で指摘事項が納得できなかったことの内容.....</b>	<b>166</b>
<b>1.12 事業の変更認定申請の経緯.....</b>	<b>169</b>
<b>1.13 行政庁の指導や対応.....</b>	<b>170</b>
<b>1.14 公益法人協会への要望.....</b>	<b>173</b>
(1) ホームページに関するもの.....	173
(2) 相談事業に関するもの.....	173
(3) セミナーに関するもの.....	174
(4) 月刊誌、書籍等に関するもの.....	176
(5) 会員制度に関するもの.....	177
(6) 提言活動に関するもの.....	177
(7) 調査研究に関するもの.....	179
(8) 情報提供.....	179
(9) 公法協への期待・苦言.....	180
(10) その他.....	182
<b>2. 記述式回答〔一般法人編〕.....</b>	<b>185</b>
<b>2.1 「2018年度の主な収益」の「その他」の内容.....</b>	<b>185</b>
<b>2.2 「一般法人を選択して良かった点」の「その他」の内容.....</b>	<b>186</b>
<b>2.3 一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容.....</b>	<b>186</b>
(1) 社会的な信用.....	186
(2) 公益目的支出計画の作成・提出.....	187
(3) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更.....	189
(4) 公益目的支出計画の期間.....	190
(5) 公益目的支出計画の運用ほか.....	190
(6) 理事会、評議員会等の機関運営.....	192
(7) 組織運営.....	193
(8) 寄附関係(税制含む).....	194
(9) 税制関係.....	195
(10) 会計関係.....	198
(11) 相談先がない.....	198
(12) 行政、民間から受託や支援を受けにくい.....	198
(13) その他.....	199
<b>2.4 「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容.....</b>	<b>200</b>
<b>2.5 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容.....</b>	<b>202</b>
<b>2.6 一般法人をめぐる税制で希望する事項の内容.....</b>	<b>203</b>
(1) 全般.....	203

(2) 寄附税制.....	204
(3) 法人税.....	204
(4) 消費税.....	205
(5) 印紙税.....	206
(6) 固定資産税.....	206
(7) その他地方税.....	207
(8) その他.....	207
<b>2.7 「事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯」の「その他」の内容.....</b>	<b>208</b>
<b>2.8 公益法人協会への要望.....</b>	<b>209</b>
(1) ホームページに関するもの.....	209
(2) 相談事業に関するもの.....	210
(3) セミナーに関するもの.....	210
(4) 月刊誌、書籍等に関するもの.....	211
(5) 会員制度に関するもの.....	211
(6) 提言活動に関するもの.....	211
(7) 調査研究に関するもの.....	212
(8) 情報提供.....	212
(9) 公法協への期待・苦言.....	212
(10) その他.....	213
<b>3. アンケート質問全文.....</b>	<b>215</b>

## 表目次

表 1 公益法人、一般法人等の基本統計 .....	1
表 2 アンケート回答数・回答率 .....	3
表 3 2008 年度調査以降の回答数と回答率 .....	3
表 4 アンケート質問項目一覧 .....	4
表 5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計 .....	6
表 6 法人の形態 .....	7
表 7 行政庁別回答数 .....	8
表 8 回答法人の主たる事業内容 .....	9
表 9 主たる事業内容別の主な収益の割合 .....	11
表 10 主たる事業内容別の支出規模 .....	12
表 11 公益法人になって良かった点 .....	13
表 12 公益法人になって良かった点の事業内容別割合 .....	16
表 13 公益法人になって苦労している点 .....	17
表 14 行政庁別の公益法人を選択して苦労している法人の割合 .....	20
表 15 公益法人になって苦労している法人の事業内容別割合 .....	21
表 16 行政庁別の公益法人を再度選択するとした法人の割合 .....	26
表 17 法人選択の事業内容別割合 .....	27
表 18 寄附金の総収入の事業内容別割合 .....	30
表 19 事業内容別の寄附募集をしない理由 .....	32
表 20 事業内容別の税額控除証明取得状況 .....	33
表 21 行政庁別の税額控除証明の取得状況 .....	34
表 22 事業内容別の税額控除証明を取得していない理由 .....	36
表 23 行政庁別のガバナンス・コードを必要と回答した法人数とその割合 .....	41
表 24 事業内容別のガバナンス・コードの必要性 .....	42
表 25 行政庁別のガバナンス・コードは非営利団体が策定すべきと回答した 法人数とその割合 .....	43
表 26 事業内容別のガバナンス・コードの策定者 .....	44
表 27 行政庁による立入検査の行政庁別の回答状況 .....	46
表 28 行政庁別の事業の変更認定申請の状況 .....	48
表 29 行政庁別の行政庁の対応について .....	49
表 30 法人の形態 .....	51
表 31 所在地別回答数 .....	53
表 32 回答法人の主たる事業内容 .....	53
表 33 主たる事業内容別の主な収益の割合 .....	55
表 34 主たる事業内容別の支出規模 .....	57
表 35 一般法人になって良かった点 .....	58

表 36	一般法人になって良かった点の事業内容別割合 .....	60
表 37	一般法人になって苦勞している点 .....	62
表 38	所在地別の一般法人を選択して苦勞している法人の割合 .....	64
表 39	一般法人になって苦勞している法人の事業内容別割合 .....	65
表 40	所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合 .....	69
表 41	法人選択の事業内容別割合 .....	70
表 42	寄附金の総収入の事業内容別割合 .....	72
表 43	事業内容別の寄附募集をしない理由 .....	75
表 44	所在地別の事業の変更認可申請の状況 .....	78

## 図目次

図 1	回答法人の法人格 .....	7
図 2	回答者の勤続年数 .....	8
図 3	2018 年度の主な収益 .....	10
図 4	2018 年度の支出規模別回答法人数 .....	10
図 5	法人格別の公益法人を選択して良かった点 .....	13
図 6	公益法人になってよかった点の支出規模別割合 .....	15
図 7	公益法人をになって苦勞している点 .....	18
図 8	公益法人になって苦勞している点の支出規模別割合 .....	19
図 9	運営上苦勞している点に関する記述回答の件数 .....	22
図 10	再度選択できるとした場合に選択する法人格 .....	24
図 11	支出規模別の再度選択するとした場合の法人格 .....	25
図 12	公益法人以外を選択したいとする法人の支出規模別割合 .....	25
図 13	公益法人以外を選択したいとする法人が苦勞している点 .....	26
図 14	中心的事業分野別の公益法人以外を選択したいとする法人の割合 .....	28
図 15	寄附金の総収入に占める割合 .....	29
図 16	支出規模別の収入に占める寄附金の割合 .....	29
図 17	寄附募集をしないとした法人の中でのその理由の割合 .....	31
図 18	税額控除証明の取得状況 .....	33
図 19	税額控除証明の支出規模別取得状況 .....	35
図 20	寄附金の収入に占める割合別の税額控除証明の取得状況 .....	35
図 21	税額控除証明を取得しない理由 .....	35
図 22	みなし譲渡所得非課税制度について .....	37
図 23	支出規模別のみなし譲渡所得非課税制度の利用状況 .....	38
図 24	現物資産寄附受け入れ経験の有無 .....	38
図 25	支出規模別の現物資産寄附受入れ状況 .....	39
図 26	税制に関する要望事項の記述回答数 .....	39

図 27	ガバナンス・コードの必要性.....	40
図 28	支出規模別のガバナンス・コードの必要性 .....	40
図 29	ガバナンス・コードの策定者.....	42
図 30	ガバナンス・コード策定者に関する支出規模別割合.....	43
図 31	会計制度に関する記述回答の件数 .....	45
図 32	行政庁による立入検査 .....	46
図 33	事業の変更認定申請の理由.....	47
図 34	行政庁の対応 .....	49
図 35	公益法人協会に対する要望事項の回答数.....	50
図 36	回答法人の法人格.....	51
図 37	税制区分 .....	52
図 38	回答者の勤続年数.....	52
図 39	2018 年度の主な収益.....	54
図 40	2018 年度の支出規模別法人数 .....	56
図 41	法人格別の一般法人を選択してよかった点.....	58
図 42	一般法人を選択してよかった点の支出規模別割合.....	59
図 43	一般法人を選択して苦勞している点.....	62
図 44	一般法人になって苦勞している点の支出規模別割合.....	64
図 45	運営上苦勞している点に関する記述回答の件数.....	66
図 46	再度選択できた場合に選択する法人格.....	67
図 47	支出規模別の再度選択するとした場合の法人格.....	68
図 48	再選択できた場合に公益法人を希望する法人の苦勞している点 .....	68
図 49	寄附金の総収入に占める割合 .....	71
図 50	支出規模別の収入に占める寄附金の割合 .....	71
図 51	収入に占める寄附の割合ごとの苦勞している点の割合.....	73
図 52	寄附募集をしないとした法人の中でのその理由の割合.....	74
図 53	現物資産寄附受け入れ経験の有無.....	76
図 54	税制に関する要望事項の記述件数 .....	76
図 55	事業の変更認可申請の理由.....	77
図 56	公益法人協会に対する要望事項の回答数.....	79



## I. アンケートの概要

### 1. 調査背景

(1) 日本の非営利組織は、表1の基本統計にみるとおりであるが、別添の表「日英米の制度比較」に示されているとおり、英米の状況と比較すると数の面でも遅れをとっている。英国では、チャリティの発展拡大を支援するための制度環境、活動環境が整備されており、様々な支援策がチャリティの増加を促し、現在ではチャリティが16万を超え、人口千人あたりに換算すると2.6団体となる。米国についても約130万の501(c)(3)団体が存在し、人口千人あたりに換算すると4.2団体に上る。これらは、いずれも所得税免税や寄附税制上の優遇措置などの対象となる団体である。

表1 公益法人、一般法人等の基本統計

法人類型		法人数		時 点
公益法人	社 団	4,170	9,597	2020/04/07
	財 団	5,427		
一般法人	社 団	58,217	65,495	2020/04/07
	財 団	7,278		
特定非営利活動法人	認 定	1,133	52,494	2020/04/01
		51,361		2020/04/07
社会福祉法人		21,097		2020/06/01
学校法人		8,009		2020/06/01
宗教法人		181,497		2016/12/31
医療法人		56,623		2020/06/01
更生保護法人		164		2020/06/01
合 計		194,976		

出典：国税庁法人番号公表サイト(なお、認定特定非営利活動法人は内閣府NPOホームページ、宗教法人は宗教年鑑平成29年版を基に作成。)

### 日英米の制度比較

		日 本		英 国	米 国
認定機関		公益認定等委員会	所轄庁	チャリティ委員会	内国歳入庁
認定要件	対象	公益法人 9,597 (2020年)	認定NPO法人 1,133 (2020年)	チャリティ 161,266 (2014年)	501条(c)(3)団体 1,280,739 (2010年)
	本来事業	文化芸術、教育、保健、地域貢献等22事業	保健、まちづくり、観光の振興等20事業	貧困防止、救済、教育の振興、宗教の振興等13項目	慈善、教育、宗教等
	非営利性	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可
優遇措置	法人税の非課税範囲	本来事業	収益事業課税	本来事業	本来事業
	寄附金優遇措置	所得控除、(税額控除)	所得控除、税額控除	所得控除等	所得控除

## 調査背景

ちなみに日本の場合、寄附税制が適用されている公益法人(9,597 法人)および認定特定非営利活動法人(1,133 法人)の合計が 10,730 法人、人口千人あたり 0.09 団体という状況である。この統計値からも明らかなように、日本の非営利セクターは、絶対数的にも、また人口との比較においても少なく、英米と比較して十分な成長の余地があると思われるが、実際には非営利セクターの成長は遅々として進まないのが現状である。

(2) 当協会では、上記のような事情に鑑み、公益法人制度改正前からの調査に引き続き、2009 年以降も新制度がその目的を達成しうる制度環境であるかどうかの検証や法人の運営状況の実態把握など、提言活動のバックデータとすることを目的として、公益法人および一般法人を対象にアンケートを継続実施してきた。

これまでの調査から、公益法人数の停滞の主な原因として、①公益法人の行政庁への各種申請や定期報告等に係る事務手続きが煩雑であること、②収支相償を含む財務三基準など厳しい規制要件が課せられていること、③その割に公益法人に対する優遇措置が限定的であることなどが明らかになっている。

(3) 以上の要因のほかに、これまでの実態調査の積み重ねで様々な課題がみえてきてはいるが、現在のところ、それに対応する公益法人の制度環境、活動環境の改善に繋がる抜本的な改正に至っておらず、引き続きアンケートによる実態調査を継続し、現場の意見を踏まえた政策提言の展開が必要であると思われる。

以上が、本アンケートを継続実施する背景である。

## 2. 調査対象法人

本報告は、2019年11月18日～12月6日に実施した「運営および寄附等に関するアンケート調査」をベースとするものである。協力を依頼した法人は、当協会がメールアドレスを把握している公益法人6,053法人、一般法人6,697法人で、そのうち、公益法人1,439件(社団678件、財団761件)、一般法人986件(社団636件、財団350件)からご回答をいただいた。回答率はそれぞれ23.8%、14.7%である(表2)。

表2 アンケート回答数・回答率

法人種別	公益法人		一般法人		
発信件数 (想定到着ベース)	6,053		6,697		
有効回答数(回答率)	1,439(23.8%)		986(14.7%)		
社団・財団別回答数	社 団	財 団	社 団	財 団	
	678	761	636	350	
公益法人：行政庁別	内閣府	都道府県	非営利型	共益型	普通型
一般法人：税制区分別※	426	1,013	560	165	261

一般法人は、非営利型(非営利徹底法人)および共益型(共益法人)の場合、法人税法上は公益法人等となるが、収益事業については課税となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税となる。

これまでの回答率と比較すると、新制度施行直後(2009年)から2014年までは30%を上回ることが多かったが、2015年以降は回答率の低下がみられる。本調査は毎年実施することにより、施策の効果等を顕在化することも意図しているため、引き続きのご協力をお願いしたい。(表3)。

表3 2008年度調査以降の回答数と回答率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回答率	回答数	回答率		回答数	回答率	回答数	回答率
2008	2,079	21.5%	-	-	2014	2,103	30.9%	1,711	24.3%
2009	3,148	33.6%	-	-	2015	1,583	22.0%	737	13.0%
2010	2,955	32.5%	-	-	2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%
2011	4,416	31.6%	-	-	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2012	3,441	28.1%	-	-	2018	2,452	(26.5%)	1,609	(26.5%)
2013	1,623	24.2%	-	-	2019	1,439	23.8%	986	14.7%

2018年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回答率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は26.5%である。

### 3. 質問項目

アンケートでは、法人選択の動向、寄附と税制、組織運営、行政庁の対応について訊いた。具体的な質問内容は表4のとおりであるが、その内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人17問、一般法人10問とした。質問の全文は、IV付属資料として「3. アンケート質問全文(215頁以下)」に収録している。

なお本稿では、公益法人および一般法人の制度は構造的に異なるため、公益法人の調査結果については「II. アンケート結果 [公益法人編]」、一般法人の調査結果については「III. アンケート結果 [一般法人編]」でそれぞれ報告することとした。また今回は、より実態を深く把握するため、可能な限りクロス分析による検討を試みた。

表4 アンケート質問項目一覧

	公益法人	一般法人
基本情報	法人の別	法人の別
	法人の形態	法人の形態
	行政庁の別	所在地
	-	税法区分
	回答者の勤続年数	回答者の勤続年数
	回答者のメールアドレス	回答者のメールアドレス
	事業内容の分類	事業内容の分類
	2018年度の主な収益	2018年度の主な収益
	2018年度の支出規模	2018年度の支出規模
法人選択	1 公益法人を選択して良かった点	1 一般法人を選択して良かった点
	2 公益法人を選択して苦勞している点	2 一般法人を選択して苦勞している点
	3 苦勞している点の具体的内容*	3 苦勞している点の具体的内容*
	4 再度選択する場合の法人類型	4 再度選択する場合の法人類型
寄附・税制	5 寄附金の総収入に占める割合	5 寄附金の総収入に占める割合
	6 寄附金を募集していない理由	6 寄附金を募集していない理由
	7 税額控除証明への対応	- -
	8 税額控除証明を取得していない理由	- -
	9 みなし譲渡所得税非課税承認特例の利用	- -
	10 資産寄附経験の有無	7 資産寄附経験の有無
行政庁の対応他	11 税制への要望*	8 税制への要望*
	12 ガバナンス・コードの必要性	- -
	13 ガバナンス・コード不要の理由	- -
	14 ガバナンス・コードの策定機関	- -
	15 会計基準についての意見*	- -
	16 立入検査の内容	- -
	17 変更認定申請・届出の経緯	9 変更認可申請・届出の経緯
	18 行政庁の指導・対応	- -
	17 公法協への要望*	10 公法協への要望*

\*は記述式の質問。詳細は「IV. 3. アンケート全文」を参照。

#### 4. 公益法人、一般法人の概況

表5は、2019年4月時点の公益法人および一般法人の地域別法人数を示したものである。公益法人の場合は東京都が最も多く、2,284件で全体の23.8%を占め、大阪府415件(4.3%)、神奈川県357件(3.7%)、京都府334件(3.5%)、福岡県326件(3.4%)が続く。最も少ない地域は、下位から佐賀県70件(0.7%)、秋田県73件(0.8%)、鳥取県80件(0.8%)、徳島県85件(0.9%)、熊本県、宮崎県ともに90件(0.9%)であった。

一般法人の場合も東京都が最も多く、23,104件で全体の35.3%を占めるが、前年は38.2%(22,565件)であったので2.9ポイント減少したことになる。一般法人はこれまで東京都で急成長を遂げてきており今回も増加しているが、全国比の低下が意味するものは、地方における一般法人の相対的な発展拡大がみられたことによるものと考えられる。続いて多かったのは大阪府4,918件(7.5%)、神奈川県3,080件(4.7%)、愛知県2,343件(3.6%)、兵庫県2,334件(3.6%)であり、最も少ない地域は、下位から秋田県253件(0.4%)、高知県277件(0.4%)、鳥取県283件(0.4%)、島根県285件(0.4%)であった。

公益法人9,597件および一般法人65,495件の合計数75,092件に占める公益法人の割合は12.8%であり、前年は14.8%であったので2ポイントの減少となった。一般法人を含めた法人総数に占める公益法人の割合の減少は止まることなく、10%を切るのも時間の問題である。公益法人の割合を都道府県別にみると、高知県が最も高く29.2%であり、山形県28.8%、鹿児島県27.6%、富山県27.9%が続く。最も低かったのは大阪府7.8%であり、沖縄県8.1%、東京都9.0%、熊本県9.1%と続く。

人口1万人当りの法人数は、公益法人の場合、全国組織が集中する傾向にある東京都が最も多く1.7件であり、島根県1.6件、高知県1.6件、富山県1.4件、福井県1.4件、鳥取県1.4件、香川県1.4件が続く。他地域と事情が異なる東京都を除くと、公益法人数の割合が高い傾向を示す地域は、比較的人口規模が小さい自治体に多くみられる。

人口1万人当りの公益法人数の最も少ない地域は、下位から埼玉県0.3件、千葉県0.3件、神奈川県0.4件、愛知県0.4件と続き、下位3県はいずれも東京都に隣接する人口の多い自治体であった。

一般法人の場合も東京都が最も多く18.4件であり、公益法人とともに圧倒的な求心力を持ち、次に多い沖縄県8.7件とのポイント差は9.7である。京都府も比較的に高く7件であった。最も少ない県は下位から、公益法人と同様に埼玉県2.6件、千葉県2.6件、秋田県3.3件、茨城県3.3件、栃木県3.3件が続く。

表5 都道府県別公益法人、一般法人基本統計

行政庁	公益法人		一般法人		合 計	公益法人 の割合(%)	1万人当り法人数	
		全国比		全国比			公益法人	一般法人
北海道	268	2.8%	2,006	3.1%	2,274	11.8%	0.5	4.3
青森県	109	1.1%	423	0.6%	532	20.5%	0.9	4.2
岩手県	100	1.0%	477	0.7%	577	17.3%	0.8	4.6
宮城県	166	1.7%	1,046	1.6%	1,212	13.7%	0.7	5.2
秋田県	73	0.8%	253	0.4%	326	22.4%	0.7	3.3
山形県	139	1.4%	343	0.5%	482	28.8%	1.3	4.4
福島県	157	1.6%	725	1.1%	882	17.8%	0.8	4.7
茨城県	146	1.5%	791	1.2%	937	15.6%	0.5	3.3
栃木県	127	1.3%	507	0.8%	634	20.0%	0.7	3.3
群馬県	123	1.3%	542	0.8%	665	18.5%	0.6	3.4
埼玉県	226	2.4%	1,652	2.5%	1,878	12.0%	0.3	2.6
千葉県	208	2.2%	1,448	2.2%	1,656	12.6%	0.3	2.6
東京都	2,284	23.8%	23,104	35.3%	25,388	9.0%	1.7	18.4
神奈川県	357	3.7%	3,080	4.7%	3,437	10.4%	0.4	3.7
新潟県	193	2.0%	663	1.0%	856	22.5%	0.9	3.8
富山県	143	1.5%	369	0.6%	512	27.9%	1.4	4.9
石川県	149	1.6%	500	0.8%	649	23.0%	1.3	5.7
福井県	112	1.2%	371	0.6%	483	23.2%	1.4	6.2
山梨県	93	1.0%	413	0.6%	506	18.4%	1.1	6.2
長野県	133	1.4%	913	1.4%	1,046	12.7%	0.6	5.1
岐阜県	134	1.4%	714	1.1%	848	15.8%	0.7	4.2
静岡県	194	2.0%	1,261	1.9%	1,455	13.3%	0.5	4.0
愛知県	300	3.1%	2,343	3.6%	2,643	11.4%	0.4	3.5
三重県	106	1.1%	517	0.8%	623	17.0%	0.6	3.5
滋賀県	142	1.5%	535	0.8%	677	21.0%	1.0	4.8
京都府	334	3.5%	1,490	2.3%	1,824	18.3%	1.3	7.0
大阪府	415	4.3%	4,918	7.5%	5,333	7.8%	0.5	6.1
兵庫県	275	2.9%	2,334	3.6%	2,609	10.5%	0.5	4.8
奈良県	105	1.1%	573	0.9%	678	15.5%	0.8	5.1
和歌山県	95	1.0%	395	0.6%	490	19.4%	1.0	5.2
鳥取県	80	0.8%	283	0.4%	363	22.0%	1.4	6.5
島根県	106	1.1%	285	0.4%	391	27.1%	1.6	5.8
岡山県	168	1.8%	751	1.1%	919	18.3%	0.9	4.8
広島県	185	1.9%	1,013	1.5%	1,198	15.4%	0.7	4.3
山口県	105	1.1%	441	0.7%	546	19.2%	0.8	4.0
徳島県	85	0.9%	333	0.5%	418	20.3%	1.2	5.7
香川県	139	1.4%	393	0.6%	532	26.1%	1.4	5.5
愛媛県	115	1.2%	402	0.6%	517	22.2%	0.9	3.8
高知県	114	1.2%	277	0.4%	391	29.2%	1.6	5.5
福岡県	326	3.4%	2,196	3.4%	2,522	12.9%	0.6	4.9
佐賀県	70	0.7%	380	0.6%	450	15.6%	0.9	5.5
長崎県	109	1.1%	560	0.9%	669	16.3%	0.8	5.0
熊本県	90	0.9%	898	1.4%	988	9.1%	0.5	5.6
大分県	110	1.1%	516	0.8%	626	17.6%	1.0	5.5
宮崎県	90	0.9%	383	0.6%	473	19.0%	0.8	4.4
鹿児島県	197	2.1%	516	0.8%	713	27.6%	1.2	4.4
沖縄県	102	1.1%	1,162	1.8%	1,264	8.1%	0.7	8.7
合 計	9,597		65,495		75,092	12.8%	0.8	5.9

2019年4月7日現在、資料：国税庁法人番号公表サイト

## II. アンケート結果〔公益法人編〕

### 1. 回答法人の基本事項

ここでは、回答法人の属性について詳しくみていく。回答法人の法人形態は、公益社団法人が 678 件(47%)、公益財団法人が 761 件(53%)で、公益財団法人が若干上回る構成となっている(図1)。

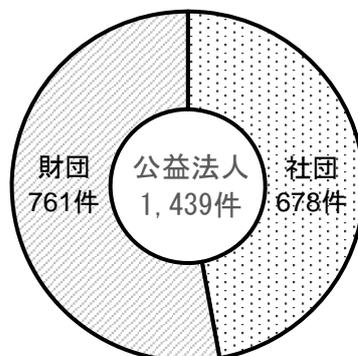


図1 回答法人の法人格

表6は、回答法人の設立経緯を示したものである。図によると、全体の76%にあたる1,094件は特例民法法人から移行認定を経て公益法人になった移行法人であり、とりわけ財団の比率が82.1%と高く、社団との差は12.9ポイントである。

任意団体から一般法人経由で公益認定を取得した法人も196件(13.6%)に上り、とりわけ社団の占める割合が高く20.9%(142件)であり、財団とは13.8ポイントもの差が生じている。その他法人格からの転換状況を見ると、特定非営利活動法人からが20件(1.4%)、営利法人からが3件(0.2%)、その他法人格からが57件(4.0%)であった。一方で、一般法人を新規に設立し公益認定を取得した法人は26法人(1.8%)にとどまった。

表6 法人の形態

回答項目	社団	財団	合計
特例民法法人から移行	469(69.2%)	625(82.1%)	1,094(76.0%)
特例民法法人から一般法人経由で移行	18(2.7%)	25(3.3%)	43(3.0%)
新設(2008年12月以降に一般法人経由で設立)	2(0.3%)	24(3.2%)	26(1.8%)
任意団体から一般法人経由で設立	142(20.9%)	54(7.1%)	196(13.6%)
特定非営利活動法人から一般法人経由で設立	10(1.5%)	10(1.3%)	20(1.4%)
営利法人から一般法人経由で設立	1(0.1%)	2(0.3%)	3(0.2%)
その他法人から一般法人経由で設立	36(5.3%)	21(2.8%)	57(4.0%)
合計	678	761	1,439

回答者の勤続年数については5年未満が最も多く543件で、全体の38.8%を占める。次に多かったのは15年以上の398件(28.4%)であった(図2)。

表7は、回答法人数を行政庁別に示したものである。表によると、内閣府所管は432件(30.0%)、都道府県所管は1,007件(70.0%)である。都道府県所管法人について地域別にみると、北海道が36件(2.5%)、東北地方6県が102件(7.1%)、関東地方1都6県が213件(14.8%)、

回答法人の基本事項

中部地方 9 県が 183 件(12.7%)、近畿地方 2 府 5 県が 160 件(11.1%)、中国地方 5 県が 100 件(6.9%)、四国地方 4 県が 60 件(4.2%)、九州地方 8 県が 153 件(10.6%)である。都道府県別では東京都 81 件が最も多く、次いで福岡県 44 件や大阪府 41 件が続く。

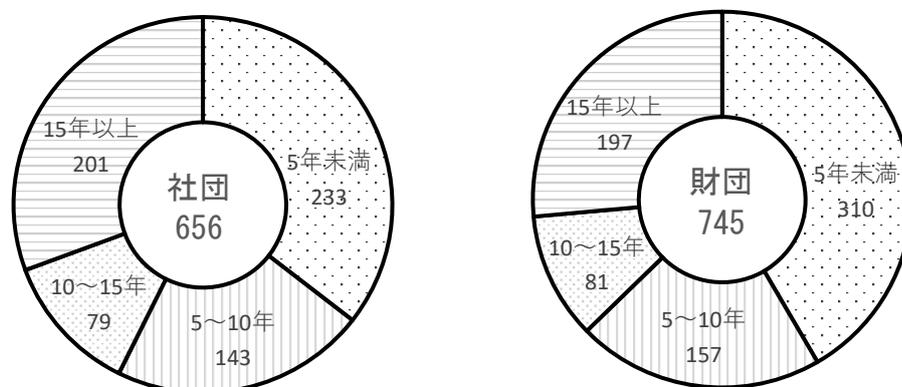


図2 回答者の勤続年数

表7 行政庁別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	36	2.5	石川県	19	1.3	岡山県	27	1.9
青森県	13	0.9	福井県	9	0.6	広島県	30	2.1
岩手県	21	1.5	山梨県	10	0.7	山口県	17	1.2
宮城県	18	1.3	長野県	15	1.0	徳島県	12	0.8
秋田県	11	0.8	岐阜県	20	1.4	香川県	17	1.2
山形県	18	1.3	静岡県	29	2.0	愛媛県	13	0.9
福島県	21	1.5	愛知県	33	2.3	高知県	18	1.3
茨城県	22	1.5	三重県	18	1.3	福岡県	44	3.1
栃木県	14	1.0	滋賀県	24	1.7	佐賀県	9	0.6
群馬県	19	1.3	京都府	27	1.9	長崎県	9	0.6
埼玉県	30	2.1	大阪府	41	2.8	熊本県	19	1.3
千葉県	16	1.1	兵庫県	26	1.8	大分県	13	0.9
東京都	81	5.6	奈良県	15	1.0	宮崎県	18	1.3
神奈川県	31	2.2	和歌山県	9	0.6	鹿児島県	24	1.7
新潟県	29	2.0	鳥取県	17	1.2	沖縄県	17	1.2
富山県	19	1.3	島根県	9	0.6	内閣府	432	30.0
地方計:1,007			総合計:1,439					

%は、回答総数 1,439 に占める割合。

回答法人が実施する事業の傾向については、上位は「地域社会貢献活動」146 件(10.9%)、「行政関係」126 件(9.4%)、「助成・表彰」118 件(8.8%)、「芸術・文化関係」102 件(7.6%)が該当し、これら 4 事業は全体の 36.8% (492 件)を占める(表8)。

この他にも、「社会福祉関係」85 件(6.4%)、「教育関係」63 件(4.7%)、「奨学」61 件(4.6%)、「業界団体」57 件(4.3%)の事業を展開する団体も比較的に多いことが分かる。一方で、「趣味・愛好会・同好会」、「動物愛護」、「生活・権利保護支援」、「精神修養団体」、

「新聞その他メディア」はいずれも少数であった。

本報告では、主たる事業内容および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、その分析対象を表8の合計数10件以上の実施事業に絞った。従って、「趣味・愛好会・同好会」1件、「動物愛護」4件、「生活・権利保護支援」3件、「人権・平和」6件、「男女共同参画社会」7件、「情報化社会」0件、「互助・共済、親睦団体」5件、「精神修養団体」1件、「祭祀・慰霊」7件、「新聞その他メディア」3件は、今回のクロス分析では取り上げないこととする。

表8 回答法人の主たる事業内容

主たる事業内容	社団	財団	合計	主たる事業内容	社団	財団	合計
社会福祉関係	59	26	85	動物愛護	4	0	4
福祉関係の助成	7	13	20	生活・権利保護支援	3	0	3
健康維持・増進団体等	32	18	50	人権・平和	4	2	6
医療施設、病院等	8	12	20	国際協力	7	34	41
教育関係	23	40	63	男女共同参画社会	0	7	7
学会・学術団体	41	8	49	情報化社会	0	0	0
研究・分析機関	10	38	48	産業創造・企業経営、起 業支援	6	22	28
助成・表彰	12	106	118	業界団体	48	9	57
奨学	5	56	61	同一資格者団体	35	2	37
児童・青少年の健全育成	19	22	41	免許・資格付与・検査・検定	16	3	19
美術館・博物館・動物 園・水族館・公園・庭園	3	45	48	互助・共済、親睦団体	3	2	5
芸術・文化関係	26	76	102	精神修養団体	0	1	1
スポーツ関係	20	35	55	祭祀・慰霊	1	6	7
趣味・愛好会・同好会	1	0	1	会館運営	2	9	11
地域社会貢献活動・団体	126	20	146	新聞その他メディア	3	0	3
環境保護	14	20	34	行政関連	62	64	126
災害・地域安全	12	13	25	非営利活動支援団体	7	10	17
合計					619	719	1,338

回答法人の主な収益（複数選択）をみると、全体的には半数以上の51%（734件）の法人が「会費収入」を主たる収入としており、法人格別の比率は、社団77.3%（524件）、財団27.6%（210件）であった（図3）。また、「公益目的事業からの収益」、「行政機関からの補助金」、「委託費・指定管理料」および「資金運用益」と回答した法人もそれぞれ606件（42.1%）、470件（32.7%）、351件（24.4%）、308件（21.4%）みられ、これらも主要な収入源であることが分かる。とりわけ「公益目的事業からの収益」については社団、「資金運用益」については財団の占める割合が高く、法人格の事業の特性による違いがみられる。

また、「個人からの寄附金」は11.5%（170件）にとどまり、前年度は12.6%であったので0.8ポイントの減少となった。寄附金に係る優遇税制を有しながらも寄附が広がらないのには、収支相償やPST要件などの制度的な部分、また国民の文化的、社会的背景など様々な要因が考えられるが、寄附文化の醸成を目指す我が国としては残念な結果である。

表9は、回答法人の主な収益を事業内容別に示したものである。同表から、事業内容による収入源の傾向を把握することが可能である。例えば、95%前後の「学会・学術団体」および

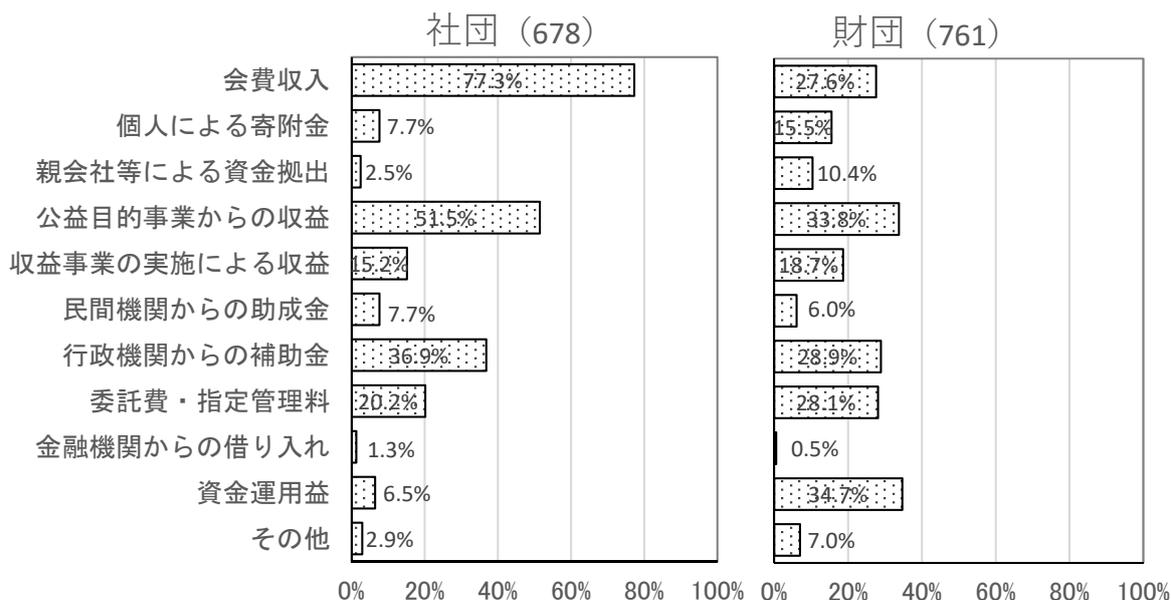


図3 2018年度の主な収益(複数選択)

%は、法人格別回答総数(社団678、財団761)に占める割合。  
「その他」の記述回答は、81頁、IVの1.1を参照。

「同一資格者団体」は会費収入を主な収入源としており、「医療施設、病院等」および「免許・資格付与・検査・検定」の80%以上の法人は公益目的事業、「助成・表彰」および「奨学」の70%以上の法人が資金運用益からの収入に頼っていることが分かる。全体的には会費を主な収益とする事業内容が最も多く14カテゴリーが該当する。公益目的事業からの収益を主な収益とする法人も比較的によく、教育関係、芸術・文化関係など8カテゴリーみられた。

回答法人を2018年度の支出規模別にみると、支出規模が大きくなるほどその割合は減少するが、「1千万未満」の法人は全体の9%(130件)に止まっている(図4)。「1億円～5億円」の占める割合が32.5%で最も高い数値が示された。

5千万円未満を小規模法人、5千万円～5億円を中規模法人、5億円以上を大規模法人と仮定した場合、中規模法人が約半数を占め49.2%(707件)、小規模法人は37.9%(545件)、大規模法人は12.8%(185件)となった。また、大規模法人の69%(128件)が財団である点は興味の引くところである。

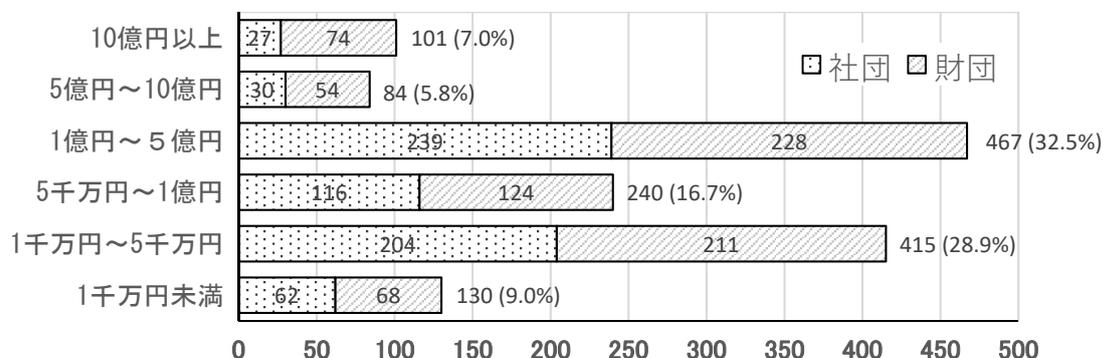


図4 2018年度の支出規模別回答法人数

カッコ内は、全回答法人に対する割合。

表9 主たる事業内容別の主な収益の割合(複数選択、%)

主たる事業内容 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用
社会福祉関係(85)	<b>74.1</b>	25.9	2.4	55.3	9.4	10.6	55.3	32.9	0.0	5.9
福祉関係の助成(20)	50.0	0.0	15.0	40.0	10.0	5.0	<b>60.0</b>	10.0	5.0	25.0
健康維持・増進団体等 (50)	<b>70.0</b>	8.0	0.0	40.0	14.0	2.0	40.0	18.0	0.0	16.0
医療施設、病院等(20)	30.0	10.0	0.0	<b>80.0</b>	25.0	0.0	25.0	30.0	0.0	0.0
教育関係(63)	39.7	20.6	6.3	<b>46.0</b>	11.1	1.6	28.6	22.2	0.0	17.5
学会・学術団体(49)	<b>95.9</b>	10.2	2.0	57.1	18.4	4.1	12.2	10.2	0.0	10.2
研究・分析機関(48)	<b>47.9</b>	8.3	8.3	<b>47.9</b>	12.5	6.3	22.9	14.6	0.0	29.2
助成・表彰(118)	10.2	18.6	30.5	1.7	5.9	2.5	2.5	0.0	0.0	<b>70.3</b>
奨学(61)	6.6	23.0	16.4	3.3	4.9	3.3	1.6	0.0	0.0	<b>75.4</b>
児童・青少年の健全育 成(41)	<b>51.2</b>	19.5	9.8	41.5	17.1	9.8	24.4	19.5	0.0	14.6
美術館・博物館・動物園・ 水族館・公園・庭園(48)	16.7	6.3	12.5	<b>60.4</b>	41.7	8.3	22.9	41.7	2.1	18.8
芸術・文化関係(102)	42.2	18.6	4.9	<b>55.9</b>	28.4	8.8	42.2	44.1	0.0	12.7
スポーツ関係(55)	<b>60.0</b>	16.4	1.8	41.8	41.8	16.4	49.1	43.6	0.0	9.1
地域社会貢献活動・団 体(146)	<b>78.8</b>	2.7	4.8	47.3	12.3	8.9	50.0	17.8	1.4	6.2
環境保護(34)	<b>38.2</b>	32.4	5.9	35.3	11.8	5.9	29.4	35.3	2.9	11.8
災害・地域安全(25)	<b>68.0</b>	20.0	4.0	44.0	24.0	16.0	40.0	32.0	12.0	16.0
国際協力(41)	<b>46.3</b>	19.5	2.4	26.8	14.6	7.3	39.0	26.8	0.0	19.5
産業創造・企業経営、 起業支援(28)	25.0	0.0	0.0	32.1	14.3	3.6	<b>64.3</b>	28.6	3.6	32.1
業界団体(57)	<b>80.7</b>	3.5	0.0	40.4	14.0	3.5	26.3	24.6	0.0	5.3
同一資格者団体(37)	<b>94.6</b>	2.7	0.0	75.7	18.9	8.1	5.4	29.7	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・ 検定(19)	57.9	0.0	0.0	<b>84.2</b>	31.6	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0
会館運営(11)	9.1	0.0	0.0	<b>54.5</b>	45.5	0.0	18.2	<b>54.5</b>	0.0	45.5
行政関連(126)	<b>44.4</b>	6.3	1.6	35.7	17.5	7.9	41.3	37.3	2.4	22.2
非営利活動支援団体 (17)	<b>47.1</b>	23.5	17.6	<b>47.1</b>	5.9	17.6	<b>47.1</b>	11.8	0.0	11.8
全 体 (合計:1,301)	50.6	12.9	7.1	41.4	16.9	6.8	32.4	24.1	0.9	21.7

太字は、主たる事業内容ごとの全回答に占める割合の最高値。

数値は、「表8 回答法人の主たる事業内容」合計数に占める割合(%)。

会費収入:会費収入 個人寄附:個人による寄附金 資金拠出:親会社等による資金拠出 公益事業:公益目的事業からの収益 収益事業:収益事業の実施による収益 民間助成:民間機関からの助成金 行政補助:行政機関からの補助金 委託費等:委託費・指定管理料 借入れ:金融機関からの借入れ 資金運用:資金運用益

表10は、支出規模について事業内容別に示したものであり、主たる事業内容ごとの全回答に占める割合の最高値は太字で示した。表によると、「1億円以上5億円未満」が最も多く467件(32.5%)であり、最高値示す事業内容は社会福祉関係、芸術・文化関係、行政関連など15カテゴリーが該当する「1千万円以上5千万円未満」についても415件が該当し、健康維持・増進団体等、助成・表彰、業界団体などを含む15カテゴリーが最高値を示している。

5千万円未満を小規模法人、5千万円～5億円を中規模法人、5億円以上を大規模法人と仮定した場合、「奨学」や「助成・表彰」、「環境保護」や「災害・地域安全」、「業界団体」

回答法人の基本事項

や「同一資格者団体」などは小規模法人に多く、「社会福祉関係」や「福祉関係の助成」、「教育関係」や「研究・分析機関」、「芸術・文化関係」や「スポーツ関係」、「地域社会貢献活動・団体」、「国際協力」、「行政関係」などは中規模法人に多いことが分かる。大規模法人に多いのは「医療施設、病院等」であり、20件のうち15件が該当する。

表 10 主たる事業内容別の支出規模

主たる事業内容 (回答法人数)	1千万円 未満	1千万～ 5千万円	5千万円 ～1億円	1億円～ 5億円	5億円～ 10億円	10億円 以上
社会福祉関係(85)	2	28	11	<b>37</b>	5	2
福祉関係の助成(20)	0	3	5	<b>11</b>	1	0
健康維持・増進団体等(50)	5	<b>24</b>	4	15	2	0
医療施設、病院等(20)	1	2	0	2	3	<b>12</b>
教育関係(62)	12	<b>16</b>	10	<b>16</b>	1	7
学会・学術団体(49)	4	14	10	<b>17</b>	3	1
研究・分析機関(48)	1	10	8	<b>16</b>	7	6
助成・表彰(118)	12	<b>45</b>	28	31	1	1
奨学(61)	13	<b>26</b>	8	12	2	0
児童・青少年の健全育成(40)	6	<b>14</b>	7	6	1	6
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	8	<b>11</b>	8	<b>11</b>	3	7
芸術・文化関係(102)	9	14	11	<b>52</b>	7	9
スポーツ関係(55)	3	6	8	<b>27</b>	6	5
趣味・愛好会・同好会(1)	1	0	0	0	0	0
地域社会貢献活動・団体(146)	18	45	24	<b>48</b>	8	3
環境保護(34)	2	<b>11</b>	8	9	1	3
災害・地域安全(25)	1	<b>11</b>	3	6	1	3
動物愛護(4)	0	1	1	<b>2</b>	0	0
生活・権利保護支援(3)	0	<b>2</b>	0	1	0	0
人権・平和(6)	1	1	0	<b>3</b>	0	1
国際協力(41)	5	12	8	<b>13</b>	1	2
男女共同参画社会(7)	0	1	2	<b>4</b>	0	0
情報化社会(0)	0	0	0	0	0	0
産業創造・企業経営,起業支援(28)	0	<b>9</b>	4	6	6	3
業界団体(57)	7	<b>21</b>	12	15	1	1
同一資格者団体(37)	2	8	10	<b>12</b>	5	0
免許・資格付与・検査・検定(19)	0	<b>6</b>	3	4	4	2
互助・共済、親睦団体(5)	0	<b>2</b>	1	0	1	1
精神修養団体(1)	0	0	0	1	0	0
祭祀・慰霊(7)	2	<b>4</b>	1	0	0	0
会館運営(11)	0	<b>5</b>	2	4	0	0
新聞その他メディア(3)	0	0	<b>3</b>	0	0	0
行政関連(126)	4	34	23	<b>35</b>	11	19
非営利活動支援団体(17)	2	4	1	<b>10</b>	0	0
無回答(101)	9	25	16	41	3	7
合計 1,437	130	415	240	467	84	101

太字は、主たる事業内容ごとの全回答数の最高値。

## 2. 法人選択と認定選択の動向

### (1) 法人選択に対する意識

#### 1) 公益法人になってよかった点

続いて、現在の法人格を選んでよかった点、または苦勞している点を尋ね、その上で、仮に法人格を再度選択できた場合、どの法人格を選択するかについて質問した。

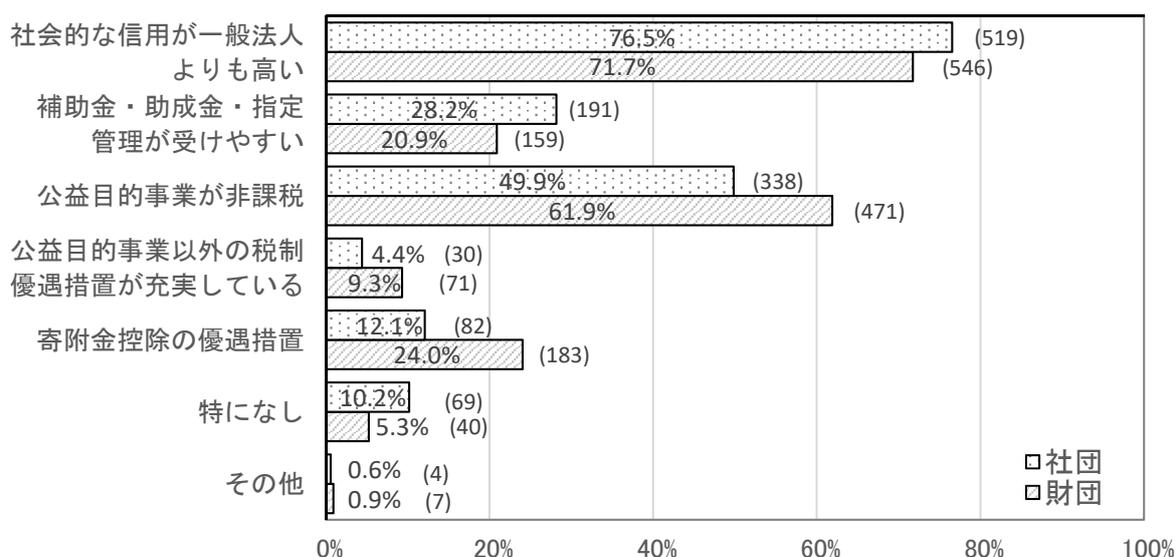
公益法人を選択してよかった理由は、「社会的信用度の高さ」が74% (1,065 件) で最も多く、次いで「公益目的事業が非課税」が56.2% (809 件)、「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」が24.3% (350 件)、「寄附金控除の優遇措置」が18.4% (265 件) と続く(表 11)。

表 11 公益法人になって良かった点(複数選択)

回答項目	該当数 (割合)	前年比ポイント (前年割合)
社会的な信用が一般法人よりも高い	1,065(74.0%)	-1.9 (75.9%)
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	350(24.3%)	3.3 (21.0%)
公益目的事業が非課税	809(56.2%)	-1.2 (57.4%)
公益目的事業以外の税制優遇措置が充実している	101( 7.0%)	-0.4 ( 7.4%)
寄附金控除の優遇措置	265(18.4%)	-0.5 (18.9%)
特になし	109( 7.6%)	-1.6 ( 9.2%)
その他(83 頁、IVの 1.2 参照)	11( 0.8%)	0.2 ( 0.6%)
合計	2,704	

カッコ内は回答法人数 1,439 件に占める割合。前年比は 2018 年 7 月に実施したアンケートの結果との対比値。

前年との対比では多少ポイントの変化はあるものの同様の傾向がみられ、「社会的信用」については毎回のアンケート結果で最上位に位置しており、だからこそその信用を損ねるようなことは厳に慎まねばならないことも感じさせられる結果である。また、「補助金・助成



%は法人格ごとの割合。カッコ内は回答件数。「その他」の記述回答は、83 頁、IVの 1.2 を参照。

金・指定管理が受けやすい」が前年と比較して3.3ポイント上昇している点については大変興味深いところである。

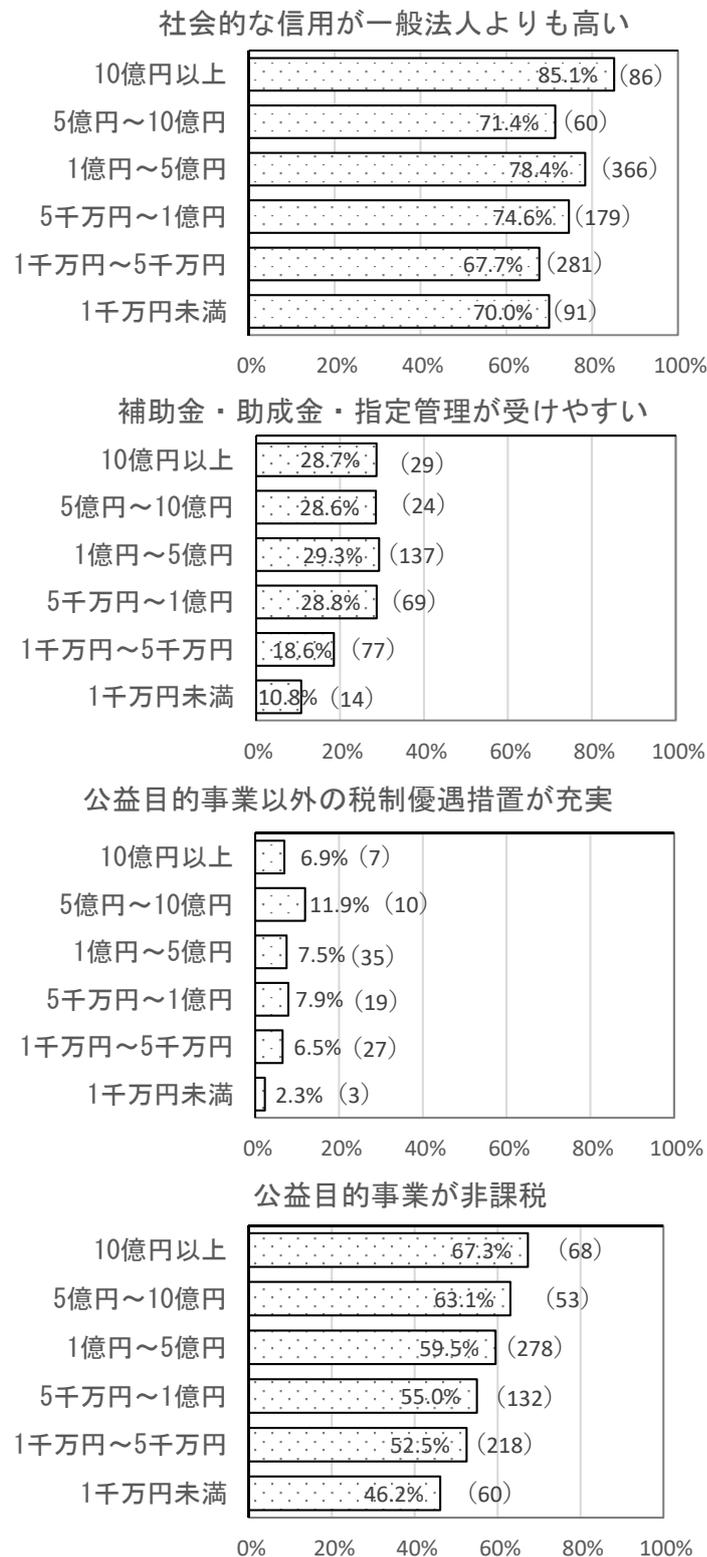
法人形態別にみると、社団は「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」と回答した法人が財団よりも多く、事業実施に係る費用の確保の容易さを感じているようである(図5)。また、財団においては「公益目的事業が非課税」、「公益目的事業以外の税制優遇措置が充実している」、「寄附金控除の優遇措置」と回答した法人が社団と比較して圧倒して高く、税制面の

支援措置に関心が高いことが明らかである。

次に、公益法人になって良かった理由の法人規模別割合をみてる。図6(計5枚)に示すように、社会的信用が高いと感じている法人は1,065法人(表11)に上るが、支出規模別にクロスさせると、大小関係なく全体的に数値が高く、規模による差はほとんどみられない。

補助金・助成金・指定管理が受けやすいと感じている法人は全体的に多いとは言えず、とくに小規模法人はその傾向が強く、「1千万円未満」に至っては10.8%(14件)という状況である。ちなみに、中規模法人、大規模法人は29%前後であり、小規模法人と比較するとより高い数値が示されている。実際に小規模法人にとって、補助金・助成金・指定管理を受けることが中規模法人、大規模法人と比較して困難という現実があるのかもしれない。その原因として、小規模法人に対する技術面、存続面の信用度、または受け側の申請手続きや事務手続きに対する対応などが考えられる。

「公益目的事業非課税」をメリットと感じる法人は809件で比較的多く、大規模法人であるほどメリットを感じる傾向にあることが分かる。一般的に収入規模が大きいほど税負担が増加するが、この部分が控除される



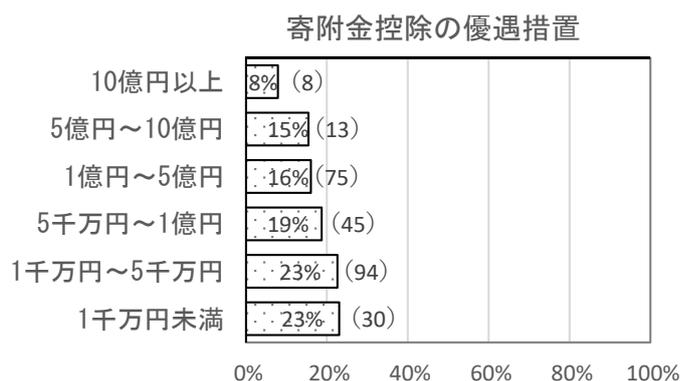


図6 公益法人になってよかった点（複数選択）の支出規模別割合  
上記図5枚。%は支出規模ごとに占める割合。

ことが大規模法人にとってのメリットと感じられるところであり、このことが数値として表れる結果となった。

「公的目的事業以外の税制優遇措置が充実している」は、利子・配当等に係る源泉所得税、みなし寄附に係る法人税や、また一定要件を満たした場合の均等割りの非課税措置や固定資産税などが該当する。しかし、メリット感としては、示されているとおり全体的に低いのが実情である。詳細にみていくと、これら税制優遇も大規模法人

人であるほどメリットが多いという傾向がみられる。

「寄附金控除」には様々な優遇措置が施されており、①個人の寄附における所得控除(全ての公益法人で適用可能な所得控除)・税額控除(一定の公益法人で適用可能)、②法人の寄附における所得控除、③譲渡所得の非課税措置、④相続税の非課税措置がある。しかし、全体的に割合としては高くなく、あまりメリットを感じていない様子が伺える。これは、寄附意識が低い日本では寄附を募ることが難しく、その結果、寄附税制の活用に至らない法人が多いため、以上のような結果が出たのではないかと考えられる。詳細にみていくと、小規模法人ほどメリットを感じていることがわかる。

つまり、大規模法人は実施事業からの収入が多い分「公益目的事業非課税」にメリットを感じているが、小規模法人は収入を主に寄附に頼る法人が多く、このことが小規模法人の「寄附金控除の優遇措置」にメリット感を抱く法人の数を伸ばしていると考えられる。

表12は、公益法人になってよかった点の事業内容別割合を示したものである。公益法人になってよかった点として、社会的な信用が一般法人よりも高いと回答した法人の割合が最も高かったのは「医療施設、病院等」で95%(19件)、次いで「研究、分析機関」の89.6%(43件)、「免許・資格付与・検査・検定」の89.5%(17件)、「助成・表彰」の86.4%(102件)、「学会・学術団体」の83.7%(41件)が続く。一方で、「社会的信用」をメリットとして捉えていない法人が多いのは「会館運営」45.5%(5件)、「産業創造・企業経営、起業支援」57.1%(16件)であった。

助成金・補助金・指定管理が受けやすいと回答した法人の割合が高かったのは医療・福祉関係に多く、「社会福祉関係」49.4%(42件)、「福祉関係の助成」40%(8件)、「健康維持・増進団体等」38%(19件)であった。また、「地域社会貢献活動・団体」37.7%(55件)および「産業創造・企業経営、起業支援」35.7%(10件)も比較的に高い数値が示されている。一方で、「奨学」1.6%(1件)、「助成・表彰」4.2%(5件)は助成金や奨学金を提供する側であることから最も低い数値となっている。

公益目的事業非課税をメリットと感じている法人の割合が最も高いのは、「学会・学術団体」で75.5%(37件)、次いで「医療施設、病院等」の75%(15件)、「災害・地域安全」の72%(18件)と続く。公益目的事業非課税をメリットと感じている法人の割合が低いのは、「健

法人選択と認定選択の動向

健康維持・増進団体等」34%(17件)、「免許・資格付与・検査・検定」36.8%(7件)、「地域社会貢献活動・団体」39%(57件)であり、公益目的事業非課税のメリット感については、いずれも事業内容による特徴的な傾向はみられなかった。

その他税制優遇については、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」が最も高く22.9%(11件)であり、「スポーツ関係」の12.7%(7件)、「芸術・文化関係」の10.8%(30件)が続く。上位3はいずれも芸術文化、スポーツ関係の団体であり、事業内容とメリット感の関係性による傾向が顕著に表れている。しかし、全体的に数値が低く、その他税制優遇をメリットと感じる法人は少ないのが実情であり、「医療施設、病院等」および「非営利活動支援団体」については該当する法人がみられなかった。

表 12 公益法人になって良かった点の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	社会的 信用	補助金・ 助成金等	公益目的事 業非課税	その他 税制優遇	寄附金 控除
社会福祉関係(85)	75.3%	49.4%	62.4%	5.9%	27.1%
福祉関係の助成(20)	75.0%	40.0%	70.0%	5.0%	20.0%
健康維持・増進団体等(50)	70.0%	38.0%	34.0%	2.0%	16.0%
医療施設、病院等(20)	95.0%	25.0%	75.0%	0.0%	15.0%
教育関係(63)	76.2%	19.0%	66.7%	6.3%	30.2%
学会・学術団体(49)	83.7%	8.2%	75.5%	8.2%	22.4%
研究・分析機関(48)	89.6%	18.8%	66.7%	6.3%	14.6%
助成・表彰(118)	86.4%	4.2%	59.3%	8.5%	21.2%
奨学(61)	63.9%	1.6%	65.6%	6.6%	26.2%
児童・青少年の健全育成(41)	78.0%	19.5%	56.1%	4.9%	39.0%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	60.4%	27.1%	70.8%	22.9%	22.9%
芸術・文化関係(102)	73.5%	32.4%	51.0%	10.8%	29.4%
スポーツ関係(55)	72.7%	34.5%	47.3%	12.7%	20.0%
地域社会貢献活動・団体(146)	69.9%	37.7%	39.0%	2.7%	3.4%
環境保護(34)	79.4%	20.6%	55.9%	2.9%	23.5%
災害・地域安全(25)	76.0%	20.0%	72.0%	8.0%	20.0%
国際協力(41)	70.7%	22.0%	58.5%	7.3%	36.6%
産業創造・企業経営、起業支援(28)	57.1%	35.7%	60.7%	3.6%	0.0%
業界団体(57)	73.7%	8.8%	42.1%	3.5%	7.0%
同一資格者団体(37)	81.1%	10.8%	56.8%	2.7%	8.1%
免許・資格付与・検査・検定(19)	89.5%	10.5%	36.8%	5.3%	5.3%
会館運営(11)	45.5%	27.3%	63.6%	9.1%	9.1%
行政関連(126)	65.1%	28.6%	56.3%	9.5%	7.1%
非営利活動支援団体(17)	64.7%	11.8%	41.2%	0.0%	23.5%
全体(合計:1,301)	73.9%	24.3%	55.9%	7.0%	18.4%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体は、公益法人になって良かった点ごとの全回答に占める割合。

社会的信用:社会的な信用が一般法人よりも高い 補助金・助成金等:補助金・助成金・指定管理が受けやすい 公益目的事業非課税:公益目的事業が非課税 その他税制優遇:公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している 寄附金控除:寄附金控除の優遇措置

寄附金控除についても、他のカテゴリーと比較して数値的に高いとは言えない。最も高いのは、「児童・青少年の健全育成」で39%(16件)であり、「国際協力」の36.6%(15件)、「教育関係」の30.2%(19件)、「芸術・文化関係」の29.4%(30件)、「社会福祉関係」の27.1%(23件)が続く。いずれも個人等からの寄附を必要とする事業内容と思われる。一方で、「産業創造・企業経営、起業支援」については該当がなく、「地域社会貢献活動・団体」は3.4%(5件)、「免許・資格付与・検査・検定」は5.3%(1件)という状況である。

公益法人になって良かった点で「社会的信用」と回答した法人の割合が最高値を示す事業内容は、社会福祉関係、学会・学術団体、国際協力など20カテゴリーあり、「公益目的事業非課税」においても4カテゴリーが確認された。一方で、「補助金・助成金等」、「その他税制優遇」および「寄附金控除」については最高値を示す事業内容は確認されなかった。

## 2) 公益法人になって苦勞している点、困っている点

公益法人を選択して苦勞している点・困っている点に関する回答数は、「特になし」と回答した法人(264件)と無回答分(7件)を差し引いた1,168件であり、回答法人数1,439件の81.2%を占める(表13)。公益法人を選択して苦勞している点について具体的に訊いたところ、ほぼ半数の48.9%(703件)の法人が「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答しており、「収支相償で事業活動が制限される」についても46.4%(667件)と過半数に迫る勢いであり、これら2つの項目が公益法人を苦勞させている主な要因と言えよう。

表13 公益法人になって苦勞している点(複数選択)

回答項目	該当数 (割合)	前年比ポイント (前年割合)
収支相償で事業活動が制限される	667(46.4%)	3.3(43.1%)
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	245(17.0%)	2.2(14.8%)
遊休財産の規制がある	315(21.9%)	5.3(16.6%)
立入検査など行政庁の監督が続く	333(23.1%)	5.0(18.1%)
毎年の事業報告・事業計画書の作成	339(23.6%)	10.8(12.8%)
毎年の計算書類・予算書の作成	268(18.6%)	8.4(10.2%)
変更認定申請・変更届出の手続き	381(26.5%)	4.8(21.7%)
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	703(48.9%)	7.5(41.4%)
適正な機関運営(総会・評議員会・理事会など)が難しい	164(11.4%)	2.1(9.3%)
特になし	264(18.3%)	-10.0(28.3%)
その他(83頁、IVの1.3参照)	23(1.6%)	-0.8(2.4%)
合計	3,701	

カッコ内は回答法人数1,439件に占める割合。前年比は2018年7月に実施したアンケートの結果との対比値。

また、約4分の1の法人が苦勞していることとして、「変更認定申請・変更届出の手続き」26.5%(381件)、「毎年の事業報告・事業計画の作成」23.6%(339件)、「立入検査など行政庁の監督が続く」23.1%(333件)と回答している。

前年比では、「収支相償で事業活動が制限される」が3.3ポイント増、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」が7.5ポイント増となっており、その他にも変更認定・変更

届や立入検査などの項目で5ポイント前後の増加となっている。一方で、「特になし」と回答した法人は前年比10ポイント減となっており、これは何らかの苦勞、困難を抱えている公益法人が増加していることを意味するものであり、その実態について様々な指標とのクロス分析により解き明かしていきたい。

苦勞している点について法人格別にみみると、収支相償および公益目的事業比率では社団のほうが苦勞している法人の割合が高く、遊休財産規制については財団が社団を上回った(図7)。また、毎年の事業報告・事業計画や計算書類・予算書の作成、さらには定期提出書類の作成については、いずれも社団が財団を上回る結果となった。

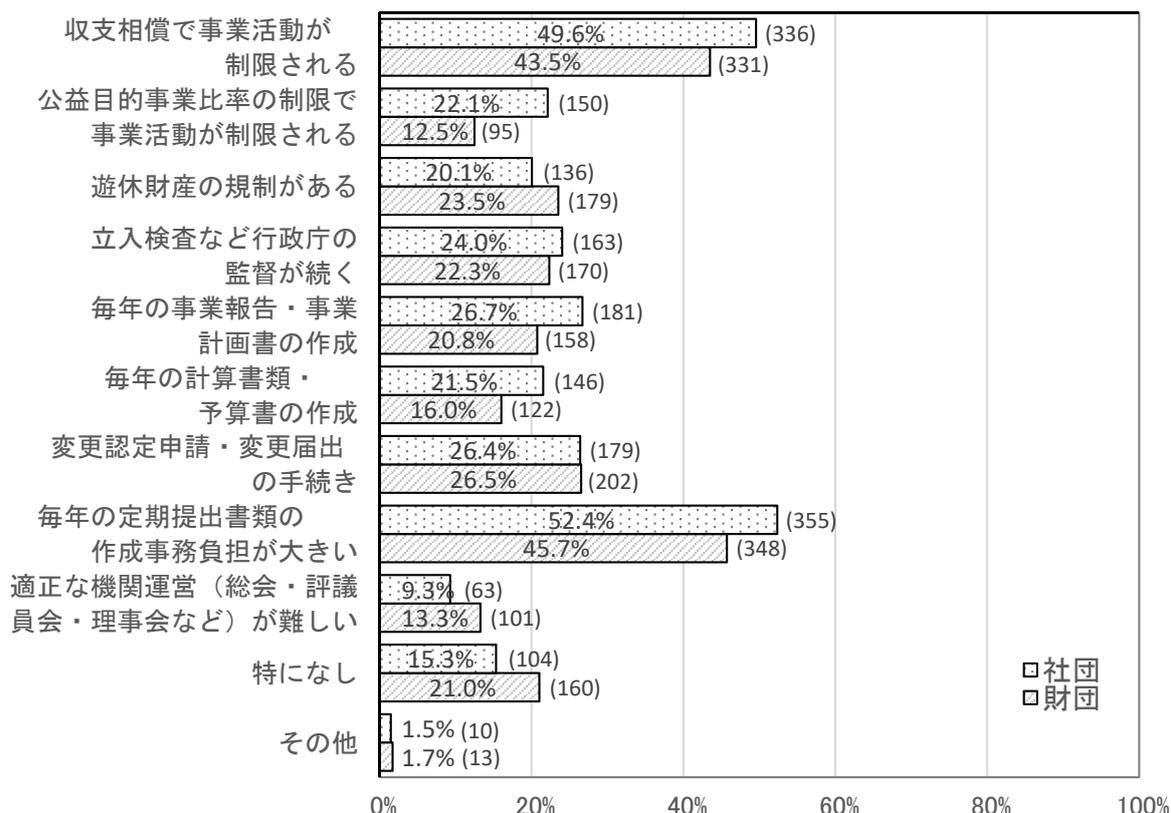


図7 公益法人になって苦勞している点(複数選択)

割合は、法人格ごとに占める割合。「その他」の記述回答は、83頁、IVの1.3を参照。

図8は、公益法人になって苦勞している点の支出規模別割合をみたものである。収支相償で苦勞している法人の割合は全体的に高く、大規模法人であるほどその傾向が増す。支出規模1億円以上の法人に至っては半数以上が収支相償で苦勞しているという状況である。公益目的事業比率で苦勞している法人の割合は全体的に低く、支出規模別にみると小規模法人であるほど苦勞している法人が多い。遊休財産規制についても、資産規模が小さい法人にとって遊休財産は命綱となりうることから、小規模法人であるほど苦勞している法人の割合が高くなる傾向にある。

「立入検査などで行政庁の監督が続く」については、特に支出規模に関係なく全ての支出規模において23%前後を推移している。「毎年の事業報告・事業計画書の作成」については、小規模法人であるほど苦勞している法人の割合が高くなる傾向にあり、とくに支出規模1千



図8 公益法人になって苦勞している点の支出規模別割合

上記9の図。カッコ内数値は回答法人数。図中の割合は、支出規模ごとに占める割合。

万円未満は 33.8%(44 件)の法人が苦勞しているということである。「毎年の計算書類・予算書の作成」については、大規模法人よりも小規模法人の方が苦勞している法人の割合は高いが、全体的にスケールによる大きな差はみられないのが現状である。「変更認定申請・変更届の手続き」については、他の項目と比較して若干高く 26.5%(381 件)となっており、大規模法人であるほど変更認定申請・変更届で苦勞している法人の割合が高い。

「定期提出書類等の事務負担」で苦勞している法人の割合は全項目の中で最も高く、その全体の割合は 48.9%(703 件)に達するが、支出規模が大きいほど苦勞している法人の割合が高くなる傾向にあるようだ。「適正な機関運営」で苦勞している法人の割合は全項目の中で最も低く 11.4%(164 件)であり、大規模法人であるほどその割合が高くなる傾向にある。

表 14 は、公益法人を選択して苦勞している点があると回答した法人の割合を行政庁別に示したものである。公益法人になって苦勞している法人の割合が 90%を超えている行政庁は、熊本県(97.4%)、福島県(95.2%)、大阪府(92.7%)、愛媛県(92.3%)、秋田県、茨城県(90.9%)、岩手県(90.5%)、埼玉県および山梨県(90%)である。一方で、公益法人を選択して苦勞している法人の割合が低い行政庁は、下位から大分県(53.8%)、福井県(66.7%)、北海道(69.4%)、内閣府(75.2%)、鳥取県、山口県、香川県、沖縄県(76.5%)、兵庫県(76.9%)であり、とくに大分県の約半数の公益法人は現状で満足しているという結果であった。

表 15 は公益法人になって苦勞している法人について事業内容別にみたものである。「収支相償」で苦勞している法人の割合が 60%を超えているのは医療・福祉関係で多く、「福祉関係の助成」70%(14 件)、「非営利活動支援団体」64.7%(11 件)、「社会福祉関係」60%(51 件)、「健康維持・増進団体等」60%(12 件)であった。

表 14 行政庁別の公益法人を選択して苦勞している法人の割合

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	25	69.4	石川県	16	84.2	岡山県	22	81.5
青森県	11	84.6	福井県	6	66.7	広島県	25	83.3
岩手県	19	90.5	山梨県	9	90.0	山口県	13	76.5
宮城県	16	88.9	長野県	12	80.0	徳島県	10	83.3
秋田県	10	90.9	岐阜県	17	85.0	香川県	13	76.5
山形県	15	83.3	静岡県	26	89.7	愛媛県	12	92.3
福島県	20	95.2	愛知県	26	78.8	高知県	15	83.3
茨城県	20	90.9	三重県	16	88.9	福岡県	39	88.6
栃木県	13	92.9	滋賀県	21	87.5	佐賀県	8	88.9
群馬県	15	78.9	京都府	22	81.5	長崎県	7	77.8
埼玉県	27	90.0	大阪府	38	92.7	熊本県	18	94.7
千葉県	14	87.5	兵庫県	20	76.9	大分県	7	53.8
東京都	65	80.2	奈良県	12	80.0	宮崎県	15	83.3
神奈川県	27	87.1	和歌山県	7	77.8	鹿児島県	20	83.3
新潟県	25	86.2	鳥取県	13	76.5	沖縄県	13	76.5
富山県	15	78.9	島根県	8	88.9	内閣府	325	75.2
合計	1,168	(全体：81.2%)						

表 15 公益法人になって苦勞している法人の事業内容別割合(%)

主たる事業内容 (回答法人数)	収支 相償	公益 事業 比率	遊休 財産 規制	行政 庁の 監督	事業 報告 計画	計算 予算 書類	変更 認定 届類	定期 提出 書類	機関 運営
社会福祉関係(85)	60.0	15.3	16.5	21.2	22.4	17.6	22.4	57.6	10.6
福祉関係の助成(20)	70.0	25.0	20.0	15.0	30.0	25.0	30.0	65.0	0.0
健康維持・増進団体等(50)	56.0	26.0	20.0	28.0	32.0	28.0	40.0	56.0	16.0
医療施設、病院等(20)	60.0	25.0	10.0	30.0	30.0	15.0	20.0	40.0	30.0
教育関係(63)	41.3	7.9	15.9	22.2	19.0	14.3	28.6	50.8	12.7
学会・学術団体(49)	53.1	20.4	34.7	26.5	18.4	22.4	26.5	42.9	10.2
研究・分析機関(48)	50.0	12.5	35.4	22.9	12.5	12.5	22.9	45.8	14.6
助成・表彰(118)	31.4	5.1	31.4	22.0	9.3	7.6	19.5	38.1	5.9
奨学(61)	49.2	13.1	39.3	21.3	21.3	16.4	19.7	36.1	11.5
児童・青少年の健全育成(41)	41.5	12.2	19.5	24.4	39.0	22.0	24.4	56.1	4.9
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	41.7	16.7	27.1	22.9	41.7	37.5	37.5	56.3	10.4
芸術・文化関係(102)	49.0	12.7	23.5	23.5	17.6	19.6	25.5	51.0	14.7
スポーツ関係(55)	29.1	14.5	7.3	20.0	20.0	18.2	29.1	47.3	10.9
地域社会貢献活動・団体(146)	52.1	29.5	18.5	28.1	31.5	25.3	27.4	49.3	6.2
環境保護(34)	52.9	20.6	14.7	26.5	26.5	17.6	17.6	50.0	17.6
災害・地域安全(25)	44.0	16.0	28.0	24.0	24.0	16.0	24.0	32.0	20.0
国際協力(41)	43.9	17.1	17.1	29.3	22.0	12.2	43.9	56.1	19.5
産業創造・企業経営、起業支援(28)	28.6	7.1	10.7	14.3	7.1	10.7	32.1	46.4	14.3
業界団体(57)	35.1	42.1	28.1	14.0	21.1	10.5	26.3	43.9	7.0
同一資格者団体(37)	37.8	13.5	21.6	13.5	29.7	27.0	37.8	67.6	8.1
免許・資格付与・検査・検定(19)	57.9	21.1	15.8	10.5	15.8	5.3	10.5	42.1	10.5
会館運営(11)	27.3	18.2	9.1	18.2	45.5	36.4	18.2	45.5	9.1
行政関連(126)	44.4	13.5	16.7	24.6	23.8	19.8	27.8	47.6	14.3
非営利活動支援団体(17)	64.7	5.9	29.4	23.5	11.8	0.0	17.6	52.9	5.9
全体(合計:1,301)	45.9	17.0	22.1	22.9	22.9	18.4	26.6	48.7	11.2

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体は、公益法人になって苦勞している法人の全回答数に占める割合。

収支相償：収支相償で事業活動が制限される 公益事業比率：公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される  
遊休財産規制：遊休財産の規制がある 行政庁の監督：立入検査など行政庁の監督が続く 事業報告計画：毎年の  
事業報告・事業計画書の作成 計算予算書類：毎年の計算書類・予算書の作成 変更認定届類：変更認定申請・変  
更届出の手続き 定期提出書類：毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい 機関運営：正な機関運営（社員総  
会・評議員会・理事会など）が難しい

「公益目的事業比率」で苦勞している法人の割合が 30%を超えているのは「業界団体」42.1%(24件)のみであり、「遊休財産規制」については「奨学」39.3%(24件)、「研究・分析機関」35.4%(17件)、「学会・学術団体」34.7%(17件)、「助成・表彰」31.4%(37件)で学術・研究、助成団体に多かった。

「行政庁の監督」で苦勞している法人の割合が 30%を超えているのは、「医療施設、病院等」30%(6件)のみであり、「事業報告・事業計画」については、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」41.7%(20件)、「会館運営」45.4%(5件)、「児童・青少年の健全育

成」39% (16 件)、「健康維持・増進団体等」32% (16 件) など 7 件が該当、「計算書類・予算書」については、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」37.5% (18 件) および「会館運営」36.4% (4 件) が該当、「変更認定・変更届」については、「国際協力」43.9% (18 件)、「健康維持・増進団体等」40% (20 件)、「同一資格者団体」37.8% (14 件) など 6 件が該当する。「定期提出書類」で苦勞している法人の割合が 60% を超えているのは、「同一資格者団体」67.6% (25 件) および「福祉関係の助成」65% (13 件) であった。「機関運営」については全体的に数値が低く、最も高い法人で「医療施設、病院等」で 30% (6 件) であった。

運営上苦勞している点に関しては、記述形式でも回答をお寄せいただいているが、図 9 は、それをカテゴリー別に分類したものである。

「収支相償に関するもの」および「定期提出書類の作成・事務負担に関するもの」が最も多く、いずれも 200 件を超えている。収支相償に関する記述回答の一部を以下に紹介する。

- ・収支相償は達成しているが、当期経常増減額においてマイナスが数期続いており、危機的状況である。
- ・収支相償により、財政状況の悪化に陥り、短期借入をして運営している。
- ・赤字が続くと組織の役割が果たせない。
- ・収支相償および遊休財産規制により法人の運営体力が先細りし、創設者の遺志の継続が難しくなっている。
- ・予期しない黒字が出た場合は、本来なら将来において有効活用できるところを、何とか収支を揃えるために無駄な支出をしなければならなくなる。

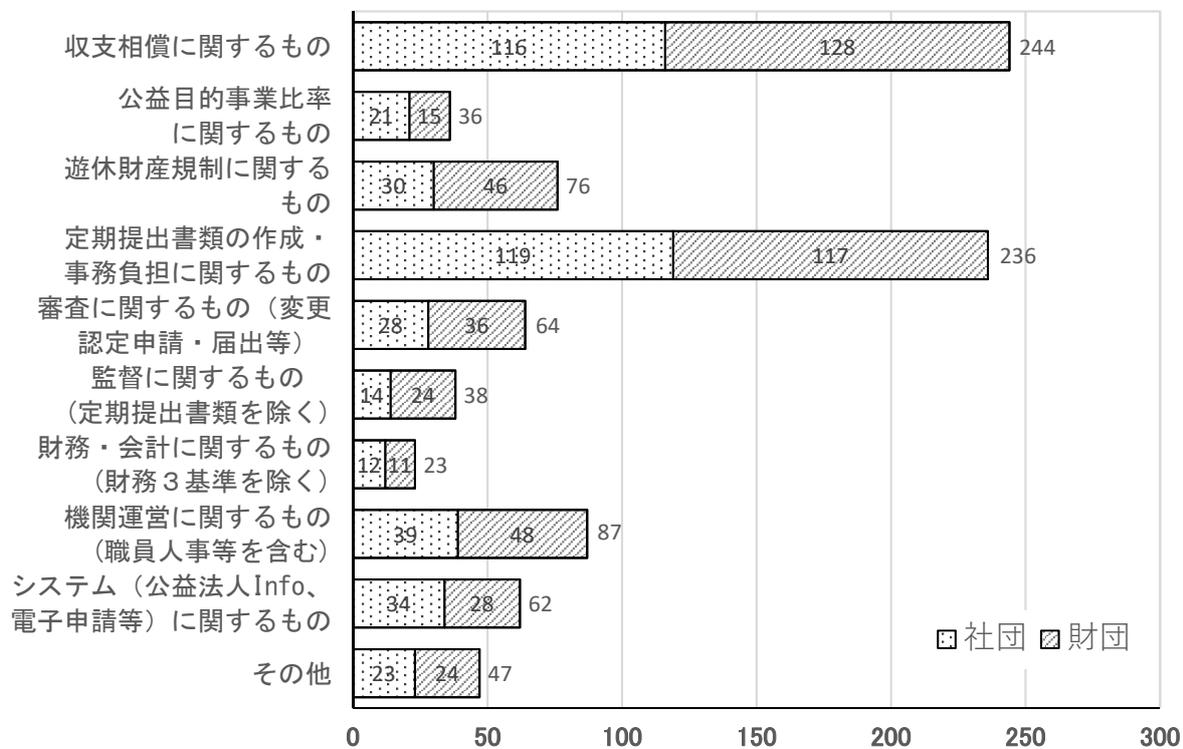


図 9 運営上苦勞している点に関する記述回答の件数

記述回答は、83 頁、IV の 1.3 を参照。

- ・収支相償と遊休財産の制限が、著しく財団の運営と事業活動拡大を困難なものにしており、本末転倒。廃止もしくは大幅な緩和が望まれる。
- ・現制度は公益法人の弱体化を狙った、公益活動や市民社会活動を否定するような制度運用がなされているように思います。
- ・現行制度下では、組織の安定化を図る策を講じることは困難。現場を熟知していない専門家が理論だけで策定するから、このような制度になってしまう。

このように、収支相償により内部留保が一切認められていない公益法人から様々な不安の声が聞かれ、また公益法人になったことの後悔の声も多くみられた。このことは、日本で市民社会が育たない大きな原因にもなっていると思われ、何かしらの改善策が求められる。

英米では、チャリティの事業継続とレジリエンス獲得を目的とした資金積立制度(Reserves Policy)があり、積立金の保有は日本と対照的で制度的に必須要件となっている。この制度は、特定の目的のために積み立てる資金ではなく、チャリティが突発的な環境変化に対しても事業が継続できるようにする仕組みであり、チャリティのレジリエンス獲得のためのものである。公益法人の場合は、特定費用準備資金の制度はあるが、これは特定目的のための積み立て制度であり、公益法人の事業が中断することによる受益者の不利益や社会的なダメージは全く考慮されていない。今回の新型コロナウイルスの感染拡大で、公益事業収入が途絶えた多くの公益法人の存続が危ぶまれている背景には、収支相償や遊休財産規制の存在があると考えられる。

定期提出書類関係についても 236 件の回答があり、その主なものを以下に紹介する。

- ・毎年同じ内容の入力を求められ、変更箇所のみ訂正できる仕組み、数値的な個所では自動算出などは考えられないか。
- ・小規模団体（収入 3,000 万円以下）については、定期提出書類の簡便化を図ってほしい。
- ・内容が複雑であるため、限られた予算の中で財務処理を税理士法人に依頼しており、本来事業に充てられる資金に影響が出ている。
- ・公益法人になって事務負担が増え、法人運営が専門になってしまっている。
- ・事業報告書類(予算計算書類関係)の複雑さにより、書類に関する理解が難しく、作成時に労力と時間が多く割かれてしまいます。少しでも簡素化していただけると幸いです。
- ・事業報告、事業計画の提出時期が、理事会・評議員会の時期と重なり毎年バタバタするので、もう少し提出期間に猶予が欲しい。

このように、規制遵守のための資源負担の増大に苦しむ公益法人の姿を捉えることができる記述回答が多く寄せられた。

英米の定期提出書類は、一般市民のニーズにも対応している内容となっているが、公益法人の定期提出書類は、不正がないかを証明するための書類という性格が強いため行政庁のニーズに対応したものとなっている。このことから、社員総会、評議員会、理事会を含む一般市民のニーズに対応したものは別途会計資料等を用意する必要があるのが実情であり、この状況について何団体かが記述回答で述べている。また、英国の規制機関「チャリティ委員会」を 2019 年 9 月に訪問した時、委員及び事務局は「本来チャリティ活動に利用できる資源を規制遵守のために費消させるのは好ましくない」と繰り返し述べていた。チャリティ制度に比例原則(Proportionality)が取り入れられているのはこのためであり、このほかにも様々な場

面でチャリティに対する配慮がみられる。

その他の記述回答については、主なものについて以下に示したが、具体的な記述内容は 83 頁、IVの 1.3 を参照されたい。

- ・変更認定は時間がかかり事務負担も大きいため、環境変化に伴う事業変更、社会的なニーズに対応するための事業拡大などが行えない。
- ・認定事業の内容変更等、流動的な運営が困難であり事業がマンネリ化する傾向にあるため、変更認定の基準を緩和し変更届で済むように改正願いたい。
- ・公益目的事業会計と法人会計の区分や収支相償の計算、H表の作成などの改善が分かりにくく、改善をお願いします。
- ・公益インフォメーションは操作性の問題以前に、エラーやバグなど欠陥の多さが異常であり、このシステムを公式とするのは問題ではないか。

## (2) 法人種類の再選択

再度法人格を選択できるとしたらどの法人類型を選択するか聞いた。公益法人を再度選択すると回答した法人が最も多く、全体の 81%(1,166 件)を占めるが、前年比では 2.5 ポイント減少した (図 10)。

法人格別にみると、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合は社団よりも財団の方が高く 87.2%(663 件)にのぼり、社団とのポイント差は 13.1 にも及ぶ。

一方、他法人格への転換を望む法人は 19%(273 件)で、とりわけ一般法人を再度選択すると回答した法人が全体の 16.3%(234 件)を占め、前年比で 2 ポイント上昇した。社団のみをみると、4 分の 1 が一般法人を選択すると回答しており、財団とのポイント差は 15 にも及ぶ。

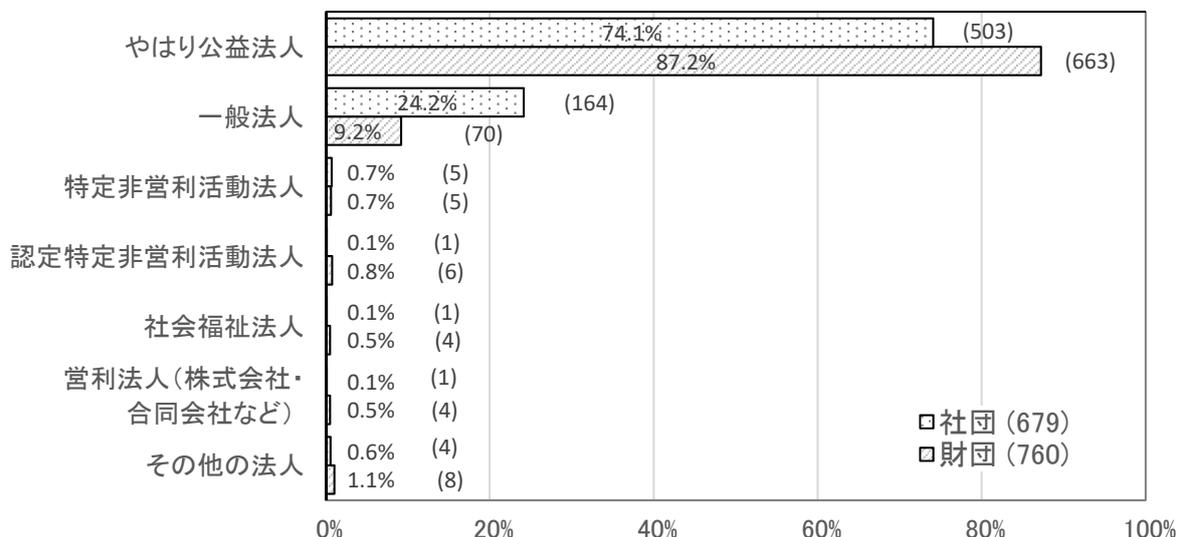


図 10 再度選択できるとした場合に選択する法人格

図 11 は、再度選択するとした場合の法人格を支出規模別に示したものである。図によると、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合が最も高いのは、支出規模が 10 億円以上の大規模法人であり、支出規模が小さいほど公益法人を選択する法人の割合が低くなる傾向にある。

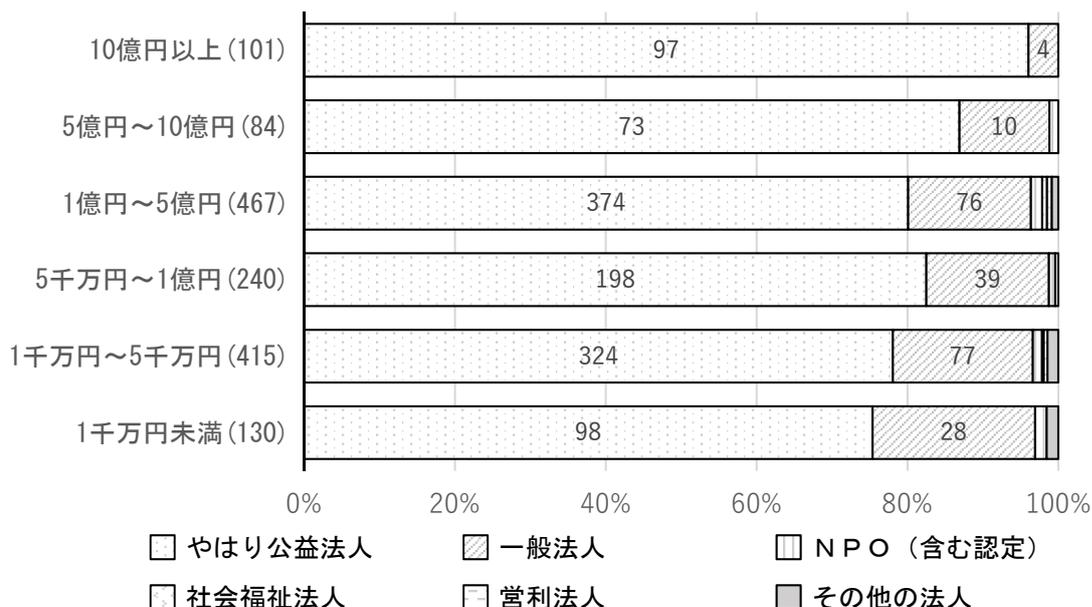


図 11 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

公益法人以外を選択したいとする法人を支出規模別にみると、5千万円未満の法人の20%以上は公益法人以外の法人格を選択したいと回答しており、支出規模が大きいほどその傾向は薄れる（図 12）。同図から、小規模法人が公益法人になることの困難さを窺い知ることができる。

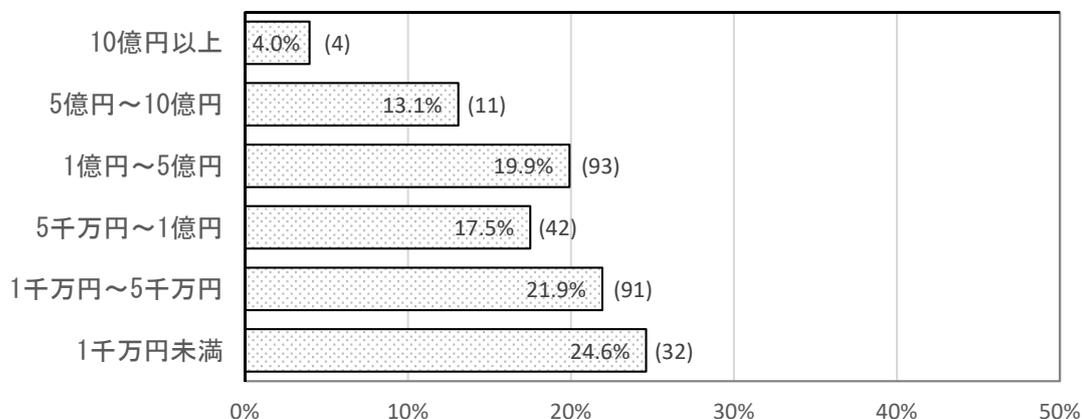


図 12 公益法人以外を選択したいとする法人の支出規模別割合

次に、公益法人以外を選択したいとする法人のみ抜き出して、苦労している点ごとに割合をみてみた（図 13）。公益法人以外を選択したいとする法人の68%(119件)が「毎年の定期提出書類の作成・事務負担」と回答しており、「収支相償で事業活動が制限される」と回答している法人も57.1%(100件)におよび、この2項目が公益法人でいることの困難性を引き起こしている主な原因となっていると考えられる。「毎年の事業報告・事業計画書の作成」および「立入検査など行政庁の監督が続く」と回答した法人についても40%を上回っている。

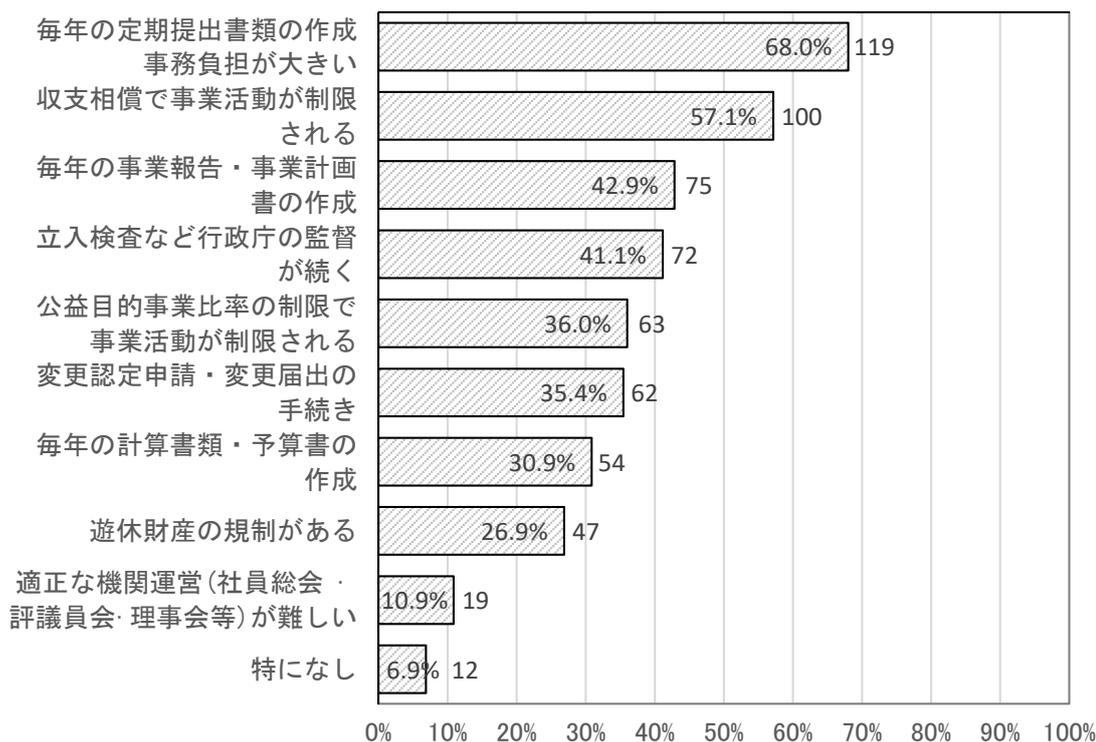


図 13 公益法人以外を選択したいとする法人が苦勞している点

表 16 行政庁別の公益法人を再度選択するとした法人の割合

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	25	69.4	石川県	16	84.2	岡山県	17	63.0
青森県	9	69.2	福井県	8	88.9	広島県	23	76.7
岩手県	14	66.7	山梨県	7	70.0	山口県	17	100.0
宮城県	13	72.2	長野県	11	73.3	徳島県	9	75.0
秋田県	6	54.5	岐阜県	13	65.0	香川県	14	82.4
山形県	15	83.3	静岡県	24	82.8	愛媛県	12	92.3
福島県	16	76.2	愛知県	30	90.9	高知県	16	88.9
茨城県	16	72.7	三重県	16	88.9	福岡県	31	70.5
栃木県	12	85.7	滋賀県	21	87.5	佐賀県	5	55.6
群馬県	17	89.5	京都府	24	88.9	長崎県	7	77.8
埼玉県	22	73.3	大阪府	32	78.0	熊本県	18	94.7
千葉県	10	62.5	兵庫県	20	76.9	大分県	8	61.5
東京都	70	86.4	奈良県	10	66.7	宮崎県	14	77.8
神奈川県	25	80.6	和歌山県	8	88.9	鹿児島県	19	79.2
新潟県	21	72.4	鳥取県	11	64.7	沖縄県	11	64.7
富山県	18	94.7	島根県	5	55.6	内閣府	380	88.0
合 計	1,166 (全体 : 81%)					地方合計	786	78.1

表 16 は、回答法人数(1,439 法人)のうち、公益法人を再度選択すると回答した法人数およびその割合を行政庁別に示したものである。公益法人を再度選択すると回答した法人の割合は、内閣府が 88% (380 件)、都道府県が 78.1% (786 件)であり、内閣府が 10 ポイント上回る結果となった。

地方行政庁別にみえていくと、90%以上を示す行政庁は、高い順に山口県(100%)、富山県(94.7%)、熊本県(94.7%)、愛媛県(92.3%)、愛知県(90.9%)である。他方、60%に満たない行政庁は秋田県(54.5%)、島根県(55.6%)、佐賀県(55.6%)であり、これら行政庁所管の公益法人の半数近くが、満足度は高くないとも読み取れそうだ。

次に、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合を事業内容別にみえてみる(表 17)。

表 17 法人選択の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	公益法人	一般法人	特活法人	その他
社会福祉関係(85)	72.9%	20.0%	1.2%	<b>5.9%</b>
福祉関係の助成(20)	85.0%	15.0%	0.0%	0.0%
健康維持・増進団体等(50)	82.0%	18.0%	0.0%	0.0%
医療施設、病院等(20)	<b>90.0%</b>	10.0%	0.0%	0.0%
教育関係(63)	81.0%	14.3%	1.6%	3.2%
学会・学術団体(49)	77.6%	<b>22.4%</b>	0.0%	0.0%
研究・分析機関(48)	<b>91.7%</b>	6.3%	2.1%	0.0%
助成・表彰(118)	<b>95.8%</b>	3.4%	0.8%	0.0%
奨学(61)	<b>91.8%</b>	6.6%	1.6%	0.0%
児童・青少年の健全育成(41)	82.9%	12.2%	<b>4.9%</b>	0.0%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	89.6%	6.3%	0.0%	<b>4.2%</b>
芸術・文化関係(102)	83.3%	13.7%	2.0%	1.0%
スポーツ関係(55)	81.8%	16.4%	1.8%	0.0%
地域社会貢献活動・団体(146)	65.8%	<b>32.2%</b>	0.0%	2.1%
環境保護(34)	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%
災害・地域安全(25)	80.0%	16.0%	<b>4.0%</b>	0.0%
国際協力(41)	82.9%	14.6%	0.0%	2.4%
産業創造・企業経営、起業支援(28)	<b>96.4%</b>	0.0%	0.0%	3.6%
業界団体(57)	77.2%	<b>21.1%</b>	0.0%	1.8%
同一資格者団体(37)	73.0%	<b>21.6%</b>	5.4%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定(19)	78.9%	<b>21.1%</b>	0.0%	0.0%
会館運営(11)	72.7%	18.2%	0.0%	<b>9.1%</b>
行政関連(126)	76.2%	<b>21.4%</b>	0.8%	1.6%
非営利活動支援団体(17)	88.2%	5.9%	<b>5.9%</b>	0.0%
全体(合計:1,301)	81.4%	16.0%	1.2%	1.5%

太字は、法人選択の事業内容ごとの全回答に占める割合の上位 5。

%は、法人選択の事業内容ごとの全回答に占める割合。

公益法人を選択したいとする法人の割合が90%を超えているのは、上位より「産業創造・企業経営、起業支援」96.4%(27件)、「助成・表彰」95.8%(113件)、「奨学」91.8%(56件)、「研究・分析機関」91.7%(44件)、「医療施設、病院等」90%(18件)であった。一方で、公益法人を選択したいとする法人の割合が低かったのは、下位から「地域社会貢献活動・団体」65.8%(96件)、「会館運営」72.7%(8件)、「社会福祉関係」72.9%(62件)「同一資格者団体」73%(27件)であった。

一般法人を選択したいとする法人の割合が高かったのは、「地域社会貢献活動・団体」が圧倒的に高く32.2%(47件)であり、「学会・学術団体」の22.4%(11件)、「同一資格者団体」の21.6%(8件)、「行政関連」の21.4%(27件)、「免許・資格付与・検査・検定」の21.1%(4件)が続く。「産業創造・企業経営、起業支援」については一般法人を選択したいと回答した法人はなかった。

特定非営利活動法人(認定法人含む)およびその他法人格(社会福祉法人、営利法人、その他の法人)を選択したいとする法人は、全体に占める割合がそれぞれ1.2%(15件)および1.5%(19件)でいずれも低い。

公益法人以外を選択したいとする法人の割合が2割超を示すものについて、事業内容別に示したものが図14である。「地域社会貢献活動・団体」の34.2%の団体は公益法人以外を選択したいと回答しており、「会館運営」、「社会福祉関係」、「同一資格者団体」においても27%超の法人が一般法人等への転換を望んでいることが分かる。構成比についてみていくと、「同一資格者団体」および「災害・地域安全」は特定非営利活動法人の割合が比較的高く、「会館運営」および「社会福祉関係」はその他法人格の割合が高いことが分かる。

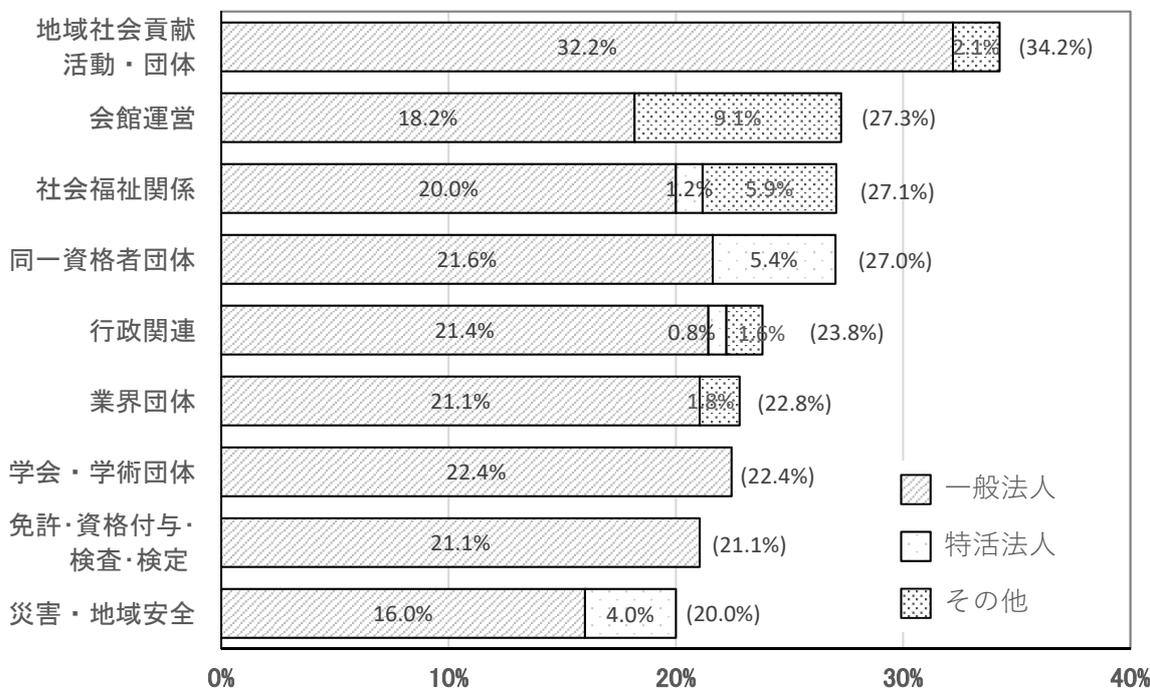


図14 中心的事業分野別の公益法人以外を選択したいとする法人の割合(2割超)

「その他」は社会福祉法人、営利法人、その他の法人を含む。カッコ内は計。

### 3. 寄附と税制について

#### (1) 寄附金に対する姿勢

法人の総収入における寄附金の割合を聞いた(図15)。0%が半数以上(50.8%、727件)を占め、社団は9割近く(88%、595件)の法人、財団も7割以上(71%、536件)の法人において、10%未満という結果になった。例年同様の傾向で、内閣府が毎年実施する概況調査の結果とも一致している。社団に比べて財団は相対的に寄附金割合が多く、財団では寄附金割合が50%以上を占める法人が15.6%あることは特筆される。

支出規模別の収入に占める寄附金の割合をみると、支出規模が大きいほど寄附金収入ゼロの法人が多く、小規模法人であるほど寄附金収入の割合が高いことが分かる(図16)。とりわけ支出規模1千万円未満は13.1%(17件)、1千万円～5千万円は15.8%(65件)が総収入額の50%以上が寄附金収入ということである。

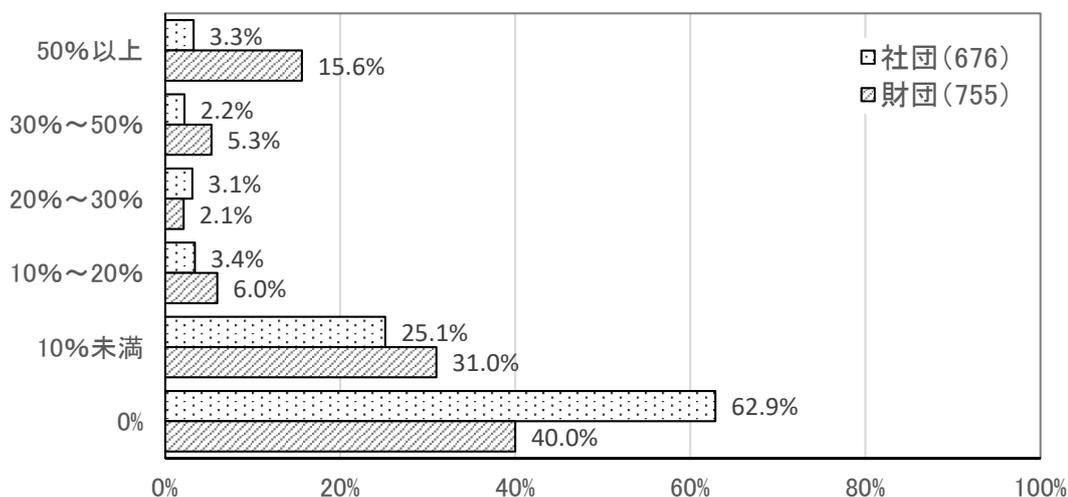


図15 寄附金の総収入に占める割合

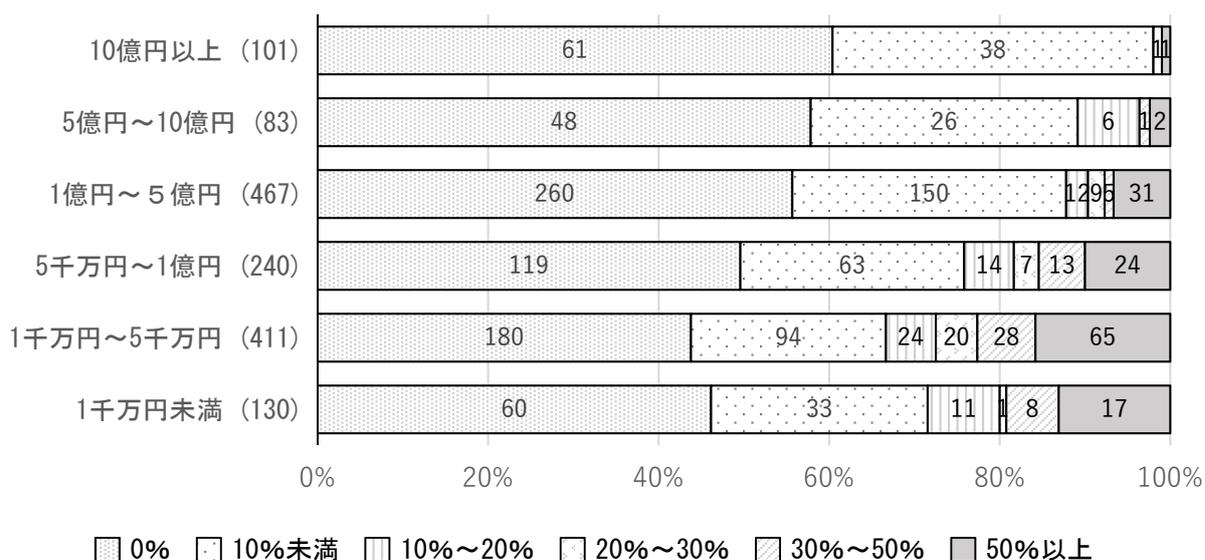


図16 支出規模別の収入に占める寄附金の割合  
項目カッコ内数字は該当法人数。5%未満の数値は、非表示。

寄附と税制について

表 18 は、寄附金の総収入の事業内容別割合を示したものである。寄附収入が全くないとする法人の割合が高いのは、「産業創造・企業経営、起業支援」78.6% (22 件)、「行政関連」77.8% (98 件)、「地域社会貢献活動・団体」74.7% (109 件)、「会館運営」72.7% (8 件)、「業界団体」71.9% (41 件) などである。これら多くの団体の主な収入源については、表 9 を参照にされたい。寄附金収入がある法人の割合が高いのは、「国際協力」82.9%、「学会・学術団体」および「芸術・文化関係」73.5% であり、これらの事業を実施するほとんどの法人は寄附収入を得ていることになる。また、総収入の 50% 以上が寄附収入であるとする法人の割合が高いのは「助成・表彰」31.4% および「奨学」21.3% であった。

事業内容別にみても、寄附収入が全くない法人の割合が最も高い事業内容は、「産業創造・企業経営、起業支援」、「行政関連」、「地域社会貢献活動・団体」など 19 件が該当する (表 18)。

表 18 寄附金の総収入の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
社会福祉関係(85)	<b>47.1%</b>	28.2%	7.1%	3.5%	4.7%	9.4%
福祉関係の助成(20)	<b>55.0%</b>	15.0%	0.0%	5.0%	10.0%	15.0%
健康維持・増進団体等(50)	<b>62.0%</b>	20.0%	0.0%	0.0%	6.0%	12.0%
医療施設、病院等(20)	<b>50.0%</b>	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
教育関係(63)	<b>44.4%</b>	30.2%	4.8%	3.2%	1.6%	14.3%
学会・学術団体(49)	26.5%	<b>57.1%</b>	4.1%	6.1%	4.1%	2.0%
研究・分析機関(48)	<b>37.5%</b>	29.2%	10.4%	2.1%	6.3%	10.4%
助成・表彰(118)	<b>36.4%</b>	16.1%	5.9%	3.4%	6.8%	31.4%
奨学(61)	<b>36.1%</b>	24.6%	4.9%	4.9%	8.2%	21.3%
児童・青少年の健全育成(41)	34.1%	<b>36.6%</b>	0.0%	4.9%	7.3%	14.6%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	<b>37.5%</b>	33.3%	6.3%	0.0%	6.3%	16.7%
芸術・文化関係(102)	26.5%	<b>52.9%</b>	7.8%	2.0%	4.9%	5.9%
スポーツ関係(55)	30.9%	<b>52.7%</b>	10.9%	3.6%	1.8%	5.5%
地域社会貢献活動・団体(146)	<b>74.7%</b>	17.8%	2.7%	1.4%	1.4%	0.0%
環境保護(34)	<b>50.0%</b>	20.6%	8.8%	0.0%	5.9%	14.7%
災害・地域安全(25)	<b>48.0%</b>	24.0%	8.0%	8.0%	4.0%	8.0%
国際協力(41)	17.1%	<b>51.2%</b>	14.6%	4.9%	0.0%	12.2%
産業創造・企業経営、起業支援(28)	<b>78.6%</b>	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%
業界団体(57)	<b>71.9%</b>	22.8%	3.5%	0.0%	0.0%	1.8%
同一資格者団体(37)	<b>67.6%</b>	27.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定(19)	<b>63.2%</b>	26.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
会館運営(11)	<b>72.7%</b>	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行政関連(126)	<b>77.8%</b>	15.1%	1.6%	2.4%	0.8%	2.4%
非営利活動支援団体(17)	<b>47.1%</b>	17.6%	11.8%	0.0%	5.9%	17.6%
全体 (合計:1,301)	50.0%	28.5%	4.9%	2.5%	3.8%	9.9%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

寄附金を募集していない法人 828 件について、寄附金を募集しない理由を伺ったところ、半数以上(50.8%、421 件)が事業収入や運用収入で間に合っているという回答であった(図 17)。また、寄附を募集したことがなく、ノウハウがないとする法人も相当数みられ、43.2% (358 件)を占める。とくに社団の割合が 47.6%(217 件)と高く、財団とのポイント差は 9.7 である。寄附を募るノウハウがないがために寄附募集を躊躇する法人が 4 割以上存在することを考えると、寄附文化の醸成を実現させるためにも、寄附やファンドレイジングに関する啓発が必要と思われる。

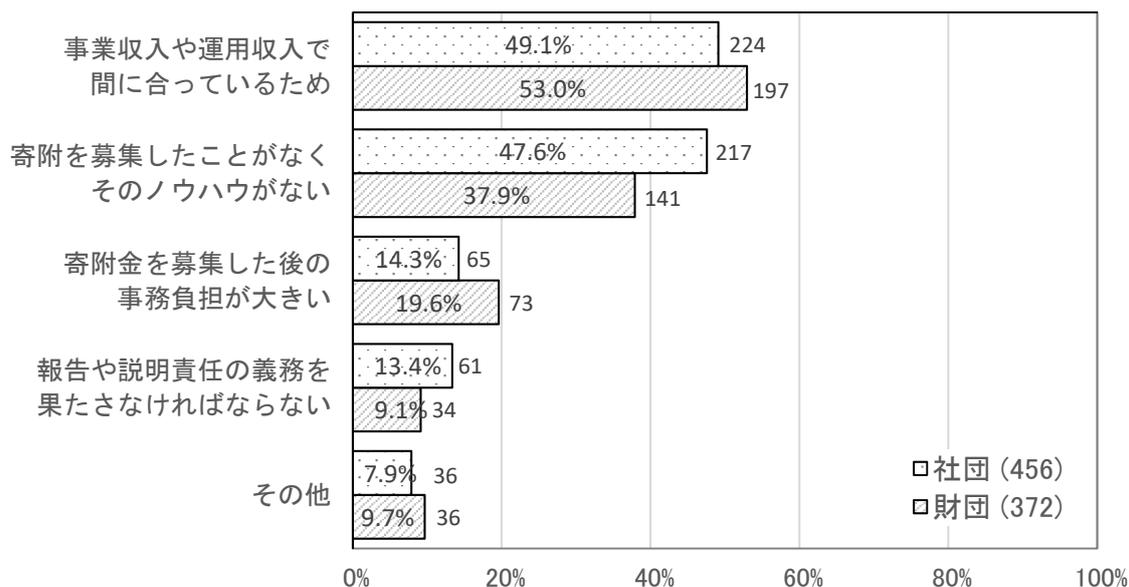


図 17 寄附募集をしないとした法人の中でのその理由の割合(複数選択)

「その他」の記述回答は、143 頁、IVの 1.4 を参照。

表 19 は、事業内容別の寄附を募集しない理由を示したものである。表によると、「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人の割合が高かったのは、「学会・学術団体」100%(13 件)、「医療施設、病院等」90%(9 件)、「奨学」86.4%(19 件)、「免許・資格付与・検査・検定」83.3%(10 件)、「助成・表彰」79.1%(34 件)であった。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した法人の割合は、「芸術・文化関係」85.2%(23 件)、「スポーツ関係」76.5%(13 件)、「会館運営」75%(6 件)、「児童・青少年の健全育成」71.4%(10 件)、「国際協力」71.4%(5 件)が高かった。

「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」と回答した法人の割合は全体的に低く、最も割合が高かったものでも「芸術・文化関係」の 48.1%(13 件)であった。また、「募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない」という理由から寄附を募集していない法人の割合も全体的に低く、同じく「芸術・文化関係」が最も高く 25.9%(7 件)であった。

表 19 事業内容別の寄附募集をしない理由

主たる事業内容 (寄附を募集していない法人の数)	間に合っているため	経験・ノウハウがない	後の事務負担が大きい	報告・説明責任が大変
社会福祉関係(40)	37.5%	<b>55.0%</b>	22.5%	20.0%
福祉関係の助成(11)	<b>45.5%</b>	<b>45.5%</b>	27.3%	18.2%
健康維持・増進団体等(31)	45.2%	<b>48.4%</b>	25.8%	19.4%
医療施設、病院等(10)	<b>90.0%</b>	30.0%	10.0%	10.0%
教育関係(28)	<b>57.1%</b>	46.4%	21.4%	7.1%
学会・学術団体(13)	<b>100.0%</b>	53.8%	15.4%	7.7%
研究・分析機関(18)	<b>77.8%</b>	33.3%	27.8%	5.6%
助成・表彰(43)	<b>79.1%</b>	51.2%	34.9%	16.3%
奨学(22)	<b>86.4%</b>	36.4%	31.8%	4.5%
児童・青少年の健全育成(14)	42.9%	<b>71.4%</b>	14.3%	14.3%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(18)	38.9%	<b>61.1%</b>	33.3%	22.2%
芸術・文化関係(27)	48.1%	<b>85.2%</b>	48.1%	25.9%
スポーツ関係(17)	23.5%	<b>76.5%</b>	23.5%	11.8%
地域社会貢献活動・団体(109)	51.4%	<b>55.0%</b>	13.8%	17.4%
環境保護(17)	<b>64.7%</b>	47.1%	17.6%	5.9%
災害・地域安全(12)	<b>58.3%</b>	25.0%	33.3%	16.7%
国際協力(7)	57.1%	<b>71.4%</b>	14.3%	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援(22)	<b>54.5%</b>	45.5%	9.1%	4.5%
業界団体(41)	<b>56.1%</b>	48.8%	7.3%	12.2%
同一資格者団体(25)	<b>68.0%</b>	56.0%	16.0%	16.0%
免許・資格付与・検査・検定(12)	<b>83.3%</b>	50.0%	8.3%	8.3%
会館運営(8)	<b>75.0%</b>	<b>75.0%</b>	12.5%	0.0%
行政関連(98)	<b>65.3%</b>	31.6%	12.2%	11.2%
非営利活動支援団体(8)	<b>75.0%</b>	25.0%	0.0%	0.0%
全体(合計:651)	59.1%	49.6%	19.5%	13.5%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体(651件)には、「その他」と回答した法人および調査対象から除外した「主たる事業内容」のカテゴリー一分は含まれていない。

間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため 経験・ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告・説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない

## (2) 税額控除証明の取得状況等

公益法人には、個人寄附をより多く集めるための制度として税額控除制度が用意されているが、それに必要な税額控除証明の取得状況について質問したところ、取得済みは29.4%(419件)、前年比では1.7ポイント増となり、わずかではあるが税額控除証明の認識、取得が進んでいるといえそう(図18)。一方、税額控除制度自体を知らないとする法人も27.6%(393件)、前年比でも3.3ポイント増となっており、税額控除制度のさらなる普及に向けた取り組みが必要と思われる。ちなみに、制度は知っているが取得していないとする回答が最も多く、43%(612件)という状況である。

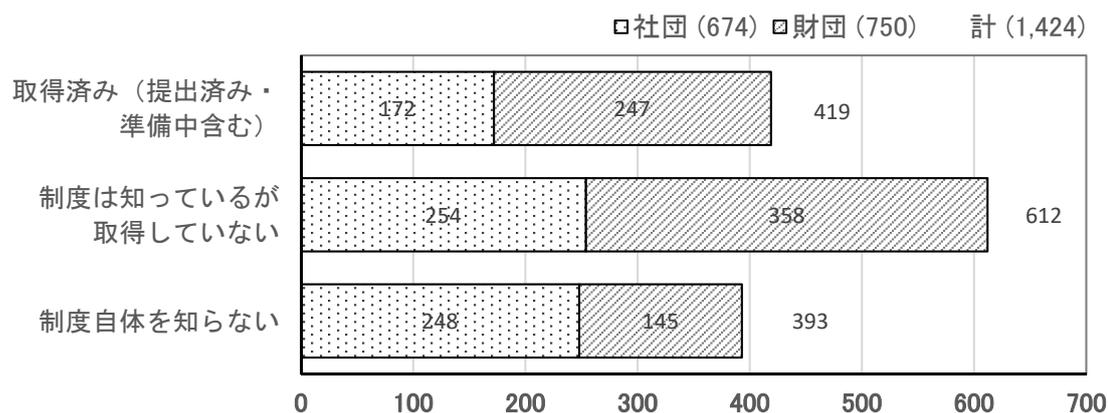


図 18 税額控除証明の取得状況

カッコ内は同質問の回答法人数 1,424 件に占める割合。

表 20 事業内容別の税額控除証明取得状況

主たる事業内容 (回答法人数)	取得済み	制度は知っているが、取得していない	制度自体を知らない
社会福祉関係(85)	<b>42.4%</b>	34.1%	23.5%
福祉関係の助成(20)	10.0%	<b>50.0%</b>	35.0%
健康維持・増進団体等(50)	32.0%	24.0%	<b>44.0%</b>
医療施設、病院等(20)	30.0%	<b>40.0%</b>	30.0%
教育関係(63)	<b>44.4%</b>	34.9%	19.0%
学会・学術団体(49)	34.7%	<b>44.9%</b>	20.4%
研究・分析機関(48)	29.2%	<b>54.2%</b>	16.7%
助成・表彰(118)	26.3%	<b>61.0%</b>	12.7%
奨学(61)	32.8%	<b>57.4%</b>	9.8%
児童・青少年の健全育成(41)	<b>43.9%</b>	36.6%	17.1%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	25.0%	<b>43.8%</b>	31.3%
芸術・文化関係(102)	27.5%	<b>53.9%</b>	17.6%
スポーツ関係(55)	27.3%	<b>56.4%</b>	16.4%
地域社会貢献活動・団体(146)	22.6%	30.8%	<b>46.6%</b>
環境保護(34)	<b>50.0%</b>	38.2%	11.8%
災害・地域安全(25)	<b>44.0%</b>	<b>44.0%</b>	12.0%
国際協力(41)	<b>51.2%</b>	39.0%	9.8%
産業創造・企業経営、起業支援(28)	14.3%	35.7%	<b>42.9%</b>
業界団体(57)	21.1%	36.8%	<b>42.1%</b>
同一資格者団体(37)	21.6%	37.8%	<b>40.5%</b>
免許・資格付与・検査・検定(19)	21.1%	31.6%	<b>47.4%</b>
会館運営(11)	9.1%	<b>36.4%</b>	<b>36.4%</b>
行政関連(126)	18.3%	<b>42.9%</b>	36.5%
非営利活動支援団体(17)	<b>47.1%</b>	29.4%	23.5%
全体 (合計:1,301)	29.6%	42.8%	26.7%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

表 20 は、税額控除証明取得状況について事業内容別に示したものである。事業内容別にみると、税額控除証明を既に取得している法人の割合が最も高い事業は、「環境保護」50%(17 件)、「国際協力」51.2%(21 件)、「非営利活動支援団体」47.1%(8 件)など 7 事業が該当する。

他方、制度は知っているが税額控除証明を取得していない法人の割合が最も高い事業は、「助成・表彰」61%(72 件)、「奨学」57.4%(35 件)、「スポーツ関係」56.4%(31 件)などの 12 事業であった。

制度自体を知らないと回答した法人の割合が最も高かった事業は、「免許・資格付与・検査・検定」47.4%(4 件)、「地域社会貢献活動・団体」46.6%(68 件)、「健康維持・増進団体等」44%(22 件)であり、これら法人に対する税額控除制度の啓発活動が不十分と言える。

税額控除証明取得状況について行政庁別にみると、その割合が最も高かったのは山梨県 50%(5 件)であり、岡山県 44.4%(12 件)、富山県 42.1%(8 件)、長野県 40%(6 件)が続く(表 21)。一方で、徳島県は税額控除証明取得の回答はなく、岩手県も 9.5%(2 件)という状況であった。

表 21 行政庁別の税額控除証明の取得状況

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	10	27.8	石川県	5	26.3	岡山県	12	44.4
青森県	2	15.4	福井県	2	22.2	広島県	10	33.3
岩手県	2	9.5	山梨県	5	50.0	山口県	4	23.5
宮城県	6	33.3	長野県	6	40.0	徳島県	0	0.0
秋田県	2	18.2	岐阜県	6	30.0	香川県	5	29.4
山形県	3	16.7	静岡県	5	17.2	愛媛県	5	38.5
福島県	6	28.6	愛知県	8	24.2	高知県	4	22.2
茨城県	7	31.8	三重県	5	27.8	福岡県	10	22.7
栃木県	3	21.4	滋賀県	3	12.5	佐賀県	1	11.1
群馬県	5	26.3	京都府	8	29.6	長崎県	1	11.1
埼玉県	9	30.0	大阪府	12	29.3	熊本県	5	26.3
千葉県	5	31.3	兵庫県	4	15.4	大分県	2	15.4
東京都	21	25.9	奈良県	4	26.7	宮崎県	4	22.2
神奈川県	10	32.3	和歌山県	1	11.1	鹿児島県	4	16.7
新潟県	7	24.1	鳥取県	3	17.6	沖縄県	5	29.4
富山県	8	42.1	島根県	2	22.2	内閣府	162	37.5
合計	419	(回答法人 1,439 の 29.1%)						

次に、税額控除証明の取得状況について支出規模別にみていく(図 19)。全体的には、支出規模が小さいほど税額控除証明を取得する傾向にあり、とりわけ支出規模 10 億円以上の税額控除証明を取得している法人の割合はわずか 16.8%(17 件)であった。また、支出規模が大きいほど税額控除制度を知らないとする法人の割合が高い傾向が示されている。

次に、寄附金収入ごとに税額控除証明の取得状況をみてみた(図 20)。寄附金収入が多いほど税額控除証明を取得する傾向にあると思われるが、寄附金収入の割合が 50%以上については 46.4%の法人しか税額控除証明を取得していない。

一方、寄附金収入がない法人の40.5%(295件)が税額控除制度を知らないと回答しており、制度を知らないがために税額控除証明の取得に向けた検討さえもできないという小規模法人は数多く存在すると思われる。

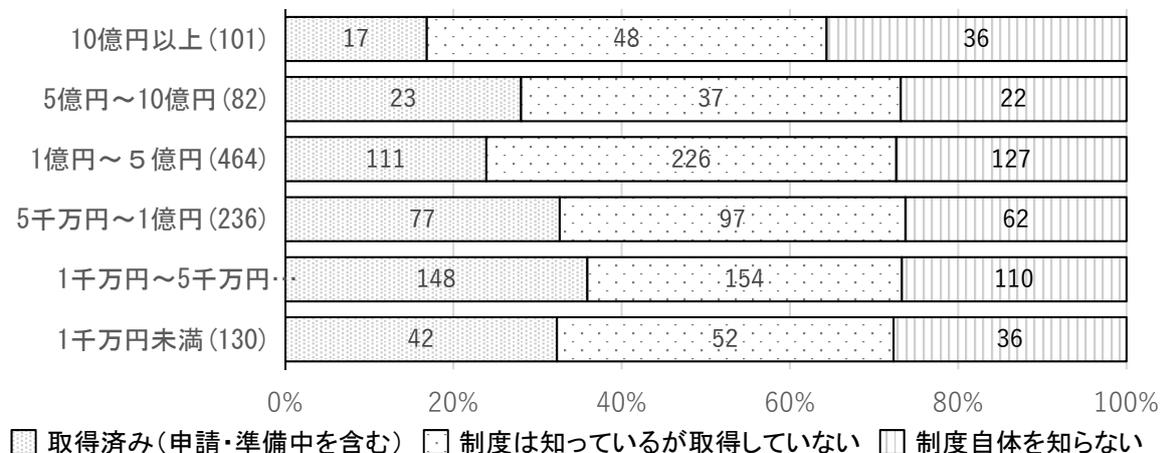


図19 税額控除証明の支出規模別取得状況

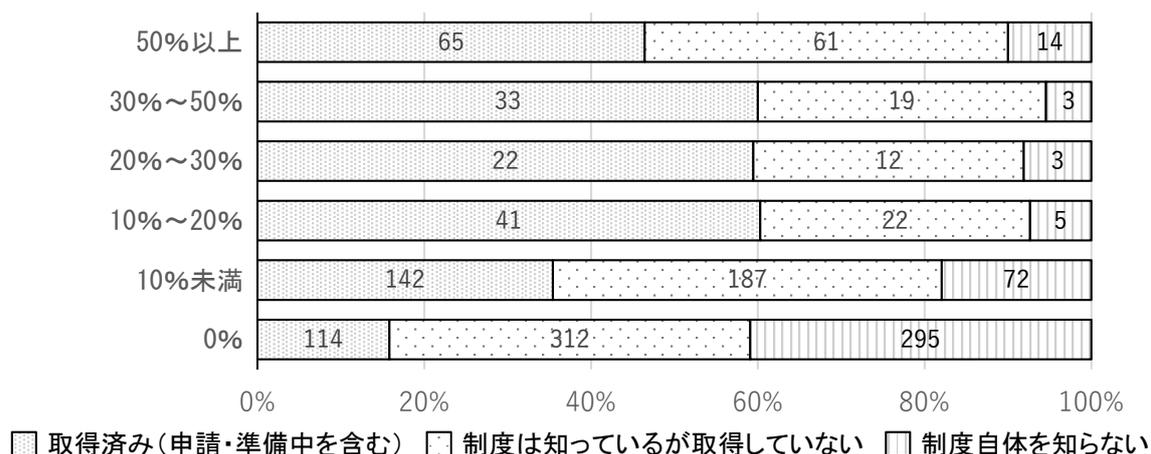


図20 寄附金の収入に占める割合別の税額控除証明の取得状況

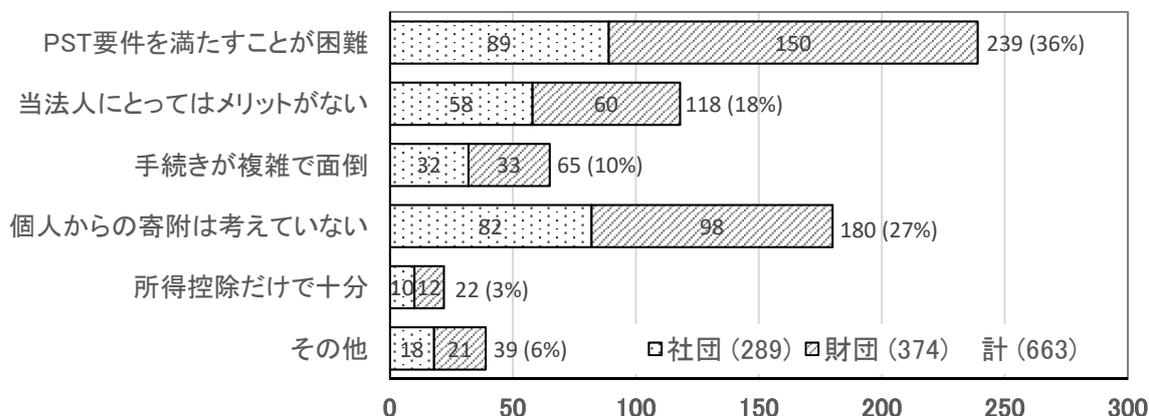


図21 税額控除証明を取得しない理由

カッコ内%は同質問の回答法人数663件に占める割合。  
「その他」の記述回答は、145頁、IVの1.5を参照。

寄附と税制について

次に、税額控除証明を取得しない理由についてみていく(図 21)。回答法人 663 件のうち 36%にあたる 239 件は「PST 要件を満たすことが困難」としており、これらの法人には、PST 要件を満たせば取得したいと考える法人も存在すると思われる。

「当法人にとってはメリットがない」と回答した法人は 118 件で全体の 17.8%を占める。また、「手続きが複雑で面倒」は 65 件(9.8%)、「個人からの寄附は考えていない」は 180 件(27.1%)、「所得控除だけで十分」は 22 件(3.3%)であり、これらの法人は税額控除証明を取得することをほとんど考えていないグループであると言える。

表 22 事業内容別の税額控除証明を取得していない理由

主たる事業内容 (回答法人数)	PST 要件 が困難	メリッ トが ない	手続 きが 面倒	個人寄 附は 不要	所得 控除 で 十分
社会福祉関係(27)	<b>33.3%</b>	22.2%	11.1%	<b>33.3%</b>	0.0%
福祉関係の助成(11)	<b>63.6%</b>	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%
健康維持・増進団体等(13)	30.8%	7.7%	15.4%	<b>46.2%</b>	0.0%
医療施設、病院等(9)	<b>44.4%</b>	11.1%	0.0%	<b>44.4%</b>	0.0%
教育関係(23)	34.8%	17.4%	4.3%	<b>39.1%</b>	4.3%
学会・学術団体(21)	<b>38.1%</b>	14.3%	33.3%	14.3%	0.0%
研究・分析機関(25)	<b>28.0%</b>	24.0%	16.0%	<b>28.0%</b>	4.0%
助成・表彰(71)	<b>38.0%</b>	22.5%	2.8%	32.4%	4.2%
奨学(32)	<b>43.8%</b>	9.4%	15.6%	25.0%	6.3%
児童・青少年の健全育成(16)	<b>62.5%</b>	12.5%	18.8%	0.0%	6.3%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(22)	<b>59.1%</b>	0.0%	22.7%	18.2%	0.0%
芸術・文化関係(53)	<b>62.3%</b>	18.9%	11.3%	3.8%	3.8%
スポーツ関係(33)	<b>54.5%</b>	21.2%	6.1%	15.2%	3.0%
地域社会貢献活動・団体(50)	34.0%	14.0%	8.0%	<b>44.0%</b>	0.0%
環境保護(13)	<b>38.5%</b>	15.4%	15.4%	30.8%	0.0%
災害・地域安全(10)	20.0%	10.0%	10.0%	<b>60.0%</b>	0.0%
国際協力(14)	<b>64.3%</b>	7.1%	14.3%	7.1%	7.1%
産業創造・企業経営、起業支援(11)	27.3%	<b>45.5%</b>	0.0%	27.3%	0.0%
業界団体(29)	10.3%	20.7%	13.8%	<b>48.3%</b>	6.9%
同一資格者団体(14)	<b>50.0%</b>	21.4%	14.3%	7.1%	7.1%
免許・資格付与・検査・検定(6)	16.7%	<b>50.0%</b>	0.0%	33.3%	0.0%
会館運営(5)	20.0%	<b>40.0%</b>	0.0%	<b>40.0%</b>	0.0%
行政関連(54)	13.0%	24.1%	11.1%	<b>50.0%</b>	1.9%
非営利活動支援団体(6)	<b>33.3%</b>	0.0%	0.0%	<b>33.3%</b>	<b>33.3%</b>
全 体 (合計:568)	38.6%	18.1%	10.9%	29.0%	3.3%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

PST 要件が困難:PST 要件を満たすことが困難　メリットがない:当法人にとってはあまりメリットがない　手続きが面倒:手続きが複雑で面倒　個人寄附は不要:個人からの寄附は考えていない　所得控除で十分:所得控除だけで十分

表 22 は、税額控除証明を取得していない理由について事業内容別にみたものである。PST 要件を満たすことが困難と考えている法人の割合が最も高かった事業は、「国際協力」64.3% (9 件)、「福祉関係の助成」63.6% (7 件)、「児童・青少年の健全育成」62.5% (10 件) などの 15 事業が該当した。

当法人にとってはあまりメリットがないと考える法人の割合が最も高かった事業は、「免許・資格付与・検査・検定」50.0% (3 件)、「産業創造・企業経営、起業支援」45.5% (5 件)、「会館運営」40% (2 件) の 3 事業であった。手続きが複雑で面倒であると回答した法人の割合が最も高かった事業はなかったが、個人からの寄附は考えていないと回答した法人の割合が最も高かった事業については、「災害・地域安全」60.0% (6 件)、「行政関連」50.0% (27 件)、「業界団体」48.3% (14 件) などの 11 事業が確認された。所得控除だけで十分と回答した法人の割合が最も高かったのは「非営利活動支援団体」33.3% (2 件) のみであり、これは所得控除に期待を寄せる法人が少ないことを意味するものと考えられる。

### (3) みなし譲渡所得非課税の承認特例

個人が公益法人等に現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税非課税の承認特例について、2018 年度税制改正により、①承認特例の拡充、②特定買換資産の特例の創設が実現した。これにより、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられた寄附財産については、短期間で国税庁長官の承認を受けられることや、公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して別の資産を取得すること等が可能となった。

そこで、みなし譲渡所得税非課税の承認特例の活用の有無を聞いたところ、基金を設置した法人はわずか 1.2% (17 件)、基金は設置したものの実際には「寄附を募集していない」法人は 1.9% (26 件) であった(図 22)。また、制度自体を知らない法人については 62.3% (875 件) にもおよび、同制度のさらなる周知、広報が必要と思われる。

みなし譲渡所得非課税の承認特例の活用状況について支出規模別にみると、支出規模に関係なく全体的に同特例の活用が進んでいないことが分かる(図 23)。制度自体を知らないとする法人の割合は全体的に高く、とりわけ 1 千万円未満の小規模法人は 70% 以上が制度自体を知らないという状況である。

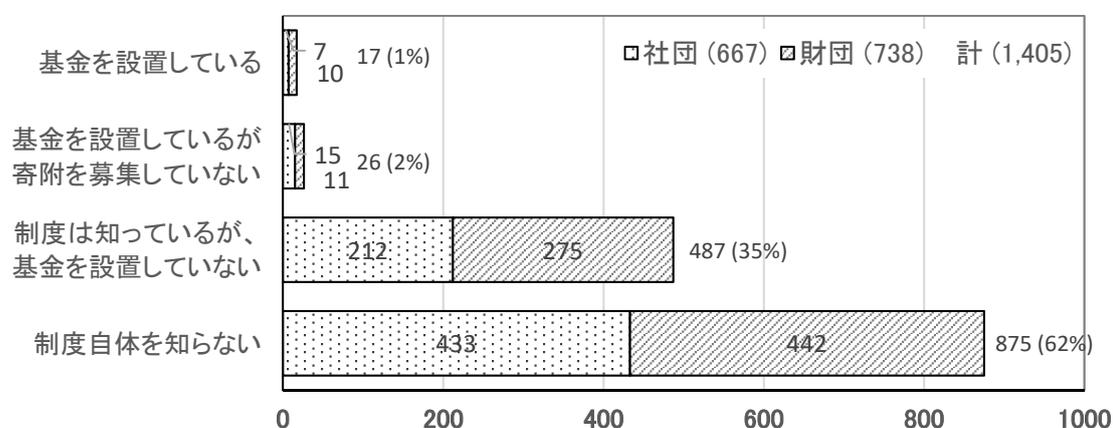


図 22 みなし譲渡所得非課税制度について  
カッコ内は同質問の回答法人数 1,405 件に占める割合。

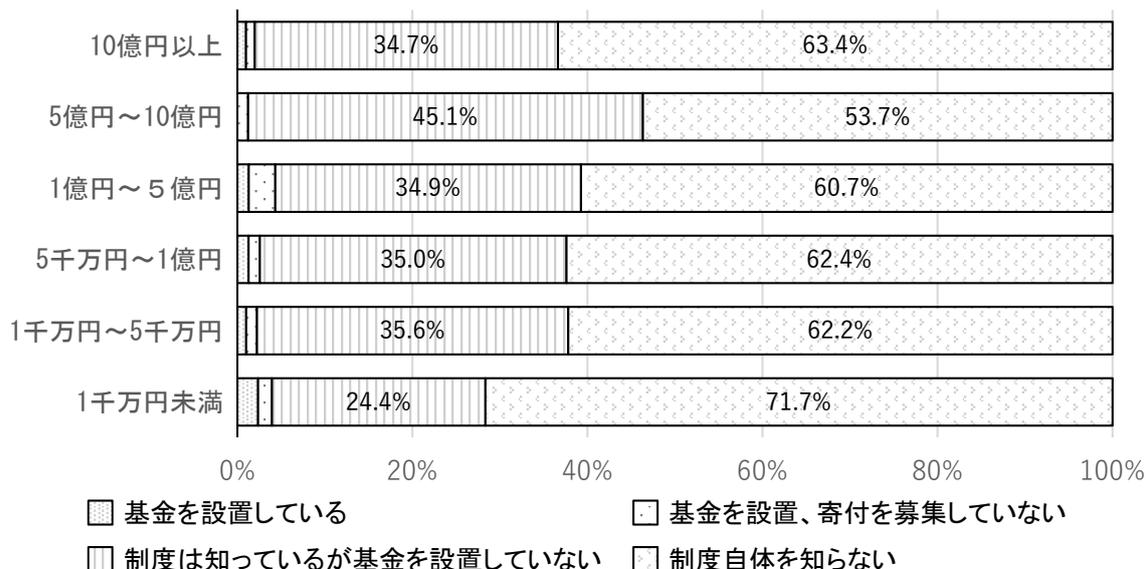


図 23 支出規模別のみなし譲渡所得非課税制度の利用状況

#### (4) 資産寄附受入れについて

個人が土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合、その寄附が公益の増進に寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている。図 24 は、その資産寄附受入れの経験の有無を示したものである。表によると、資産寄附受入れの経験がある法人の割合は10.1%(141件)であり、前年調査との対比で0.5ポイント低下した。

法人格別にみると社団 4.1%(27件)よりも財団 15.4%(114件)の方が現物資産の寄附を受けた経験があり、その差は11.3ポイントである。また、資産寄附を受け入れたことはないが、今後検討したいと回答した法人は25.8%(360件)で、今後も受け入れないとする法人については60.5%(843件)に上った。

現物資産寄附の受入れ状況を支出規模別にみると、全体として大きな差はないが、支出規模が大きいほど資産寄附の受け入れ経験を有する法人が若干ではあるが多い(図 25)。

以上から、前年度との比較からも明らかなように、資産寄附については税制的な優遇措置が設けられているにも関わらず、全体として資産寄附は広がっていない状況にある。

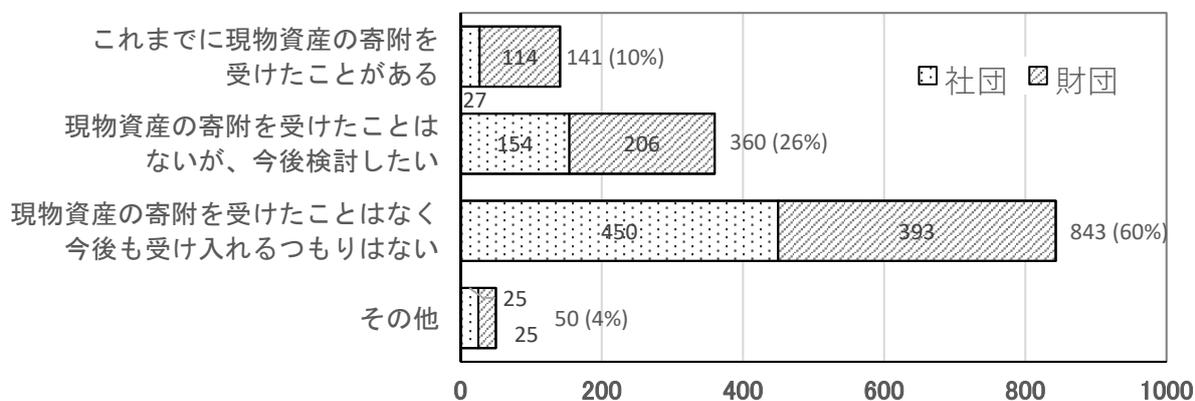


図 24 現物資産寄附受け入れ経験の有無

カッコ内は同質問の回答法人数 1,394 に占める割合。「その他」の記述回答は、146 頁、IVの 1.6 を参照。

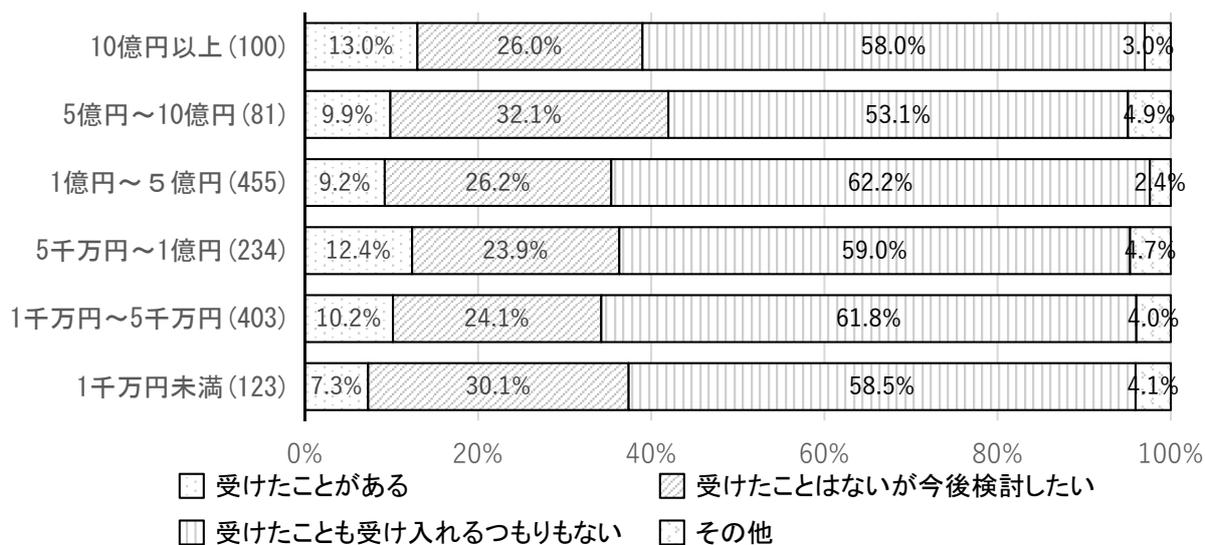


図 25 支出規模別の現物資産寄附受入れ状況

カッコ内は、該当法人数。

### (5) 税制に関する要望事項

図 26 は、税制に関する要望についての記述回答をカテゴリー別に分類したものである。回答数は 277 件であり、「その他」160 件(57.8%)を除くと消費税に関する要望が最も多く 41 件(14.8%)の記述があった。

全体を通してみていくと、税制についての情報提供、税制度に関する説明会の開催、政策提言関係では寄附税制関連で PST 要件の廃止または緩和を望む声があった。また、公益目的資産に係る固定資産税、印紙税、みなし譲渡所得税の非課税化を望む声も多数寄せられた。

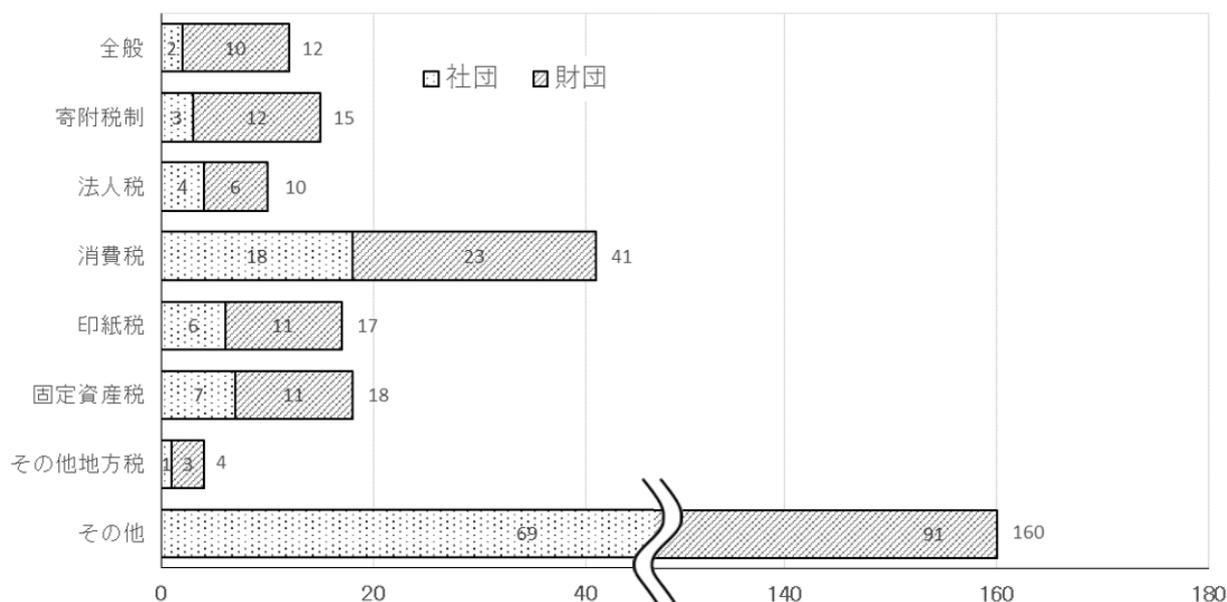


図 26 税制に関する要望事項の記述回答数

「その他」の記述回答は、148 頁、IV の 1.7 を参照。

## 4. 組織運営について

### (1) ガバナンス・コードについて

ここでは、組織運営に関するアンケートの結果を紹介する。図 27 は、ガバナンス・コードの必要性について示したものである。最も多かった回答は「どちらでもよい」であり全体の 57%(816 件)を占めた。次に多かったのは「必要」と回答した法人であり 37%(528 件)、「不要」は 5%(47 件)にとどまった。「ガバナンス・コードの作成は不要」とする理由は、153 頁、IV の 1.8 を参照されたい。

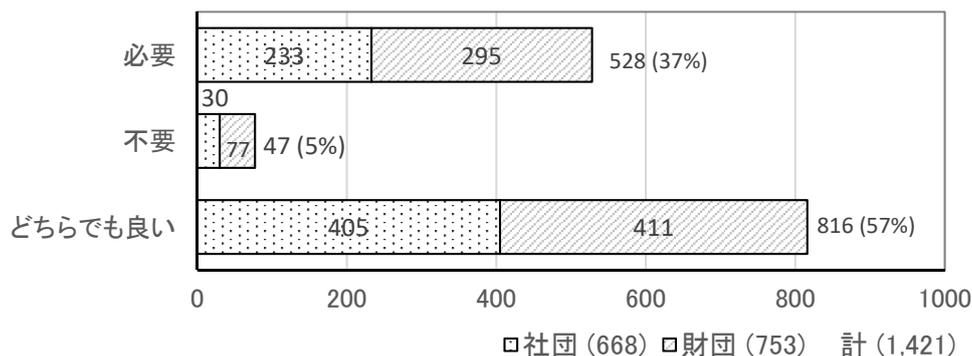


図 27 ガバナンス・コードの必要性

カッコ内は同質問の回答法人数 1,421 件に占める割合。

ガバナンスの必要性について支出規模とクロスさせたところ、支出規模が大きいほどガバナンス・コードは必要という考える法人が多くなる傾向にある(図 28)。限られたリソースでやりくりする必要がある小規模法人にとっては、ガバナンス・コードは重い存在なのかもしれない。不要と考える法人の割合はいずれも 5%前後を推移しているが、10 億円以上については不要と考える法人はいなかった。以上から、ガバナンス・コードの必要性を感じている法人が多く存在することが把握できた。

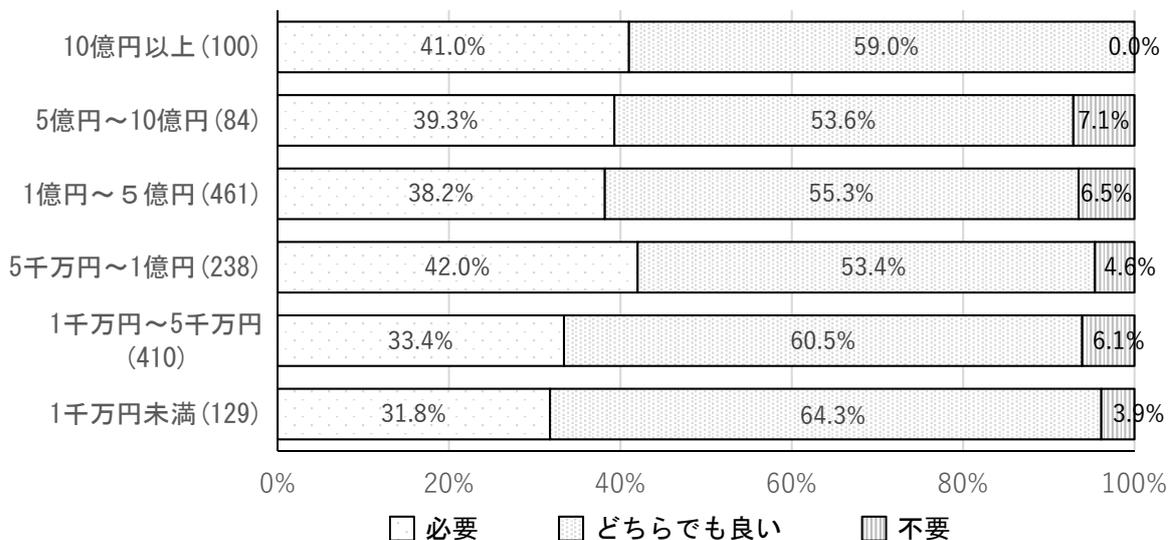


図 28 支出規模別のガバナンス・コードの必要性

カッコ内は同カテゴリー内の回答法人数。

続いて、ガバナンス・コードを必要と回答した法人の割合を行政庁別にみている(表 23)。ガバナンス・コードが必要と考える法人の割合が高いのは、上位から東京都 50.6%(41 件)、大阪府 48.8(20 件)、京都府 48.1%(13 件)、岡山県 48.1%(13 件)であり、国際的、全国的な組織を多く所管する行政庁において高い数値が示されている。他方、ガバナンス・コードが必要と考える法人の回答割合が低かったのは、下位から佐賀県 0%(0 件)、山梨県 10.0%(1 件)、香川県 11.8%(2 件)、青森県 15.4%(2 件)、静岡県 17.2%(5 件)であった。

ガバナンス・コードの必要性について事業内容別にみると、「スポーツ関係」67.3%(37 件)が「ガバナンス・コードは必要」と回答した法人の割合が最も高く、そのほかの事業内容は「どちらでも良い」が最も高かった(表 24)。また、「助成・表彰」45.8%(54 件)、「環境保護」44.1%(15 件)、「学会・学術団体」40.8%(20 件)も比較的が高かった。一方で、ガバナンス・コードは不要と回答した法人の割合は少なく、上位でも「災害・地域安全」12.0%(3 件)、「奨学」11.5%(7 件)、「学会・学術団体」10.2%(5 件)であった。

図 29 は、ガバナンス・コードを策定するのであれば、どこが策定すべきかを聞いた回答結果である。最も多かったのは「行政機関」であり、全体の 66%(862 件)を占めた。欧米諸国では、ガバナンス・コードは自主規制であるため民間サイドによって策定されるのが一般的であるが、日本では、ガバナンス面の規定は行政が取り仕切るべきという考え方が強く残っているようである。

「民間非営利団体」は 29%(386 件)にとどまった。このグループは、自主的に活用すべきと考える法人、行政による新たな規制に繋がる可能性を警戒している法人などが含まれていると考えられる。

表 23 行政庁別のガバナンス・コードを必要と回答した法人数とその割合

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	11	30.6	石川県	4	21.1	岡山県	13	48.1
青森県	2	15.4	福井県	4	44.4	広島県	13	43.3
岩手県	7	33.3	山梨県	1	10.0	山口県	6	35.3
宮城県	6	33.3	長野県	3	20.0	徳島県	3	25.0
秋田県	4	36.4	岐阜県	6	30.0	香川県	2	11.8
山形県	4	22.2	静岡県	5	17.2	愛媛県	3	23.1
福島県	6	28.6	愛知県	7	21.2	高知県	8	44.4
茨城県	9	40.9	三重県	7	38.9	福岡県	11	25.0
栃木県	6	42.9	滋賀県	6	25.0	佐賀県	0	0.0
群馬県	5	26.3	京都府	13	48.1	長崎県	3	33.3
埼玉県	11	36.7	大阪府	20	48.8	熊本県	6	31.6
千葉県	6	37.5	兵庫県	12	46.2	大分県	6	46.2
東京都	41	50.6	奈良県	5	33.3	宮崎県	7	38.9
神奈川県	13	41.9	和歌山県	2	22.2	鹿児島県	7	29.2
新潟県	10	34.5	鳥取県	7	41.2	沖縄県	5	29.4
富山県	6	31.6	島根県	3	33.3	内閣府	179	41.4
合計	524 (全体 : 32.3%)							

表 24 事業内容別のガバナンス・コードの必要性

主たる事業内容 (回答法人数)	必要	不要	どちらでも 良い
社会福祉関係(85)	37.6%	5.9%	56.5%
福祉関係の助成(20)	35.0%	5.0%	60.0%
健康維持・増進団体等(50)	26.0%	8.0%	66.0%
医療施設、病院等(20)	35.0%	0.0%	65.0%
教育関係(63)	39.7%	7.9%	47.6%
学会・学術団体(49)	40.8%	10.2%	46.9%
研究・分析機関(48)	29.2%	4.2%	62.5%
助成・表彰(118)	45.8%	7.6%	46.6%
奨学(61)	36.1%	11.5%	52.5%
児童・青少年の健全育成(41)	34.1%	4.9%	58.5%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・ 庭園(48)	31.3%	6.3%	62.5%
芸術・文化関係(102)	37.3%	4.9%	56.9%
スポーツ関係(55)	67.3%	1.8%	30.9%
地域社会貢献活動・団体(146)	30.8%	2.1%	64.4%
環境保護(34)	44.1%	8.8%	47.1%
災害・地域安全(25)	36.0%	12.0%	52.0%
国際協力(41)	36.6%	2.4%	61.0%
産業創造・企業経営、起業支援(28)	28.6%	3.6%	67.9%
業界団体(57)	29.8%	8.8%	59.6%
同一資格者団体(37)	32.4%	5.4%	62.2%
免許・資格付与・検査・検定(19)	26.3%	0.0%	73.7%
会館運営(11)	27.3%	0.0%	63.6%
行政関連(126)	36.5%	3.2%	60.3%
非営利活動支援団体(17)	29.4%	5.9%	64.7%
全体(合計:1,301)	36.7%	5.5%	56.6%

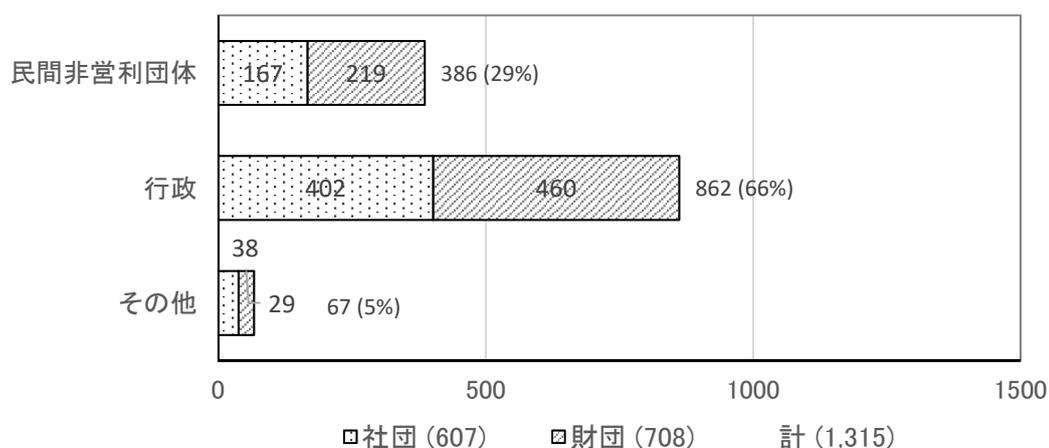


図 29 ガバナンス・コードの策定者  
 カッコ内は同質問の回答法人数 1,315 件に占める割合。  
 「その他」の記述回答は、156 頁、IVの 1.9 を参照。

図 30 は、ガバナンス・コードの策定者について支出規模別にみてみた。民間非営利団体による策定が望ましいと回答した法人の割合が高いのは、5 億円から 10 億円までの支出規模を有するグループであるが、いずれも 50%に届いていないのが現状である。特に 10 億円以上の支出規模を有する法人については、わずか 16.5%という状況である。

一方で、行政による策定が望ましいと考える法人の割合が高いのは、全てのグループで半数を上回っているが、とくに 1 千万円未満および 10 億円以上のグループについては 70%を超える法人が行政による策定を支持している。

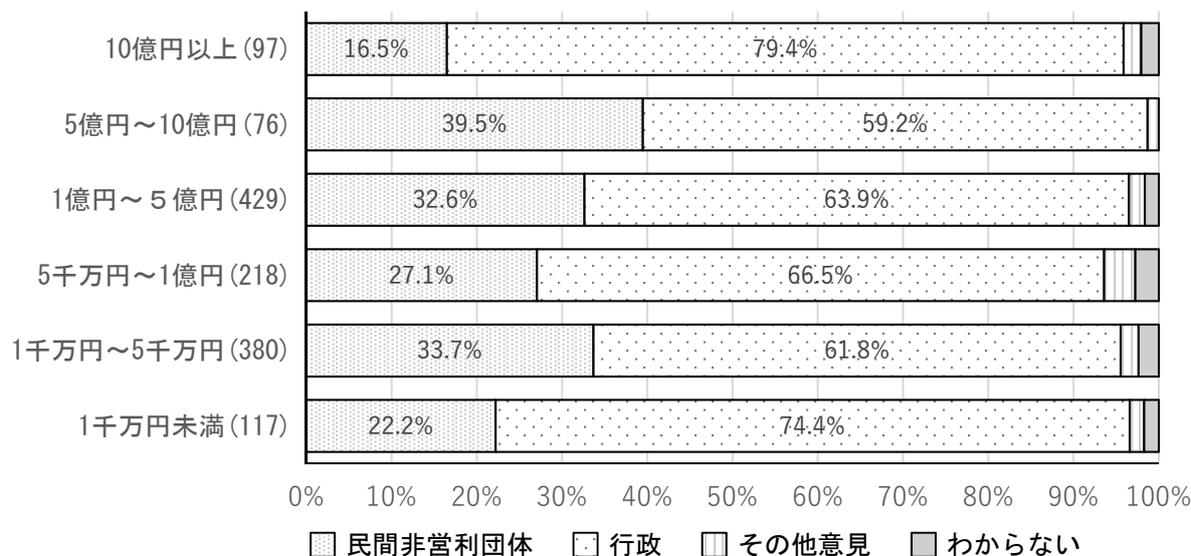


図 30 ガバナンス・コード策定者に関する支出規模別割合

表 25 行政庁別のガバナンス・コードは非営利団体が策定すべきと回答した法人数とその割合

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	4	11.1	石川県	2	10.5	岡山県	5	18.5
青森県	2	15.4	福井県	2	22.2	広島県	10	33.3
岩手県	5	23.8	山梨県	1	10.0	山口県	1	5.9
宮城県	0	0.0	長野県	6	40.0	徳島県	2	16.7
秋田県	4	36.4	岐阜県	5	25.0	香川県	4	23.5
山形県	2	11.1	静岡県	6	20.7	愛媛県	1	7.7
福島県	4	19.0	愛知県	7	21.2	高知県	7	38.9
茨城県	5	22.7	三重県	2	11.1	福岡県	7	15.9
栃木県	0	0.0	滋賀県	7	29.2	佐賀県	1	11.1
群馬県	4	21.1	京都府	5	18.5	長崎県	2	22.2
埼玉県	9	30.0	大阪府	15	36.6	熊本県	4	21.1
千葉県	7	43.8	兵庫県	8	30.8	大分県	3	23.1
東京都	25	30.9	奈良県	1	6.7	宮崎県	2	11.1
神奈川県	9	29.0	和歌山県	1	11.1	鹿児島県	2	8.3
新潟県	5	17.2	鳥取県	3	17.6	沖縄県	4	23.5
富山県	1	5.3	島根県	1	11.1	内閣府	175	40.5
合計	388	(全体:20.0%)						

次に、ガバナンス・コードについて非営利団体による策定を望む法人の割合を行政庁別にみると、高い割合を示している行政庁は、上位から千葉県の43.8%(7件)、内閣府の40.5%(175件)、高知県の38.9%(7件)、大阪府の36.6%(15件)であった(表25)。一方、割合が低かったのは、下位から宮城県および栃木県の0%、富山県の5.3%(1件)、山口県の5.9%(1件)などであった。

ガバナンス・コードの策定者について事業内容別にみても、民間非営利団体による策定を望む法人の割合が行政を上回ったのは「学会・学術団体」のみであり、行政による策定を望む法人の割合が特に高かったのは、「医療施設、病院等」80.0%(16件)、「産業創造・企業経営、起業支援」78.6%(22件)、「災害・地域安全」76.0%(19件)であった(表26)。

表26 事業内容別のガバナンス・コードの策定者

主たる事業内容 (回答法人数)	民間	行政	主たる事業内容 (回答法人数)	民間	行政
社会福祉関係(85)	28.2%	61.2%	スポーツ関係(55)	28.2%	61.2%
福祉関係の助成(20)	30.0%	65.0%	地域社会貢献活動・団体(146)	30.0%	65.0%
健康維持・増進団体等(50)	24.0%	66.0%	環境保護(34)	24.0%	66.0%
医療施設、病院等(20)	20.0%	80.0%	災害・地域安全(25)	20.0%	80.0%
教育関係(63)	23.8%	61.9%	国際協力(41)	23.8%	61.9%
学会・学術団体(49)	46.9%	36.7%	産業創造・企業経営、起業支援(28)	46.9%	36.7%
研究・分析機関(48)	27.1%	52.1%	業界団体(57)	27.1%	52.1%
助成・表彰(118)	42.4%	53.4%	同一資格者団体(37)	42.4%	53.4%
奨学(61)	36.1%	54.1%	免許・資格付与・検査・検定(19)	36.1%	54.1%
児童・青少年の健全育成(41)	26.8%	53.7%	会館運営(11)	26.8%	53.7%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(48)	25.0%	64.6%	行政関連(126)	25.0%	64.6%
芸術・文化関係(102)	28.4%	63.7%	非営利活動支援団体(17)	28.4%	63.7%
全体(合計: 1,301)				27.1%	60.1%

%は全回答に占める割合。

合計は、「民間非営利団体」および「行政」に加え、「その他」、「分からない」を含んだ回答数。

## (2) 会計基準に対する意識

図31は、公益法人の会計基準「平成20年公益法人会計基準」に対する意識について記述回答を求めた質問の結果を示したものである(記述回答の内容は、157頁、IVの1.10参照)。

なお、「特になし」といった回答が多く含まれる「その他」の回答184件分は、図中に含まれていない。

最も多い記述回答は、財務三基準に関するもの43件で、「複雑、難しい」も32件があった。記述内容を見ると、事業区分、公益事業会計および法人会計ごとの会計処理は事務負担が大きく実態にそぐわない、企業会計などにならない簡便で分かりやすい基準に改められないかなどの意見が寄せられており、その他の主な意見については以下のとおりである。

- ・現在の会計基準は複雑で難解であるため、小規模法人にとっては専門家に依頼するのに費

用負担が大きく、専門性が一般よりも高いため人材もいない。せめて小規模法人には簡易版の会計基準の適用が認められるなどの対策を検討してほしい。

- ・多額の寄附があった年などは、その寄附金の扱いなどの対応が難しいため、単年度黒字決算も認めてほしい。
- ・収支相償において、赤字は引き継がないが黒字は引き継ぐ考え方が、事業の永続性に疑問を感じる。国が認定した公益事業であれば、永続的な事業を目指すのが使命と考える。

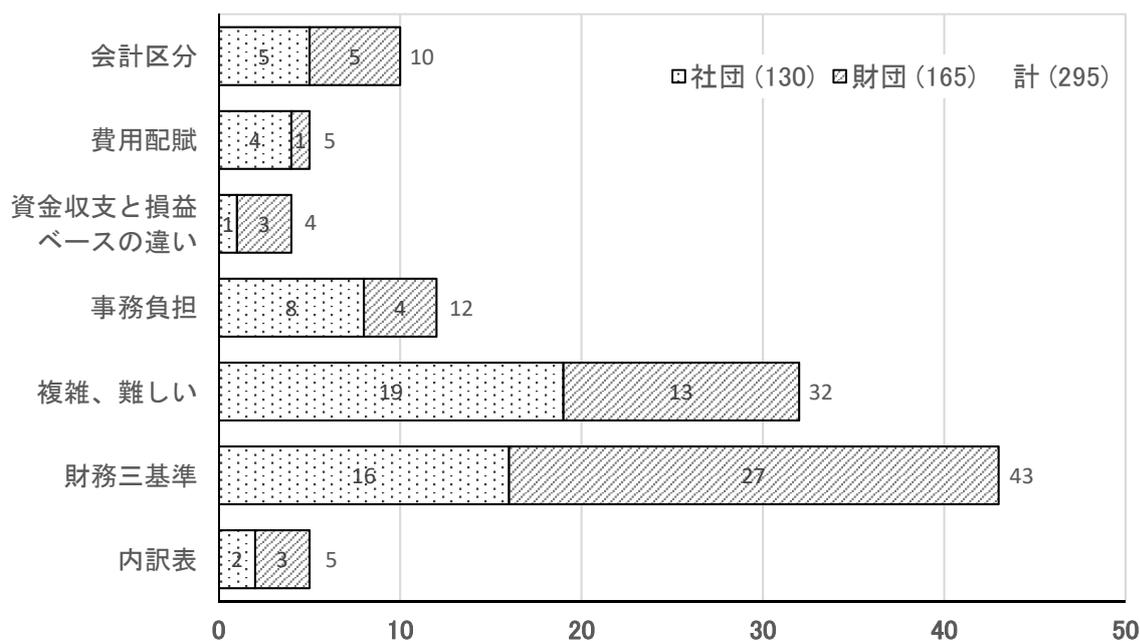


図 31 会計制度に関する記述回答の件数  
「その他」の記述回答は、157 頁、IV の 1.10 を参照。

## 5. 行政庁の対応について

### (1) 立入検査について

立入検査における行政庁の対応について質問したところ、立入検査を経験した法人 1,330 件のうち 91%にあたる 1,210 件が必要限度内と回答している(図 32)。一方で、必要限度を超えているなど行政庁の対応に疑問があるとする回答も 9%(120 件)みられ、このうち「前回の立入検査と見解が違った」および「指摘事項が納得できなかった」とする回答は 65 件(5%)みられた。行政庁の指摘事項が納得できなかった内容の記述回答は、166 頁、IVの 1.11 とおりである。2016 年との対比では、「必要限度内と思った」は 4.3 ポイントの減少となり、「必要限度を超えていると思った」は 1.7 ポイント増、「前回の立入検査と見解が違った」は 4.2 ポイント増となった。

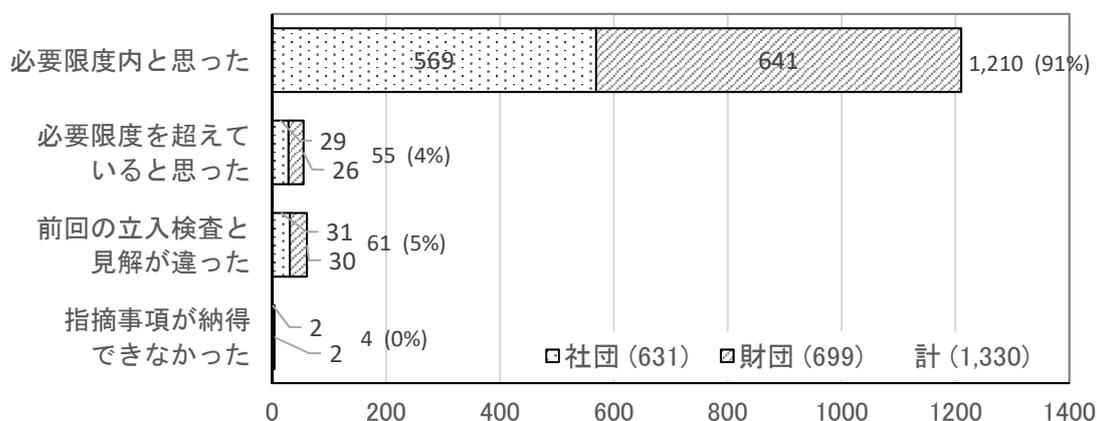


図 32 行政庁による立入検査

表 27 行政庁による立入検査の行政庁別の回答状況

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	2	5.6	石川県	1	5.3	岡山県	2	7.4
青森県	0	0.0	福井県	0	0.0	広島県	4	13.3
岩手県	6	28.6	山梨県	0	0.0	山口県	0	0.0
宮城県	4	22.2	長野県	0	0.0	徳島県	0	0.0
秋田県	0	0.0	岐阜県	1	5.0	香川県	1	5.9
山形県	0	0.0	静岡県	2	6.9	愛媛県	0	0.0
福島県	0	0.0	愛知県	1	3.0	高知県	1	5.6
茨城県	0	0.0	三重県	2	11.1	福岡県	1	2.3
栃木県	1	7.1	滋賀県	3	12.5	佐賀県	1	11.1
群馬県	2	10.5	京都府	3	11.1	長崎県	0	0.0
埼玉県	2	6.7	大阪府	8	19.5	熊本県	1	5.3
千葉県	2	12.5	兵庫県	1	3.8	大分県	0	0.0
東京都	12	14.8	奈良県	1	6.7	宮崎県	1	5.6
神奈川県	6	19.4	和歌山県	0	0.0	鹿児島県	1	4.2
新潟県	2	6.9	鳥取県	1	5.9	沖縄県	2	11.8
富山県	0	0.0	島根県	0	0.0	内閣府	42	9.7
<b>合計</b>	<b>120</b>	<b>(回答法人の 8.3%)</b>						

%は行政庁ごとの回答数(総数は 1,330 件)に占める割合。

続いて、「必要限度を超えていると思った」、「前回の立入検査と見解が違った」、「指摘事項が納得できなかった」と回答した120件について行政庁別に分布させた(表27)。その結果、立入検査で疑問を感じた法人が最も多かったのは岩手県であり28.6%(6件)、次いで宮城県の22.2%(4件)、大阪府の19.5%(8件)、神奈川県19.4%(6件)が続く。立入検査で疑問を感じた法人がまったくみられなかったのは、福島県、富山県、長野県など15県であった。

## (2) 変更認定申請の経緯

図33は、事業の変更認定申請の経験がある法人(466件)に対して、その経緯を聞いた質問の回答結果である。図によると、法人の自主的判断により変更認定申請を行った法人は全体の72.1%(336件)であり、行政庁からの指摘によると回答した法人も27.9%(130件)が確認された。このうち「納得できなかった」と回答した法人は2件のみであった。前年比では、法人の自主的判断によるものが1.1ポイントの増加となっている。変更認定申請の経緯についての記述回答は、169頁、IVの1.12とおおりである。

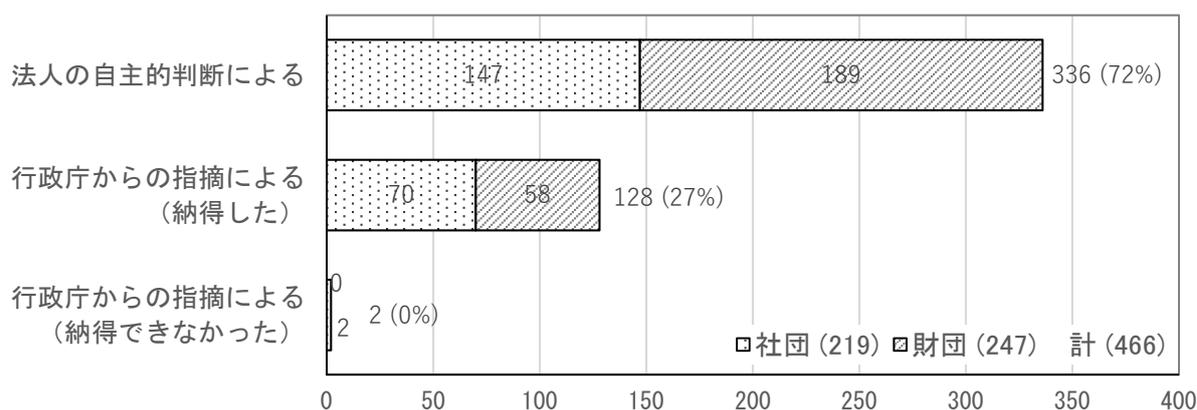


図33 事業の変更認定申請の理由

数値は回答数。

カッコ内%は、変更認定申請ありの社団291件、財団247件を母数とした割合。

表28は、事業の変更認定申請の状況を行政庁別にみたものである。変更認定申請の経験がある法人は、回答法人数1,439件の32.4%にあたる466件である。行政庁別にみると、割合が高いのは上位から佐賀県77.8%(9件)、静岡県65.5%(19件)、秋田県63.6%(7件)、熊本県63.2%(12件)、青森県61.5%(8件)であり、これら行政庁所管法人の60%以上が変更認定申請の経験を有する。

変更認定申請の経験を有するもののうち、行政庁からの指摘で変更認定申請の手続きを行った法人の割合は大分県が最も高く75%(3件)であり、和歌山県60%(3件)および鹿児島県60%(3件)についても6割を超える法人が行政庁からの指示で変更認定申請を行った経験があるとのことである。

表 28 行政庁別の事業の変更認定申請の状況

行政庁	回答数	変更認定 経験あり	行政庁か らの指摘	行政庁	回答数	変更認定 経験あり	行政庁か らの指摘
北海道	36	52.8%	15.8%	滋賀県	24	54.2%	30.8%
青森県	13	61.5%	12.5%	京都府	27	25.9%	28.6%
岩手県	21	38.1%	12.5%	大阪府	41	29.3%	33.3%
宮城県	18	55.6%	10.0%	兵庫県	26	26.9%	28.6%
秋田県	11	63.6%	28.6%	奈良県	15	26.7%	0.0%
山形県	18	27.8%	0.0%	和歌山県	9	55.6%	60.0%
福島県	21	28.6%	33.3%	鳥取県	17	23.5%	25.0%
茨城県	22	31.8%	14.3%	島根県	9	22.2%	50.0%
栃木県	14	35.7%	40.0%	岡山県	27	33.3%	0.0%
群馬県	19	21.1%	50.0%	広島県	30	43.3%	23.1%
埼玉県	30	23.3%	28.6%	山口県	17	23.5%	0.0%
千葉県	16	56.3%	22.2%	徳島県	12	25.0%	0.0%
東京都	81	27.2%	31.8%	香川県	17	29.4%	40.0%
神奈川県	31	41.9%	23.1%	愛媛県	13	15.4%	50.0%
新潟県	29	3.4%	0.0%	高知県	18	22.2%	50.0%
富山県	19	26.3%	40.0%	福岡県	44	27.3%	25.0%
石川県	19	15.8%	0.0%	佐賀県	9	77.8%	42.9%
福井県	9	44.4%	25.0%	長崎県	9	0.0%	0.0%
山梨県	10	10.0%	0.0%	熊本県	19	63.2%	41.7%
長野県	15	46.7%	14.3%	大分県	13	30.8%	75.0%
岐阜県	20	25.0%	20.0%	宮崎県	18	44.4%	37.5%
静岡県	29	65.5%	31.6%	鹿児島県	24	20.8%	60.0%
愛知県	33	27.3%	0.0%	沖縄県	17	35.3%	50.0%
三重県	18	22.2%	25.0%	内閣府	432	30.1%	30.0%
回答数計 1,439 件 「変更認定経験あり」 全体 32.4% 「行政庁からの指摘」 全体 27.9%							

「変更認定経験あり」の割合は、行政庁ごとの回答数に占める割合。

「行政庁からの指摘」の割合は、「変更認定経験あり」と回答した法人数に占める割合。

### (3) 行政庁の対応

公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものであるが、この基本に照らして行政庁の指導や対応全般についてどう思うかを聞いた(図 34)。その結果、問題ないと考える法人の割合が最も多く 82.1% (1,087 件)に上り、2016 年との対比では 14.6 ポイントの増加となった。

その一方で、細かい運営上の指摘をされたケースが 209 件(15.8%)確認され、内部自治に介入するケースが 28 件(2.1%)確認された。しかし、これらのケースはいずれも減少傾向にあり、法人自治に配慮した指導が広がっていることが読み取れる。

行政庁の指導や対応についての記述回答は、170 頁、IVの 1.13 とおりである。

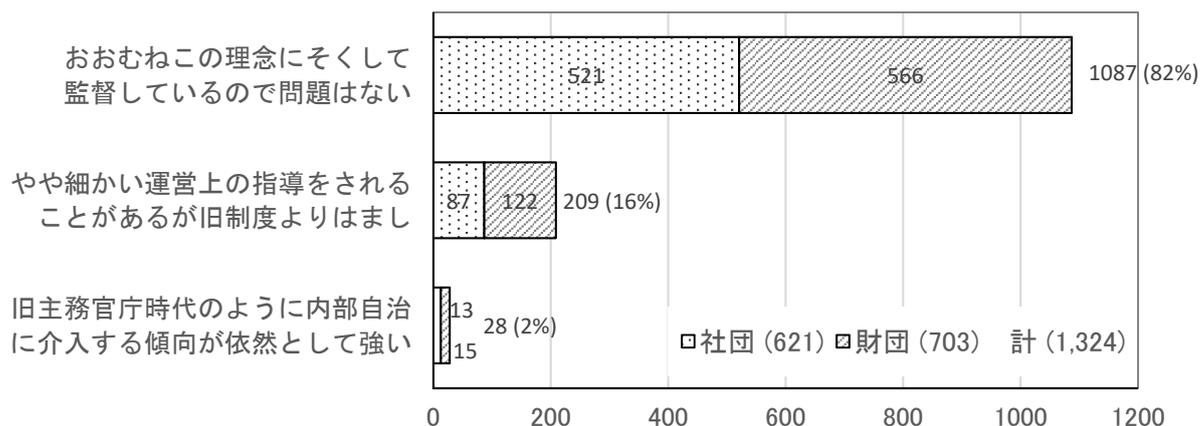


図 34 行政庁の対応

次に、「やや細かい運営上の指摘をされることがあるが、旧制度よりはまし」および「旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い」と回答した法人について行政庁別に分布した(表 29)。行政庁の対応について問題と感ずる法人の割合が高かったのは、上位から鳥取県 33.3%、熊本県 31.6%、沖縄県 29.4%、神奈川県 25.8%、岩手県 23.8%であった。全く問題ないとする法人が 100%占められている行政庁は、青森県、秋田県、福島県、石川県、山梨県、長野県、和歌山県であった。

表 29 行政庁別の行政庁の対応について

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	7	19.4	石川県	0	0.0	岡山県	3	11.1
青森県	0	0.0	福井県	2	22.2	広島県	5	16.7
岩手県	5	23.8	山梨県	0	0.0	山口県	1	5.9
宮城県	1	5.6	長野県	0	0.0	徳島県	2	16.7
秋田県	0	0.0	岐阜県	1	5.0	香川県	2	11.8
山形県	1	5.6	静岡県	4	13.8	愛媛県	1	7.7
福島県	0	0.0	愛知県	4	12.1	高知県	1	5.6
茨城県	3	13.6	三重県	3	16.7	福岡県	6	13.6
栃木県	2	14.3	滋賀県	4	16.7	佐賀県	1	11.1
群馬県	2	10.5	京都府	1	3.7	長崎県	1	11.1
埼玉県	3	10.0	大阪府	9	22.0	熊本県	6	31.6
千葉県	2	12.5	兵庫県	6	23.1	大分県	2	15.4
東京都	17	21.0	奈良県	3	20.0	宮崎県	2	11.1
神奈川県	8	25.8	和歌山県	0	0.0	鹿児島県	2	8.3
新潟県	1	3.4	鳥取県	3	17.6	沖縄県	5	29.4
富山県	1	5.3	島根県	3	33.3	内閣府	101	23.4
合 計 237 (全体:16.5%)								

## 6. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人に対する要望については、「公法協への期待・苦言」を除くと、セミナーに関する要望が最も多く 42 件で、ウェブセミナーの実施、セミナーや内閣府相談会の地方開催の増加、受講料の値下げなどに関する多くの意見が寄せられた(図 35)。次に多かったご意見は政策提言関連であり、収支相償、遊休財産規制、定期提出書類などを含む制度改善に向けた要望活動の実施をお願いしたいとすることをご意見を多数いただいている。なかには、「公益法人は小規模の法人が多く人材も少ないので、行政に対しては一法人では対応できないことが多い。このようなアンケートなどで実態を把握して現場の声を行政に強力に上げていただきたい。」というご意見もあった。(具体的記述回答の内容は、173 頁、IVの 1.14 参照)

その他にも、財政力が乏しい小規模法人のための会員価格の設定、ウェブ相談の実施、行政庁の事務局員向けのセミナーの開催などを望む多くの意見をいただいた。

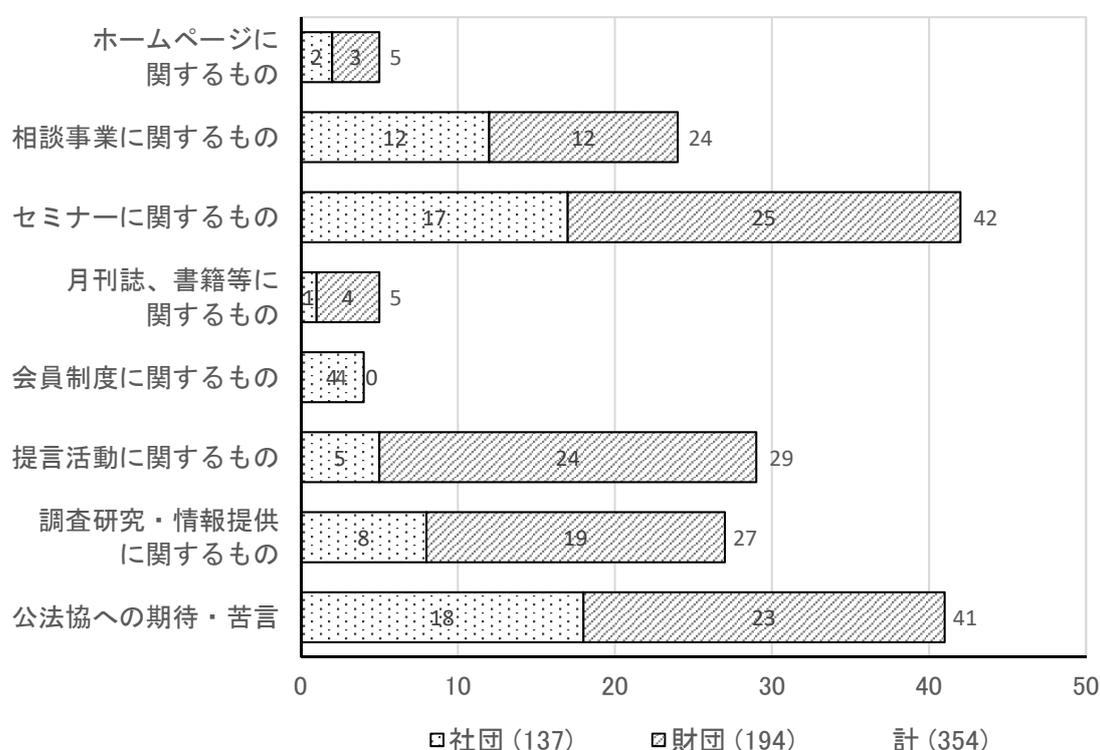


図 35 公益法人協会に対する要望事項の回答数

記述回答は 173 頁、IVの 1.14 を参照。

### III. アンケート結果〔一般法人編〕

#### 1. 回答法人の基本事項

本章では、一般法人を対象としたアンケートの結果を報告する。回答をいただいた法人は、986 法人である(図 36)。対象法人の多くは特例民法法人からの移行法人であり、666 件(67.5%)が該当する(表 30)。新設法人はわずか 3 件(0.3%)であり、任意団体からの転換法人は 39 件(4.0%)、特定非営利活動法人からの転換法人は 91 件(9.2%)、営利法人からの転換法人は 43 件(4.4%)、その他法人からの転換法人は 144 件(14.6%)であった。

次に調査対象法人の税制区分の構成をみる。一般法人は、非営利型および共益型の場合は、法人税法上は公益法人等として扱われ、収益事業課税となる。普通型の場合は税法上の普通法人となり、株式会社と同様、全所得課税となる。①剰余金の分配を行わないこと、②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することが定款に定められていれば、非営利型に該当することとなる。図 37 に示すように、税制面で優遇されている非営利徹底法人は 560 件(56.8%)、共益法人は 165 件(16.7%)であり、全所得課税の特定普通法人は 261 件(26.5%)である。

回答者の勤続年数については 5 年未満が最も多く 349 件(36.1%)であり、次に多かったのは 15 年以上の 275 件(28.5%)であった。法人格別にみると、社団よりも財団のほうが勤続年数が相対的に長いことが分かる(図 38)。

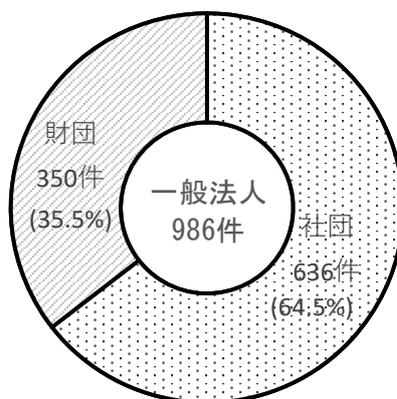


図 36 回答法人の法人格

表 30 法人の形態

回答項目	社団	財団	合計
特例民法法人から移行	401 (63.1%)	265 (75.7%)	666 (67.5%)
新設(2008年12月以降に一般法人設立)	2 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.3%)
任意団体から一般法人に転換	27 (4.2%)	12 (3.4%)	39 (4.0%)
特定非営利活動法人から一般法人に転換	77 (12.1%)	14 (4.0%)	91 (9.2%)
営利法人(株式会社等)から一般法人に転換	30 (4.7%)	13 (3.7%)	43 (4.4%)
その他法人から一般法人に転換	99 (15.6%)	45 (12.9%)	144 (14.6%)
合計	636	350	986

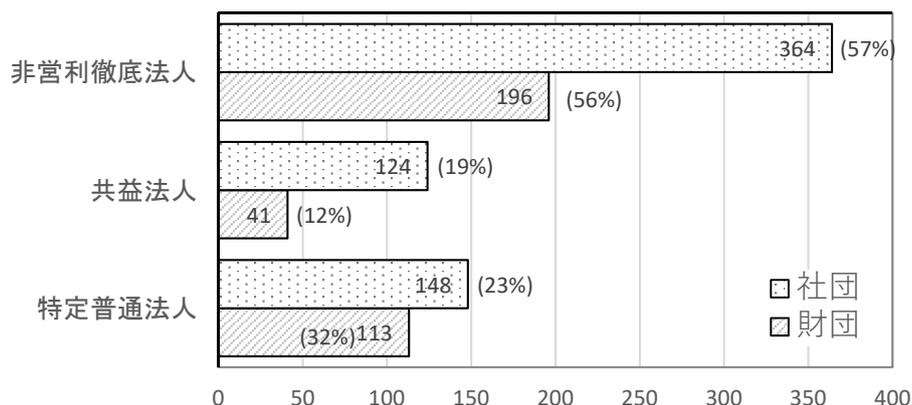


図 37 税制区分

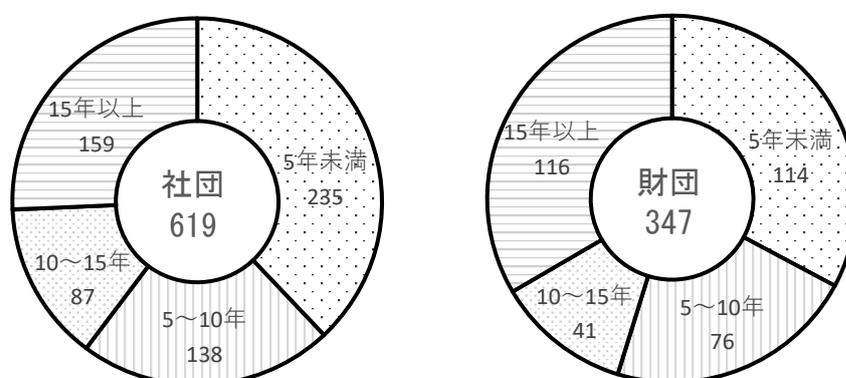


図 38 回答者の勤続年数

続いて、調査対象法人を所在地別に分布してみた。表 31 によると、東京都を拠点とする法人が最も多く、全体の 25.5% (251 件) を占めるが、これは公益法人と同様に、全国的や国際的な団体が東京都に集中する傾向にあることによるものと考えられる。次に多かったのは北海道の 54 件 (5.5%) であり、大阪府の 38 件 (3.9%)、神奈川県および山口県の 28 件 (2.8%) が続く。最も少なかった地域は、下位から高知県の 4 件 (0.4%)、奈良県および徳島県の 5 件 (0.5%)、和歌山県の 6 件 (0.6%) であった。

調査対象法人の事業内容の特性をみると、業界団体は全回答数の 27.3% (245 件) を占め圧倒して多い (表 32)。次に多いのは、学会・学術団体の 75 件であり、そして行政関連 73 件、研究・分析機関 49 件、教育関係 46 件、地域社会貢献活動 38 件、同一資格者団体 33 件が続く。一方で、10 件に満たない事業内容も一定数確認され、それらは「福祉関係の助成」7 件、「奨学」7 件、「趣味・愛好会・同好会」2 件などの 11 事業が該当する。

調査対象団体の 2018 年度の主な収益をみると、37.8% (678 件) の法人が会費を主な収益としている (図 39)。また、「収益事業の実施による収益」および「行政機関からの補助金」についてもそれぞれ 23.2% (417 件)、10.1% (181 件) で、比較的に高い数値が示されている。他方、「委託費・指定管理料」および「公益目的事業からの収益」を主な収益とする法人は少なく、全体に占める割合はそれぞれ 9.8% (175 件)、8.6% (155 件) にとどまった。

表 31 所在地別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	54	5.5	石川県	12	1.2	岡山県	16	1.6
青森県	15	1.5	福井県	8	0.8	広島県	20	2.0
岩手県	17	1.7	山梨県	11	1.1	山口県	28	2.8
宮城県	19	1.9	長野県	21	2.1	徳島県	5	0.5
秋田県	13	1.3	岐阜県	26	2.6	香川県	9	0.9
山形県	10	1.0	静岡県	25	2.5	愛媛県	8	0.8
福島県	13	1.3	愛知県	29	2.9	高知県	4	0.4
茨城県	19	1.9	三重県	17	1.7	福岡県	24	2.4
栃木県	9	0.9	滋賀県	8	0.8	佐賀県	12	1.2
群馬県	12	1.2	京都府	16	1.6	長崎県	11	1.1
埼玉県	17	1.7	大阪府	38	3.9	熊本県	22	2.2
千葉県	20	2.0	兵庫県	12	1.2	大分県	5	0.5
東京都	251	25.5	奈良県	5	0.5	宮崎県	11	1.1
神奈川県	28	2.8	和歌山県	6	0.6	鹿児島県	14	1.4
新潟県	20	2.0	鳥取県	12	1.2	沖縄県	15	1.5
富山県	11	1.1	島根県	8	0.8			
合 計	986							

%は、回答総数 986 に占める割合。

表 32 回答法人の主たる事業内容

主たる事業内容	社団	財団	合計	主たる事業内容	社団	財団	合計
社会福祉関係	13	8	21	動物愛護	0	2	2
福祉関係の助成	3	4	7	生活・権利保護支援	0	2	2
健康維持・増進団体等	8	7	15	人権・平和	0	1	1
医療施設、病院等	17	13	30	国際協力	5	5	10
教育関係	23	23	46	男女共同参画社会	0	0	0
学会・学術団体	64	11	75	情報化社会	4	2	6
研究・分析機関	19	30	49	産業創造・企業経営、起 業支援	5	5	10
助成・表彰	5	14	19	業界団体	228	17	245
奨学	0	7	7	同一資格者団体	28	5	33
児童・青少年の健全育成	6	4	10	免許・資格付与・検査・検定	17	11	28
美術館・博物館・動物 園・水族館・公園・庭園	2	13	15	互助・共済・親睦団体	9	19	28
芸術・文化関係	4	25	29	精神修養団体	0	0	0
スポーツ関係	7	17	24	祭祀・慰霊	0	3	3
趣味・愛好会・同好会	2	0	2	会館運営	4	22	26
地域社会貢献活動・団体	34	4	38	新聞その他メディア	4	1	5
環境保護	7	5	12	行政関連	36	37	73
災害・地域安全	8	4	12	非営利活動支援団体	11	3	14
合 計					573	324	897

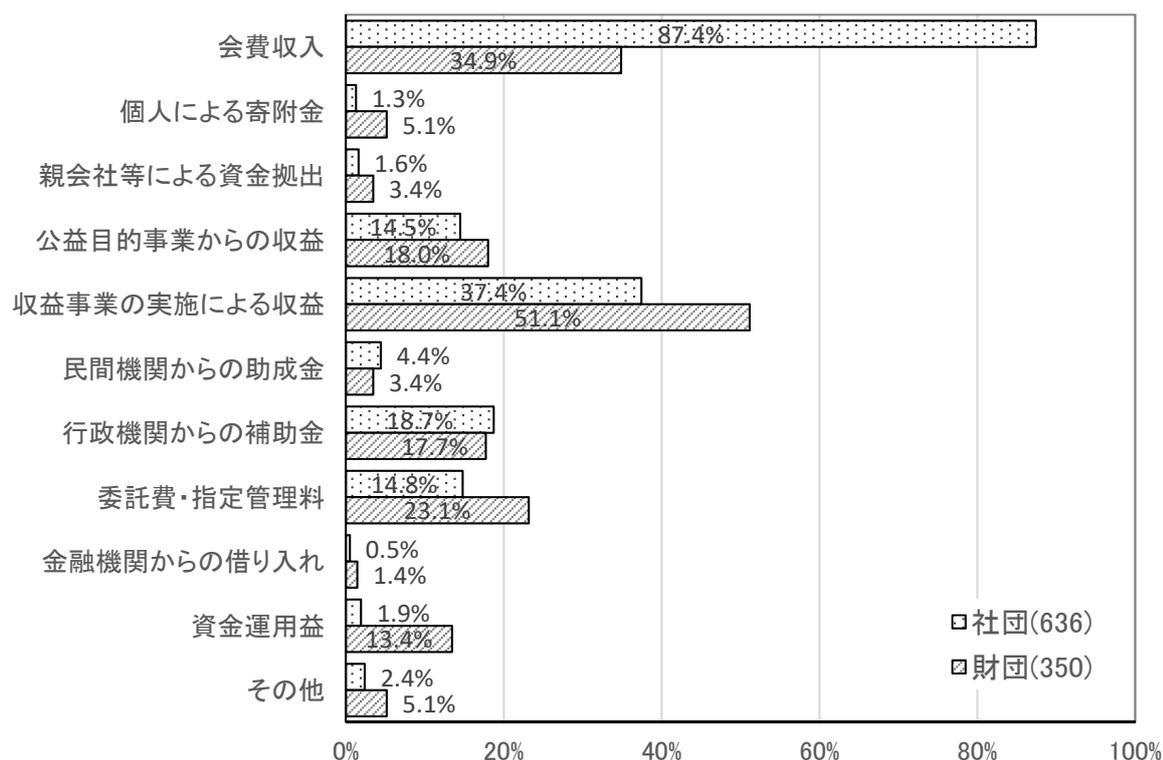


図 39 2018 年度の主な収益(複数選択)

%は、各社団・財団の中での割合。

「その他」の記述回答は、185 頁、IVの 2.1 を参照。

表 33 は、主な収益の割合を事業内容別に見たものである。「互助・共済、親睦団体」96.4%、「業界団体」93.1%、「学会・学術団体」92%、「同一資格者団体」90.9%は会費を主な収入源としている。会費を主な収益とする法人の割合が最も高い事業内容は、上記 4 事業を含む 16 事業である。

収益事業の実施による収益を主な収益とする法人も比較的多く、「免許・資格付与・検査・検定」75.0%、「美術・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」73.3%、「会館運営」73.1%、「医療施設、病院等」70.0%など 9 事業が該当する。

行政機関からの補助金を主な収益とする法人の割合が最も高かった事業は「産業創造・企業経営、起業支援」50.0% であり、委託費・指定管理料については「美術・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」73.3%であった。

調査対象法人の支出規模については、最も多いのは 1 千万円～5 千万円の法人であり 346 件(35.4%)、1 億円～5 億円についても 239 件(24.4%)で比較的にかかった(図 40)。一方で、5 億円以上については全回答数 978 件の 11.6%にあたる 113 件が該当するのみであった。また全体的な傾向として、支出規模が少ないほど社団の占める割合が多く、5 億円以上の支出規模をもつ法人は財団が多いことがわかる。

表 33 主たる事業内容別の主な収益の割合(複数選択、%)

主たる事業内容 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用
社会福祉関係(21)	<b>76.2</b>	4.8	0.0	4.8	28.6	4.8	38.1	23.8	0.0	4.8
健康維持・増進団体等 (15)	<b>73.3</b>	6.7	0.0	13.3	46.7	6.7	26.7	20.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(30)	53.3	0.0	3.3	20.0	<b>70.0</b>	0.0	20.0	16.7	0.0	0.0
教育関係(46)	<b>58.7</b>	8.7	2.2	21.7	32.6	4.3	15.2	6.5	2.2	19.6
学会・学術団体(75)	<b>92.0</b>	6.7	1.3	16.0	25.3	5.3	9.3	6.7	0.0	1.3
研究・分析機関(49)	51.0	8.2	4.1	8.2	<b>65.3</b>	6.1	6.1	10.2	0.0	8.2
助成・表彰(19)	<b>42.1</b>	0.0	21.1	0.0	21.1	5.3	10.5	0.0	5.3	31.6
児童・青少年の健全育 成(10)	<b>50.0</b>	0.0	0.0	10.0	<b>50.0</b>	10.0	20.0	10.0	0.0	20.0
美術・博物館・動物園・ 水族館・公園・庭園(15)	26.7	13.3	0.0	33.3	<b>73.3</b>	0.0	26.7	<b>73.3</b>	0.0	26.7
芸術・文化関係(29)	37.9	3.4	3.4	27.6	<b>48.3</b>	0.0	27.6	27.6	0.0	10.3
スポーツ関係(24)	<b>58.3</b>	12.5	4.2	16.7	29.2	8.3	20.8	29.2	0.0	4.2
地域社会貢献活動・団 体(38)	<b>84.2</b>	2.6	7.9	13.2	28.9	10.5	39.5	21.1	0.0	7.9
環境保護(12)	<b>50.0</b>	0.0	8.3	25.0	41.7	0.0	16.7	8.3	0.0	8.3
災害・地域安全(12)	<b>58.3</b>	0.0	0.0	0.0	41.7	33.3	25.0	25.0	0.0	8.3
国際協力(10)	<b>70.0</b>	10.0	0.0	50.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0
産業創造・企業経営、起 業支援(10)	<b>50.0</b>	10.0	0.0	20.0	<b>50.0</b>	0.0	<b>50.0</b>	40.0	10.0	10.0
業界団体(245)	<b>93.1</b>	0.4	0.0	13.5	39.6	4.1	13.9	11.8	0.0	0.4
同一資格者団体(33)	<b>90.9</b>	0.0	0.0	9.1	48.5	3.0	15.2	27.3	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検 定(28)	46.4	0.0	0.0	28.6	<b>75.0</b>	0.0	0.0	21.4	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体 (28)	<b>96.4</b>	0.0	0.0	28.6	17.9	0.0	25.0	3.6	0.0	17.9
会館運営(26)	11.5	0.0	11.5	30.8	<b>73.1</b>	0.0	7.7	30.8	0.0	0.0
行政関連(73)	46.6	0.0	0.0	16.4	<b>49.3</b>	1.4	34.2	38.4	1.4	2.7
非営利活動支援団体(14)	<b>64.3</b>	0.0	14.3	0.0	28.6	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0
全 体 (合計:867)	70.4	2.9	2.3	16.2	42.8	4.2	18.2	17.7	0.5	5.5

太字は、主たる事業内容ごとの全回答に占める割合の最高値。

数値は、「表 32 回答法人の主たる事業内容」の合計数に占める割合。

会費収入:会費収入 個人寄附:個人による寄附金 資金拠出:親会社等による資金拠出 公益事業:公益目的の事業からの収益 収益事業:収益事業の実施による収益 民間助成:民間機関からの助成金 行政補助:行政機関からの補助金 委託費等:委託費・指定管理料 借入れ:金融機関からの借入れ 資金運用:資金運用益

回答法人の基本事項

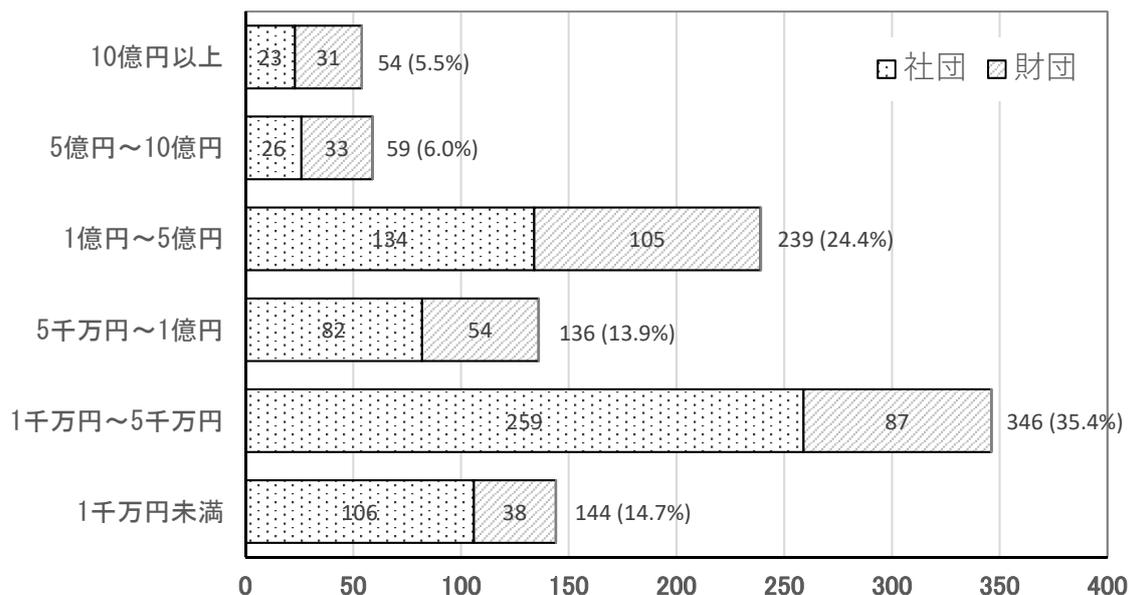


図 40 2018 年度の支出規模別法人数  
カッコ内は、全回答法人に対する割合。

表 34 は、支出規模を事業内容別に示したものであり、各事業で最も大きい数値は太字で示した。全体的に 1 千万円以上 5 千万円未満(346 件)、または 1 億円以上 5 億円未満(240 件)に集中していることが分かる。

調査対象法人の支出規模について事業内容別にみると、5 千万円未満を小規模法人、5 千万円～5 億円を中規模法人、5 億円以上を大規模法人に見立てた場合、小規模法人の割合が多い事業は社会福祉関係、教育関係、学会・学術団体、助成・表彰など 17 事業であり、中規模法人が多い事業は健康維持・増進団体等、研究・分析機関、スポーツ関係など 11 事業であった。大規模法人の割合が多い事業は 2 事業のみであり、それらは医療施設、病院等および情報化社会である。

表 34 主たる事業内容別の支出規模

主たる事業内容 (回答法人数)	1千万円 未満	1千万～ 5千万円	5千万円 ～1億円	1億円～ 5億円	5億円～ 10億円	10億円 以上
社会福祉関係(21)	5	<b>6</b>	3	4	3	0
福祉関係の助成(7)	0	2	<b>3</b>	2	0	0
健康維持・増進団体等(15)	2	3	3	<b>6</b>	1	0
医療施設、病院等(30)	4	2	0	8	7	<b>9</b>
教育関係(46)	8	<b>17</b>	8	10	1	2
学会・学術団体(75)	16	<b>24</b>	12	16	6	1
研究・分析機関(49)	7	9	8	<b>17</b>	6	2
助成・表彰(19)	2	<b>12</b>	3	2	0	0
奨学(7)	<b>3</b>	2	2	0	0	0
児童・青少年の健全育成(10)	2	<b>6</b>	2	0	0	0
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(19)	<b>5</b>	3	<b>5</b>	4	1	1
芸術・文化関係(29)	4	<b>10</b>	4	9	1	1
スポーツ関係(24)	1	4	3	<b>10</b>	1	5
趣味・愛好会・同好会(2)	0	1	0	1	0	0
地域社会貢献活動・団体(38)	9	<b>16</b>	4	7	2	0
環境保護(12)	2	<b>4</b>	2	3	0	1
災害・地域安全(12)	3	<b>6</b>	1	0	2	0
動物愛護(2)	0	0	1	1	0	0
生活・権利保護支援(2)	0	0	0	<b>2</b>	0	0
人権・平和(1)	0	1	0	0	0	0
国際協力(10)	2	2	2	<b>3</b>	0	1
男女共同参画社会(0)	0	0	0	0	0	0
情報化社会(6)	0	1	0	1	<b>4</b>	0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	1	<b>4</b>	3	2	0	0
業界団体(245)	35	<b>113</b>	30	52	5	10
同一資格者団体(33)	5	<b>16</b>	2	6	3	1
免許・資格付与・検査・検定(28)	0	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	2	2
互助・共済、親睦団体(28)	1	<b>9</b>	6	<b>9</b>	2	1
精神修養団体(0)	0	0	0	0	0	0
祭祀・慰霊(3)	1	1	1	0	0	0
会館運営(26)	0	6	4	<b>13</b>	3	0
新聞その他メディア(5)	1	<b>2</b>	0	1	0	1
行政関連(73)	3	23	8	<b>25</b>	7	7
非営利活動支援団体(14)	4	<b>8</b>	0	2	0	0
無回答(85)	22	25	11	16	2	9
合計: 986	148	346	139	240	59	54

太字は、主たる事業内容ごとの全回答数の最高値。

## 2. 法人選択と認定選択の動向

### (1) 法人選択に対する意識

#### 1) 一般法人になってよかった点

表 35 は、一般法人を選択してよかった点について示したものである。定期提出書類が公益法人に比べて簡単であると回答した法人が最も多く全体の 37.1% (366 件) を占め、前年比では 2.9 ポイントの上昇となった。行政庁による監督がなく実施事業に専念できる」をメリットと捉える法人も比較的によく全体の 35.9% (353 件) を占め、前年比で 7.2 ポイントの上昇となった。

財務三基準関係では、「収支相償の制限がない」と回答した法人は 21.5% (212 件)、「公益目的事業比率の制限がない」と回答した法人は 21.4% (211 件) に上り、財務三基準の制限

表 35 一般法人になって良かった点(複数選択)

回答項目	該当数 (割合)	前年比ポイント (前年割合)
行政による監督がなく実施事業に専念できる	353 (35.9%)	7.3 (28.6%)
収支相償の制限がない	213 (21.5%)	3.1 (18.4%)
公益目的事業比率の制限がない	211 (21.4%)	-2.9 (24.3%)
遊休財産の規制がない	57 ( 5.8%)	1.2 ( 4.6%)
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	366 (37.1%)	2.9 (34.2%)
法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)	195 (19.8%)	0.8 (19.0%)
特になし	278 (28.2%)	-8.2 (36.4%)
その他(186 頁、IVの 2.2 参照)	8 ( 0.8%)	-0.5 ( 1.3%)
合計	1,743	

カッコ内は回答法人数 986 件に占める割合。

前年比は 2018 年 7 月に実施したアンケートの結果との対比値。

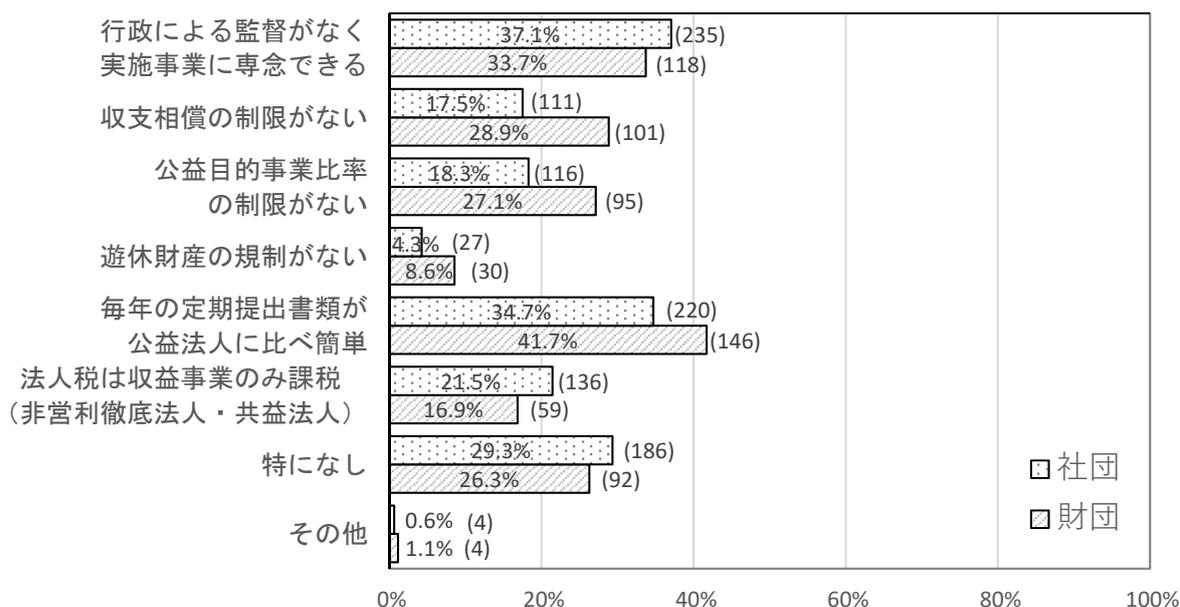


図 41 法人格別の一般法人を選択してよかった点(複数選択)

％は各社団・財団の中での割合。カッコ内は回答法人数。

「その他」の記述回答は、186 頁、IVの 2.2 を参照。

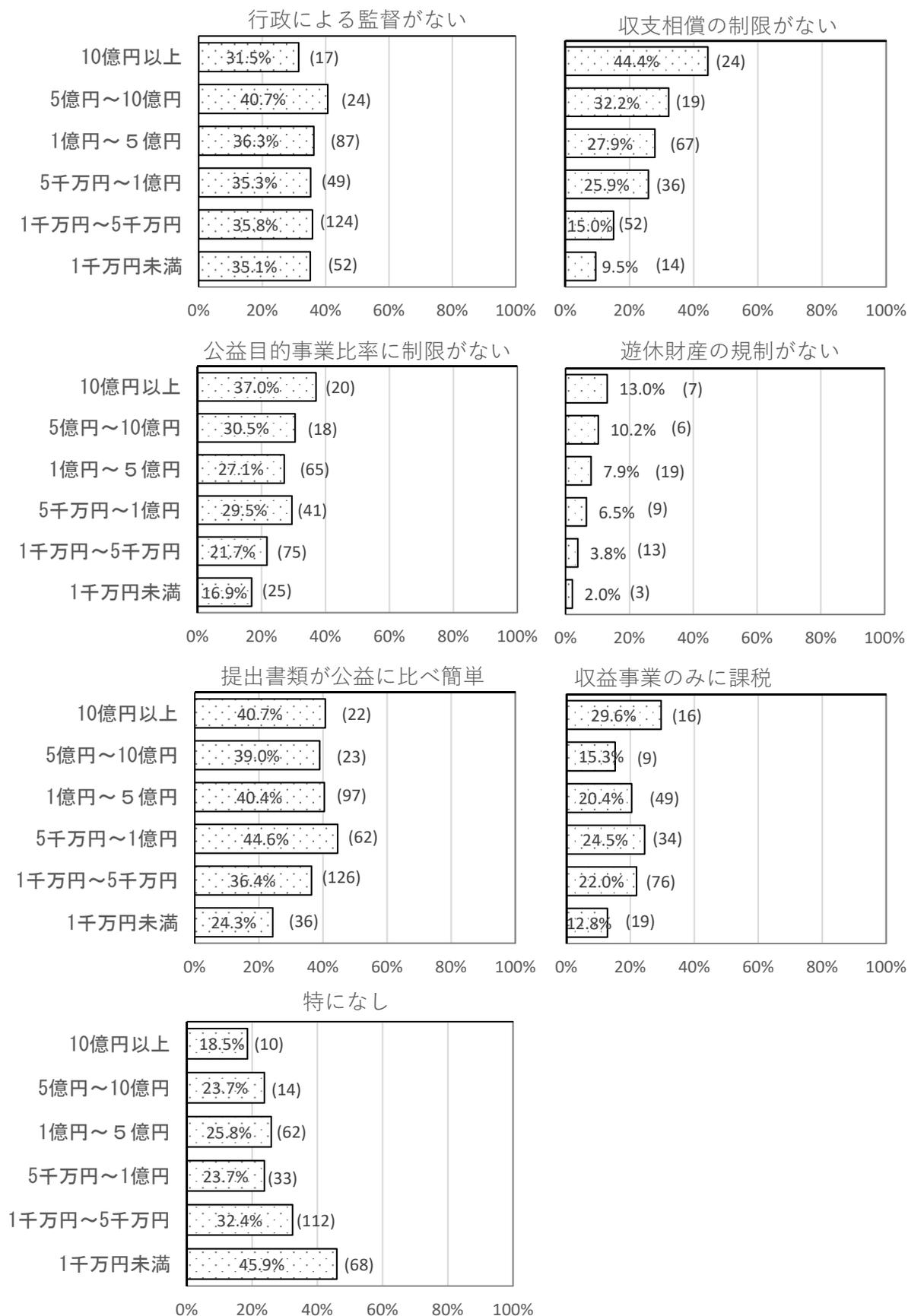


図 42 一般法人を選択してよかった点の支出規模別割合(複数選択)  
上記7つの図。%は、支出規模ごとに占める割合。

法人選択と認定選択の動向

がないことをメリットと考える法人が多い。しかし、「遊休財産の規制がない」については5.8%(57件)にとどまり、遊休財産規制について問題と捉えている法人は少ないようである。

一般法人を選択してよかった点について法人格別にみると、財務三基準による制限については社団よりも財団の方がメリットと考える傾向にあり、社団とのポイント差は、収支相償11.4ポイント、公益目的事業比率8.8ポイント、遊休財産規制4.3ポイントである(図41)。定期提出書類についても財団が社団を上回る結果となった。一方で、社団が一般法人を選択する理由として財団を上回ったのは、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」および「法人税は収益事業のみ課税」である。一般法人を選択してよかった点の「その他」の記述回答は、186頁、IVの2.2のとおりである。

表36 一般法人になって良かった点の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	行政庁の 監督	収支相償	公益目的 事業比率	遊休財産 規制	定期提出 書類	収益事業 のみ課税
社会福祉関係(26)	<b>34.6%</b>	7.7%	15.4%	3.8%	30.8%	7.7%
健康維持・増進団体等(15)	20.0%	<b>40.0%</b>	33.3%	6.7%	<b>40.0%</b>	33.3%
医療施設、病院等(30)	<b>26.7%</b>	13.3%	20.0%	3.3%	<b>26.7%</b>	16.7%
教育関係(46)	30.4%	30.45	32.6%	8.7%	<b>37.0%</b>	19.6%
学会・学術団体(75)	33.3%	16.0%	20.0%	4.0%	<b>37.3%</b>	21.3%
研究・分析機関(49)	30.6%	24.5%	30.6%	8.2%	<b>51.0%</b>	18.4%
助成・表彰(19)	47.4%	36.8%	26.3%	10.5%	<b>57.9%</b>	42.1%
児童・青少年の健全育成(10)	50.0%	30.0%	10.0%	0.0%	<b>60.0%</b>	20.0%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(15)	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	<b>53.3%</b>	0.0%
芸術・文化関係(29)	31.0%	17.2%	20.7%	6.9%	<b>37.9%</b>	27.6%
スポーツ関係(24)	<b>50.0%</b>	16.7%	20.8%	4.2%	37.5%	20.8%
地域社会貢献活動・団体(38)	36.8%	21.1%	18.4%	2.65	<b>39.5%</b>	18.4%
環境保護(12)	33.3%	33.3%	25.0%	8.3%	<b>50.0%</b>	25.0%
災害・地域安全(12)	<b>50.0%</b>	8.3%	25.0%	0.0%	41.7%	25.0%
国際協力(10)	<b>40.0%</b>	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%	<b>40.0%</b>
産業創造・企業経営、起業支援(10)	20.0%	10.0%	<b>40.0%</b>	10.0%	30.0%	30.0%
業界団体(245)	<b>38.4%</b>	21.2%	27.3%	4.5%	31.4%	26.9%
同一資格者団体(33)	<b>57.6%</b>	12.1%	27.3%	0.0%	51.5%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定(28)	28.6%	28.65	32.1%	14.3%	<b>39.3%</b>	25.0%
互助・共済、親睦団体(28)	<b>35.7%</b>	17.95	28.6%	7.1%	28.6%	28.6%
会館運営(26)	26.9%	7.7%	19.2%	3.8%	<b>46.2%</b>	11.5%
行政関連(73)	24.7%	26.0%	<b>32.9%</b>	11.0%	<b>32.9%</b>	16.4%
非営利活動支援団体(14)	<b>42.9%</b>	28.6%	14.3%	7.1%	21.4%	7.1%
全体(合計:867)	35.4%	21.2%	25.6%	5.8%	36.9%	21.5%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体は、一般法人になって良かった点ごとの全回答に占める割合。

行政庁の監督：行政による監督がなく実施事業に専念できる 収支相償：収支相償の制限がない 公益目的事業比率：公益目的事業比率の制限がない 遊休財産規制：遊休財産の規制がない 定期提出書類：毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単 収益事業のみ課税：法人税は収益事業のみ課税（但し、非営利徹底法人・公益法人のみ対象）

次に、一般法人を選択してよかった点について支出規模別にみた（図 42）。全体の傾向として、支出規模が大きいほど財務三基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産）による制限がないことをメリットと捉える法人が多いことが分かる。年間支出「1 千万円未満」および「10 億円以上」を比較すると、収支相償の場合は 9.5%と 44.4%で 34.9 のポイント差、「公益目的事業比率については 16.9%と 37%で 20.1 のポイント差、遊休財産規制については 2%と 13%で 11 のポイント差であることから、大規模法人にとっては財務三基準は深刻な問題であることが分かる。定期提出書が公益法人に比べて簡単であること、そして収益事業のみに課税されることについても、小規模法人よりも大規模法人の方が高い傾向がある。

一方で、支出規模が小さい法人ほど「特になし」と回答する法人が多く、とくに支出規模 1 千万円未満の法人の 45.9% (68 件) が一般法人を選択してよかった点として「特になし」と回答している点については興味深いものがある。「行政による監督がない」については、支出規模別の特徴的な傾向はみられなかった。

表 36 は、一般法人を選択してよかった点について事業内容別に示したものである。行政庁による監督がなく実施事業に専念できることを理由に挙げた法人の割合が最も高かった事業は、「同一資格者団体」57.6% (19 件)、「スポーツ関係」50% (12 件)、「災害・地域安全」50% (6 件) など 9 事業が該当する。

収支相償による制限がないことをメリットと感じた法人の割合が最も高かったのは、「健康維持・増進団体等」40% (6 件) のみであり、公益目的事業比率についても「産業創造・企業経営、起業支援」40% (4 件) および「行政関連」32.9% (24 件) の 2 事業のみであった。遊休財産規制は該当がなく、対して定期提出書類関係は最も該当する事業が多く「児童・青少年の健全育成」60% (6 件)、「助成・表彰」57.9% (11 件)、「研究・分析機関」51% (25 件) など 14 事業が該当した。最後に、収益事業のみ課税という点でメリットとを感じる法人の割合が最も高かったのは、「国際協力」(40%、4 件) のみであった。

## 2) 一般法人になって苦労している点、困っている点

一般法人を選択して苦労していることで最も多かったのは「特になし」という回答であり、全体の 48.6% (478 件) を占めた (表 37)。この半数近くの法人はある意味で、現状で満足している法人であると考えられるが、前年比では 5.5 ポイントの減少となっており、これは何らかの苦労を抱えている法人が増加している傾向を示すものと思われる。

次に多かったのは「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」であり、34.3% (338 件) が該当する (この回答は公益目的支出計画の実施法人のみに限るもので、当然のことながら新規設立法人は対象外となっている)。前年比では 0.8 ポイントの増加となっており、公益目的支出計画で苦労している法人が微増傾向にあることを物語っている。

また、税金の負担および変更認可申請で苦労している法人も一定数確認され、全体に占める割合がそれぞれ 12.9% (127 件) および 10.9% (107 件) であった。とくに税金の負担については前年比 1.7 ポイントの増加となっており、税制に対するニーズの高まりが顕著である。

表 37 一般法人になって苦労している点(複数選択)

回答項目	該当数 (割合)	前年比ポイント (前年割合)
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	84 ( 8.5%)	-0.3 ( 8.8%)
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く(公益目的支出計画を実施の法人様)	338 (34.3%)	0.8 (33.5%)
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き(公益目的支出計画を実施の法人様)	107 (10.9%)	-0.4 (11.3%)
相談する先がない	49 ( 5.0%)	0.6 ( 4.4%)
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	27 ( 2.7%)	-0.1 ( 2.8%)
税金の負担。(非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる)	130 (13.2%)	2.0 (11.2%)
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	70 ( 7.1%)	-0.3 ( 7.4%)
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	84 ( 8.5%)	1.0 ( 7.5%)
適正な機関運営(社員総会／評議員会・理事会など)が難しい	45 ( 4.6%)	0.7 ( 3.9%)
特になし	478 (48.6%)	-6.4 (55.0%)
その他(186 頁、IVの 2.3 参照)	9 ( 0.9%)	0.0 ( 0.9%)
合計	1,421	

カッコ内は回答法人数 1,439 件に占める割合。  
前年比は 2018 年 7 月に実施したアンケートの結果との対比值。

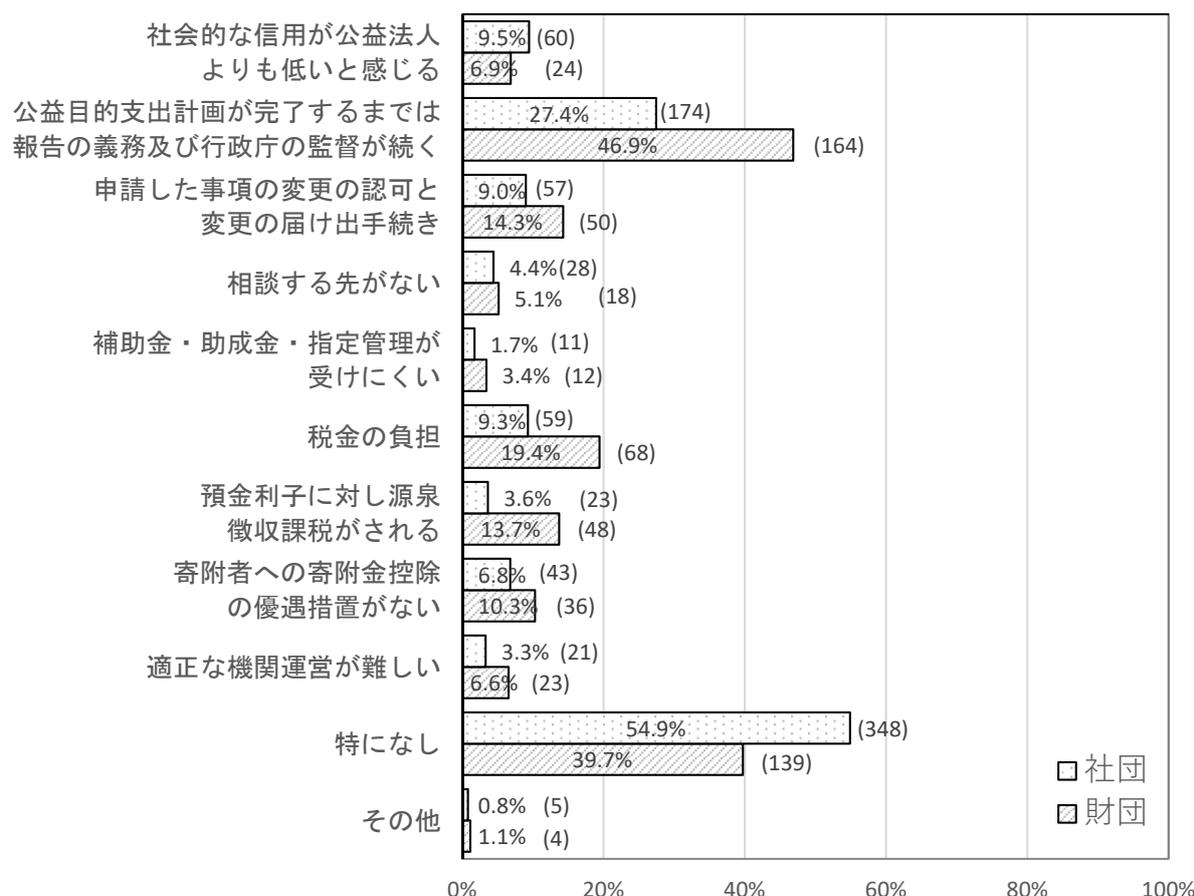
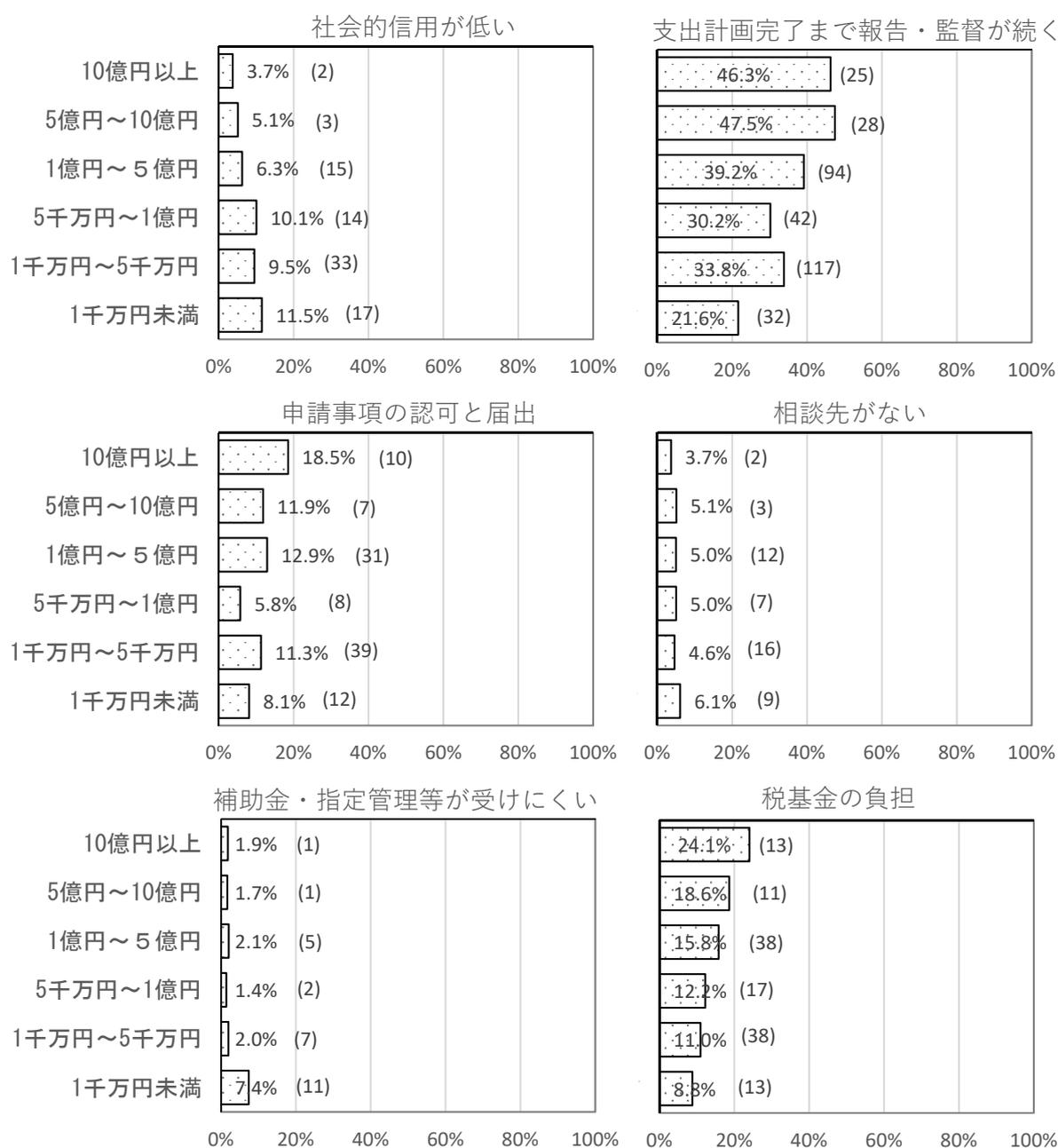


図 43 一般法人を選択して苦労している点(複数選択)

%は各社団・財団の中での割合。カッコ内は回答法人数  
「その他」の記述回答は、186 頁、IVの 2.3 を参照。

法人格別にみても、「特になし」とした法人は社団に多くみられ、全体に占める割合が54.9%(348件)となっている(図43)。一方で、公益目的支出計画および税金の負担については社団よりも財団の占める割合の方が高く、それぞれ46.9%(164件)および19.4%(68件)であった。

次に、苦勞している点について支出規模別にみてもみた(図44)。まず、社会的信用が低いと感じている法人の割合は8.5%であり少数ではあるが、支出規模が小さいほどその割合は高くなる傾向にある。行政庁の監督が続くと回答した法人の割合34.5%であり比較的に高く、支出規模が大きいほどその割合が高くなる傾向にある。税金の負担についてもより多くの資産を保有する大規模法人であるほど苦勞している様子が伺える。「特になし」と回答した法人の割合は支出規模が小さいほど大きく、支出規模が大きいほど何らかの苦勞を抱える傾向にあることが読み取れそうだ。



法人選択と認定選択の動向

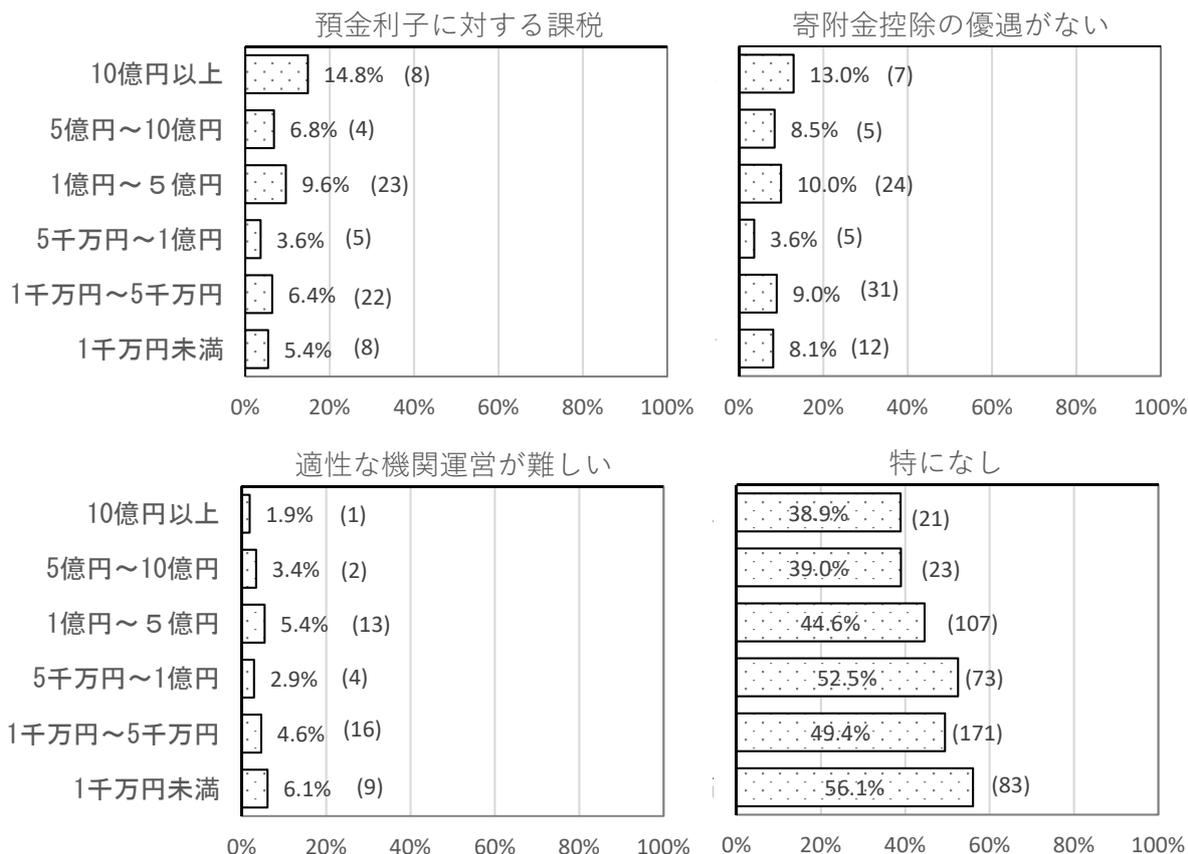


図 44 一般法人になって苦労している点の支出規模別割合

上記 10 の図。カッコ内数値は回答法人数。  
 図中の割合は、支出規模ごとに占める割合。

表 38 所在地別の一般法人を選択して苦労している法人の割合

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	23	42.6	石川県	7	58.3	岡山県	12	75.0
青森県	6	40.0	福井県	5	62.5	広島県	10	50.0
岩手県	8	47.1	山梨県	8	72.7	山口県	13	46.4
宮城県	8	42.1	長野県	8	38.1	徳島県	2	40.0
秋田県	8	61.5	岐阜県	15	57.7	香川県	5	55.6
山形県	7	70.0	静岡県	12	48.0	愛媛県	5	62.5
福島県	8	61.5	愛知県	15	51.7	高知県	2	50.0
茨城県	9	47.4	三重県	11	64.7	福岡県	14	58.3
栃木県	3	33.3	滋賀県	5	62.5	佐賀県	8	66.7
群馬県	7	58.3	京都府	11	68.8	長崎県	9	81.8
埼玉県	13	76.5	大阪府	25	65.8	熊本県	7	31.8
千葉県	10	50.0	兵庫県	7	58.3	大分県	4	80.0
東京都	129	51.4	奈良県	3	60.0	宮崎県	6	54.5
神奈川県	13	46.4	和歌山県	2	33.3	鹿児島県	5	35.7
新潟県	9	45.0	鳥取県	3	25.0	沖縄県	6	40.0
富山県	4	36.4	島根県	4	50.0	合計	514	52.1

一般法人を選択して苦勞している点があると回答した法人の割合を地域別にみると、その割合が高い地域は大分県 80%(4 件)、埼玉県 76.5%(13 件)、岡山県 75%(12 件)、山梨県 72.7%(8 件)であり、これら地域の一般法人は、とくに苦勞を抱えている法人が多いことが分かる(表 38)。一方で、苦勞している法人の割合が低い地域は、下位から鳥取県 25%(3 件)、熊本県 31.8%(7 件)、栃木県 33.3%(3 件)、和歌山県 33.3%(2 件)であった。

苦勞している法人について事業内容別にみると、公益目的支出計画で苦勞している法人の割合が最も高い事業は、「児童・青少年の健全育成」60%(6 件)、「健康維持・増進団体等」53.3%(8 件)、「医療施設、病院等」50%(15 件)、「環境保護」50%(6 件)など 21 事業であり、多くの事業に関わる多くの法人が公益目的支出計画で苦勞している様子が伺える(表 39)。

表 39 一般法人になって苦勞している法人の事業内容別割合 (%)

主たる事業内容 (回答法人数)	社会的信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営
社会福祉関係(21)	9.5	<b>19.0</b>	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	14.3
健康維持・増進団体等(15)	20.0	<b>53.3</b>	33.3	6.7	13.3	20.0	6.7	6.7	6.7
医療施設、病院等(30)	0.0	<b>50.0</b>	13.3	0.0	3.3	13.3	3.3	10.0	3.3
教育関係(46)	6.5	<b>47.8</b>	8.7	4.3	2.2	10.9	15.2	15.2	0.0
学会・学術団体(75)	6.7	<b>24.0</b>	12.0	4.0	0.0	9.3	6.7	13.3	4.0
研究・分析機関(49)	4.1	<b>44.9</b>	8.2	4.1	2.0	16.3	14.3	6.1	6.1
助成・表彰(19)	26.3	<b>42.1</b>	5.3	10.5	0.0	15.8	26.3	31.6	10.5
児童・青少年の健全育成(10)	20.0	<b>60.0</b>	30.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	10.0
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(15)	20.0	40.0	6.7	6.7	6.7	<b>53.3</b>	40.0	20.0	0.0
芸術・文化関係(29)	10.3	<b>44.8</b>	20.7	3.4	6.9	27.6	17.2	20.7	6.9
スポーツ関係(24)	20.8	<b>45.8</b>	12.5	16.7	8.3	20.8	8.3	25.0	8.3
地域社会貢献活動・団体(38)	5.3	<b>26.3</b>	10.5	5.3	2.6	10.5	2.6	5.3	7.9
環境保護(12)	0.0	<b>50.0</b>	0.0	0.0	0.0%	16.7	16.7	8.3	8.3
災害・地域安全(12)	<b>25.0</b>	<b>25.0</b>	8.3	<b>25.0</b>	16.7	8.3	8.3	16.7	0.0
国際協力(10)	10.0	<b>40.0</b>	30.0	10.0	0.0	10.0	0.0	30.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	<b>30.0</b>	20.0	10.0	20.0	10.0	20.0	10.0	30.0	10.0
業界団体(245)	7.8	<b>31.0</b>	9.8	2.9	1.2	9.0	2.0	3.3	3.3
同一資格者団体(33)	12.1	<b>33.3</b>	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.0	9.1
免許・資格付与・検査・検定(28)	7.1	<b>32.1</b>	17.9	3.6	0.0	25.0	3.6	3.6	0.0
互助・共済、親睦団体(28)	0.0	<b>28.6</b>	7.1	0.0	3.6	10.7	14.3	3.6	0.0
会館運営(26)	7.7	<b>46.2</b>	0.0	7.7	0.0	19.2	0.0	3.8	3.8
行政関連(73)	8.2	<b>32.9</b>	15.1	6.8	0.0	15.1	6.8	1.4	8.2
非営利活動支援団体(14)	0.0	<b>14.3</b>	7.1	0.0	7.1	<b>14.3</b>	0.0	<b>14.3</b>	7.1
全体(合計:862)	8.7	34.8	11.0	5.0	2.6	13.2	7.3	8.7	4.9

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体は、一般法人になって苦勞している法人の全回答に占める割合。

社会的信用:社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 支出計画:公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く 変更認可申請:申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き 相談先:相談する先がない 補助金等:補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担:税金の負担 利子の税負担:預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金控除:寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営:適正な機関運営

一方で、回答母数は少ないが、社会的信用の面で苦勞している事業は「災害・地域安全」25%(3件)、「産業創造・企業経営、起業支援」30%(3件)の2事業、税金の負担で苦勞している事業は「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」53.3%(8件)、「非営利活動支援団体」14.3%(2件)の2事業、相談先がないというところで苦勞している事業は「災害・地域安全」25%(3件)の1事業、寄附金控除が適用されないという点で苦勞している事業は「非営利活動支援団体」14.3%(2件)であった。

図45は、運営について苦勞している点の具体的な内容(記述回答)をカテゴリー別に分けたものである。苦勞している点、困っている点としては、「公益目的支出計画の作成・提出」であり69件の記述があった。「公益目的支出計画の運用ほか」および「税制関係」についても比較的多くの意見が寄せられ、それぞれ46件および51件の記述があった(記述内容の詳細は、186頁、IVの2.3参照)。

記述回答の内容について一部を紹介すると、公益目的支出計画の関係では、「電子申請の方法が突然変更し、非常に苦勞した。変更認可申請(公益目的支出計画の期間延長)を行った時点で、認可されていた継続事業の一部について却下となったことは理解に苦しむ」、「公益目的支出計画の報告書類が複雑で、限られた活動予算を削って会計事務所に助けを求めた」、「公益目的支出計画の提出書類が煩雑で大きな負担を強いられているうえ、インフォメーションの申請画面の操作性がとても悪く提出するのが困難」といった記述があった。

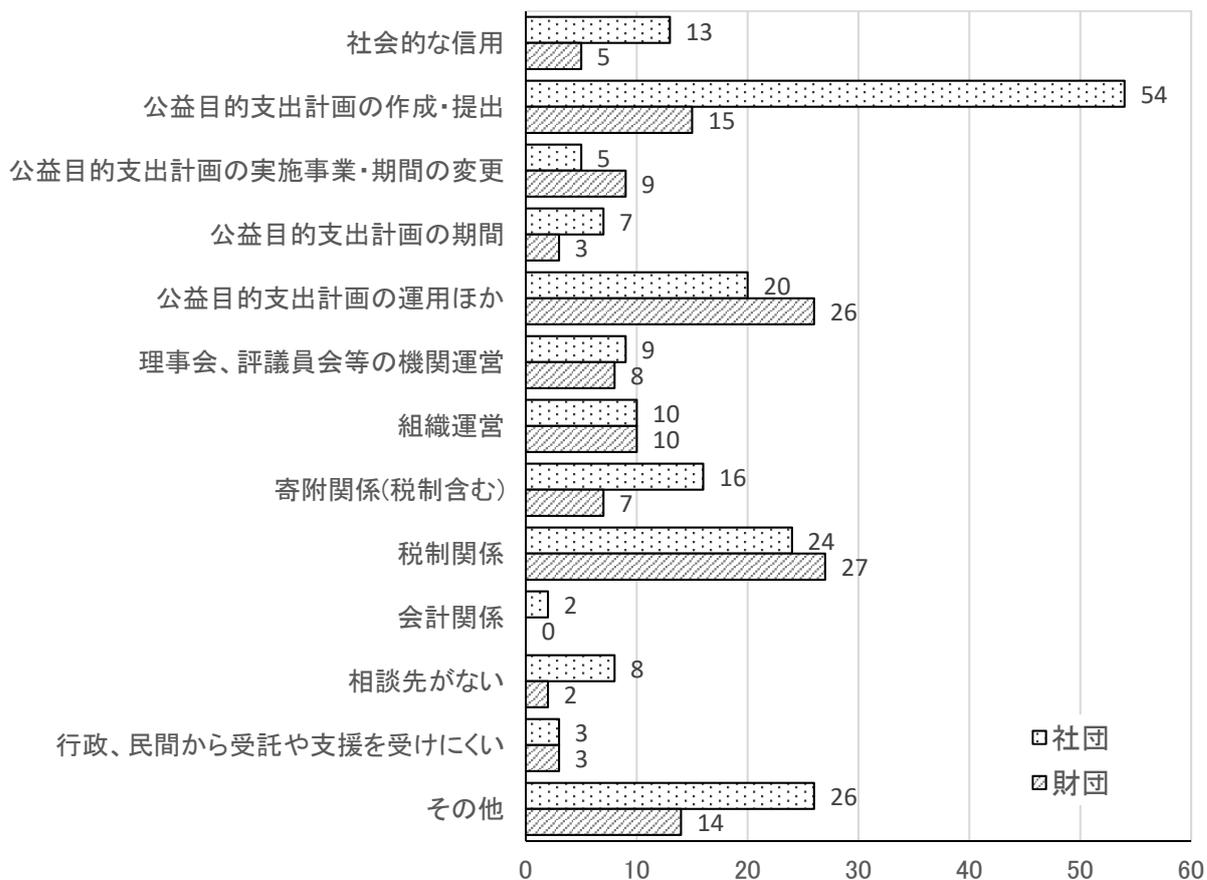


図45 運営上苦勞している点に関する記述回答の件数

記述回答は186頁、IVの2.3を参照

## (2) 法人種類の再選択

再度選択する場合の法人格を訊いたところ、やはり一般法人がよいと考える法人が86.1% (841件)を占め、前年比でも1ポイントの増加となった(図46)。将来的に公益認定の取得を考えている法人は8.8%(86件)にとどまり、前年比で0.4ポイント減となった。ちなみに、2016年のアンケート結果によると、公益認定の取得を考えていた一般法人は16.7%であったので、その時点との対比では7.9ポイントも低下していることになる。一方で、特定非営利活動法人および認定特定非営利活動法人への転換を望む法人は1.6%(16件)、社会福祉法人を含むその他法人格への転換を望む法人は3.5%(34件)であった。

再度選択できた場合に選択する法人格について支出規模別にみると、支出規模に関係なく全体的に一般法人のままで満足とする法人の割合が高い(図47)。具体的にみると、5億円未満の法人の場合、他法人への転換を望む法人は10%を超えているが、5億円以上の法人の場合は10%未満であり、支出規模が大きいほど一般法人を再度選択する傾向がみられる。公益法人を除く他法人格への転換を望む法人の割合は、支出規模が小さいほど高いことが分かる。

次に、再度選択できた場合に公益認定の取得を目指そうとする法人が一般法人であることで苦労している点をみていくと、やはり「社会的な信用」が最も多く29件であり、公益法人を目指したいとする法人の33.7%を占める(図48)。また、「公益目的支出計画完了までの報告義務」22件(26.2%)、「税金の負担」19件(22.6%)、「寄附者への寄附金控除の優遇措置がない」19件(22.6%)についても比較的に多かった。

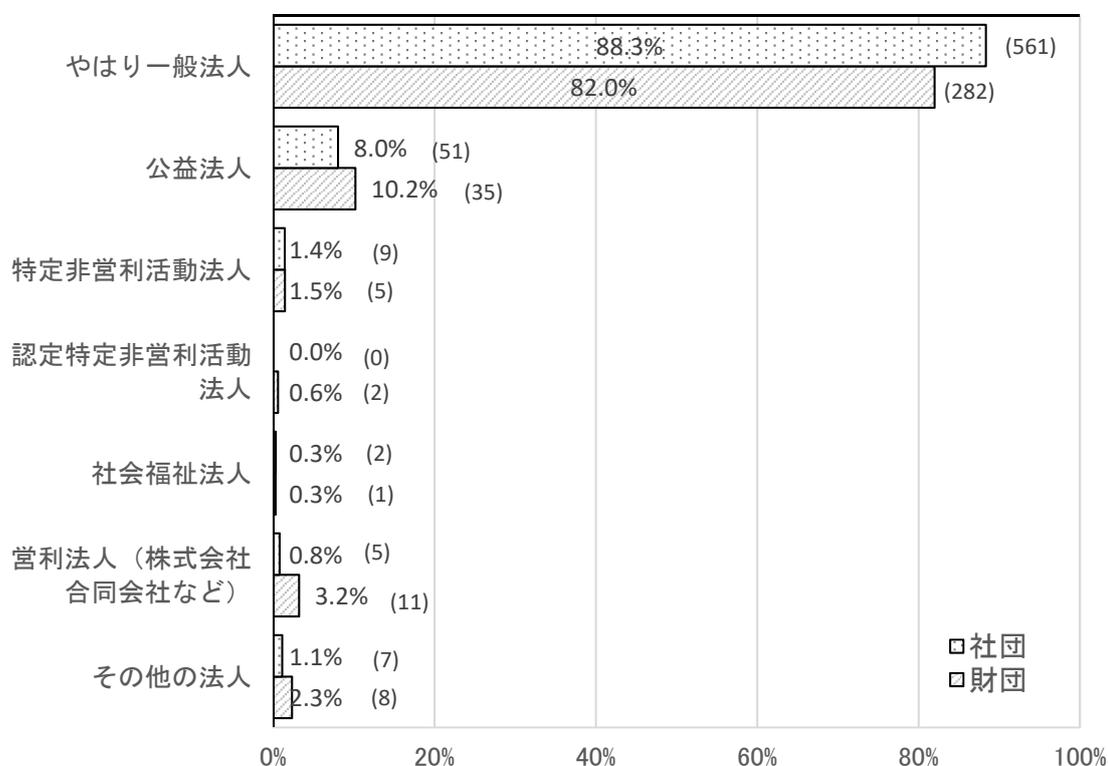


図46 再度選択できた場合に選択する法人格

法人選択と認定選択の動向

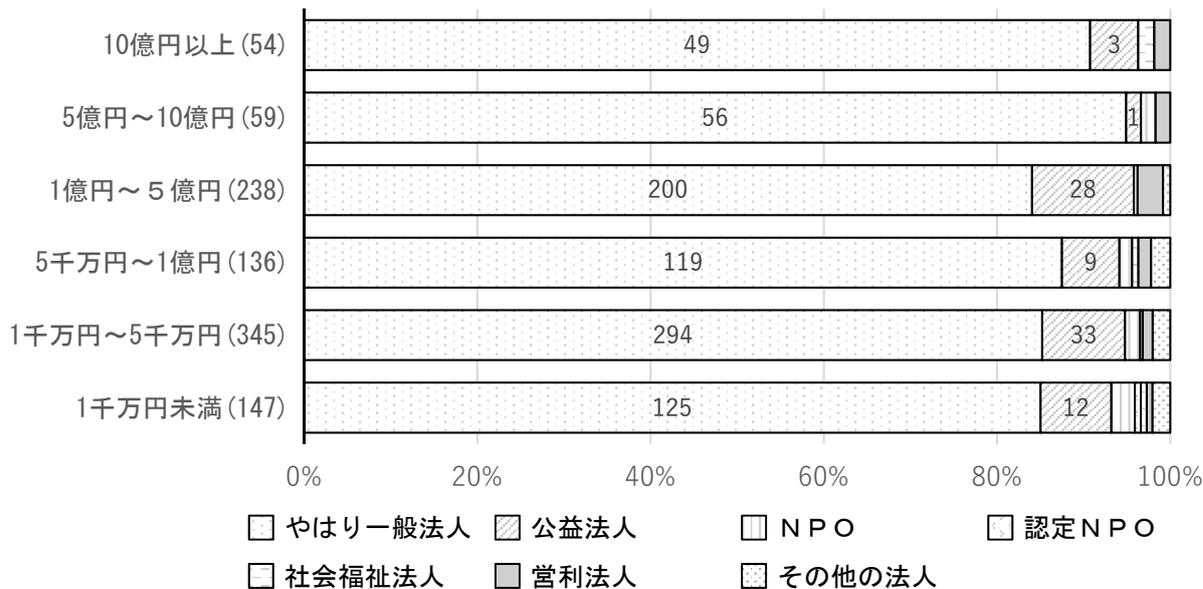


図 47 支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

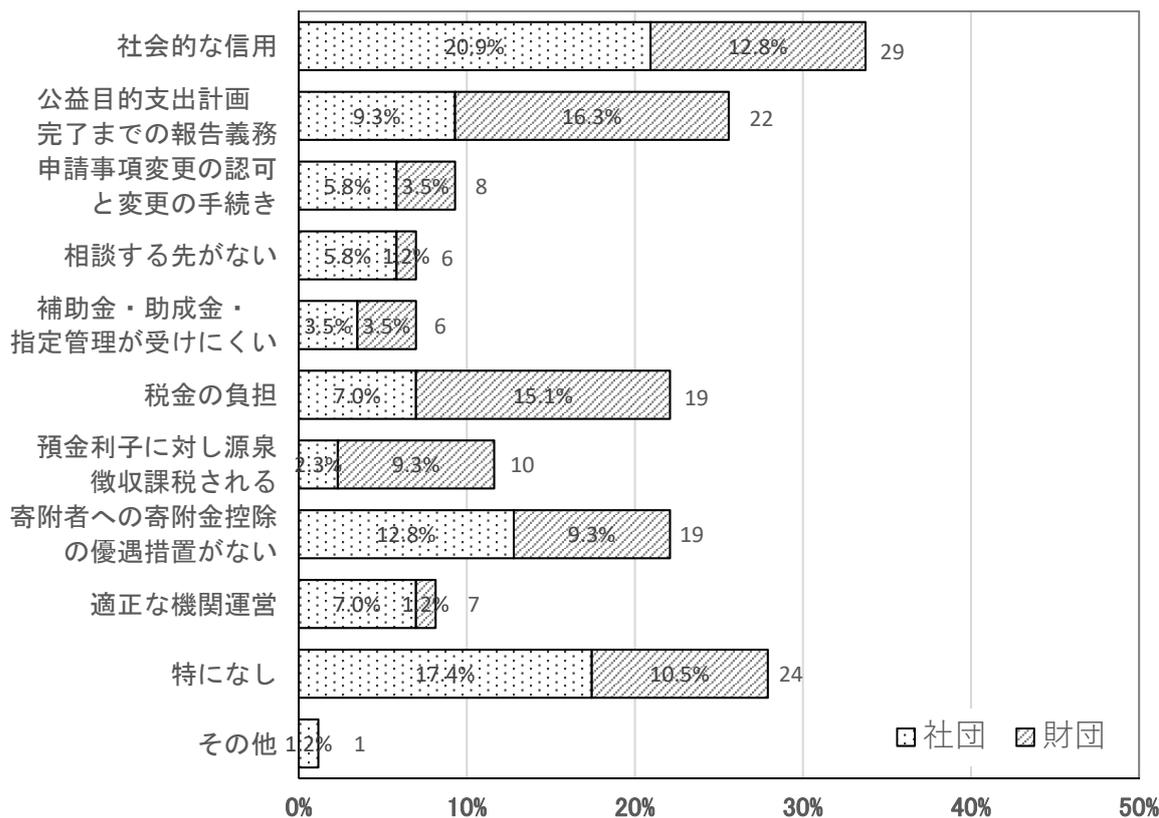


図 48 再選択できた場合に公益法人を希望する法人の苦勞している点

法人格別にみると、「社会的な信用」および「寄附者への寄附金控除の優遇措置がない」で苦勞している法人は社団が多く、「公益目的支出計画完了までの報告義務」、「税金の負担」および「預金利子に対し源泉徴収課税される」で苦勞している法人は財団に多くみられる。

次に、一般法人を再度選択する法人の割合について所在地別にみてみた(表 40)。全ての法人が一般法人のままで満足している地域は、岩手県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、徳島県、大分県であった。一方で、これとは対照的に一般法人を再度選択すると回答した法人の割合が低かった地域は、下位から香川県の66.7%(6件)、山梨県72.7%(8件)、長崎県72.7%(8件)、岐阜県73.1%(19件)であり、これらはある意味で他法人格への転換を望む法人の割合が高い地域と言える。

表 41 は、法人選択について事業内容別の割合をみたものである。一般法人を選択したいとする法人の割合が90%を超えているのは、上位より「助成・表彰」の100%(19件)、「社会福祉関係」の95.2%(20件)、「互助・共済、親睦団体」の92.9%(26件)、「環境保護」91.7%(11件)、「同一資格者団体」の90.9%(30件)であり、公益認定の取得を目指す法人の割合が20%を超えている事業は、上位から「業界団体」39.1%(18件)、「健康維持・増進団体等」の26.7%(4件)、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」の21.1%(4件)、「スポーツ関係」20.8%(5件)、「国際協力」20%(2件)であった。

その他の法人格については、回答母数が少ないが、特定非営利活動法人(認定法人含む)への転換を望む法人の割合が最も高かったのは「産業創造・企業経営、起業支援」10%(1件)、社会福祉法人や営利法人などその他法人格の場合も「産業創造・企業経営、起業支援」が最も高く20%(2件)であった。

表 40 所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合

所在地	該当数	%	所在地	該当数	%	所在地	該当数	%
北海道	50	92.6	石川県	10	83.3	岡山県	14	87.5
青森県	12	80.0	福井県	7	87.5	広島県	15	75.0
岩手県	17	100.0	山梨県	8	72.7	山口県	24	85.7
宮城県	15	78.9	長野県	17	81.0	徳島県	5	100.0
秋田県	11	84.6	岐阜県	19	73.1	香川県	6	66.7
山形県	8	80.0	静岡県	23	92.0	愛媛県	6	75.0
福島県	11	84.6	愛知県	22	75.9	高知県	3	75.0
茨城県	16	84.2	三重県	13	76.5	福岡県	21	87.5
栃木県	8	88.9	滋賀県	7	87.5	佐賀県	11	91.7
群馬県	12	100.0	京都府	13	81.3	長崎県	8	72.7
埼玉県	13	76.5	大阪府	29	76.3	熊本県	20	90.9
千葉県	20	100.0	兵庫県	7	58.3	大分県	5	100.0
東京都	222	88.4	奈良県	4	80.0	宮崎県	9	81.8
神奈川県	23	82.1	和歌山県	5	83.3	鹿児島県	13	92.9
新潟県	20	100.0	鳥取県	11	91.7	沖縄県	13	86.7
富山県	11	100.0	島根県	6	75.0	合計	843	85.5

%は、所在地別回答数に占める割合。

表 41 法人選択の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	公益法人	一般法人	特定非営利 活動法人等	その他法人 格
社会福祉関係(21)	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%
健康維持・増進団体等(15)	26.7%	73.3%	0.0%	0.0%
医療施設、病院等(30)	13.3%	80.0%	3.3%	3.3%
教育関係(45)	6.7%	84.4%	0.0%	8.9%
学会・学術団体(75)	8.0%	89.3%	0.0%	2.7%
研究・分析機関(49)	2.0%	87.8%	4.1%	6.1%
助成・表彰(19)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
児童・青少年の健全育成(10)	10.0%	80.0%	0.0%	10.0%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(19)	21.1%	63.2%	5.3%	10.5%
芸術・文化関係(28)	17.9%	71.4%	7.1%	3.6%
スポーツ関係(24)	20.8%	75.0%	0.0%	4.2%
地域社会貢献活動・団体(38)	7.9%	84.2%	0.0%	7.9%
環境保護(12)	0.0%	91.7%	0.0%	8.3%
災害・地域安全(12)	16.7%	75.0%	0.0%	8.3%
国際協力(10)	20.0%	70.0%	0.0%	10.0%
産業創造・企業経営、起業支援(10)	10.0%	60.0%	10.0%	20.0%
業界団体(46)	39.1%	47.8%	8.7%	4.3%
同一資格者団体(33)	9.1%	90.9%	0.0%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定(27)	7.4%	88.9%	0.0%	3.7%
互助・共済、親睦団体(28)	3.6%	92.9%	0.0%	3.6%
会館運営(25)	12.0%	80.0%	0.0%	8.0%
行政関連(73)	13.7%	83.6%	2.7%	0.0%
非営利活動支援団体(13)	0.0%	84.6%	7.7%	7.7%
全 体 (合計: 662)	11.8%	81.4%	2.3%	4.5%

%は、法人選択の事業内容ごとの全回答に占める割合。

### 3. 寄附と税制について

#### (1) 寄附金に対する姿勢

本項では、寄附金並びに税制に関する質問の回答結果について報告する。図 49 は、寄附金の総収入に占める割合ごとの回答法人数を示したものである。寄附収入が全くないとする法人の割合は 79.6%(777 件)に上り、公益法人と比較して 28.8 ポイント高い。これは、社会的信用といったイメージ的な要素などを考慮する必要もあると思われるが、やはり寄附金控除の優遇措置が一定の効果をあげているためではないかと推察される。

法人格別にみると、財団よりも社団の方が寄附収入のない法人の割合が高く、そのポイント差は 13.5 である。寄附収入が 10%以上ある法人については、いずれのグループも財団の方が高い状況がみられる。

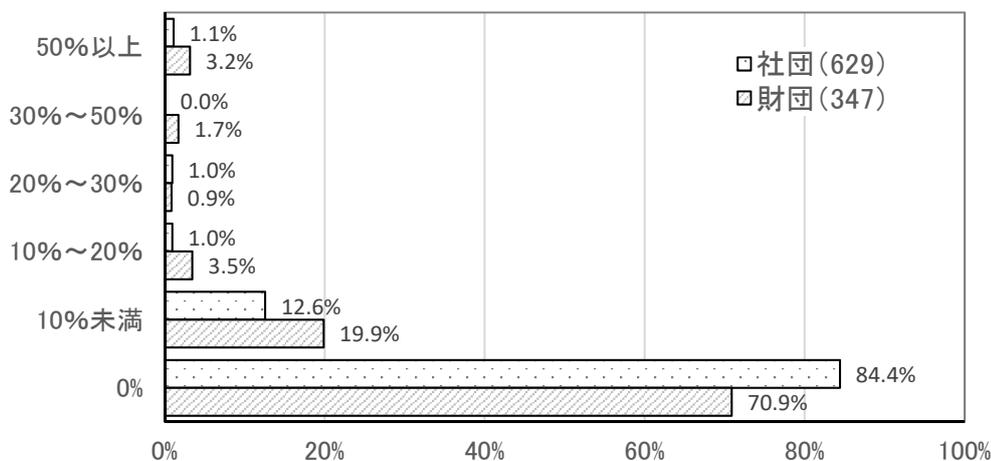


図 49 寄附金の総収入に占める割合

収入に占める割合を支出規模別にみると、寄附収入のない法人の割合が最も高いのは支出規模 5 千万円～1 億円のグループであり 85.4%(117 件)、一方で寄附金収入がある法人の割合が最も高いのは 1 千万円未満(26.9%、39 件)のグループであった(図 50)。

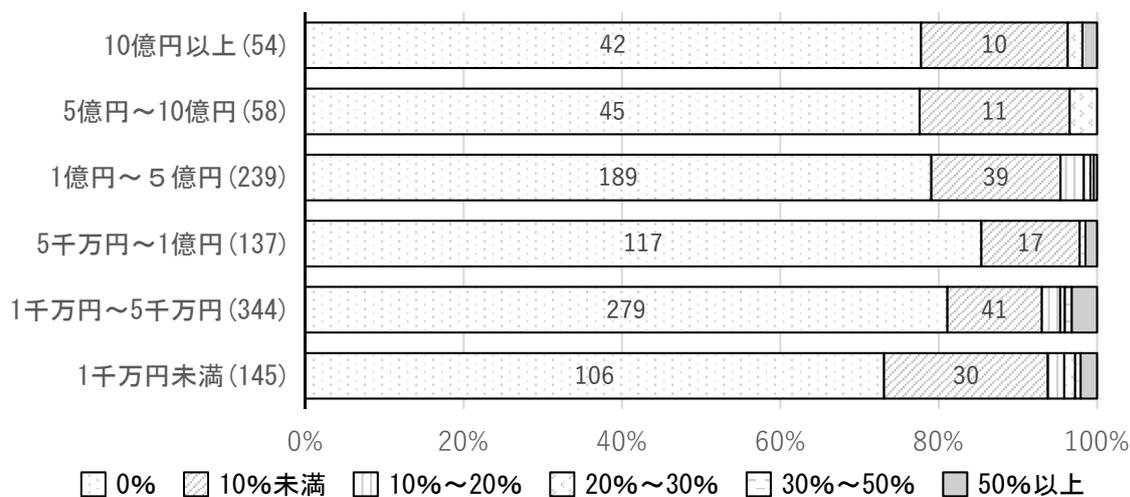


図 50 支出規模別の収入に占める寄附金の割合

項目カッコ内数字は、該当法人数。5%未満の数値は、非表示。

寄附と税制について

続いて、総収入に占める寄附金の割合について事業内容別にみてる(表 42)。寄附金収入がない法人の割合が 90%を超えている事業は、上位から「互助・共済、親睦団体」の 96.4%(27 件)、「業界団体」の 93.4%(228 件)、「免許・資格付与・検査・検定」の 92.6%(25 件)である。寄附金収入が 0%の法人の割合が最も高い事業は、上記 3 事業を含む 22 事業であり、「児童・青少年の健全育成」に限っては、10%未満の寄附収入を得ている法人の割合が最も高かった。

表 42 寄附金の総収入の事業内容別割合

主たる事業内容 (回答法人数)	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
社会福祉関係(21)	<b>66.7%</b>	28.6%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%
健康維持・増進団体等(15)	<b>86.7%</b>	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療施設、病院等(30)	<b>83.3%</b>	13.3%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%
教育関係(46)	<b>69.6%</b>	17.4%	4.3%	0.0%	0.0%	8.7%
学会・学術団体(75)	<b>53.3%</b>	41.3%	1.3%	1.3%	0.0%	2.7%
研究・分析機関(49)	<b>69.4%</b>	16.3%	4.1%	2.0%	2.0%	6.1%
助成・表彰(18)	<b>50.0%</b>	27.8%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%
児童・青少年の健全育成(10)	40.0%	<b>50.0%</b>	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(18)	<b>72.2%</b>	11.1%	5.6%	0.0%	11.1%	0.0%
芸術・文化関係(29)	<b>55.2%</b>	34.5%	3.4%	6.9%	0.0%	0.0%
スポーツ関係(24)	<b>62.5%</b>	33.3%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
地域社会貢献活動・団体(38)	<b>81.6%</b>	13.2%	0.0%	2.6%	0.0%	2.65
環境保護(12)	<b>75.0%</b>	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%
災害・地域安全(12)	<b>75.0%</b>	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国際協力(9)	<b>55.6%</b>	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
産業創造・企業経営、起業支援(10)	<b>80.0%</b>	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
業界団体(244)	<b>93.4%</b>	4.9%	1.2%	0.4%	0.0%	0.0%
同一資格者団体(33)	<b>87.9%</b>	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
免許・資格付与・検査・検定(27)	<b>92.6%</b>	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
互助・共済、親睦団体(28)	<b>96.4%</b>	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
会館運営(26)	<b>80.8%</b>	15.4%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
行政関連(73)	<b>83.6%</b>	13.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%
非営利活動支援団体(13)	<b>76.9%</b>	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
全体(合計: 678)	78.8%	15.8%	1.7%	0.9%	0.7%	2.0%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

図 51 は、総収入に占める寄附金の割合ごとの苦労している点の割合を示したものである。「社会的信用が低い」をデメリットと感じている法人の割合は、「20%~30%」が最も高く、「申請事項の認可と届出」および「相談先がない」についても 10%~30%において高い数値が示されている。「支出計画完了まで報告・監督が続く」、「補助金・指定管理等が受けにくい」、「寄附金控除の優遇がない」および「適正な機関運営が難しい」については、特徴的な傾向はみられなかった。寄附金収入が 50%以上を占める全ての法人は、「税金の負担」およ

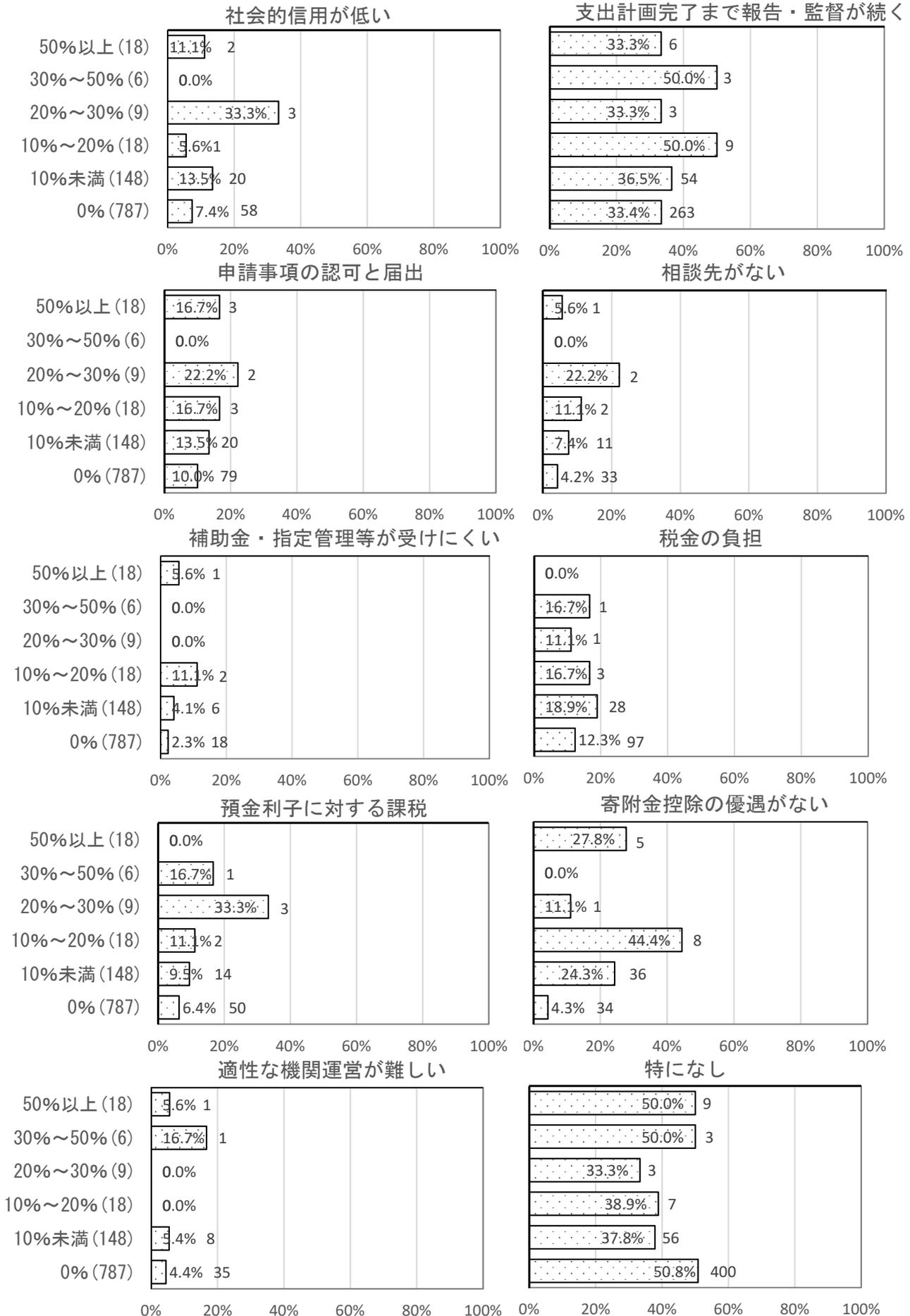


図 51 収入に占める寄附の割合ごとの苦勞している点の割合

び「預金利子に対する課税」をデメリットと感じていない点も興味深い。

図 52 は、寄付募集をしないとした法人の中で、その理由の割合を示したものである。寄附を募集していない法人(814 件)の 57.1%(465 件)が「事業収入や運用収入で間に合っている」と回答しており、とりわけ財団の方がその割合が高い。「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した法人も比較的に高く、全体の 36.4%(296 件)を占める。

一方で、「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」と回答した法人の割合は、それぞれ 9%(73 件)および 10.2%(83 件)にとどまった。「その他」と回答した法人は 72 件(8.8%)みられ、具体的な記述回答は、200 頁、IVの 2.4 を参照されたい。

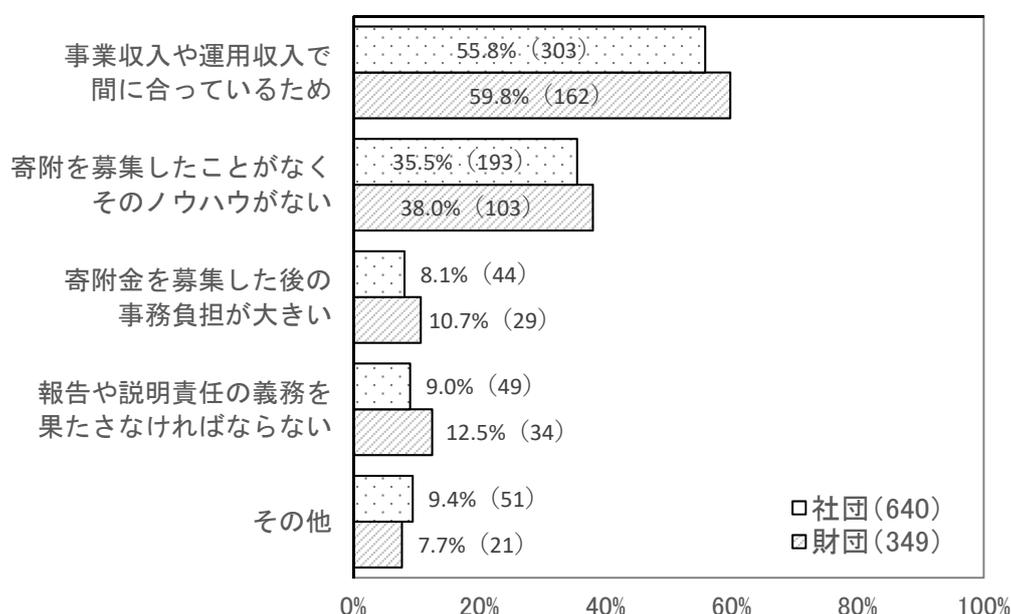


図 52 寄附募集をしないとした法人の中でのその理由の割合(複数選択)

「その他」の記述回答は 200 頁、IVの 2.4 を参照。

次に寄附募集していない理由について事業内容別にみてる(表 43)。「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「スポーツ関係」88.9%(16 件)、「助成・表彰」75%(6 件)、「同一資格者団体」67.7%(21 件)、「行政関連」64.6%(42 件)、「研究・分析機関」61.1%(22 件)など 20 事業におよんだ。「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」については、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」85.7%(12 件)、「健康維持・増進団体等」53.3%(8 件)など 3 事業が該当する。

一方で、「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない」と回答した法人の割合が最も高かった事業なかった。

表 43 事業内容別の寄附募集をしない理由

主たる事業内容 (寄附を募集していない法人の数)	間に合っているため	経験・ノウハウがない	後の事務負担が大きい	報告・説明責任が大変
社会福祉関係(18)	55.6%	38.9%	27.8%	5.6%
健康維持・増進団体等(15)	40.0%	53.3%	13.3%	6.7%
医療施設、病院等(27)	55.6%	44.4%	7.4%	14.8%
教育関係(36)	58.3%	30.6%	5.6%	11.1%
学会・学術団体(44)	45.5%	40.9%	18.2%	13.6%
研究・分析機関(36)	61.1%	41.7%	16.7%	27.8%
助成・表彰(8)	75.0%	37.5%	12.5%	25.0%
児童・青少年の健全育成(7)	57.1%	28.6%	0.0%	14.3%
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(14)	21.4%	85.7%	14.3%	21.4%
芸術・文化関係(17)	47.1%	35.3%	11.8%	11.8%
スポーツ関係(18)	88.9%	44.4%	5.6%	11.1%
地域社会貢献活動・団体(31)	58.1%	35.5%	3.2%	6.5%
環境保護(10)	60.0%	40.0%	10.0%	20.0%
災害・地域安全(10)	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%
国際協力(5)	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%
産業創造・企業経営、起業支援(9)	55.6%	33.3%	0.0%	11.1%
業界団体(227)	58.6%	30.4%	7.0%	7.9%
同一資格者団体(31)	67.7%	29.0%	12.9%	16.1%
免許・資格付与・検査・検定(23)	52.2%	43.5%	13.0%	17.4%
互助・共済、親睦団体(27)	55.6%	40.7%	14.8%	7.4%
会館運営(23)	60.9%	26.1%	4.3%	4.3%
行政関連(65)	64.6%	36.9%	4.6%	6.2%
非営利活動支援団体(11)	54.5%	36.4%	0.0%	18.2%
全体(合計:712)	57.4%	36.2%	9.3%	11.1%

太字は、主たる事業内容ごとの最高値。

全体(712件)には、「その他」と回答した法人および調査対象から除外した「主たる事業内容」のカテゴリ一分は含まれていない。

間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため 経験・ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない 後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい 報告・説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない

## (2) 資産寄附受入れについて

現物資産寄附受け入れの状況については、回答法人の5.2%(49件)が現物資産の寄附を受けたことがあるとしており、割合としては極めて低い数値となっている(図53)。また、現物資産寄附の受け入れ経験はないが、今後検討したいとする法人の割合は15%(141件)であり、現物資産寄附について前向きに考えている法人は20.2%(190件)にとどまる。

一方で、76.1%(717件)が「現物資産の寄附を受けたことはなく、今後も受け入れるつもりはない」と回答しており、ほとんどは現物資産の寄附受入れについて念頭に置いていないことが分かる。

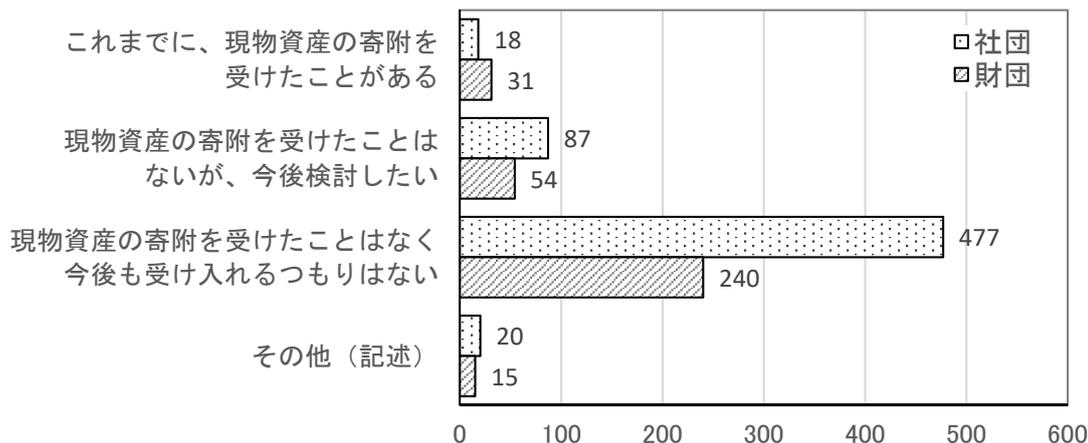


図 53 現物資産寄附受け入れ経験の有無

「その他」の記述回答は 202 頁、IVの 2.5 を参照。

### (3) 税制に関する要望事項

税制に関して記述回答形式で要望事項を訊いた。最も多かった回答は、法人税に関する要望で 24 件、助成事業や公益事業実施団体の収益事業に係る法人税率の見直しなどが含まれる (図 54)。固定資産税や消費税に関する要望も比較的によく、それぞれ 22 件、16 件の記述があった。そのほかにも、収益事業からのみなし寄附、寄附税制の導入、利子等に対する源泉徴収の緩和などの要望も比較的によくみられた。

税制に関する要望事項の詳しい内容は 203 頁、IVの 2.6 のとおりである。

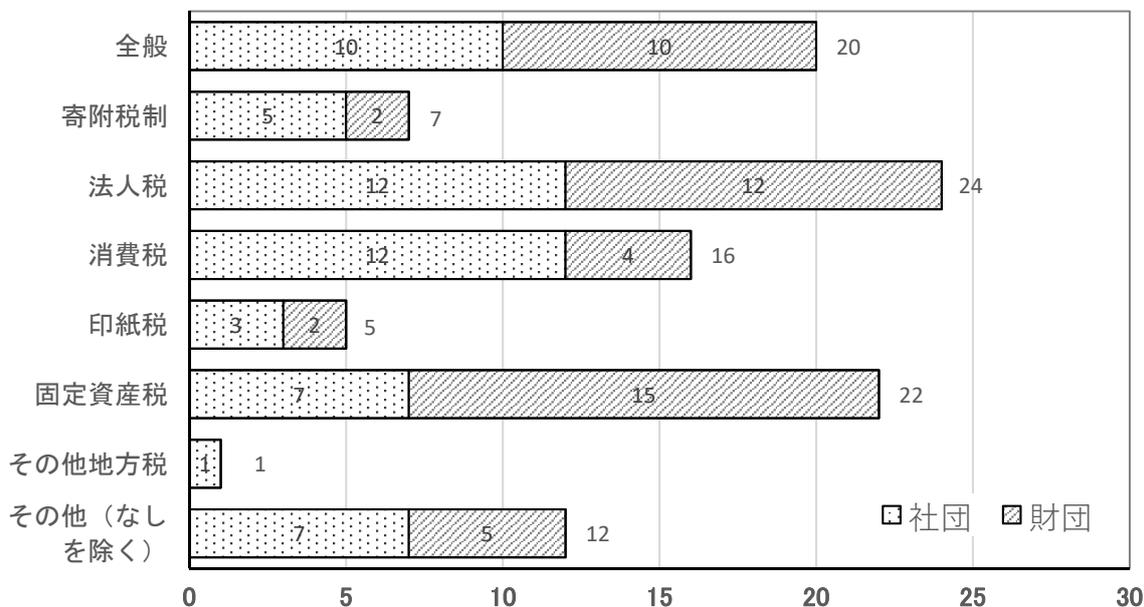


図 54 税制に関する要望事項の記述件数

記述回答の詳細は 203 頁、IVの 2.6 を参照。

## 4. 組織運営について

### (1) 変更認可申請の経緯

一般法人が公益目的支出計画の対象事業について変更する際は、変更認可の申請を行う必要がある。変更認可申請ありと回答した法人は回答法人 986 件のうち 27.9%にあたる 275 件であり、法人格別にみると財団よりも社団の方が変更認可申請を経験した法人の割合が高いことが分かる(図 55)。

変更認可申請の経験がある法人を対象にその経緯について聞いたところ、54.9%(151 件)が自主的判断によるものであり、行政庁からの指摘によるものは 18.2% (50 件)であった。

事業の変更認可申請の状況について所在地別にみたところ、変更認可申請の経験がある法人の割合が高い地域は、上位から大分県 60%(5 件)、愛媛県 50%(8 件)、香川県 44.4%(9 件)、群馬県 41.7%(12 件)、奈良県 40%(5 件)であった(表 44)。一方、変更認可申請の経験がある法人の回答がなかった地域は福島県、栃木県、高知県、佐賀県の 4 県であった。

変更認可申請の経験がある法人のうち行政庁からの指示で変更認可申請を行った法人の割合が 100%を示した地域は、富山県、和歌山県、熊本県、宮崎県であった。一方で、行政庁からの指示で変更認可申請を行った法人の回答がなかった地域は、岩手県、宮城県をはじめとする 23 府県に上った。

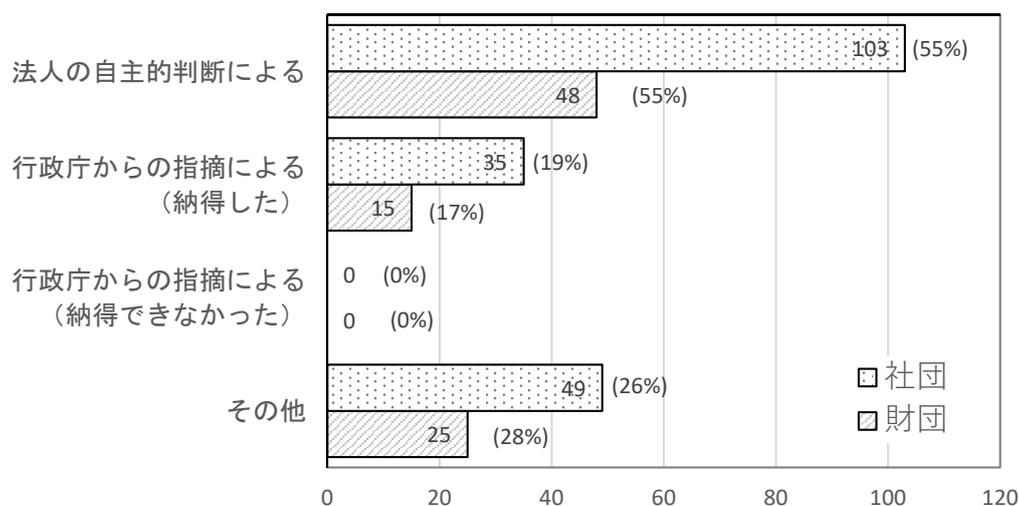


図 55 事業の変更認可申請の理由

数値は回答数。カッコ内%は変更申請ありの社団 187 件、財団 88 件を母数とした割合。

「その他」の記述回答は 208 頁、IVの 2.7 を参照。

表 44 所在地別の事業の変更認可申請の状況

行政庁	回答数	変更認可 経験あり	行政庁か らの指摘	行政庁	回答数	変更認可 経験あり	行政庁か らの指摘
北海道	54	33.3%	38.9%	滋賀県	8	12.5%	0.0%
青森県	15	13.3%	50.0%	京都府	16	6.3%	0.0%
岩手県	17	23.5%	0.0%	大阪府	38	34.2%	0.0%
宮城県	19	21.1%	0.0%	兵庫県	12	33.3%	0.0%
秋田県	13	30.8%	25.0%	奈良県	5	<b>40.0%</b>	0.0%
山形県	10	20.0%	0.0%	和歌山県	6	16.7%	100.0%
福島県	13	0.0%	0.0%	鳥取県	12	16.7%	0.0%
茨城県	19	21.1%	25.0%	島根県	8	12.5%	0.0%
栃木県	9	0.0%	0.0%	岡山県	16	12.5%	50.0%
群馬県	12	<b>41.7%</b>	0.0%	広島県	20	20.0%	25.0%
埼玉県	17	29.4%	40.0%	山口県	28	25.0%	28.6%
千葉県	20	35.0%	28.6%	徳島県	5	20.0%	0.0%
東京都	251	15.1%	18.4%	香川県	9	<b>44.4%</b>	0.0%
神奈川県	28	17.9%	0.0%	愛媛県	8	<b>50.0%</b>	25.0%
新潟県	20	15.0%	66.7%	高知県	4	0.0%	0.0%
富山県	11	18.2%	100.0%	福岡県	24	20.8%	60.0%
石川県	12	16.7%	50.0%	佐賀県	12	0.0%	0.0%
福井県	8	12.5%	0.0%	長崎県	11	27.3%	33.3%
山梨県	11	18.2%	0.0%	熊本県	22	4.5%	100.0%
長野県	21	19.0%	0.0%	大分県	5	<b>60.0%</b>	33.3%
岐阜県	26	30.8%	37.5%	宮崎県	11	18.2%	100.0%
静岡県	25	20.0%	40.0%	鹿児島県	14	14.3%	0.0%
愛知県	29	31.0%	44.4%	沖縄県	15	13.3%	50.0%
三重県	17	11.8%	0.0%	全 体	986	20.4%	24.9%

「変更認可経験あり」の割合は、都道府県ごとの全回答数に占める割合。

「行政庁からの指摘」の割合は、「変更認可経験あり」と回答した法人数に占める割合。

## 5. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する要望事項として最も多かったのは「公法協への期待・具現」(21件)であり、相談事業(11件)、セミナー(11件)、提言活動(10件)に関する要望も比較的にかかった(図56)。

具体的には、セミナーの受講料の値下げ、東京開催セミナーの日程の増加、公益目的支出計画の簡素化および税制優遇措置の拡充などの政策提言の実施、地方・都道府県単位での相談窓口の設置、年会費の値下げなどの要望が多くみられた。

公益法人協会に対する要望事項の詳しい内容は、209頁、IVの2.8のとおりである。

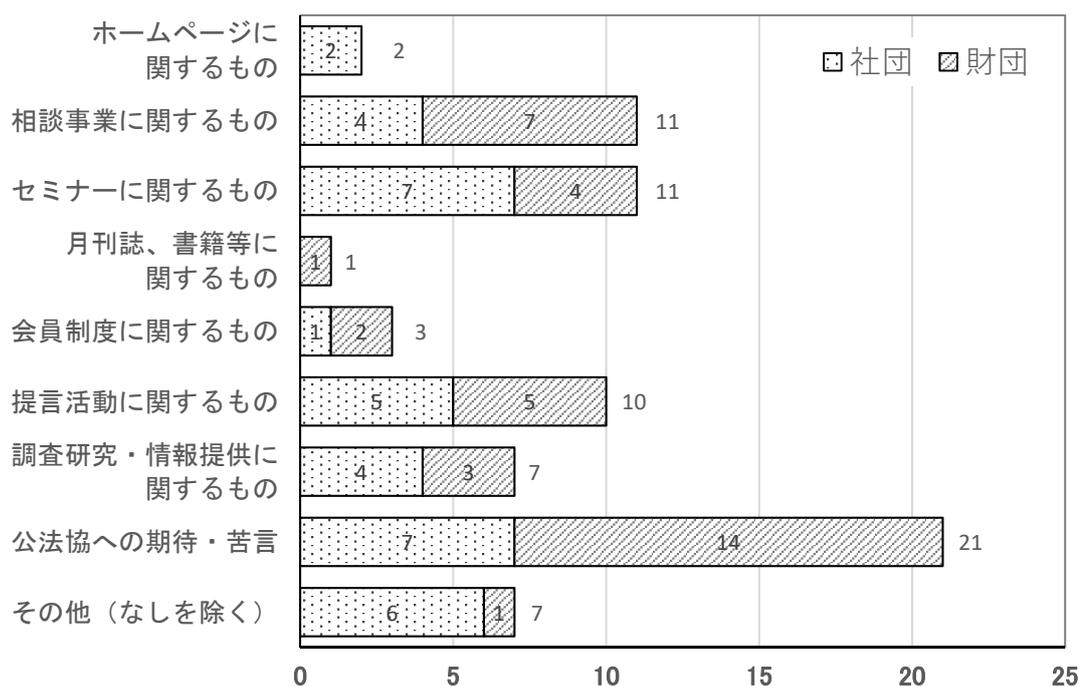


図 56 公益法人協会に対する要望事項の回答数

記述回答は209頁、IVの2.8を参照。

## まとめ

現在、一般法人法により設立された法人は 75,092 法人が存在する(2019年4月7日現在)が、うち公益認定(移行認定を含む)を取得している法人はわずか 9,597 法人(12.8%)であり(表1)、その数は移行期間が終了した 2013 年末以降ほとんど増加していない。そのうち公益法人の新規設立法人は 1 割にも満たず、9 割以上が移行法人という状況であり、新設公益法人の伸び悩み感は否めない。

その原因分析は慎重に行う必要があるが、その理由の背景には、表 13「公益法人になって苦労している点」から考えると、財務三基準の遵守に加え、日々の法人管理業務の負担感にもその一因があると考えられる。

今回のアンケート結果によると、行政庁への各種申請や、毎年の事業報告・事業計画書、定期提出書類作成などの事務処理に負担を感じており、また、収支相償規制により事業活動が制限されるなど、法人運営面では例年の傾向が続いており、改めて法人管理に苦労している実務担当者の姿が浮き彫りになった。

また、公益法人が公益認定を受けた事業変更する際は、公益認定申請と変わらない労力と時間を要するため、法人にとっては負担となっており、このことは事業の拡大、機動的な事業展開の妨げの一つになっているとも考えられる。

いずれにしても、表 10 の結果と併せて考えると、ある意味、公益法人としての恩恵が薄れ、疲労感が増しており、実務担当者が日々の法人管理業務で苦労している姿が思い浮かぶようである。

さらに、今回のアンケートでは、回答者の勤続年数(図 2、図 39)も聞いているが、その約 4 割が勤続 5 年未満であった。そのためもあってか、せつかく措置されている税法上の優遇制度を知らない法人も多数みられ、担当者の世代交代など、一定程度の担当者に入れ替わりを考慮すれば、今後も制度の普及、周知を図るための広報を展開していく必要があると思われる。

最後に、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力下さった法人の方々にはこの誌面を借りて厚くお礼申し上げる次第である

## IV. 付属資料

### 1. 記述式回答〔公益法人編〕

#### 1.1 「2018年度の主な収益」の「その他」の内容

##### ◆ 公益社団法人(20件)

- ・ 入会金
- ・ 法人（企業）からの寄付金
- ・ 入会金
- ・ 国、市、町からの補助金
- ・ 有価証券配当
- ・ 全法連からの助成金
- ・ 補助金等
- ・ 構成団体からの拠出金
- ・ 関連機関からの助成金
- ・ 全法連からの助成金
- ・ 親団体からの助成金
- ・ 公益財団法人納税協会連合会からの助成金
- ・ 上部団体より助成金
- ・ 水揚げ協力金
- ・ 公益財団法人 全国法人会総連合からの助成金
- ・ 公益財団法人全国法人会連合会からの助成金
- ・ 特定資産の取り崩し
- ・ 会員就業（請負・派遣）による事務手数料収入
- ・ 基金の取り崩し
- ・ 市町からの負担金

##### ◆ 公益財団法人(53件)

- ・ 後援会からの寄附金
- ・ 交付金
- ・ 企業・団体からの寄付
- ・ 民間企業からの寄付金
- ・ 基本財産株式配当金
- ・ 出捐会社の株式の配当金
- ・ 企業からの寄附金
- ・ 基本財産の取り崩し
- ・ 株式の配当金
- ・ 特定の企業からの寄附金
- ・ 株式配当金

「2018年度の主な収益」の「その他」の内容

- ・ 奨学貸与金の返還金
- ・ 団体からの寄付金
- ・ 奨学金返還金
- ・ 団体による寄附金
- ・ 預金金利
- ・ 関連会社からの寄附金
- ・ その他寄附金
- ・ 保有株式の配当収入
- ・ 株式の配当金
- ・ 寄附金
- ・ 基本財産である株の配当金
- ・ 法人による寄付金
- ・ 団体からの寄附金
- ・ 株式の配当金
- ・ 母体企業の保有株式配当
- ・ 法人による寄附金
- ・ 保有する資産（株券）の配当金収入
- ・ 指定管理委託料
- ・ 特定資産取崩
- ・ 行政機関からの業務受託収入
- ・ 保有株式の配当金
- ・ 行政機関からの委託金
- ・ 市補助金
- ・ 銀行（関連団体）からの寄附金
- ・ 公益財団法人日本消防協会からの助成金
- ・ 基本財産の取り崩し
- ・ 投資有価証券の配当金
- ・ 一般財団法人からの寄付金
- ・ 財産の取り崩し
- ・ 所有する基本財産(株券)の配当金
- ・ 法人による寄附金
- ・ 保有株式の配当金
- ・ 関係団体からの負担金
- ・ 法人からの寄付
- ・ 配当金収入
- ・ 法人による寄付金
- ・ 団体・企業等からの寄付
- ・ 法人からの寄付金
- ・ 基本財産運用収入

- ・ 預金利息、事務手数料
- ・ 法人からの寄付
- ・ 県からの事務費補助金

## 1.2 「公益法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容

### ◆ 公益社団法人(4件)

- ・ 行政との連携事業が多くなった。
- ・ 係る法律に基づき設置できる団体であり、事業が法律で規定されている。
- ・ 今後の可能性も含め、税負担を最小限にしたい。
- ・ 公益認定を取得して失敗したと思っています。

### ◆ 公益財団法人(7件)

- ・ 公益社団・財団法人における利子・配当等に係る源泉所得税の非課税。
- ・ IT関連のサービスやソフトウェアについて、非営利法人向けの優待を受けることができる。
- ・ 配当金、預金利息の源泉所得税が非課税。
- ・ 資金の運用益（配当金、利息など）が非課税。
- ・ 行政からの出向条件となっている。
- ・ 資産運用の際、非課税になる。
- ・ 法定組織として全国一律対応。

## 1.3 「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

### (1) 収支相償に関するもの

#### ◆ 公益社団法人(116件)

- ・ 収支相償という考えは不合理である。肝心の事業が赤字であるというのは、きわめて不自然である。立入検査など、運営の本質にあまり関係ない、細かく形式的なコメントが多い。
- ・ 会費収入額が年毎の変動幅が多すぎることの対応。
- ・ 赤字年度の赤字額の次年度以降への持ち越し黒字のみ持ち越されることはこの後法人が先細りすることしか考えられない。
- ・ 定期提出書類の様式が変わり戸惑いがあった。法人会計がトントンなのに公益会計を赤字にすると法人維持が厳しくなる。少々の繰り越しを認めてほしい（基準を明示してほしい）。
- ・ 特定費用準備金設定により使用が制限される。
- ・ 公益目的事業会計が黒字になった場合、次年度に赤字会計にしなければならないこと。
- ・ 収支相償の厳格な取扱いの緩和、申請システムの改善（例えば、エラーチェック前に自動転記できるように）。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- 主な収入財源が会費や入会金等である当会のような組織は、人口減少、少子高齢化による承継問題が収入源に多大な影響を及ぼす。今後の安定的な組織運営を目指す為にも、収益事業の確立も必須であるが、将来に向けてできる限り蓄えをしたいというのが本音である。
- 事業縮小をしようとしても、公益事業比率、収支相償をクリアするため、ある程度の事業消化は必要であり、蓄えたくても遊休財産の保有制限がある。資産の規模や、収益事業の計上金額によって、制限の緩和をして欲しい。
- マイナス決算だと正味財産がマイナスになる。私達の小さなセンターは正味財産が少ないので、いつかは財産がなくなる。収支相償でもいくらかのプラスを認めていただければ、少しでも正味財産が増えていく。センターの規模ごとの正味財産の限度額を決めることはできないのでしょうか。
- 収入は年間のうち、6月からしか入金されない。収入が確定していない中で、支出を行っている。収支相償を目指すのが、赤字にならざるを得ない。赤字が続くと組織の役割が果たせない。年間の事業支出総額までは繰越額として認め、安定的な運営ができるよう望む。
- 収入の〇%は繰越可能とかにしないと、財産が減るばかりである。
- 黒字決算の場合、内部留保として積立可能な制度。
- 公益目的事業活動に制約があり、臨機応変に新規事業に着手できない。一字一句の文言にとらわれすぎではないか。公益目的事業で赤字であっても、法人全体で黒字が出なければ、事業規模の拡充につながらない。遊休財産保有制限の範囲内の黒字であっても、保有額に上限を設けるよう口頭で指導があったが、そもそも法人自体は黒字経営でなければ公益事業の拡充もままならない上、解散の危機に陥ることが懸念される。
- 収支相償の長期継続は基本財産の費消につながり、確実な財政破綻を生ずると推測されるが。
- 単年度の収支相償を求められるため、長期的な事業の計画的な実施が困難。
- 利益を繰り越せず、将来の不測の事態に対応する備えができないこと。
- 収支相償：単年度でなく中期的なバランスがとれていれば適合。  
定期提出書類：特に事業報告書の財務関係は総会で決議された財務諸表をそのまま提出することで済ませないか。
- 収支相償の規制により累積欠損金の解消が進まない。累積欠損金を抱える公益法人に対し、収支相償の規制を緩和して欲しい。
- 収支相償を遵守した結果、通常の運転資金に心配がある。
- 小規模団体であるが、事業量減少により自前財源の確保が難しく、経費節減に限りがあるため収支相償は達成しているが、当期経常増減額においてマイナスが数期続いております、危機的状況である。
- 補助金の割合が多い法人ですが将来も補助金が確実とはいえない。万が一に備えて積立以外でも、積立金額の上限を設定して積立できるように認めていただきたい。現在は収支相償を常に意識して事業の幅を狭めている時期が出てきている。
- 収支相償により、財政状況の悪化に陥り、短期借入をして運営している。

- ・ 収支相償関係では、公益事業収入が3月を締めてみないと分からないので、その対策に苦慮している。立入検査では、担当者にもよるが、きまったことしか言われないので、相談して良いのか悪いのか悩む。定期提出書類はボリュームがありすぎる。規模が小さい当法人ではこれに占める割合が大きい。
- ・ 1) 収支相償で民間企業のように過去の赤字を補填できない。  
2) 少人数(3名)で運営しているので事務負担が非常に大きい。もう少し簡素化していただきたい。
- ・ 公益目的事業の共通経費を各事業に分割する必要があるのでしょうか。公益事業全体の収支相償で見ていただくと、法人の公益性に対する運営状況が把握しやすいと思います。
- ・ 収支相償の撤廃または緩和(一定額までの剰余金を認める等)。
- ・ 収支相償に合わせた業務内容の調整に神経を使っている。
- ・ 収支相償の仕組みの廃止。
- ・ 収支相償における剰余金の解消計画。
- ・ 公益目的事業の黒字を法人の基本財産に組み入れられないこと。法人会計の赤字のほうが大きく法人全体では赤字なのに、公益目的事業のみで収支相償を求められると、将来法人が破産しかねない。
- ・ 収益事業でクルマエビ養殖をやっている。販売収益が12~2月に集中するので、財務3基準をクリアすることが難しい。改善策を検討中。
- ・ 累積赤字の解消を認めてほしい。
- ・ 収支相償解消のための改善策の具体例が知りたい。
- ・ 収支相償の点で、黒字が3年続いているが、収支が赤字かマイナス経営では、マイナスをうめるのに遊休財産を使い続けることになるので、経営が苦しくなるのでは。
- ・ 改善策等について：特定資産の基準の緩和、定期提出書類の簡素化。
- ・ 公益目的事業の収支の変動が大きく、黒字の処理、赤字の補てんに苦勞している。そのような中、法人会計の黒字が経常的に続いていることを行政庁から問題とされたが、法人会計の黒字を維持しないと全体収支で赤字幅が大きくなる恐れがあり、法人の存続が危ぶまれる。
- ・ 収支相償ついて、収益事業を行っておらず、この中で収支相償を達成しようと思うと、財産の食いつぶしになり、いつかは財産がなくなる。1円たりとも黒字になってはいけないという不自然な要求はなくしてほしい。一部の財産をため込むような法人のためにこのような制度があるのはおかしい。組織を維持し健全な経営のもと公益事業を継続実施するためには、基礎的な資金は確保しておくのは必要なことである。  
定期提出書類について、難解なパズルのような表作成はやめてほしい。実態に合わないようなところもあるのではないかと。改善してほしい。  
遊休財産残額について、限度額を緩和してほしい。  
H表の金額について、わけが解らない。  
公益法人になると、一般社団に戻ることはできない。戻れば財産が没収される。公益法人になって、このように不便なるとは思わなかった、と思っても今更何ともならない。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

後悔しても今更遅い。一回でよいから、公益法人から一般法人に転換検討できる機会を設けてほしい。

- 多少の繰越金だけでは事業継続がしづらい。
- 収支相償が続くことにより、財産基盤が苦しくなっています。以前から見直しをしているとも聞きますが、早急に改善を求めます。
- 収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益会計の一般会計化など。
- 公益目的事業費の〇%の範囲までの黒字を収支相償の範囲として認めて欲しい。
- 剰余金を運営資金の確保に回せる仕組み（ルール）づくり（将来の補助金削減等の可能性を踏まえ、上限額などを決めた積み立てができると事業運営も安定すると考えます。）
- 収支相償の基準を緩やかにする。
- 公益法人への移行時の正味財産が、公益事業の規模に比べ著しく低額であるため、経常的資金運用に支障が出ている。このため、特定費用準備資金等の収支変動に備えた資金の積立ができる制度の導入にあたり、明確な基準が示されていない点。
- 収支相償は非常に厳しい。発生した黒字のすべての解消は困難であり、その解消のために計画がない（場合もある）支出を作り出すというのも補助金を受けている団体としてどうなのかと感じる。具体的には黒字の割合や金額により「収支相償範囲内」と判断されるようなケースがあっても良いと思う。さらに収支相償については県レベルで判断が異なるように思う。
- 収支相償については、今後の補助金等の確保が保障されているのであれば、もしもの為の費用は必要ないが、補助金の減額がある等収入の確保が困難になった場合、存続できない可能性がある為、少しでもその財源を積立したいので、収支相償の緩和をお願いしたい。

書類の作成の事務負担は大きいですが、公益法人としてはやむを得ないと認識している。

- 収支相償のために一時的な収支悪化を補うことが出来ない。
- 単年度における収支相償の達成及び短期間での剰余金解消。
- 金融資産を取得して将来の国債乗換による金利の低下に備えるべくどうしたらよいか検討中。
- 収支相償の要件が厳しく、思い切った事業活動がしづらい。
- 剰余金の許容額を、公益目的事業支出の1%以内を許容するなどできないか。
- 収支相償について、十分に理解していないと思うが、将来に向けた安定運営の面において、困ってくるのではないかと考えている。
- 収支相償について、公益会計のみでなく、法人会計と合算後の総額で収支相償の扱いとして頂きたい。
- 3月の事業を締めるのが、4月中旬となるため3月中に収入を見越すことが難しく収支相償に苦慮している。
- 収支相償で収入が費用を上回った場合の措置についてなど。
- 行政庁の監督・立入検査が入るたびに、認定基準等の解釈が、当初より厳格になってくるのは困る。

収支相償・上記、解釈が厳格になるほど、公益事業費が法人会計に移行し収支相償が

厳しくなる。

遊休財産・・せめて2年分の公益事業費にして欲しい。

定期提出書類・・毎回システムが変わるのは勘弁して欲しい。

- ・ 収支相償については、ある程度全体予算額の数パーセントまでは、許される仕組みが必要に思う。
- ・ 累積した余剰金を解消する特別費用準備資金の解消計画の作成と実行に苦労している。内閣府の検査が、法人自治の原則を重視しておらず、指摘が細かすぎる。
- ・ 収支相償を続けていくと、いつか公益部門が債務超過となる。そういうものだと頭では理解していますが、不健全と思います。欠損金の繰戻し還付のように、過去の赤字を補填できるような仕組みが望まれます。過去も含めて、長期的に収支相償が達成できれば良いのではないのでしょうか。

公益目的事業費1年分の遊休財産規制を毎年クリアしなければならないのは法人運営にとってマイナス。内部留保があつてこそ長期的な事業計画を立てることが可能になります。遊休財産規制についても、数年間の猶予が認められると良いのではないのでしょうか。余剰金の分配は出来ないものであるから、内部留保の使い道は法人のガバナンスにゆだねてほしい。

- ・ 民間企業と同様の労働者派遣事業を行っており、事業規模が拡大するにつれて貸倒引当金を積む必要があると思うが収支相償の制限で積み立てできない。
- ・ 収支相償：一定規模までの経常利益は認めてほしい。

定期提出書類：分かりかねます。

- ・ 支部があるので連結決算をする際、事務作業が膨大になる。

定期提出書類：別表F(1)(2)のエクセル表の縦横計算の数字が合わないで困っている。

別表F(1)(2)の数字が、決算の際、会計ソフトから出てくる数字と微妙に合わない。→四捨五入の関係かと思われるが、1円単位で各事業の数字を振替伝票で操作し、別表Fの数字に合うように修正入力している。事務作業が膨大である。

毎年、収支相償となるよう事業を続けていくと、法人全体が赤字になり存続が危ぶまれる。

- ・ 多少のプラス収支は認めてほしい。
- ・ 我々の組織には基本財産の保有がなく、マイナス決算の際は、次年度度に向けての補填対策はないが、プラス決算をすると翌年歳出しなければならない。この仕組みであると剰余金で待兼ねているうちは良いがそのうちに運営が立ち行かなる可能性がある。したがって収支相償による黒字の際の考え方を早急に検討願いたい。
- ・ 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか。
- ・ 収益を（積極的な）運用益に依っているため、毎年のバラつきがあり、収支相償のコントロールが難しい。
- ・ 公益事業拡充のための積立の柔軟化、定期提出書類が細かく煩雑なのでその解消。
- ・ 収支相償など行政庁の指摘が細かく事務作業負担が多い
- ・ 1) 変更認定や届出について

担当係官によって、する必要があるのかの線引きが難しいように感じる。また、手続き

に時間もかかるので、期の途中で起こった事象に迅速に対応できない。必要に迫られ事業を行えば、翌年度、変更認定申請をせずに事業を行なったとして、さらに負担の大きい処理が待っている。年度計画と報告を行なっているので、都度申請ではなく、その段階で、何らかの手続きを行えるようにできないか。

## 2) 定期書類事務負担と収支相償

複雑になっており、行政書士や税理士に委託しているところも多いと思うが、委託費の負担も大きい。当法人は、公1のみの事業を行なっており、法人会計への収入が少なく、費用の捻出もできない。足りない場合は、公益事業収益から法人維持の費用を賄えるとは特例にあるが、係官は、本来公益事業収入は、公益事業に使うものだと良い顔をしない。公1のみの事業を行なっている場合、法人の存立そのものが公益事業の実施に必要なのであるから、公益事業収益の一定額を、法人会計に配賦できるように制度改正できないか。

担当官は、寄附金や会費を増やす努力をするように言うが、ふるさと納税制度や連携協定制度が普及し、寄附金を渡すより、事業委託となる収入機会が増えている。また、特定収入である寄附金の割合が増えると、消費税負担が一般法人より増えることになり、事業運営としては、折角の税の優遇措置の効果が薄れてしまう可能性がある。公益事業収入について、環境の変化を認識し、使途の自由度を上げるべきではないか。

提出書類のシステムは、もっと簡便にできないのか。

- ・ 収支相償をコントロールするのが難しい。
- ・ 公益目的事業で利益を出せないこと。そもそも現制度は公益法人の弱体化を狙った、公益活動や市民社会活動を否定するような制度運用がなされているように思います。
- ・ 収支相償でプラスにならないよう先を見て活動することが困難。
- ・ 収支相償のため、運営資金不足が深刻である。
- ・ 収支で黒字を出せない事 ある程度運営資金必要。
- ・ 収支相償の観点により、黒字決算の場合、収支の改善を求められるが、赤字決算の場合、継続事業を実施している団体では、資金繰りが悪化の一途をたどる。
- ・ 一定の収益があっても良いのでは。
- ・ 公益法人へ移行した時点での正味財産がたまたま減少していた時期であったが、以後その額を基準に収支相償を求められること。事業規模に応じて、適正妥当な正味財産額を決定し、それを基準に運用するようにはしていただきたい。
- ・ 収支相償判定について、黒字部分のみを翌年に繰越し、余剰金の取扱対策が必要であるが、赤字の場合は繰越がない。これでは、資金が先細りするだけであり法人運営が不安定である。当協会は、公益目的事業1本であり、収入は不安定である。赤字・黒字のふり幅が大きいため、内閣府で再検討いただきたい。
- ・ 漠然と感じていることなので、具体案はありません。
- ・ 指定管理等が少なくなるといきなり赤字に転落する可能性があり。市町村が財政難のため、施設使用料など賄わなくてよかったものに支出するようになって予算作成に影響を及ぼしてきている。このため、指定管理を受けているものに対して収支相償の規模を拡大してもらわないと、設備等の修繕が建物の年数が増えるにしたがって増えて

- いる傾向があり、小口の修繕（20万未満）の影響が馬鹿にできない。このことについては、競争入札にてある程度の期間（約2-3年）指定管理を受けているため公益法人として収支相償で対応すると赤字が発生し期間満了の為、赤字を解消できずに負担が増えることにつながる要素になり、契約当初から積立することによる対応も難しい。
- ・ 公益目的事業の利益を特定財産取得等に使用しなくても、指定正味財産等に繰り入れできるようにする。
  - ・ 収支相償による仕組みを具体的に理解し、どのように改善すればよいか知識の習得に困難さを感じている。
  - ・ 剰余金がなくなれば、資金不足時に借入等するしかないと思われる。収入の何%は剰余を認めるなど改善してほしい。
  - ・ 公益事業で黒字が発生した場合のその解消期限が1年であること。
  - ・ 収支相償を基本としているため、大規模な修繕等、不慮な事態に備えることができない。
  - ・ 収支相償による仕組みでは、剰余金として残せる目安の設定が欲しい。バランスシート上においても適正な範囲を示すことで剰余金が受け入れられるような改善が欲しい。定期提出書類ではOAの自動化の利便性や、整合性が誰の目で見ても分かるような画面が出ると良いと思う。
  - ・ 剰余金の積み立てが出来ない。
  - ・ 収支相償は単年度ではなく、複数年で見えてほしい。
  - ・ 寄付のみで運営している。予期せぬ遺贈などで例年より寄付金が増えた場合、将来寄付金が減った場合に備えて積み立てができるようにしてもらいたい。
  - ・ 次年度以降の事業計画がたてにくい。電子申請の様式が複雑でわかりにくい。
  - ・ 収支相償の解消期間の延長。赤字を出した翌年度の黒字については、赤字分の補填とみなしていただきたい。
  - ・ 事業収入の増加があった場合、それに対応する費用が当年度に間に合わない。
  - ・ 収支相償のバランスが難しいので、黒字の場合はいくらまで良いという金額を設定していただけると幸いです。
  - ・ 公益目的事業の収益は参加者数で変わってくるので、わずかの黒字になってもよいことにして欲しい。その黒字分の還元処置は、もう少しゆるやかな方法にして欲しい。
  - ・ 公益目的事業とは言え、事業の拡大や人件費の上昇等を踏まえると、収支相償を維持することは非常に困難であること。
  - ・ 事業をするたびに繰越金が減少するため、年々事業の縮小化が生じている。
  - ・ ①収支相償によって剰余金が発生した場合、最低限の運営資金の積立が可能になるように改善してほしい。
  - ・ ②定期提出書類について、現在は税理士の指導・確認を受けた上で提出しているが、それでも大変難しいものがある。分かりやすい解説や導きがあれば良い。
  - ・ 事業収益は毎年波があるわけなので、良いときに将来の赤字に備えてもっと簡単に留保できる仕組みがあるとよい。
  - ・ 当センターは事業規模が小さく財政的に不安定であるため経済変動などにより、財政

難に陥る危険性がある。ついては、剰余金が出た場合、災害対応等、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積立てることを可能とする見直しを要望する。

- ・自由にお金が使えず集める事もできない。せつかく会員から集めたお金を適正に会員に還元できない。

新しい事をしたくても事前申請や許可が必要。監査も担当者により解釈がバラバラ。

資産運用や事業収益等で得た資金について自由に使わせる比率を高める。

常識的な社会貢献や会の規模や発展に繋がる新規事業は事前申請無く事後報告で可とする。等

- ・収支相償が事業運営の足枷のようになっているのは本末転倒ではないかと思う。〇年スパンで△△△万円以上の差額が出たら対応策を提出するようにする等もう少し柔軟に対応してほしい。

定期提出書類は、特に経理面において、簡単な解説付きの入力フォームに順に入力することにより提出書類が完成するようしてほしい。今のままでは、作成するのに相当の能力と経験が要するため、担当者の負担が大きい。確認できる人もいない。

- ・剰余金を自由に財政運営資金積立に回したい。
  - ・収支のマイナス状態が続けば運営が成り立たなくなるのではないか。事業収入は、すぐに回収できない為会員の配分金1ヶ月程度の資金積立が必要である。
  - ・補助金も助成金もない小さな財団であるので資力が小さく複数の職員を雇えない。そのために書類の作成等に苦勞している。故に収支相償を撤廃し、限度額を決め、それまでの収益の留保をしても良いようにしてほしい。
  - ・当協会は大きな事業として講習会と通信教育と受託業務ですが、収支相償で対応すると事業基盤（会費収入だけでは）今後、協会運営が難しくなる。事業自体が赤字になった時の救済処置が明確ではない。
  - ・収支相償については、単年度ではなく、複数年度単位で判定できるよう改善してほしい。
  - ・収支相償は見直すべき。赤字だと事業がなりたたない。
  - ・収支相償がプラスの場合の取扱いについて。
  - ・年度末に大幅な赤字又は剰余金が出ないよう、調整しなければならないことが難しい。
  - ・収支相償の許容額を一定限度認めてほしい。
  - ・寄付にゆだねる業務運営であるため、安定した収入が見込めない上、公益の制限を受けるので、運営が非常に難しい。（赤字の場合対応方法がない。）
  - ・収支相償：黒字は累積するのであれば、赤字も累積できるようにすべき。
- 定期提出書類：事業報告は簡素化してほしい。決算書を添付しているので詳細は決算書を参照していただければよいと考える。
- ・公益事業が多い為、収支相償を継続していくと財源が立ち行かなくなる気がする。
  - ・黒字になれないなど事業展開が難しい。
  - ・少額の剰余金発生でも費消計画提出の必要があること。
  - ・公益事業を毎年安定して運営することが難しい（内部留保できないため）。

## ◆ 公益財団法人（128件）

- ・ 計画にない収益（株式の特別配当等）が発生した場合の収支バランスをとること。
- ・ 遊休財産保有制限の緩和⇒運用債券が年度末に償還された場合、すぐに代替運用債券を手当しないと当該資金で遊休財産保有制限を超えてしまう。年度末の準備金処理や翌期以降の計画策定等、実務上現実的ではないと感じています。  
収支相償の緩和⇒持続的な法人運営を求められながら、一方で内部留保の制限があり、特に昨今の低金利政策で運用収益が低下している中では矛盾を感じます。
- ・ 資金運用が、最近では固定金利なので予定が立てられるが、以前は為替変動型のため、予想外の利息が入って（全くおかしなことだが）収支相償を満たさず困った。
- ・ 収支相償は本当に必要なのか疑問である。
- ・ 公益事業の黒字は次年度に解消することとなっているが、それまでの赤字は全く考慮されない。前年度にいくら赤字があっても、黒字を出した以降に解消することになる。収支相償計算においては、過去数年の赤字は算入できるようにしてもらいたい。
- ・ 収支相償を毎年達成する点。数年間の中で赤字を達成すれば良い、位にしてほしい。
- ・ 定期提出書類は、行政が行うべきチェックを法人自らに課しており、法人は公益法人会計に基づいた決算書を提出するのみでよい。財務3原則などに基づくチェックは、法人自らの責任においてチェックし3年ごとの立ち入り検査において行政も確認することですら足りる。
- ・ 収支相償基準に関しては制度の趣旨は理解できるが、黒字は繰り越す一方で、赤字は繰り越せない点に問題があると思われる。
- ・ 公益財団法人ということで、収支が黒字になったとき、次年度にその黒字を解消することが必要であり、今後の存続に不安がある。
- ・ 収入や公益事業支出が予定外に変動することがあり、収支相償や遊休財産保有制限を満足するのに非常に神経を使っている。特定費用準備資金のような複数年の計画に縛られることのない、短期の変動を緩衝できる準備資金を控除対象財産で持てるようにしてほしい。
- ・ 収支相償と遊休財産の制限が、著しく財団の運営と事業活動拡大を困難なものにしており、本末転倒。廃止もしくは大幅な緩和が望まれる。
- ・ 現在は、長期償還の国債による運用益があるが10年後にはほぼゼロとなることが想定される中、10年後（それ以降先）に向けた事業継続性を考えた場合、会員収入だけでは事業規模を大きく縮小せざるを得ません。収支相償の原則をすべて解除するかどうかではなく、将来に向けた積立てだけでも、制限解除されると将来設計も立ちやすいのではないかと考えます。このままですと、数年後には「公益財団」を外す協議を財団内でする必要があるものと想定しています。
- ・ 公益目的事業において、収入が多く収支相償を満たすことが困難。
- ・ 年度によって収支の状況が変化するため、収支相償の判定について、単年度の赤字を次年度黒字で解消できないため、判定を3～5年程度としてほしい。黒字の場合は、目的を一定の事業に特定費用準備資金と積立を行うことができるが、使用目的が限定されているため、緩和し上記赤字等の解消にも使用できるようにしてほしい。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 遊休財産の制限について、現在、事業費1年分であるが、継続的な運営をしていくには不十分だと感じている。また、株式会社等では法人税の計算時に繰越欠損金制度があるのに対して、収支相償は単年度で計算されるため、特段な事情が生じても運営の平準化ができない。
- ・ 収支相償及び遊休財産の縛りを柔軟にしていいただけると活動しやすくなると考えています。
- ・ 収支相償をどのように改善すればよいか。
- ・ 黒字は繰り越すなら、赤字も繰り越してもらいたい。
- ・ 埋蔵文化財発掘調査事業を主としている法人であるので、事業見通しが立てづらく、年によって収益が大きく変動する。事業が減少傾向なので将来に向けて特定資産として積み立てようとするが、行政庁の許可がなかなか下りない。
- ・ 収支相償の原則により、期中に突発的に発生した黒字の対応に非常に苦慮する。当財団は収入の殆どを外債の運用益で賄っており、益発生時の為替により収入が大きく前後するため、特に現行制度に強く疑問を感じる。次年度に持ち越せないからと、期末に不必要な支出（無駄な設備補修、パーティーなど）をしなければならない事があつては本末転倒である。

本件については幾度か国の検討会にて議題に挙げられている事を知っているが、問題意識を共有するだけで、制度変更などの具体的なアクションに一向に結び付いていない。現場からの声が全く反映されないようであるなら、監督省庁（および道府県）との良好な関係など築きうるはずもない。

公益法人をひとくくりにせず、規模や収益構造、事業内容等で収支相償の対応を柔軟に変えられるよう、制度の変更を強く望み、待っている。

- ・ 公益目的事業の収益見通しが不透明である中での収支相償。
- ・ 公益事業のみ実施し、収支相の要件を満たさなければならないので、組織の運営が難しい。一定額の収益（正味財産増減額）を認めるような仕組みに改善していただきたい。
- ・ 運用資産の収益は毎年一定ではなく、年度によっては収支相償を維持するのが難しい。助成事業を安定的に実施するためには、一定の資金をプールして対応したいが難しい。もっと自由に資金の積立を認めてくれると、事業を円滑に実施していける。
- ・ 収支相償により制約される。変更認定の手続きは簡単にはできないため、柔軟な事業展開ができない。定期提出書類の作成できる人員が限られている。
- ・ オンライン提出は便利だが、あのシステム自体はわかりにくい。また、多少黒字でも儲けようとしてそうなっているのではないので、考えてほしい。
- ・ 特定費用準備資金の取り扱い。
- ・ 収支相償について、事業費の何割以内などの認められる幅を一定程度設けて欲しい。
- ・ 収支相償の黒字の解消として特定費用準備資金が想定されているが、将来にわたる具体的な事業計画や支出計画をたてなければならず、実態として積み立てを行うのが難しい。

当財団では、過去数年にわたり公益目的事業で黒字となり、その費消に苦勞してきた

が、一方で今後は大幅な赤字が予想されるため、黒字を蓄財できていれば苦労しなくてすむのに、と、収支相償の制度を恨めしく考えざるを得ません。

- ・ 実施している事業のスキーム上、事業開始直後に大幅な赤字が発生することが不可避であったにもかかわらず、収支相償の計算上はその赤字を繰り越せない一方、翌年以降にその赤字分が解消となっただけにもかかわらず、その分が累積黒字として繰り越されてしまっている。
- ・ 収入－支出をマイナスにするために特に下半期は神経を使う。
- ・ クリーニング師研修、標準営業約款登録業務など一定周期（3～5年）で変動する事業収入を収支相償の別枠として扱うことが出来ないでしょうか。  
 県の監査委員事務局監査、所管部局監査、団体自己評価（三重県独自？）に電子報告等同様の調書の提出を求められます。
- ・ 収支相償において極力±0円にと努力するが難しい。定期提出書類の作成に時間がかかる。
- ・ 予想外の配当収入変更により収支相償が崩れる場合の対処について。
- ・ 収支相償については、運営上余裕を持てる基準にしていきたい。  
 内閣府への定期提出書類の申請に利用している電子申請システムが、様式チェックに掛けないと本編に数字が反映されない等、使いにくい。
- ・ 事業運営の将来を考えると、収支相償等財務3原則の規制が必ずしも良いとは思えない。
- ・ 収支相償および遊休財産規制により法人の運営体力が先細りし、創設者の遺志の継続が難しくなっている。
- ・ 万一の災害等による（事業遂行に支障となるような）損害に備えた積立金や将来起こりうる収入不足に備えた積立金を、収支相償を満たすための対象となる費用として認めてもらいたい。
- ・ ① 第1段階の収支相償の判定が、マイナスを次年度に繰り越せないこと。  
 ② 固定資産の除却が費用に算入されないこと。
- ・ 1 収支相償の基準を緩和してほしい。  
 2 公益目的事業比率を緩和してほしい。  
 3 提出資料の内容を簡素化してほしい。
- ・ 収支相償は単年度でなく複数年度（3～5年度）でバランスをとる方法を認めてほしい。  
 県への定期報告様式に打ち込む作業が膨大であり、団体が作成したものを認めてほしい。
- ・ 収支相償：単年度でなく数年間で判断して欲しい。また用途によっては、黒字を次年度への積み立てができるようにして欲しい。  
 変更認定申請・変更届出の手続き：行政庁の認定委員会の回数が限られているため、年央での新規事業の実施や実施手法の変更などが行いにくい。  
 定期提出書類：事業報告や決算書と重複する内容が多い。
- ・ 収支相償を達成した後の、年度当初の運転資金。
- ・ 収支相償を継続してゆけば、公益事業収支の赤字額が蓄積し財政の健全化が阻害され

る。従って収支相償の剰余金解消期間を延長してほしい。

- ・ 収入より支出を大きくすれば、必然的に資金ショートしてしまう。実際に借入をしたこともある)。資金を取り崩さないとならないか？
- ・ 大きな災害が発生したとき、収益事業の利益が増加し、剰余金が発生することがある。この場合、概ね2年以内に剰余金を解消することが求められるため、公益目的事業の拡大や支出の対応に苦慮している。収益事業等の利益を繰り入れすることにより発生する剰余金について不問となれば、無理な支出計画ではない長期的な支出計画により有意義な事業が可能となると考える。
- ・ 収支相償のルール等公益目的事業実施の資金繰りに苦勞しています。
- ・ 赤字を次年度に繰り越せるようになると法人運営が安定する。
- ・ 収支相償の弾力的な運用。
- ・ 組織運営の安定化のためにはある程度の財政的な蓄積が必要であるので、事業規模に対応した、一定の内部留保までは蓄積を認めるように改善してもらいたい。
- ・ 単年度での収支相償判定から一定の期間内での収支相償判定への制度変更を要望する。また、収支相償の原則である赤字決算を前提とした場合、いつかの時点で正味財産が枯渇することになるので、法人運営の困難性を感じている。
- ・ 認定法施行規則 22 条 3 項 6 号の改正による、指定正味財産の果実に対する規制。
- ・ 現状の制度では将来の収入の減少に備えた資金の確保ができなく、継続して安定した事業を実施することに苦勞している。
- ・ 積算受託業務の増加などにより、収支相償のクリアに苦慮している。目的の明確でない将来に備えての積立であっても、遊休財産の保有上限までは剰余金の充当財源として認めていただきたい。
- ・ 収支相償要件を緩和し、黒字でも特に制限を受けないこと、さらに今後の運営のための遊休財産を認めること、定期提出書類の様式を簡単にすること。
- ・ 収支相償による利益の繰越の制限や届出及び報告事項の分量が多い点。  
収支相償については、法人運営に必要な利益は翌年度以降も法人に残せるようにしてほしい。
- ・ ①事業運営に制限がある。例えば、事業の内容変更や事業の追加、廃止等で変更認定が必要な場合は、行政庁が公益法人認定等審議会に諮るため、事業を変更するまでに長期間を要する。  
②収支相償：現行の許容範囲（2事業年度まで黒字可）とは別に、遊休財産保有制限と連動させて、保有上限額までは黒字を許容してほしい。そうではないと法人の財務基盤が脆弱になる。  
③定期提出書類（事業報告等）
  - (1) 別紙3 2. (1) 公益目的事業について：「事業の概要」と「公益性」の項目を一体化してほしい。
  - (2) 納税証明は、行政ネットワークで確認してほしい。
  - (3) 別表Hを廃止して、解散時（みなし解散を含む）は当該年度の決算額を精算して没収してほしい。その際は行政庁の確認を要し、疑義があれば捜査当局に委ねる等で

対応してほしい。

- ・ 公益目的会計と法人会計のみで構成されているため収支相償の仕組みにより資産の目減りが避けられない点で運営をするにあたって苦勞している。
- ・ 収支相償による事業活動への制約、種々・多量にわたる書類・資料等の作成に要する膨大な時間や労力。
- ・ 収支相償を考慮して活動しなければならないので不自由さを禁じ得ない。
- ・ 収支相償や遊休財産上の留意点が、素人には難しく、何に気を付けてよいのか、マニュアルを首っ引きにしてもなかなか理解しづらい。この公益法人運営だけを専業でやっているわけではないので、書類作成等の事務作業が負担である。
- ・ 収支相償が不適合となった場合、翌年度以降にも紐づくため解消するための事業活動に影響を受ける。
- ・ 改善策：収支相償が適うよう支出を増やすよう努力している。  
それより毎年収益が増大している。
- ・ 収支相償について、収益の99%以上が株式配当という状況で、毎年の収益の変動に対して、単年度で公益事業（助成事業）の支出をマッチングさせる仕組みは無理があり、むしろ健全な法人運営の阻害要因となります。撤廃か、運用収益は除外することを望みます。
- ・ 5000円の黒字でもかなり細かい指導を受けた。
- ・ 公益目的事業は国、地公体からの委託による文化財調査であり、今後年度の変動が大きくなることが想定される。収支相償の考え方を現在の2~3年ではなく少し長い展望に立ってみていく必要があるかもしれないと考えます。
- ・ 中長期的に安定した事業活動を行えるよう、収支相償や遊休財産保有制限を緩和してほしい。
- ・ 公益法人独自の会計知識を習得するのに時間がかかる。  
収支相償を満たすと急な支出に対応ができなくなる。（現在は満たしていない…）
- ・ 予期しない黒字が出た場合は、本来なら将来において有効活用できるところを、何とか収支を揃えるために無駄な支出をしなければならなくなる。
- ・ 収益事業が少ないため、苦勞しています。
- ・ 特定費用準備資金等の報告簡素化。
- ・ 毎年、監査や立入検査を受けなければならないのが苦痛。収支相償を理解できない人が責任者として配属されるケースが多く、そのため行政庁から指導を受けることが多い。大規模法人と小規模法人が同じ扱いを受けるのは理解できない。また、公益目的事業が1つしかなく、収益事業も行っていない法人に対して監査や立入検査、定期報告等簡略化して欲しい。非常勤やアルバイトを採用しても業務量の多さや忙しさで、すぐに辞めてしまう。公益認定を受けなければ良かったと感じることが多い。公益法人で良かったと思うのは、基本財産の運用替えを行った時や利金が入った時に非課税になっていることくらいだと思う。
- ・ 規模が小さいため、それほどまでの実感はありません。
- ・ 収支相償：会費等の収入減にもかかわらず、公益事業規模をそれほど減らせずに実施

したことにより、数年にわたって資産が減少した。その後、ある年に、一時的に公益事業で黒字となったが、翌年度、その解消が求められた。民間企業のように、繰越欠損が認められないと、臨機応変な公益事業ができないのではないかと。

- ・ 現行制度下では、組織の安定化を図る策を講じることは困難。現場を熟知していない専門家が理論だけで策定するから、このような制度になってしまう。
- ・ 奨学金給付事業及び研究助成金給付事業などは 2~3 年程度の継続支援となることから、事業費を基金運用益で対応する財団では収支相償にとられない安定した長期の財源運営が求められるので、収支相償や公益目的収支比率の制限を緩和してほしい。

(公益財団運営を性善説でみてほしい)

- ・ 黒字を出すことの制限。
- ・ 総額が単年の事業費を超えない範囲までなら、剰余金を無条件で内部留保可能とする。具体的にどう変更できるか分からないが、事業費や組織規模が小さい法人は簡略化できないか。
- ・ 収支相償⇒ある程度の金額での黒字は認める制度に改善。
- ・ 積算した剰余金の限度額を事業規模程度にする。半強制的な積立制度を廃止する。
- ・ 収支相償の解釈が回答者によって異なる場合があると聞きます。
- ・ 常に収支相償を常に意識して事業を展開しなければならず、もし収支相償となれば現状は翌年の事業計画について対応策を迫られる。
- ・ 公益事業で大幅な赤字を計上したとしても、翌年度にわずかでも黒字計上した場合、新たな事業計画の作成が求められるところ。
- ・ 基本財産が株式会社の配当金であるが、減配により事業規模が半減した。減配はある程度、予想できたため特定資産積立として計上していたが、事業計画(予算立案)に苦慮した。せめて数年間分の事業費を積立することができることはできないか。
- ・ 将来の経営悪化に備えた長期的な資金積み立てが出来ない。公益法人なので制限は必要だが、資金積み立てが可能になれば経営不安も軽減し、更に設備投資等を積極的に検討できるため。
- ・ 収支相償の仕組みを未だはっきりと理解しておらず、また、変更認定申請などの書類作成の負担が大きい。
- ・ 収支相償に関して・・・決算期になると収支相償を念頭に決算処理を行っているような状況です。公益目的事業が非課税と言っても収支相償では黒字ではいけないとなれば、意味がないように思われますし、無駄に経費を増加させるだけになってしまうように思います。

(収支相償制度の見直し・・・以前よりは緩和されていますが、更なる見直しが必要かと思えます。大規模法人と中小規模法人との差別化や収益事業を行っていない法人は事業費の〇%まで、など)

- ・ 収支相償などで圧迫されている。何か運用方法があるのかも知れない難航している。公益法人といえども黒字の年や赤字の決算があり、黒字では収支相償にならないで赤字では何処からの補填もない。
- ・ 収支相償を厳守していくと収支がマイナスのケースが生じ、流動資産が目減りし、後

の資金繰りを危惧している。

- ・ 収支相償について：株式の配当金が収益のすべてであることから、配当金の増減に合わせ事業の規模を調整する必要がある。事業を拡大する場合は変更認定申請等の手続きが大変である。一方事業の急な縮小は現実にはなかなか難しい。対策としては特定費用準備資金を積立てるということになると思うが、もう少し簡単な方法でいざという時の資金をプールできるようにしてほしい。
- ・ 収支相償による仕組みの改善をどのように行うべきか、また、関連して遊休財産の割合等、特に収益事業を行わない当財団にとっては財産の運用収益のみでは先細りになることを懸念している。
- ・ 収支相償により将来に備える資金を確保できない。
- ・ 収支相償の仕組みは、よくできていると思います。ただ、事業を行っていくうえで公益目的事業と収益事業とのバランスが難しい。
- ・ 評議員会、理事会の出席人数を確保することが難しい。  
入館者数の予測ができないため、収支相償をクリアできない年が続く際は、苦慮する。
- ・ ご担当される方によって、定期提出書類等の提出後、細かい言葉遣いのような部分まで修正依頼があること。

時代に即した事業活動を行いたいと思っても、目的は同じであるにも拘らず変更届や変更認定が必要でタイムリーに活動を行えない場合がある。

収支相償は、企業会計に慣れた者にとっては違和感がある。

- ・ 年度末に用途が指定されていない大口の寄付があった場合、繰り越しができないため、短期間で支出内容を決定する必要がある。
- ・ 収支相償の関係で、修繕や事業展開に伴う積立が思うようにできない。
- ・ 当財団は、入金額や時期が不確定な寄附金のみにて運営しているため、収支相償の順守が困難なことで、遊休財産の規制により、長期的に安定した運営のための内部留保ができない。補助金や助成金を内部留保するのは確かに不適切だが、寄附金は収支相償の対象外としてほしい。
- ・ 公益事業で毎年黒字となっているが、経済状況に左右される事業での剰余金のため、経済状況の変化に耐えうるための積み立てについて検討している。
- ・ 将来のための人件費等に必要な資金をストックすることが難しく、持続可能な組織運営が難しい。
- ・ 公益事業のみのため収支相償に適用は、将来的に極めて厳しい状況にある。
- ・ 収支相償未達の場合、その金額の程度（例えば50万円程度の範囲内）によっては理由不問とするなどの緩和措置あるいは猶予措置を講じられたい。
- ・ 収益事業未実施のため、法人会計は寄付金収入の一定割合を按分し、収入としている。昨年度初めて収支相償を満たせず、今後は法人会計に按分する寄付金をさらに増やすことを検討している。そうすれば数値は改善されるのだが、こんな対策を講じることに何の意味があるのか、全く不明。

遊休財産は、年度末という一時点で計算するので困る。本財団では年度初めにまとまった支出があり、収入はその後順次入るので、年度の初めにある程度の資産を持って

いないと支払いができない。遊休財産の保有制限は「1年間の事業費」ではなく、「1年間の全費用」の金額を基準にして欲しい。

変更認定申請の負担を考えると、自由に新事業を始められない。可能な限り、既存事業の枠組みの中でやろうとしてしまい、事業体系が複雑になっている。最初に申請するときに、事業内容を細かく決めすぎた。いろんな可能性がありうるように事業を定義すべきだった、と気づいたのは、公益認定後、数年経過してからである。

- ・ 内閣府の担当者が、変わった瞬間に対応が変わる事に不信を感じる。
- ・ 収支相償---損失の繰越を認めると共に、少額（例えば100万円まで）の剰余金については法人会計にプールを認める。 定期提出書類---システムに慣れれば負担は減ると思われる。
- ・ 公益事業と収益事業のバランスが難しいところがある。
- ・ 収支相償の枠の中での運営が難しい。
- ・ 単年度での収支相償ではなく、複数年度で満たせるように改善してほしい。
- ・ 波のある事業（その年だけ助成金を増やす）ではなく、安定した事業を行う上でどう収支相償を改善するか。
- ・ 極めて窮屈で（公益目的事業の推進ではなく）脱法防止を主目的とする制度になっている。上場企業並みの事業規模もあれば、中小零細の規模もある。小規模であれば、収支相償や遊休財産の保有制限も、各年度は現状の1.5倍程度まで限度を拡大しても趣旨に反することはなく、公益目的事業を主目的とする運営の自由度が確保できよう。会計制度も中小零細に「大企業並み」を強いている。
- ・ （マイナス金利など）厳しい運用環境の中、収支相償および遊休財産の規制により過度に財団内に保留できる資金が制限されることは、永続的な財団運営上、望ましくない。
- ・ 1. 収支相償の制限

毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方、支出は、毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば収入減の穴埋めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。

## 2. 遊休財産の規制

公益財団は一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益がある程度組み入れるシステムを認めるべきである。

- ・ 当法人は公益財団法人として資金運用益を主たる収入源としていますが、資金運用益は経済情勢の変化によってその額が大きく増減します。

他方公益事業規模は収入の増減に応じて拡大したり縮小したりすることが困難であるため、経済情勢が不調で期待する運用益が得られない年度は公益事業収支が赤字になり、経済情勢が好調で多額の運用益を得ることが出来た年度は、公益事業収支が大きく黒字になって、収支相償の原則を充たすことが出来ません。

また、資金運用には運用債券の価格下落リスクや、運用状況の不良な債券の売却による売却損を避けることが出来ません。しかし、公益法人会計基準は評価損や売却損を経常外費用としているため、多額の評価損が生じて法人全体の収支が赤字になっても、経常収支段階で収支差額を判断する公益事業収支は黒字となって収支相償の原則を充

たすことが出来ません。

当法人では、資金運用益から評価損と売却損を控除した実運用益（トータルリターン）を収入目標としているので、改善策としては、収支相償計算では、評価損と売却損を費用と認めるか、または資金運用益から控除することが出来るよう検討して頂きたいと思っています。

- ・ 収支相償と2期連続基本財産赤となった場合の処置についての矛盾。
- ・ 遊休財産保有上限額について

当法人は、一定の期間内で事業規模（収支）の増大期と減少期が周期的に訪れています。さらに、この周期の中で、収支が最大となる年度の翌年に、収支が最小となる年度（連続する2会計年度程度）が存在しています。このことにより、収支が最小となる年度は、遊休財産保有上限額を超過することとなります。

また、収支が最小となる年度以降は徐々に事業量が増加し、遊休財産保有上限額の超過は自動的に解消されることとなります。

この問題に対しては、特定資産の積立て等により対応しておりますが、保有上限額超過解消方策としての積立てや新たな支出は、法人の安定した財政基盤の妨げになると考えます。

遊休財産保有上限額の算出は、「当該年度の公益目的事業に要した費用」ではなく、例えば「過去5会計年度における公益目的事業に要した費用の最大額」のように幅を持たせていただくことを切に願います。

- ・ ファンドの運用益だけの場合、収支相償では資産は目減りする結果になる。金額にもよるが繰越金の扱いについて弾力的に扱える道はないか。
- ・ 収支相償、遊休財産の制限をどのような方策で対応してゆくのか。
- ・ 独立系公益法人からは収支相償の概念（制度）を撤廃、息長く公益活動を展開することを可能とすべきである。
- ・ 行政庁から指導があり、収支相償で発生した収支差額を特定資産の公益基金に積み立てて解消したところ、一度行政庁から「それで良い」と回答があったが、後からそれを普通預金で保有するのは好ましくない為公益事業で取り崩し使用するよう求められました。

①経営の安定化 ②果実運用のタイミングを計っていること ③今後数年の公益事業内容の検討中であることを申し伝えたが認定先の理解を得ることに苦慮しています。現在の低金利状況では資産運用益は期待できない為、資産の保有方法の弾力的な運用について規制緩和をお願いしたいです。

- ・ 収支相償の基本的な考え方については理解できるが、中長期的に保たれていれば良いとされながらも、黒字額の費消に要する期間の考え方が明確に定まっていない。小規模法人にとっては、確保できた利益はできるだけ有効に費消したいので、長期的に事業に投資してゆきたいが、早期の解消を指導される。特定費用準備資金等で解消を目指す場合においても、非常に具体的な資金計画を求められ、断念することが多い。単年度の公益事業の黒字＝収支相償に違反するではなく、累積している収支相償の黒字額は認識できるようにしたうえで、例えば1年間の公益事業費用額までは留保できるよ

うな制度はできないであろうか。

- ・ 収支相償により、公益事業財産の減少がしている。収益事業をおこない公益目的事業に50%の繰り入れをおこなっているが、毎年公益目的事業を実施する財源を確保することが厳しい状況にある。
- ・ 将来の助成事業の原資として残しておける、もう少し縛りの少ない方法があれば。
- ・ 収支相償プラス分を過年度赤字分に補填できるようにする。  
さらに、将来の赤字に備えてストックできる仕組みとする。
- ・ 定期提出書類の様式が複雑のため簡素化・簡略化できないか。  
指定管理事業で収支相償を実現（経常損失の発生）はいかがなものか。
- ・ 毎年度の事業報告は簡素化した方がよい。人員に余裕のない中、自分が退職等をした場合に十分な引き継ぎ期間もないまま、担当することになる人が気の毒になる。  
収支相償については、別表A1に公益目的事業に係る固定資産（償却資産及び繰り越し商品等の棚卸資産）の控除額の欄を設けた方がよいのではないか。固定資産については毎年度の減価償却により、繰越商品については翌期首における仕入れにより、それぞれ自然に解消されるのに（そもそもこれらは剰余なのか？）、剰余として解消計画を作成する必要がある。固定資産を購入するたび解消見込み年度が延伸する剰余金の解消計画にそもそも作成の意味があるのか疑問。
- ・ 正味財産が目減りする。
- ・ 公益目的事業会計と法人会計の区分や収支相償の計算、H表の作成などが分かりにくく、改善をお願いします。
- ・ 剰余金の処分計画策定など規制が細かすぎる。（収支相償へも入れる）  
定期提出書類作成負担が重い。マニュアルの量が多くとても理解できない。
- ・ 正味財産を増やす手立てが指定寄附の増加しかないこと。

## (2) 公益目的事業比率に関するもの

### ◆ 公益社団法人（21件）

- ・ 公益目的事業比率の制限で区分けの変更を検討している。
- ・ 公益目的事業比率の維持のため、法人会計事業の展開が難しいこと。
- ・ 主な収入財源が会費や入会金等である当会のような組織は、人口減少、少子高齢化による承継問題が収入源に多大な影響を及ぼす。今後の安定的な組織運営を目指す為にも、収益事業の確立も必須であるが、将来に向かってできる限り蓄えをしたいというのが本音である。

事業縮小をしようとしても、公益事業比率、収支相償をクリアするため、ある程度の事業消化は必要であり、蓄えたくても遊休財産の保有制限がある。資産の規模や、収益事業の計上金額によって、制限の緩和をして欲しい。（再掲）

- ・ 公益法人は、収益の大部分を会費及び事業収益が占める脆弱な経営基盤にあって、公益目的事業で黒字を出してはいけない（収支相償を整える）ことから、法人会計で黒字を作って、公益目的事業会計の穴埋めを行わざるを得ない。法人会計は、会費収入がほとんどを占めており、会員からの不満がある。

- ・ 比率等の規制が多く、タイムリーに新しいものにチャレンジしにくい。
- ・ 公益事業と収益事業の配賦割合がよく解らない。
- ・ 収益事業でクルマエビ養殖をやっている。販売収益が 12～2 月に集中するので、財務 3 基準をクリアすることが、難しい。改善策を検討中。（再掲）
- ・ 公益比率の兼ね合いから、各事業の予算振りが苦労する。
- ・ 当協会はセーフティーネット機能（条件に応じて補給金を交付）を担っており、年により事業費が大きく変動する特徴があるが、長年公益事業として実施してきた当協会の複数の事業が、移行時に「公益目的事業」と「その他事業」に区分されたため、毎年確実に公益目的事業比率を 50%以上にするため、「その他事業」の補給金額に制限を設けざるを得なくなり、事業の効果が大きく低下している。
- ・ 箸の上げ下ろしまで、法人の規模にかかわらず規制されている。小規模法人は事業の継続が厳しい。不正の監視が大切であれば商法のように寄付金あるいは経常支出の大小で規制を変えることを考えるべき。このままでは江戸時代の百姓と同じあるいはそれ以下で倒産してしまう。
- ・ 公益目的事業比率を下げしてほしい。事業報告・事業計画については様式の簡略化、計算書類や予算書についても同様に思います。
- ・ 会員育成としての団体でもあるので、共益事業の構築の際に事業活動が制限される。
- ・ 会員の減少に伴い公益目的事業に掛かる支出を賄えなくなってきたが、収益事業の収入を大きくしていく事も出来ずに維持が難しくなってきた。
- ・ 事業が少ない年度では比率に関わってくる。
- ・ 内閣府への報告が、インターネット申請で ①詳細な入力 ②PDF となり、事務局がその入力方法等に、慣れる間が大変である。  
収益事業と公益事業との区分が分からない。  
金銭收受があるものは、会費と書面による受託契約に基づくもの以外はお断りしている。
- ・ 規模が小さな公益社団法人であるため収益事業を実施しなければ今後の運営が極めて厳しい。
- ・ 自由にお金が使えず集める事もできない。せつかく会員から集めたお金を適正に会員に還元できない。  
新しい事をしたくても事前申請や許可が必要。監査も担当者により解釈がバラバラ。  
資産運用や事業収益等で得た資金について自由に使わせる比率を高める。  
常識的な社会貢献や会の規模や発展に繋がる新規事業は事前申請無く事後報告で可とする、など。（再掲）
- ・ 会員数が減少したことにより収入が減り、可能な事業数事業費に限りが出てきた事で、管理費の部分が増え単純な公益比率の達成は困難な状況となっております。  
無償の役務等の部分で補填することで比率は達していると思いますが、その事により更に事務負担等が増えております。
- ・ 会員の減少（が公益目的事業費率に影響）。
- ・ 毎年担当者が変わるので一から勉強しなければならない。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 寄付にゆだねる業務運営であるため、安定した収入が見込めない上、公益の制限を受けるので、運営が非常に難しい。（赤字の場合対応方法がない。）

#### ◆ 公益財団法人（15 件）

- ・ 以前は収益事業で稼いでいたが、公益化に伴い収益を抑えたため、財政が極めて厳しくなった。
- ・ 定期提出書類は、行政が行うべきチェックを法人自らに課しており、法人は公益法人会計に基づいた決算書を提出するのみでよい。財務 3 原則などに基づくチェックは、法人自らの責任においてチェックし 3 年ごとの立ち入り検査において行政も確認することで足りる。（再掲）
- ・ 公益目的比率を計算する上で仕方がないが、1 伝票ごと按分する場合の手間が非常に大変（100%の公益法人は問題ないが）。また、収益事業の収益を公益に回しているにもかかわらず、公益 100%でないと、法人税免税など優遇処置もうけにくい。
- ・ 事業運営の将来を考えると、収支相償等財務 3 原則の規制が必ずしも良いとは思えない。（再掲）
  - 1 収支相償の基準を緩和してほしい。
  - 2 公益目的事業比率を緩和してほしい。
  - 3 提出資料の内容を簡素化してほしい。（再掲）
- ・ 公益事業のマイナスを収益事業でカバーするスキームだが、経営バランスが難しい。
- ・ 制度が変わる際の説明会にて、公益目的事業比率は実績に即して計算するとの伝達があり、毎年施設の利用状況をもとに算出し、関係書類を作成しているのだが、毎年率が変わるため、業務量が多く感じている。業務や運営状況が大幅に変わらない場合は、公益目的事業比率を毎年変えることなく書類作成ができるというようになれば、事務処理の軽減につながるのではと感じている。
- ・ 一般法人との違いがよくわかっていないためよくわからない。
- ・ 当財団は、建物の維持補修事業を公益目的事業、学校建設事業を収益事業に認定されている。収益事業である学校建設事業の譲渡費用は、建設原価・金融機関からの借入利息・事務費で収益が出ない構造となっており、公益目的事業での赤字が累積している。また、学校の譲渡が多い年度は公益目的事業比率の調整に苦慮する。  
将来的に事業認定の見直しや新たな収益事業の確保の検討が必要である。学校譲渡は市と調整しながら公益目的事業比率を順守する。
- ・ 奨学金給付事業及び研究助成金給付事業などは 2~3 年程度の継続支援となることから、事業費を基金運用益で対応する財団では収支相償にとらわれない安定した長期の財源運営が求められるので、収支相償や公益目的収支比率の制限を緩和してほしい（公益財団運営を性善説でみてほしい）。（再掲）
- ・ 収益事業と公益事業の支出割合を注視しながら事業執行している。
- ・ 財務基盤の充実の為の新規事業の検討において、公益目的事業比率の制限で行き詰っている。
- ・ 公益事業収入の減少を補うために収益事業の増収を計るが事業比率の制限がネックと

なっている。中々安定した公益事業が行えない。

- ・ 建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、公益目的事業比率が50%ギリギリとなるので、こうした特殊事情を考慮いただきたい。
- ・ 収益事業の実施手続きが面倒である。

### (3) 遊休財産規制に関するもの

#### ◆ 公益社団法人 (30 件)

- ・ 会費収入額が年毎の変動幅が多すぎることの対応。(再掲)
- ・ 主な収入財源が会費や入会金等である当会のような組織は、人口減少、少子高齢化による承継問題が収入源に多大な影響を及ぼす。今後の安定的な組織運営を目指す為にも、収益事業の確立も必須であるが、将来に向かってできる限り蓄えをしたいというのが本音である。

事業縮小をしようとしても、公益事業比率、収支相償をクリアするため、ある程度の事業消化は必要であり、蓄えたくても遊休財産の保有制限がある。資産の規模や、収益事業の計上金額によって、制限の緩和をして欲しい。(再掲)

- ・ マイナス決算だと正味財産がマイナスになる。私達の小さなセンターは正味財産が少ないので、いつかは財産がなくなる。収支相償でもいくらかのプラスを認めていただければ、少しでも正味財産が増えていく。センターの規模ごとの正味財産の限度額を決めることはできないものではないでしょうか。(再掲)
- ・ 遊休財産の限度額が低すぎる。 特定資産の運用が難しい。
- ・ 公益目的事業活動に制約があり、臨機応変に新規事業に着手できない。一字一句の文言にとらわれすぎではないか。

公益目的事業で赤字であっても、法人全体で黒字に出なければ、事業規模の拡充につながらない。遊休財産保有制限の範囲内の黒字であっても、保有額に上限を設けるよう口頭で指導があったが、そもそも法人自体は黒字経営でなければ公益事業の拡充もままならない上、解散の危機に陥ることが懸念される。(再掲)

- ・ 遊休財産の限度額が少ないため資金が貯められず、将来の施設の建て替えなどが難しい。
- ・ 事業支出が年によって変化が大きいので適正な遊休財産額の把握が難しい。
- ・ これまで大きかった公益目的事業の収支が、ここにきて大きく減少したため、遊休財産の上限額が低下して超えてしまう事態が生じている。
- ・ 監督官庁への報告や立入検査に関する事務作業の増加は負担ではあるが、不可能ではない。定期的な補助金受け取りがなく、会費収入を基本としている本会は会員数の増減により収入が大きく変化するため、団体の安定性、継続性のためには、遊休財産(将来に向けた貯金) になるべく多い方が安心して活動できる。
- ・ 入会者からの入会金や会員からの会費などで年度毎の収入に差が生じる団体と、補助金などで決まった年度収入で運営している団体の遊休財産の保有制限額を分離していただきたい。
- ・ 収益事業でクルマエビ養殖をやっている。販売収益が12~2月に集中するので、財務

3 基準をクリアすることが、難しい。改善策を検討中。（再掲）

- ・ 収支相償の点で、黒字が3年続いているが、収支が赤字かのマイナス経営では、マイナスをうめるのに遊休財産を使い続けることになるので、経営が苦しくなるのでは。（再掲）

- ・ 収益事業で発生する、棚卸資産在庫、売掛金残が遊休財産としてカウントされる計算式を変更すべきである。

- ・ 収支相償について、収益事業を行っておらず、この中で収支相償を達成しようと思うと、財産の食いつぶしになり、いつかは財産がなくなる。1円たりとも黒字になってはいけないという不自然な要求はなくしてほしい。一部の財産をため込むような法人のためにこのような制度があるのはおかしい。組織を維持し健全な経営のもと公益事業を継続実施するためには、基礎的な資金は確保しておくのは必要なことである。

定期提出書類について、難解なパズルのような表作成はやめてほしい。実態に合わないようなところもあるのではないかと。改善してほしい。

遊休財産残額について、限度額を緩和してほしい。H表の金額について、わけが解らない。

公益法人になると、一般社団法人に戻ることはできない。戻れば財産が没収される。公益法人になって、このように不便なとは思わなかった、と思っても今更何ともならない。後悔しても今更遅い。一回でよいから、公益法人から一般法人に転換検討できる機会を設けてほしい。（再掲）

- ・ 遊休財産の用途が限られてしまっていることは緩和して欲しいです。会費収入収入源の組織としては、会員数が減少した時に予算が少なくなるという事が容易に想定させる。公益法人としても柔軟な組織運営が求められる時代ではないかと考える。

例えば、資産を有効に活用するという意味では、投資をして収入を生み出す事に挑戦してみることも必要かもしれないと考えます。

- ・ 遊休財産の保有制限（上限額）が1年間分の公益目的事業を実施する費用額とされているが、2ヶ年分程度を上限とされたい。（理由）行政庁からの委託事業を公益目的事業として行っている場合で、その事業割合が一定の割合を占めるとき、当該事業が廃止・休止された場合に、保有制限を超えてしまうこととなるため。

- ・ 行政庁の監督・立入検査が入るたびに、認定基準等の解釈が、当初より厳格になってくるのは困る。

収支相償・上記、解釈が厳格になるほど、公益事業費が法人会計に移行し収支相償が厳しくなる。

遊休財産・せめて2年分の公益事業費にして欲しい。

定期提出書類・毎回システムが変わるのは勘弁して欲しい。（再掲）

- ・ 収支相償を続けていくと、いつか公益部門が債務超過となる。そういうものだと頭では理解していますが、不健全と思います。欠損金の繰り戻し還付のように、過去の赤字を補填できるような仕組みが望まれます。過去も含めて、長期的に収支相償が達成できれば良いのではないのでしょうか。

公益目的事業費1年分の遊休財産規制を毎年クリアしなければならないのは法人運営

にとってマイナス。内部留保があつてこそ長期的な事業計画を立てることが可能になります。遊休財産規制についても、数年間の猶予が認められると良いのではないのでしょうか。余剰金の分配は出来ないものであるから、内部留保の使い道は法人のガバナンスにゆだねてほしい。（再掲）

- ・ 先行きの資金運用益の展望は厳しいものがあり、2年度分程度の遊休財産を備蓄したい。
- ・ 会費が収入の主たる財源であり、会運営の健全性を図ろうとし会費を値上げすれば、遊休資産の保有制限に抵触してします。保有制限額の上限を上げて欲しい。
- ・ 遊休財産の制限＝移行当時に控除対象財産として認められたものがその後の認められなくなる理不尽があり、その資産を減らせと監督行政庁からの指導に団体の運営が圧迫されている。小規模の公益法人で、特に収入のほとんどを会費で運営している団体に関しては、大規模災害など有事の時には会費収入がなくなることを想定して、遊休資産額の保有制限を2～3年分の公益事業額にしないと団体としての体力がなくなり淘汰されていくことになる。
- ・ 事業で利益が出ても会員に還元できない。余剰金として基金に積立ができないため、行政の補助金が頼りで独自の自主事業が出来ない。
- ・ 遊休財産＝会員の減少等で収入減が予想されるが、将来の運営のための財産が残りにくい。

変更申請等＝認定手続き書類の作成が難しい。めんどくさい。認定外の公益事業ができない。

定期提出書類＝書類作成が難しい。毎年訂正箇所がでる。

期間運営＝理事会の定員数の確保(過半数出席)に苦勞する。

- ・ 寄付のみで運営している。予期せぬ遺贈などで例年より寄付金が増えた場合、将来寄付金が減った場合に備えて積み立てができるようにしてもらいたい。（再掲）
- ・ 遊休財産額の保有制限超過の解消が困難。
- ・ 自由にお金が使えず集める事もできない。せつかく会員から集めたお金を適正に会員に還元できない。

新しい事をしたくても事前申請や許可が必要。監査も担当者により解釈がバラバラ。

資産運用や事業収益等で得た資金について自由に使わせる比率を高める。

常識的な社会貢献や会の規模や発展に繋がる新規事業は事前申請無く事後報告で可とする。等（再掲）

- ・ 遊休財産限度額があるが、超過してしまった時の指導が厳しすぎる。経費削減が浸透している中、不正をしている訳でもなくもう少し柔軟に指導してほしい。
- ・ 剰余金を自由に財政運営資金積立に回したい。（再掲）
- ・ 収支がマイナス状態が続けば運営が成り立たなくなるのではないか。事業収入は、すぐに回収できない為会員の配分金1ヶ月程度の資金積立が必要である。（再掲）
- ・ 配分金支払と補助金入金の日にちのずれにより、留保金が認められていないため、銀行借入をしなければなりません。

#### ◆ 公益財団法人（46件）

- 遊休財産保有制限の緩和⇒運用債券が年度末に償還された場合、すぐに代替運用債券を手当しないと当該資金で遊休財産保有制限を超えてしまう。年度末の準備金処理や翌期以降の計画策定等、実務上現実的ではないと感じています。  
収支相償の緩和⇒持続的な法人運営を求められながら、一方で内部留保の制限があり、特に昨今の低金利政策で運用収益が低下している中では矛盾を感じます。（再掲）
- 株式の配当金収入であるため、収入額が一定でなく予測が付き難いため、事業計画の変更や余剰金の積み立てなどを行うなどの対応を迫られ、その際に遊休財産の制限が問題となり、また書類の作成負担が大きいと感じる。
- 定期提出書類は、行政が行うべきチェックを法人自らに課しており、法人は公益法人会計に基づいた決算書を提出するのみでよい。財務3原則などに基づくチェックは、法人自らの責任においてチェックし3年ごとの立ち入り検査において行政も確認することで足りる。（再掲）
- 収益事業を行っていないほか、現在の金利では運用利息収入も厳しいため、毎年資金繰りに困っている中、規制も考えながら予算を計画しなければならないこと。  
小規模な法人であるうえ、無報酬で役員等に就任していただいております、人選から難しい。
- 収入や公益事業支出が予定外に変動することがあり、収支相償や遊休財産保有制限を満足するのに非常に神経を使っている。特定費用準備資金のような複数年の計画に縛られることのない、短期の変動を緩衝できる準備資金を控除対象財産で持てるようにしてほしい。（再掲）
- 収支相償と遊休財産の制限が、著しく財団の事業活動拡大を困難なものにしており、本末転倒。廃止もしくは大幅な緩和が望まれる。（再掲）
- 遊休財産の制限について現在、事業費1年分であるが、継続的な運営をしていくには不十分だと感じている。また、株式会社等では法人税の計算時に繰越欠損金制度があるのに対して、収支相償は単年度で計算されるため、特段な事情が生じても運営の平準化ができない。（再掲）
- 遊休財産の規制緩和。
- 収支相償及び遊休財産の縛りを柔軟にしていただけると活動しやすくなると考えています。（再掲）
- 将来の運用益減少対策。
- 運用資産の収益は毎年一定ではなく、年度によっては収支相償を維持するのが難しい。助成事業を安定的に実施するためには、一定の資金をプールして対応したいが難しい。もっと自由に資金の積立を認めてくれると、事業を円滑に実施していける。（再掲）
- 有価証券購入に充てる資金を蓄えておく方法がわからない。資産取得資金とし数年にわたって蓄えることが許可されるのかどうか。数年後に購入できる有価証券の銘柄が今からわかるはずもないので、資産取得資金として認められるのか、わからない。
- 利息収入で事業を行っているため、金融為替レートの影響が大きいと遊休財産額の保有制限を上回ってしまう。

- ・ 年度により、公益事業に支出のばらつきが大きいいため、遊休財産の縛りのため、正規従業員の雇用が制限される。
- ・ 事業運営の将来を考えると、収支相償等財務3原則の規制が必ずしも良いとは思えない。（再掲）
- ・ 収支相償、遊休資産の保有制限が主のような現行制度では、法人の運営体力が先細り傾向で、創設者（篤志家）の遺志の継続が難しくなっている。（再掲）
- ・ 遊休財産の限度額が低い。余裕幅を増やすことで安定運営が可能となる。立ち入り検査については、2～3年を5年程度に実施してもよいのではないか。
- ・ 将来の事業資金の安定的確保、変更手続きが詳細で煩雑。
- ・ 剰余金の取扱いについて、将来的な事業運営資金としての側面も考慮して再検討してほしい。
- ・ 遊休財産の保有上限が公益目的事業支出1ヶ年度分以内というのは低すぎる。
- ・ 遊休施設の活用につき公益目的以外とされ課税対象となる点。（再掲）
- ・ 債権を売却して利益が出た場合、遊休財産の規定にかかる。
- ・ 遊休財産保有制限を睨んだ予算執行に非常に苦慮している。決算時に理事会等開催と定期提出書類の作成が重なり、負担が大きい。
- ・ 大きな災害が発生したとき、収益事業の利益が増加し、剰余金が発生することがある。この場合、概ね2年以内に剰余金を解消することが求められるため、公益目的事業の拡大や支出の対応に苦慮している。  
収益事業等の利益を繰り入れすることにより発生する剰余金について不問となれば、無理な支出計画ではない長期的な支出計画により有意義な事業が可能となると考える。（再掲）
- ・ 財産の多くが土地・建物で、建物の減価償却積立預金が遊休財産とみなされてしまう。
- ・ 組織運営の安定化のためにはある程度の財政的な蓄積が必要であるので、事業規模に対応した、一定の内部留保までは蓄積を認めるように改善してもらいたい。（再掲）
- ・ 収支相償要件を緩和し、黒字でも特に制限を受けないこと、さらに今後の運営のための遊休財産を認めること、定期提出書類の様式を簡単にする。（再掲）
- ・ 遊休財産の制限を事業費の3倍程度となるよう希望する。
- ・ 収支相償や遊休財産上の留意点が、素人には難しく、何に気を付けてよいのか、マニュアルを首っ引きにしてもなかなか理解しづらい。この公益法人運営だけを専業でやっているわけではないので、書類作成等の事務作業が負担である。（再掲）
- ・ 中長期的に安定した事業活動を行えるよう、収支相償や遊休財産保有制限を緩和してほしい。（再掲）
- ・ 財源不足時に取り崩す財政調整基金が遊休財産となるため、苦慮している。
- ・ 公益目的事業の収益が期末に大きく増加する場合があります、遊休財産額の保有制限に抵触する可能性がある。  
事業の新規メニュー追加などに変更認定申請を求められるなど手続きに手数がかかる。事業が多岐にわたり定期提出書類の作成に手間がかかりすぎる。書類の量を減らしてほしい。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 現行法制下では改善策はない。（再掲）
- ・ 運用益のみで事業活動を実施しているため、昨今の低金利下での運営に苦勞している。将来の公益事業への活用を前提とした遊休財産のさらなる積み増しを認めてもよいのではないか。
- ・ 地域と使途が限られているため、事業資金が常に余っている。
- ・ 事業活動に必要な大型機械設備投資について必要な積立額の遊休財産からの除外が必要。
- ・ 収支相償による仕組みの改善をどのように行うべきか、また、関連して遊休財産の割合等、特に収益事業を行わない当財団にとっては財産の運用収益のみでは先細りになることを懸念している。（再掲）
- ・ 当財団は、入金額や時期が不確定な寄附金のみにて運営しているため、収支相償の順守が困難なことと、遊休財産の規制により、長期的に安定した運営のための内部留保ができない。補助金や助成金を内部留保するのは確かに不適切だが、寄附金は収支相償の対象外としてほしい。（再掲）
- ・ 運用収益しか収入がないため、低金利が続くと、財務基準を満たすことでどんどん事業規模・遊休財産が縮小してしまう
- ・ 収益事業未実施のため、法人会計は寄付金収入の一定割合を按分し、収入としている。昨年度初めて収支相償を満たせず、今後は法人会計に按分する寄付金をさらに増やすことを検討している。そうすれば数値は改善されるのだが、こんな対策を講じることに何の意味があるのか、全く不明。

遊休財産は、年度末という一時点で計算するので困る。本財団では年度初めにまとまった支出があり、収入はその後順次入るので、年度の初めにある程度の資産を持っていないと支払いができない。遊休財産の保有制限は「1年間の事業費」ではなく、「1年間の全費用」の金額を基準にして欲しい。

変更認定申請の負担を考えると、自由に新事業を始められない。可能な限り、既存事業の枠組みの中でやろうとしてしまい、事業体系が複雑になっている。最初に申請するときに、事業内容を細かく決めすぎた。いろいろな可能性がありうるように事業を定義すべきだった、と気づいたのは、公益認定後、数年経過してからである。（再掲）

- ・ 極めて窮屈で（公益目的事業の推進ではなく）脱法防止を主目的とする制度になっている。上場企業並みの事業規模もあれば、中小零細の規模もある。小規模であれば、収支相償や遊休財産の保有制限も、各年度は現状の1.5倍程度まで限度を拡大しても趣旨に反することはなく、公益目的事業を主目的とする運営の自由度が確保できよう。会計制度も中小零細に「大企業並み」を強いている。（再掲）
- ・ （マイナス金利など）厳しい運用環境の中、収支相償および遊休財産の規制により過度に財団内に保留できる資金が制限されることは、永続的な財団運営上、望ましくない。（再掲）
- ・ 1. 収支相償の制限  
毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方、支出は、毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば収入減の穴埋

めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。

## 2. 遊休財産の規制

公益財団は一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益をある程度組み入れるシステムを認めるべきである。（再掲）

### ・ 遊休財産保有上限額について

当法人は、一定の期間内で事業規模（収支）の増大期と減少期が周期的に訪れています。さらに、この周期の中で、収支が最大となる年度の翌年に、収支が最小となる年度（連続する2会計年度程度）が存在しています。このことにより、収支が最小となる年度は、遊休財産保有上限額を超過することとなります。また、収支が最小となる年度以降は徐々に事業量が増加し、遊休財産保有上限額の超過は自動的に解消されることとなります。

この問題に対しては、特定資産の積立て等により対応しておりますが、保有上限額超過解消方策としての積立てや新たな支出は、法人の安定した財政基盤の妨げになると考えます。

遊休財産保有上限額の算出は、「当該年度の公益目的事業に要した費用」ではなく、例えば「過去5会計年度における公益目的事業に要した費用の最大額」のように幅を持たせていただくことを切に願います。（再掲）

- ・ 活動資金を寄付金に頼っていることから収入が安定せず、収入に伴って公益目的事業費が低くなった場合には遊休財産の保有も制限されてしまい、次年度の活動に影響を及ぼすことにもなるため、ある程度の遊休財産の保有を認めてほしい。
- ・ 収支相償、遊休財産の制限をどのような方策で対応してゆくのか。（再掲）

## (4) 定期提出書類の作成事務負担に関するもの

### ◆ 公益社団法人（119件）

- ・ 事務作業に不慣れなものが事務を行っている。
- ・ 定期提出書類の様式が変わり戸惑いがあった。  
法人会計がトントンなのに公益会計を赤字にすると法人維持が厳しくなる。少々の繰り越しを認めてほしい（基準を明示してほしい）。（再掲）
- ・ 定期提出書類（特に財務諸表）に同じようなことを何度も記載しなければならない点を簡略化できないか。H表に関し、未だに何を行っているのか理解ができない（単に、法で定めた公益目的増減差額を算出するためなら、それまでに記載した数値で自動的に算出できないのか？）。
- ・ 計算書類・予算書などは提出期限が早く、定期提出書類は分量が多い。
- ・ 決算関係提出書類が多い為、作成に時間がかかるので簡素化していただきたい。
- ・ 定期提出書類に長文の定型句が多い。
- ・ あえて苦勞している点としたが、仕事としては当たり前なのでそのままよい。
- ・ 小規模法人にとっては提出書類の作成に係る負担が大きい。
- ・ 提出書類作成の事務負担が大きい。
- ・ 書類提出期間に余裕を持たせる

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 事業報告作成に時間を取られる
- ・ 収支相償：単年度でなく中期的なバランスがとれていれば適合。  
定期提出書類：特に事業報告書の財務関係は総会で決議された財務諸表をそのまま提出することで済ませないか。（再掲）
- ・ 申請書類作成が複雑・多岐で事務負担が大きい。
- ・ 収支相償関係では公益事業収入が3月を縮めてみないと分からないので、その対策に苦慮している。立入検査では担当者にもよるが、きまったことしか言われないので、相談して良いのか悪いのか悩む。定期提出書類はボリュームがありすぎる。規模が小さい当法人ではこれに占める割合が大きい。（再掲）
- ・ 毎年の定期提出書類の作成が煩雑である。シンプルにできないか。
- ・ 1) 収支相償で民間企業のように過去の赤字を補填できない。  
2) 少人数（3名）で運営しているので事務負担が非常に大きい。もう少し簡素化していただきたい。（再掲）
- ・ 定期提出の時期が繁忙期（総会、決算等）と重なる
- ・ 提出書類の作成は、法人の規模によって詳細なものや、規模の小さい法人は、簡単なもの等に区別して作成できる様にしたらいのでは。
- ・ 公益目的事業の共通経費を各事業に分割する必要があるのでしょうか。公益事業全体の収支相償で見ていただけると、法人の公益性に対する運営状況が把握しやすいと思います。（再掲）
- ・ 書類作成に伴う人手不足。
- ・ 理事1/3兼任の規定が厳しい。各種提出書類の管理が厳しい。
- ・ 定期提出書類作成が担当職員の負担となっており、その期間の日常業務に支障が出ている。
- ・ 定期提出書類の作成は、移行に携わった職員が一人で行っているのが現状である。通常業務と並行して、補助金交付団体であることから、期限内の報告及び申請手続きが重なる時期である。加えて年度末、初めに係る事務も加わり、この時期、膨大な事務量が一定期間に集中することとなる。定期提出書類の廃止又は簡素化を希望する。  
たとえば、法人の議案書（事業報告書、事業計画書、収支予算書、決算関係書類等で構成）に記載されている事項については、議案書を活用できる方法にするとか。
- ・ 当初申請内容に無い公益事業を急遽実施することは、変更認定が必要であるためあきらめざるをえない。  
定期提出書類については、毎年同じ資料を提出する必要があるのか疑問。内容に変更が生じた場合にのみ提出を義務付けるなど何か対応ができないものか。  
定期提出書類のネットによる申請方法が今年大幅変更となった。大幅な変更は、混乱を招くと同時に職員の稼働もかかるため、本来業務に集中できるよう、出来る限り避けていただきたい。
- ・ 小規模団体（収入3000万円以下）については、定期提出書類の簡便化を図ってほしい。
- ・ 定期提出書類の簡素化をお願いしたい。
- ・ 様々な必要な事務的処理が多く、その部分での負担を少しでも軽くしていただくとあ

りがたい

- ・実績の提出書類が多く確認等に時間を要すること。
- ・「事業報告等」の定期報告の内容が煩雑
- ・提出書類の簡素化を図ってほしい
- ・改善策等について：特定資産の基準の緩和、提起提出書類の簡素化。（再掲）
- ・事業報告の際の作成資料の多さ
- ・定期書類の簡素化及び数年での入力業務の変更をしない。
- ・収支相償について、収益事業を行っておらず、この中で収支相償を達成しようと思うと、財産の食いつぶしになり、いつかは財産がなくなる。1円たりとも黒字になってはいけないという不自然な要求はなくしてほしい。一部の財産をため込むような法人のためにこのような制度があるのはおかしい。組織を維持し健全な経営のもと公益事業を継続実施するためには、基礎的な資金は確保しておくのは必要なことである。

定期提出書類について、難解なパズルのような表作成はやめてほしい。実態に合わないようなところもあるのではないかと。改善してほしい。

遊休財産残額について、限度額を緩和してほしい。H表の金額について、わけが解らない。

公益法人になると、一般社団に戻ることはできない。戻れば財産が没収される。公益法人になって、このように不便なとは思わなかった、と思っても今更何ともならない。後悔しても今更遅い。一回でよいから、公益法人から一般法人に転換検討できる機会を設けてほしい。（再掲）

- ・諸書類等の作成事務の負担が大きい。
- ・事業報告作成の事務負担が大きい、新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。
- ・収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益会計の一般会計化など。（再掲）
- ・定期提出書類作成の順序を明示してほしい。例として、K表を作成するとJ表に反映される等。
- ・収支相償については、今後の補助金等の確保が保障されているのであれば、もしもの為の費用は必要ないが、補助金の減額がある等収入の確保が困難になった場合、存続できない可能性がある為、少しでもその財源を積立したいので、収支相償の緩和をお願いしたい。

書類の作成の事務負担は大きい、公益法人としてはやむを得ないと認識している。

（再掲）

- ・定期提出書類の提出時、主務官庁の担当者が代わると指摘事項が変わり、作成に膨大な労力と計算（駆け引き含む）が必要。
- ・人材不足のため苦勞はしているが、致し方ないとも思っている。
- ・可能な限り簡素化して欲しい。
- ・定期提出書類（経理分）作成を税理士に依頼している。
- ・公益法人運営に関する事務負担が大きい、それについて対処できる（能力のある）人員が限られている。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 上述の通り。
- ・ 内閣府に提出する書類、例えばH表等の作成に手間と時間がかかる。代表理事が1名の為法人運営についてのリスクがある。
- ・ 収支相償：一定規模までの経常利益は認めてほしい。定期提出書類：分かりかねます。  
(再掲)
- ・ ほとんどの書類作成を一人で作成している。
- ・ 省略できる書類があるなら、減らしてもらいたい。
- ・ 支部があるので連結決算をする際、事務作業が膨大になる。  
定期提出書類：別表F(1)(2)のエクセル表の縦横計算の数字が合わないで困っている。  
別表F(1)(2)の数字が、決算の際、会計ソフトから出てくる数字と微妙に合わない。→四捨五入の関係かと思われるが、1円単位で各事業の数字を振替伝票で操作し、別表Fの数字に合うように修正入力している。事務作業が膨大である。  
毎年、収支相償となるよう事業を続けていくと、法人全体が赤字になり存続が危ぶまれる。(再掲)
- ・ 職員も少なく、忙しい時期と重なる。
- ・ 就労人数が少ない為、定期提出書類を一人で作成するので作業量が多く感じる。
- ・ 書類の作成事務の負担が多すぎる。限られた人数で働き方改革に逆行していること。税の優遇よりも会計指導の負担が多くなったこと。
- ・ 定期提出書類の作成について1人だけの職員に限られており負担が大きい。精神的に憂鬱。
- ・ 全体的に事務負担が大きい。
- ・ 活発な活動(事業)のため、事務手続きや提出書類の簡素化を推進してほしい。
- ・ 定期提出書類の分量が多く困っている。作成時期が決算時と総会開催と重なるので負担になっている。
- ・ 公益法人となったばかりで、定期提出書類の作成が負担ではないかと危惧している段階。
- ・ 事業数が多いため。
- ・ 届け出等の手続きが複雑で時間をとられる。
- ・ EXCELなどの計算で4捨5入などの場合数値が異なる事があるが、この辺は許して戴きたい。(現在は変更を修正可能書面で指摘され修正している)
- ・ 公益事業拡充のための積立の柔軟化、定期提出書類が細かく煩雑なのでその解消。(再掲)
- ・ 内容が複雑であるため、限られた予算の中で財務処理を税理士法人に依頼しており、本来事業に充てられる資金に影響が出ている。
- ・ 特に、定期提出書類のボリュームが膨大、複雑である。
- ・ 収支相償など行政庁の指摘が細かく事務作業負担が多い。(再掲)
- ・ 1) 変更認定や届出について  
担当係官によって、する必要があるのかの線引きが難しいように感じる。また、手続きに時間もかかるので、期の途中で起こった事象に迅速に対応できない。必要に迫られ

事業を行えば、翌年度、変更認定申請をせずに事業を行なったとして、さらに負担の大きい処理が待っている。

年度計画と報告を行なっているので、都度申請ではなく、その段階で、何らかの手続きを行えるようにできないか。

## 2) 定期書類事務負担と収支相償

複雑になっており、行政書士や税理士に委託しているところも多いと思うが、委託費の負担も大きい。当法人は、公1のみの事業を行なっており、法人会計への収入が少なく、費用の捻出もできない。足りない場合は、公益事業収益から法人維持の費用を賄えるとは特例にあるが、係官は、本来は公益事業収入は、公益事業に使うものだの良い顔をしない。公1のみの事業を行なっている場合、法人の存立そのものが公益事業の実施に必要なのであるから、公益事業収益の一定額を、法人会計に配賦できるように制度改正できないか。

担当官は、寄附金や会費を増やす努力をするように言うが、ふるさと納税制度や連携協定制度が普及し、寄附金を渡すより、事業委託となる収入機会が増えている。また、特定収入である寄附金の割合が増えると、消費税負担が一般法人より増えることになり、事業運営としては、折角の税の優遇措置の効果が薄れてしまう可能性がある。公益事業収入について、環境の変化を認識し、使途の自由度を上げるべきではないか。

提出書類のシステムは、もっと簡便にできないのか。（再掲）

- ・ 公益目的事業比率を下げしてほしい。事業報告・事業計画については様式の簡略化、計算書類や予算書についても同様に思います。（再掲）
- ・ 作成・報告に至る手続きに負担あり。
- ・ 提出書類が多く毎日追われている状態。
- ・ 書類作成の意図や他書類との関連性が一般事務担当者にはわかりづらい。
- ・ 30年度実績分の事業報告書の入力方法が変更となったので、戸惑った。
- ・ 小規模法人で経理担当職員が1名しかおらず、通常の決算業務だけでも手一杯な中、定期報告の作成は大変な労力が必要。小規模法人に対しては、早急な見直しをしていただきたい。
- ・ 専任職員がない。事業規模により届け出等の簡略化を望む。
- ・ 書類作成が煩雑。
- ・ 定期提出書類については手間がかかりすぎるので、収支相償を満たしていない場合や役員報酬が一定以上の場合など段階によって提出物を増やしてほしい。
- ・ 事務量の負担。
- ・ 定期提出書類の適正な内容・分量が判らない。
- ・ 事務が煩雑になってしまう。
- ・ 特に決算後の提出書類を簡素化してもらいたい。
- ・ 漠然と感じていることなので、具体案はありません。（再掲）
- ・ 定期提出書類作成担当者の変更になった時の引き継ぎ。
- ・ 定期提出書類 独自のフォーマットが使用できるようにしていただきたい。
- ・ 定期提出書類が多すぎる。指摘事項が細かすぎる。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 財政状況もよくないので、専従職員の雇用継続が困難で、非常勤やボランティア事務局員に頼らざるを得ないので、予算・事業関係書類の作成が負担となっている。
- ・ 求められる内容が多すぎる。
- ・ 定期提出書類の簡素化。
- ・ 当然ですが、定期提出書類の作成には正確性が求められるので相当の時間を要する。一般的には定時社員総会後からの作業になると思われるが、事務局としてかなりの負担になっている。（事前の作業が必要とは思っているもの）
- ・ 時間がかかる。
- ・ 毎年の定期提出書類作成に苦勞している。提出システムが新しくなってよくわからない。
- ・ メリットない中での少人数の環境で作業負担。
- ・ 会計士への費用が増大。事業計画の大きな方向性は変更されていないのに、細かい事業の変更にも変更届が必要な点が負担。観光事業のように時代の流れ等でスピード感をもって対処しなければならない事業には向かない。
- ・ 定期提出書類の分量がもう少し少なくなればありがたい。
- ・ 語句が難しい、記入要求内容がよくわからず、入力に苦勞する。
- ・ 交代したばかりで不明な部分が多く正直不安が多い
- ・ 経験不足のため、提出物が多く、書類作成や手続きに大変時間がかかります。
- ・ 遊休財産＝会員の減少等で収入減が予想されるが、将来の運営のための財産が残りにくい。  
変更申請等＝認定手続き書類の作成が難しい。めんどくさい。認定外の公益事業ができない。  
定期提出書類＝書類作成が難しい。毎年訂正箇所がでる。  
機関運営＝理事会の定員数の確保(過半数出席)に苦勞する。（再掲）
- ・ 報告期限までの間が短く、小人数で多くの業務を抱えておりタイトである。
- ・ 提出書類が多岐にわたり、経験不足から事業効率が向上されない。
- ・ 移行認定申請に従事した職員がおらず、また法人運営に関わる実務者が少数かつ熟知している職員がいないことから、変更届出、定期提出書類、期間運営を期限内に適切に処理することが難しい状況があります。
- ・ 毎年の事業報告の際、説明会を受けても詳細までよくわからない点が多く、負担が大きい。  
会計事務所に委託すると費用がかかる。各団体でまとめた様式から県ないし国が数値を拾い上げてほしい。
- ・ ①収支相償によって剰余金が発生した場合、最低限の運営資金の積立が可能になるように改善してほしい。  
②定期提出書類について、現在は税理士の指導・確認を受けた上で提出しているが、それでも大変難しいものがある。分かりやすい解説や導きがあれば良い。（再掲）
- ・ 定期提出書類の分量の削減、簡素化。昨年度と変更のない部分は省略できるようにしてほしい。

- ・ 収支相償：損失の繰越を認めると共に、少額（例えば 100 万円まで）の剰余金については法人会計にプールを認める。  
定期提出書類：システムに慣れれば負担は減ると思われる。（再掲）
- ・ 収支相償が事業運営の足枷のようにになっているのは本末転倒ではないかと思う。○年スパンで△△△万円以上の差額が出たら対応策を提出するようにする等もう少し柔軟に対応してほしい。定期提出書類は、特に経理面において、簡単な解説付きの入力フォームに順に入力することにより提出書類が完成するようにしてほしい。今のままでは、作成するのに相当の能力と経験が要するため、担当者の負担が大きい。確認できる人もいない。（再掲）
- ・ 定期提出書類の作成事務において入力内容等複雑な為、作業する職員に限られる。
- ・ 補助金も助成金もない小さな財団であるので資力が小さく複数の職員を雇えない。そのために書類の作成等に苦勞している。故に収支相償を撤廃し、限度額を決め、それまでの収益の留保しても良いようにしてほしい。（再掲）
- ・ 提出書類、特に事業報告書類の分量が多く、作成に結構な時間を取られてしまう。
- ・ 定期提出書類を作成するのに、時間がかかるので内容の簡素化をお願いしたい。
- ・ 定期提出書類の操作が複雑です。パソコンの不得意なものは、時間が費やし他の業務ができない。
- ・ 毎年担当者が変わるので一から勉強しなければならない。（再掲）
- ・ 定期提出書類が多い
- ・ 公益社団法人になって複雑な事務処理が増えた。税制上のメリットは返って減りました。
- ・ 収支相償：黒字は累積するのであれば、赤字も累積できるようにすべき。  
定期提出書類：事業報告は簡素化してほしい。決算書を添付しているので詳細は決算書を参照していただければよいと考える。（再掲）
- ・ 複雑な報告書作成の為の事務負担。
- ・ 公益目的事業を中心に展開していますが、法人運営や収支相償を検討すると公益目的事業であっても収益目的事業に変更せざるを得ない事業があると考えています。まだ活動が制限されるということではありませんが、事業目的と運営には差があるように感じます。  
定期提出書類のシステムに慣れないので、煩雑さを感じてしまっていますが、以前よりはスムーズになったと感じます。（再掲）
- ・ 総会時期が5月中旬のため事業報告等について6月中に電子申請する期限の猶予をお願いしたい。
- ・ 提起提出書類は相互リンクになっているため、決まった作成順での入力しないと二度手間作業となる。  
理事会はメール審議が認められないため、急な決議を要する事項が発生した場合の対応がしにくい。
- ・ 全てにおいて定期提出資料、各種調査など、通常業務に支障がある。
- ・ 提出書類が複雑なので、事務量が多いことで、担当者の負担が大きい。事務員を複数雇

う経費もないことからできるだけ、簡潔明瞭に提出できることを望む。

#### ◆ 公益財団法人（117件）

- 提出書類の簡素化を希望します。
- 毎年の定期提出書類作成に時間を要している。
- 理事会や評議員会の代理が出来ないので会議開催の日程調整が大変である。定期提出書類のフォーマットが複雑である。  
運用益で運営しているが、近年の低金利で将来の存続が厳しい。
- 提出する項目が多い。
- 定期提出資料の様式が定型（独特）で、経理担当者が習熟するまで負荷が大きい
- 株式の配当金収入であるため、収入額が一定でなく予測が付き難いため、事業計画の変更や余剰金の積み立てなどを行うなどの対応を迫られ、その際に遊休財産の制限が問題となり、また書類の作成負担が大きいと感じる。（再掲）
- 定期提出書類を数字やアルファベット順で、1 or Aから順に作成すればよいフォームに変えて欲しい。
- 定期提出書類は、行政が行うべきチェックを法人自らに課しており、法人は公益法人会計に基づいた決算書を提出するのみでよい。財務3原則などに基づくチェックは、法人自らの責任においてチェックし3年ごとの立ち入り検査において行政も確認することで足りる。（再掲）
- 小規模の法人にとっては、提出書類の多さが人件費負担として大きいことになる。
- 当該年度終了から決算・理事会・評議員会までの期間がタイト。  
定期提出書類のより一層の簡素化。
- 内閣府への提出書類の作成に毎年苦慮している。
- 毎年の定期提出書類で会計関係は煩雑だとも思います。もっと簡単になれば、。。
- 各手続の事務作業に時間がかかり、本来業務に影響をきたしている。
- 習熟していない者にとって定期提出書類の入力作成は極めて困難。入力する順番に合わせた書類順番号とすべき。
- 内容を再度検討し、不要な定期提出書類をなくしてほしい。
- 非常に多くの書類を作成しなければならぬ負担が大きい。特に新規事業の開始については、変更届で処理していただきたい。
- 定期提出書類で最小限必要な書類のみで分量を少なくする。
- 提出書類の種類が多く、提出期限もありそろえるのが大変です。
- 定期報告の内容が細かすぎて、作成が困難なので、各報告書の内容をもう少し簡素化していただきたい。
- 小規模法人は提出書類を3年位に1度、立入検査は小規模は省く。
- 正規の職員がいない法人なので、主務官庁への対応負担が大きい。
- 収支相償により制約される。変更認定の手続きは簡単にはできないため、柔軟な事業展開ができない。定期提出書類の作成できる人員が限られている。（再掲）
- 膨大な資料提出要求が負担。

- ・ 定期報告の内容を法定資料のみとする。
- ・ 規模の小さな法人のため、全体に簡略化した申請でも可能にしてほしい。
- ・ 事業計画や報告が義務付けられており、提出しているが、2019年度からフォーマットなどが変更になり、不慣れのため相当多くの時間と労力がかかった。データ引用などで、工夫されているが、さらに、改善していただきたい。  
理事会と評議員の開催間隔を縦覧期間などで2週間を空けることとなっている。決算や人事等の重要案件以外では、同時開催、又は、書面協議などに出来るようにしていただきたい。
- ・ 以前、収益事業を廃止する際に定期提出書類並みの書類が必要で事務負担が大きかった。収入は年間で数万円という小規模な収益事業であっても廃止の手間は大きな法人と変わらない。公益財団法人とひとくくりになっているので仕方ないと思うが、大規模な法人と違い、当財団の場合は、職員が数名しかおらず、業務を掛け持ちしながら定期提出書類の作成も行わなければならない負担に感じている。
- ・ 収支相償において極力±0円にと努力するが難しい。定期提出書類の作成に時間がかかる。（再掲）
- ・ 公益目的事業会計と法人会計の区分や収支相償の計算、H表の作成などが分かりにくく、改善をお願いします。（再掲）
- ・ 1) 小規模法人である。定期提出書類にかかる事務量が多い。  
2) 当書類の作成が難しい。
- ・ 1 収支相償の基準を緩和してほしい。  
2 公益目的事業比率を緩和してほしい。  
3 提出資料の内容を簡素化してほしい。（再掲）
- ・ 収支相償は単年度でなく複数年度(3~5年度)でバランスをとる方法を認めてほしい。  
県への定期報告様式に打ち込む作業が膨大であり、団体が作成したものを認めてほしい。（再掲）
- ・ 定期提出書類に入力する数字は何の数字か等、最初は判らない。教えてもらえる場所もない。
- ・ 収支相償：単年度でなく数年間で判断して欲しい。また用途によっては黒s時を次年度への積み立てができるようにして欲しい。  
変更認定申請・変更届出の手続き：行政庁の認定委員会の回数が限られているため、年央での新規事業の実施や実施手法の変更などが行いにくい。  
定期提出書類：事業報告や決算書と重複する内容が多い。（再掲）
- ・ 書類が煩雑。
- ・ 毎年6月末までの内閣府への事業報告作成に時間・手間がかかる。
- ・ 担当者の異動が定期的にある中で、定期提出書類の入力が一般企業からすると特殊で引継ぎだけでは理解が追いつかない。
- ・ 定期提出書類の作成ボリュームが多い。  
評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。
- ・ 決算報告書を6月末に提出後、翌年以降2-3月に行政より訂正などが入り、本年度

の事業報告作成に影響する。

- ・ 提出書類の作成の仕方が理解できない。また、申請の仕方が不完全である。
- ・ 事業報告のボリュームが多い。
- ・ 遊休財産保有制限を睨んだ予算執行に非常に苦慮している。決算時に理事会等開催と定期提出書類の作成が重なり、負担が大きい。（再掲）
- ・ 制度が変わる際の説明会にて、公益目的事業比率は実績に即して計算するとの伝達があり、毎年施設の利用状況をもとに算出し、関係書類を作成しているのだが、毎年率が変わるため、業務量が多く感じている。業務や運営状況が大幅に変わらない場合は、公益目的事業比率を毎年変えることなく書類作成ができるというようになれば、事務処理の軽減につながるのではと感じている。（再掲）
- ・ 少ない人員に比べ事務負担が大きい。
- ・ 同一行政庁の複数の部署から、決算報告など基本的に同様の内容に関する報告を求めてくるが様式が違うことにより、別個に対応せざる得ないことがある。  
同一行政庁内で連携してもらえれば事務の省力化に繋がる。
- ・ 定期提出書類を内閣府に提出するため、同内容であるにも関わらず、内閣府側の定型に揃え直し提出する事務作業。
- ・ 特に定期提出書類の形式、分量、電子提出方法が繁雑。内容を簡素化したり、書類の提出を受けた側で、入力するようにするとよいのではないか。
- ・ 職員が少ないため業務に追われている。
- ・ 職員が少なく業務に追われている。
- ・ 決算報告における各種計算様式を埋めていくのですが、思ったような結果とならない。十分に理解できていないため。具体的には、収支相償第1段階、第2段階の計算のところです。）
- ・ 書類の提出期限の緩和。
- ・ 定期報告書類のうち、特に「事業報告等に係る提出書」の作成が難しい。
- ・ 収支相償要件を緩和し、黒字でも特に制限を受けないこと、さらに今後の運営のための遊休財産を認めること、定期提出書類の様式を簡単にする。（再掲）
- ・ 収支相償による利益の繰越の制限や届出及び報告事項の分量が多い点。  
収支相償については、法人運営に必要な利益は翌年度以降も法人に残せるようにしてほしい。（再掲）
- ・ ①事業運営に制限がある。例えば、事業の内容変更や事業の追加、廃止等で変更認定が必要な場合は、行政庁が公益法人認定等審議会に諮るため、事業を変更するまでに長期間を要する。  
②収支相償：現行の許容範囲（2事業年度まで黒字可）とは別に、遊休財産保有制限と連動させて、保有上限額までは黒字を許容してほしい。そうではないと法人の財務基盤が脆弱になる。  
③定期提出書類（事業報告等）  
（1）別紙3 2.（1）公益目的事業について：「事業の概要」と「公益性」の項目を一体化してほしい。

(2) 納税証明は、行政ネットワークで確認してほしい。

(3) 別表Hを廃止して、解散時（みなし解散を含む）は当該年度の決算額を精算して没収してほしい。その際は行政庁の確認を要し、疑義があれば捜査当局に委ねる等に対応してほしい。（再掲）

- ・ 収支相償による事業活動への制約、種々・多量にわたる書類・資料等の作成に要する膨大な時間や労力。（再掲）
- ・ 収支相償や遊休財産上の留意点が、素人には難しく、何に気を付けてよいのか、マニュアルを首っ引きにしてもなかなか理解しづらい。この公益法人運営だけを専業でやっているわけではないので、書類作成等の事務作業が負担である。（再掲）
- ・ 総務的な事務作業の負担が大きい。新規事業に取り組みにくい。
- ・ 提出資料の細分化により、量が多すぎる。
- ・ 事業報告・決算に関する報告の様式について、Excel形式を取り入れたことで以前より多少使いやすくなったが、自動転記やエラーチェックなどがわかりにくく、提出するまでに数日間、入力、チェック、修正を繰り返さなければならないことが煩わしい。更なる改善があるとありがたく思います。
- ・ 予算の規模が小さい団体は職員も少ない中での作業です。提出書類の分量を軽減していただきたいと思います。
- ・ 事業報告の書類が多いため、煩雑である。
- ・ 定期提出書類作成の事務負担が大きい
- ・ 事務量が多いため事業拡大が困難。
- ・ 公益目的事業の収益が期末に大きく増加する場合があります、遊休財産額の保有制限に抵触する可能性がある。

事業の新規メニュー追加などに変更認定申請を求められるなど手続きに手数がかかる。事業が多岐にわたり定期提出書類の作成に手間がかかりすぎる。書類の量を減らしてほしい。（再掲）

- ・ 定期提出書類の様式が変更になり作成に手間取った。  
本人出席（代理出席・委任状不可）のため日程調整に苦労している。
- ・ 毎年、監査や立入検査を受けなければならないのが苦痛。収支相償を理解できない人が責任者として配属されるケースが多く、そのため行政庁から指導を受けることが多い。大規模法人と小規模法人が同じ扱いを受けるのは理解できない。また、公益目的事業が1つしかなく、収益事業も行っていない法人に対して監査や立入検査、定期報告等簡略化して欲しい。非常勤やアルバイトを採用しても業務量の多さや忙しさで、すぐに辞めてしまう。公益認定を受けなければ良かったと感じることが多い。公益法人で良かったと思うのは、基本財産の運用替えを行った時や利金が入った時に非課税になっていることくらいだと思う。（再掲）
- ・ 定期提出書類のデータ作成の量が多く、負担が大きい。
- ・ 公益法人になって事務負担が増え、法人運営が専業になってしまっている。
- ・ 総額が単年の事業費を超えない範囲までなら、剰余金を無条件で内部留保可能とする。具体的にどう変更できるか分からないが、事業費や組織規模が小さい法人は簡略化で

きないか。(再掲)

- ・ 定期提出書類が予算編成や決算時期と重なるため負担が大きい。簡便にしていきたいと思います。
- ・ 苦勞はしていますが、必要な事務であると認識はしています。提出書類が評議員会や理事会で提出した書類で賄えるのであれば、いいのですが。
- ・ 少数組織でも書類作成の手間は大組織とほぼ同じ。
- ・ 表彰祝賀会の飲食のアルコールについては、公益事業費として認められない。法定計算書類では事業毎の収支がわからず、役員向けに事業別収支説明書を別途作成せざるを得ず、煩雑。

事業計画、事業報告に係る作成書類の種類、量、項目数が多すぎる。

役員改選時の臨時理事会の招集者の表示方法に無理がある。

評議員会の議長をその都度評議員の中から選ぶのは無理がある(やりたがらない人が多い)。理事長ができるようにしてほしい。

- ・ 事業報告書類(予算計算書類関係)の複雑さにより、書類に関する理解が難しく、作成時に労力と時間が多く割かれてしまいます。少しでも簡素化していただけると幸いです。
- ・ 収入が減れば事業活動費も減額せざるを得ないが、事務量等の管理費が比例して減少するわけではない。また、いきなり立ち入り検査に入り法根拠のみを列挙し指摘するのではなく、監督省庁としての監査指導による改善点等の助言が必要。
- ・ 作成時思わぬ時間がかかる。
- ・ 定期書類の作成において、細部にわたり数値等を振り分けて記入する必要があり、神経を使う。
- ・ 事業報告のボリュームが多く作成事務の負担が大きい。
- ・ 提出する書類量が多い、新しい事業を展開するのに時間がかかる。
- ・ 評議員会の開催を理事会が決定するとされているが、評議員会は理事の解任権を持っており、解任の恐れがある場合、評議員会の開催を理事会が認めない場合、どうするのか。

理事が1名でも代わった場合、その都度評議員会の承認が必要であり、そのためにまた評議員会の開催を理事会に諮るなど、例え書面評決が認められていても手間が多すぎる。

当協会は財産的にも事業活動の面においても極めて小規模な団体であるが、法的な手続き、提出書類の量は同じで、僅かの人数の事務局の中でそのために時間をとられるケースが多い。事業規模に応じた手続き、その他簡易な方法に変更できないか。

事業計画、事業報告、役員の変更等、申請してから行政庁の承認が降りるまで、半年以上を要しており、新しい事業を始めることができない。

- ・ ご担当される方によって、定期提出書類等の提出後、細かい言葉遣いのような部分まで修正依頼があること。

時代に即した事業活動を行いたいと思っても、目的は同じであるにも拘らず変更届や変更認定が必要でタイムリーに活動を行えない場合がある。

収支相償は、企業会計に慣れた者にとっては違和感がある。(再掲)

- ・ 定期提出書類作成や変更届出のための専門知識の不足。
  - ・ 変更認定申請・変更届出の手続きや定期提出書類の負担が大きい。
  - ・ 実質、提出は顧問税理士にお願いしているが、定期書類提出までの前段階の作成書類が多く、かなりの時間を費やしてしまう。
  - ・ 変更手続きが煩雑である。定期提出書類が多く、入力作業が煩雑である。
  - ・ 定期報告時期が年度初めのため、業務開始時期と重なり苦勞する。
  - ・ 基礎知識が不足しているため学びたいが、その時間を確保するのにもままならない状況。）
  - ・ 毎年度の事業報告は簡素化した方が良い。人員に余裕のない中、自分が退職等をした場合に十分な引き継ぎ期間もないまま、担当することになる人が気の毒になる。
- 収支相償については、別表A 1に公益目的事業に係る固定資産（償却資産及び繰り越し商品等の棚卸資産）の控除額の欄を設けた方が良いのではないかと。固定資産については毎年度の減価償却により、繰越商品については翌期首における仕入れにより、それぞれ自然に解消されるのに（そもそもこれらは剰余なのか？）、剰余として解消計画を作成する必要がある。固定資産を購入するたび解消見込み年度が延伸する剰余金の解消計画にそもそも作成の意味があるのか疑問。（再掲）
- ・ 一定金額以下の公益法人は、面倒な手続きは免除して欲しい。
  - ・ 特に無し。
  - ・ 書類作成が多すぎる。
  - ・ 決算報告書の作成が大変。
  - ・ 作業時時間がかかる。
  - ・ 書類の作成は前回よりも簡単にはなったと思うが、もっと簡単にできるように工夫して欲しい。
  - ・ 定期提出書類が煩雑。
  - ・ 事業報告、事業計画の提出時期が、理事会・評議員会の時期と重なり、毎年バタバタするので、もう少し提出期間に猶予が欲しい。
  - ・ 提出書類の量が多すぎる。
  - ・ 定期提出書類作成負担が重い。マニュアルの量が多くとても理解できない。
- 剰余金の処分計画策定など規制が細かすぎる。（再掲）
- ・ 少人数での事務執行体制の中、立入検査や監査などの資料作成及び対応やその後の対応は大きな事務負担となっている。
  - ・ 公的資金の助成等を受けていない団体については、定期提出書類の提出を免除又はごく簡易なものとしてほしい。
  - ・ 極めて窮屈で（公益目的事業の推進ではなく）脱法防止を主目的とする制度になっている。上場企業並みの事業規模もあれば、中小零細の規模もある。小規模であれば、収支相償や遊休財産の保有制限も、各年度は現状の 1.5 倍程度まで限度を拡大しても趣旨に反することはなく、公益目的事業を主目的とする運営の自由度が確保できよう。会計制度も中小零細に「大企業並み」を強いている。（再掲）
  - ・ 定期提出書類の作成が複雑で難しい。
  - ・ 1 計算書類「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」及び各内訳書の公1、公2・・・、

収 1、収 2・・・等の区部が細かいため、基準に基づく共通経費の按分、日々の仕訳伝票作成に負担がかかる。改善策：公益目的と収益、法人の 3 区分のみの表示でも事業比率は確認できる。

2 毎事業年度開始の日まで前日までに提出する収支予算書は正味財産増減計算書ベースであるのに、「収支予算書」となっている。収支ベースの計算書をイメージされるため、紛らわしい。改善策：収支予算書ではなく正味財産増減予算書としてはどうか。

3 公益法人の登記事務について、法務局へ電子申請と書面提出どちらも行わなくてはならず、事務負担が大きい。改善策：電子申請ですべて完結できるよう提出書類等の見直しを検討していただきたい。

4 行政庁の各種検査が多く、年に何度も同様の検査に対応しなければならない。改善策：検査内容等について、行政機関同士で調整を図っていただき、検査内容が重複することのないような対応をお願いしたい。あるいは、立入検査の間隔を少しあけていただきたい。

- 毎年度の春先は、予算・決算の作業で多くの事務量をこなさなければならないが、これに加え、各書類を提出するといった作業が重なるので、負担がより多く、困っている。
  - 上記（定期提出書類）の事柄が複雑・煩雑なため、事務職員が交代したときに即座に対応できない。
  - 定期提出書類の入力に手間取ります。特に、今年は提出の方法が変わって、入力中にシステムエラーが出るのがよくありました。作成方法を簡便化するとともに、作成上分からないことがあった時のサポート体制を充実してくれるとありがたい。
  - 時期的に書類作成が重複するが、対応する職員が 1 人のため。
  - 事業報告書や財務諸表等からの規定書式への転記・自動計算は、受取側で AI・RPA を駆使して出来る作業ではないか？
  - 事務局の負担が大きい（事務員 1 人のため）。
  - そろそろ後任に委ねたいが、事務量が多く一人体制でしたので、後任者探しに苦勞しています。
  - 毎年の事業報告・財務諸表等が電子報告を行う場合に、毎年度と同じような書類（例えば役員等の報酬規程、公益目的事業の内容等）の提出を義務付けられているが変更がない場合にはこれらは提出不要として事務処理の軽減を図るよう希望する。
  - 指定管理モニタリングに加え、公益法人としての報告で、二重に報告義務を課されている状態は厳しい。人件費もギリギリである。
  - 会計区分が複雑で、日々の経理処理が煩雑である。また、定期提出書類の経理的書類もわかりにくい。オンラインでの入力時、つながりにくく時間がかかる。また、入力した情報の確認、出力にも時間がかかり定期提出書類作成に膨大な時間を費やしている。以前の様式より使いにくくなった。
- 添付の必要な書類の一覧を最初に掲示していただき、そこから入力フォームに入っていればスムーズか。現在のフォームは何が必要で、どこに入力するのかわかりにくく、チェックもしづらい。
- 要員数が少ないため提出書類等の作成負担に苦慮している。解り易い Web 入力が望ま

しい。

- ・ 定期提出書類の様式が複雑のため簡素化・簡略化できないか。  
指定管理事業で収支相償を実現（経常損失の発生）はいかがなものか。（再掲）
- ・ 事業計画書の提出について、理事会・評議員会の議事録添付が期間的に困難。

## (5) 審査に関するもの(変更認定申請・届出等)

### ◆ 公益社団法人（28件）

- ・ 事業内容を変更する際の手続きが煩雑で、また費用もかかる。
- ・ 変更認定の事務手続きに時間がかかるため、スピード感を持った事業展開が困難である。
- ・ 認定事業の内容変更等、流動的な運営が困難であり事業がマンネリ化する傾向にあるため、変更認定の基準を緩和し変更届で済むように改正願いたい。
- ・ 比率等の規制が多く、タイムリーに新しいものにチャレンジしにくい。（再掲）
- ・ 事業変更について、細かな個別事業が登録されており、事業見直しが制限されないよう柔軟な取り扱いに配慮が必要。
- ・ 変更認定申請の際、あらためて事業計画及び予算を作成するにあたり、事務作業に負担を感じている。
- ・ 当初申請内容に無い公益事業を急遽実施することは、変更認定が必要であるためあきらめざるをえない。

定期提出書類については、毎年同じ資料を提出する必要があるのか疑問。内容に変更が生じた場合にのみ提出を義務付けるなど何か対応ができないものか。

定期提出書類のネットによる申請方法が今年は大幅変更となった。大幅な変更は、混乱を招くと同時に職員の稼働もかかるため、本来業務に集中できるよう、出来る限り避けていただきたい。（再掲）

- ・ 変更認定申請を行う場合、膨大な提出書類の作成が必要となる。
- ・ 事業報告作成の事務負担が大きい、新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。（再掲）
- ・ 省略できる書類があるなら、減らしてもらいたい。（再掲）
- ・ 役員の変更など2年に一度あり登記が終わらないと変更申請できない点。時間がない。
- ・ あらかじめ決められた手続きで有り、必要なことは理解しているが、事業の規模に対し手続きの多さは負担になるので簡素化できないものか。

#### 1) 変更認定や届出について

担当係官によって、する必要があるのかの線引きが難しいように感じる。また、手続きに時間もかかるので、期の途中で起こった事象に迅速に対応できない。必要に迫られ事業を行えば、翌年度、変更認定申請をせずに事業を行なったとして、さらに負担の大きい処理が待っている。

年度計画と報告を行なっているので、都度申請ではなく、その段階で、何らかの手続きを行えるようにできないか。

#### 2) 定期書類事務負担と収支相償

複雑になっており、行政書士や税理士に委託しているところも多いと思うが、委託費の負担も大きい。当法人は、公1のみの事業を行っており、法人会計への収入が少なく、費用の捻出もできない。足りない場合は、公益事業収益から法人維持の費用を賄えるとは特例にあるが、係官は、本来は公益事業収入は、公益事業に使うものだと良い顔をしない。公1のみの事業を行っている場合、法人の存立そのものが公益事業の実施に必要なのであるから、公益事業収益の一定額を、法人会計に配賦できるように制度改正できないか。

担当官は、寄附金や会費を増やす努力をするように言うが、ふるさと納税制度や連携協定制度が普及し、寄附金を渡すより、事業委託となる収入機会が増えている。また、特定収入である寄附金の割合が増えると、消費税負担が一般法人より増えることになり、事業運営としては、折角の税の優遇措置の効果が薄れてしまう可能性がある。公益事業収入について、環境の変化を認識し、使途の自由度を上げるべきではないか。

提出書類のシステムは、もっと簡便にできないのか。（再掲）

- ・ 公益目的事業を中心に展開していますが、法人運営や収支相償を検討すると公益目的事業であっても収益目的事業に変更せざるを得ない事業があると考えています。まだ活動が制限されるということではありませんが、事業目的と運営には差があるように感じます。

定期提出書類のシステムに慣れないので、煩雑さを感じてしまっていますが、以前よりはスムーズになったと感じます。（再掲）

- ・ 会計士への費用が増大。事業計画の大きな方向性は変更されていないのに、細かい事業の変更にも変更届が必要な点が負担。観光事業のように時代の流れ等でスピード感をもって対処しなければならない事業には向かない。（再掲）
- ・ 当初認定事業を継続するしかない。事業を変更するには変更認定申請が必要。
- ・ 事業の改廃が難しいこと。ネット申請が難しい。
- ・ 遊休財産＝会員の減少等で収入減が予想されるが、将来の運営のための財産が残りにくい。

変更申請等＝認定手続き書類の作成が難しい。めんどくさい。認定外の公益事業ができない。

定期提出書類＝書類作成が難しい。毎年訂正箇所がでる。

期間運営＝理事会の定員数の確保(過半数出席)に苦勞する。（再掲）

- ・ 行政庁への申請が煩雑。（再掲）
- ・ 変更認定に時間がかかる。
- ・ 移行認定申請に従事した職員がおらず、また法人運営に関わる実務者が少数かつ熟知している職員がいないことから、変更届出、定期提出書類、期間運営を期限内に適切に処理することが難しい状況があります。（再掲）
- ・ 自由にお金が使えず集める事もできない。せっかく会員から集めたお金を適正に会員に還元できない。

新しい事をしたくても事前申請や許可が必要。監査も担当者により解釈がバラバラ。資産運用や事業収益等で得た資金について自由に使わせる比率を高める。

常識的な社会貢献や会の規模や発展に繋がる新規事業は事前申請無く事後報告で可とする。等（再掲）

- ・ 事業の新規・変更に関する承認・届出が資料を含め複雑。
- ・ 公益事業の内容の変更について規制があるため、新たな事業展開を実施しにくい。
- ・ 立入検査の担当者によって指導内容が異なる。  
変更認定申請の手続き上、予算書の作成、理事会承認が必要であること。
- ・ 定款などの規程を変更した後、速やかに内閣府に連絡が必要、事業・決算報告や役員選任が総会が必要で、その後登記処理をして内閣府に提出することが時間的にタイトで有る。
- ・ 変更認定は時間がかかり事務負担も大きいため、環境変化に伴う事業変更、社会的なニーズに対応するための事業拡大などが行えない。
- ・ 申請書類に修正が出ないよう、事前に確認できるシステムの構築。

#### ◆ 公益財団法人（36件）

- ・ 非常に多くの書類を作成しなければならぬ負担が大きい。特に新規事業の開始については、変更届で処理していただきたい。（再掲）
- ・ 変更認定申請は、書類作成の事務作業負担も多く、認定期間も長くかかっている。新たに事業を始めるのに支障が出る。簡素化など、改善してもらいたい。
- ・ 些細な変更であっても変更届出が求められており、臨機応変な公益事業運営を阻害していると考えられる。変更届出が必要な場合というのを緩和してほしい。
- ・ 収支相償により制約される。変更認定の手続きは簡単にはできないため、柔軟な事業展開ができない。定期提出書類の作成できる人員が限られている。（再掲）
- ・ 事業活動の幅を広げようとするときに、変更認定申請の可能性を常に念頭に置かなければならず、すぐに事業開始ができない。
- ・ 以前、収益事業を廃止する際に定期提出書類並みの書類が必要で事務負担が大きかった。収入は年間で数万円という小規模な収益事業であっても廃止の手間は大きな法人と変わらない。公益財団法人とひとくくりになっているので仕方ないと思うが、大規模な法人と違い、当財団の場合は、職員が数名しかおらず、業務を掛け持ちしながら定期提出書類の作成も行わなければならない負担に感じている。（再掲）
- ・ 将来の事業資金の安定的確保、変更手続きが詳細で煩雑。（再掲）
- ・ 収支相償：単年度でなく数年間で判断して欲しい。また用途によっては黒字を次年度への積み立てができるようにして欲しい。  
変更認定申請・変更届出の手続き：行政庁の認定委員会の回数が限られているため、年央での新規事業の実施や実施手法の変更などが行いにくい。  
定期提出書類：事業報告や決算書と重複する内容が多い。（再掲）
- ・ 新規事業の開始、廃止の手続きに時間を要し、自由な事業展開が出来ない。
- ・ 公益目的事業の申請時の事業概要を細かく記載するよう要請されたため、事業の幅がものすごく狭い。そのため変更申請する事務手間が大きいので、タイミングを逃すなどの支障がある。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 必要なやり取りの内容、かかる期間等が明確でなく計画が立てづらい。
- ・ ①事業運営に制限がある。例えば、事業の内容変更や事業の追加、廃止等で変更認定が必要な場合は、行政庁が公益法人認定等審議会に諮るため、事業を変更するまでに長期間を要する。
  - ②収支相償：現行の許容範囲（2事業年度まで黒字可）とは別に、遊休財産保有制限と連動させて、保有上限額までは黒字を許容してほしい。そうではないと法人の財務基盤が脆弱になる。
  - ③定期提出書類（事業報告等）
    - (1) 別紙3 2. (1) 公益目的事業について：「事業の概要」と「公益性」の項目を一体化してほしい。
    - (2) 納税証明は、行政ネットワークで確認してほしい。
    - (3) 別表Hを廃止して、解散時（みなし解散を含む）は当該年度の決算額を精算して没収してほしい。その際は行政庁の確認を要し、疑義があれば捜査当局に委ねる等に対応してほしい。（再掲）
- ・ 事業の変更に当たり、変更認定申請など行政官庁に届け出るタイミングや内容等について苦慮することがある。
- ・ 役員の変更にかかる手続きが煩雑、理事会・評議員会の日程調整の難しさ。
- ・ 事業の改廃が非常に多く、都度の変更認定が必要。
- ・ 公益目的事業の収益が期末に大きく増加する場合があります、遊休財産額の保有制限に抵触する可能性がある。

事業の新規メニュー追加などに変更認定申請を求められるなど手続きに手数がかかる。事業が多岐にわたり定期提出書類の作成に手間がかかりすぎる。書類の量を減らしてほしい。（再掲）
- ・ 合理化による経費削減が進めにくい。時代の趨勢に合わせた事業展開がしづらい。
- ・ 変更認定の手続きが煩雑で認可が遅い。
- ・ 収支相償について

株式の配当金が収益のすべてであることから、配当金の増減に合わせ事業の規模を調整する必要がある。事業を拡大する場合は変更認定申請等の手続きが大変である。一方事業の急な縮小は現実にはなかなか難しい。対策としては特定費用準備資金を積立てるということになると思うが、もう少し簡単な方法でいざという時の資金をプールできるようにしてほしい。（再掲）
- ・ 廃止したい事業もある。より柔軟に、変更届で済むことが望ましい。
- ・ 提出する書類量が多い、新しい事業を展開するのに時間がかかる。（再掲）
- ・ 評議員会の開催を理事会が決定するとされているが、評議員会は理事の解任権を持っており、解任の恐れがある場合、評議員会の開催を理事会が認めない場合、どうするのか。

理事が1名でも代わった場合、その都度評議員会の承認が必要であり、そのためにまた評議員会の開催を理事会に諮るなど、例え書面評決が認められていても手間が多すぎる。

当協会は財産的にも事業活動の面においても極めて小規模な団体であるが、法的な手続き、提出書類の量は同じで、僅かの人数の事務局の中でそのために時間をとられるケースが多い。事業規模に応じた手続き、その他簡易な方法に変更できないか。

事業計画、事業報告、役員の変更等、申請してから行政庁の承認が降りるまで、半年以上を要しており、新しい事業を始めることができない。（再掲）

- ・ご担当される方によって、定期提出書類等の提出後、細かい言葉遣いのような部分まで修正依頼があること。

時代に即した事業活動を行いたいと思っても、目的は同じであるにも拘らず変更届や変更認定が必要でタイムリーに活動を行えない場合がある。

収支相償は、企業会計に慣れた者にとっては違和感がある。（再掲）

- ・変更認定申請・変更届出の手続きや定期提出書類の負担が大きい。（再掲）
- ・変更手続きが煩雑である。定期提出書類が多く、入力作業が煩雑である。（再掲）
- ・公益目的事業の内容を設立認可時に厳しく制限されているので、公益的な目的であっても毎年度の事業を柔軟に実施することができない。
- ・一定金額以下の公益法人は、面倒な手続きは免除して欲しい。（再掲）
- ・事業変更が行いにくい（変更申請届出の手続きが分かりにくいため）。
- ・書類を提出後、承認されるのに1年ぐらいかかり、かつ承認されたという連絡がないのでいつまでも終わった気にならない。
- ・ガイドブックはあるものの解釈に迷うことがある。
- ・収益事業未実施のため、法人会計は寄付金収入の一定割合を按分し、収入としている。昨年度初めて収支相償を満たせず、今後は法人会計に按分する寄付金をさらに増やすことを検討している。そうすれば数値は改善されるのだが、こんな対策を講じることに何の意味があるのか、全く不明。

遊休財産は、年度末という一時点で計算するので困る。本財団では年度初めにまとまった支出があり、収入はその後順次入るので、年度の初めにある程度の資産を持っていないと支払いができない。遊休財産の保有制限は「1年間の事業費」ではなく、「1年間の全費用」の金額を基準にして欲しい。

変更認定申請の負担を考えると、自由に新事業を始められない。可能な限り、既存事業の枠組みの中でやろうとしてしまい、事業体系が複雑になっている。最初に申請するときに、事業内容を細かく決めすぎた。いろんな可能性がありうるように事業を定義すべきだった、と気づいたのは、公益認定後、数年経過してからである。（再掲）

- ・事業内容の変更が生じる都度、変更申請等の手続きが必要であり、事務が煩雑である。
- ・変更認定申請の手続や作成資料などが大がかりで複雑である。
- ・法人側の事務処理能力の問題。
- ・収支相償の仕組みを未だはっきりと理解しておらず、また、変更認定申請などの書類作成の負担が大きい。（再掲）
- ・正規の職員がいない法人なので、主務官庁への対応負担が大きい。（再掲）

## (6) 監督に関するもの(定期提出書類を除く)

### ◆ 公益社団法人 (14 件)

- ・ 会員数の減少等により、収入が少なくなってきました。以前から保有する定期預金（公益認定を受けるときに、内閣府の担当者からの指導により 1 号財産として保有しております）より崩して運営しております。そのままその状態を続けていけるのかが心配です。

- ・ 収支相償という考えは不合理である。肝心の事業が赤字であるというのは、きわめて不自然である。

立入検査など、運営の本質にあまり関係ない、細かく形式的なコメントが多い。（再掲）

- ・ 事業報告等の提出後、いつ修正依頼がくるのかが分からないことが困っている。他の業務の都合上、すぐに対応できないタイミングで内閣府から電話が来て、こちらの都合に構わずに修正の指示をされるため調整できないことが多い。一人の担当者が多数の法人を見ているので、その年によって確認の時期が異なることは理解できるが、予めその年の修正依頼の時期がいつ頃になるのかが知らされていれば、他の業務を調整し時間をつくることも可能になる。

また、公益法人インフォメーションのシステムが変更されてから、システム上の不具合が多く、それぞれの担当者とのやりとりが発生し、手続きが煩雑になっている。自動転記の不具合など、こちらでは修正できない部分も修正依頼として対応しなければいけないため、監督官庁内部でシステムについてきちんと共有してほしい。システム変更後、オフラインで作成できるようになったのは良いが、作成しなければいけない書類がどれなのかが分かりにくい。

- ・ 届出を行う行政庁が担当者により制度の解釈がそれぞれ違い、また当協会においても任期ごとに顔ぶれが変わる中、理解が浅いため内部のガバナンスを強化しきれない。

- ・ 収支相償関係では公益事業収入が 3 月を締めてみないと分からないので、その対策に苦慮している。立入検査では担当者にもよるが、きまったことしか言われないので、相談して良いのか悪いのか悩む。定期提出書類はボリュームがありすぎる。規模が小さい当法人ではこれに占める割合が大きい。（再掲）

- ・ 監督庁が、法人の事業内容を知らないため、指導が形式的なものが多く、実質的に公益事業を増やそうとすることや、公益事業の効果には興味を持っていないこと。

- ・ 行政庁の監督・立入検査が入るたびに、認定基準等の解釈が、当初より厳格になってくるのは困る。

収支相償・上記、解釈が厳格になるほど、公益事業費が法人会計に移行し収支相償が厳しくなる。

遊休財産・せめて 2 年分の公益事業費にして欲しい。

定期提出書類・毎回システムが変わるのは勘弁して欲しい。（再掲）

- ・ 累積した余剰金を解消する特別費用準備資金の解消計画の作成と実行に苦勞している。内閣府の検査が、法人自治の原則を重視しておらず、指摘が細かすぎる。（再掲）

- ・ あらかじめ決められた手続きで有り必要なことは理解しているが、事業の規模に対し手続きの多さは負担になるので簡素化できないものか。（再掲）
  - ・ 補助金・助成金の審査が厳しくなっている。
  - ・ 小規模団体(担当1名)での報告及立入検査等に難を感じる。規模を3～5に区分し、区分に応じた対応を希望する。
  - ・ 内閣府の管理が厳格すぎ運営に自由度が少ない。
  - ・ 立入検査の内容の簡素化。
  - ・ 立入検査の担当者によって指導内容が異なる。
- 変更認定申請の手続き上、予算書の作成、理事会承認が必要であること。（再掲）

#### ◆ 公益財団法人（24件）

- ・ 立入検査や定期提出書類について過去に確認したことで認められないことがある。
- ・ 立入検査が頻繁すぎる。
- ・ 埋蔵文化財発掘調査事業を主としている法人であるので、事業見通しが立てづらく、年によって収益が大きく変動する。事業が減少傾向なので将来に向けて特定資産として積み立てようとするが、行政庁の許可がなかなか下りない。（再掲）
- ・ 小規模法人は提出書類を3年位に1度、立入検査は小規模は省く。（再掲）
- ・ 正規の職員がいない法人なので、主務官庁への対応負担が大きい。（再掲）
- ・ クリーニング師研修、標準営業約款登録業務など一定周期（3～5年）で変動する事業収入を収支相償の別枠として扱うことが出来ないでしょうか。  
県の監査委員事務局監査、所管部局監査、団体自己評価（三重県独自？）に電子報告等同様の調書の提出を求められます。（再掲）
- ・ 公益目的事業・収益事業・法人管理の収入・支出の割合が行政庁の担当者によって差異がある。
- ・ 遊休財産の限度額が低い。余裕幅を増やすことで安定運営が可能となる。立ち入り検査については、2～3年を5年程度に実施してもよいのではないかと。（再掲）
- ・ 過去2回立入検査があったが、重箱の隅をつつくような細かい指摘がある。法人の自主性に対する柔軟性がほしい。
- ・ 毎年、監査や立入検査を受けなければならないのが苦痛。収支相償を理解できない人が責任者として配属されるケースが多く、そのため行政庁から指導を受けることが多い。大規模法人と小規模法人が同じ扱いを受けるのは理解できない。また、公益目的事業が1つしかなく、収益事業も行っていない法人に対して監査や立入検査、定期報告等簡略化して欲しい。非常勤やアルバイトを採用しても業務量の多さや忙しさで、すぐに辞めてしまう。公益認定を受けなければ良かったと感じることが多い。公益法人で良かったと思うのは、基本財産の運用替えを行った時や利金が入った時に非課税になっていることくらいだと思う。（再掲）
- ・ 官庁の監査や立ち入り検査が重なるときは書類等が煩雑。
- ・ 収入が減れば事業活動費も減額せざるを得ないが、事務量等の管理費が比例して減少するわけではない。また、いきなり立ち入り検査に入り、法根拠のみを列挙し指摘する

のではなく、監督省庁としての監査指導による改善点等の助言が必要。（再掲）

- ・ 法人や運営に関する質問の回答が遅滞する。
- ・ 内閣府の立入検査が原則論で、官庁のような運営を求められる。
- ・ 少人数での事務執行体制の中、立入検査や監査などの資料作成及び対応やその後の対応は大きな事務負担となっている。（再掲）
- ・ 内閣府では規定されていない資料の提出や記載の内容まで要求されているため、都道府県の行政庁が独自に定めている基準を緩和していただきたい。
- ・ 1 計算書類「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」及び各内訳書の公1、公2・・・、収1、収2・・・等の区部が細かいため、基準に基づく共通経費の按分、日々の仕訳伝票作成に負担がかかる。改善策：公益目的と収益、法人の3区分のみの表示でも事業比率は確認できる。
  - 2 毎事業年度開始の日まで前日までに提出する収支予算書は正味財産増減計算書ベースであるのに、「収支予算書」となっている。収支ベースの計算書をイメージされるため、紛らわしい。改善策：収支予算書ではなく正味財産増減予算書としてはどうか。
  - 3 公益法人の登記事務について、法務局へ電子申請と書面提出どちらも行わなくてはならず、事務負担が大きい。改善策：電子申請ですべて完結できるよう提出書類等の見直しを検討していただきたい。
  - 4 行政庁の各種検査が多く、年に何度も同様の検査に対応しなければならない。改善策：検査内容等について、行政機関同士で調整を図っていただき、検査内容が重複することのないような対応をお願いしたい。あるいは、立入検査の間隔を少しあけていただきたい。（再掲）
- ・ 立入検査が上から目線で不愉快極まりない。
- ・ 指定管理モニタリングに加え、公益法人としての報告で二重に報告義務を課されている状態は厳しい。人件費もギリギリである。（再掲）
- ・ 3年に1度の立入検査。
- ・ 法人側の事務処理能力の問題。（再掲）
- ・ 行政庁の担当者によって言っていることが変わる。
- ・ 財政的に厳しいときに、やむおえず基本財産を取り崩す必要があるが、監督官庁はあまりそれを善しとしない。
- ・ 同一行政庁の複数の部署から、決算報告など基本的に同様の内容に関する報告を求めてくるが様式が違うことにより、別個に対応せざる得ないことがある。同一行政庁内で連携してもらえれば事務の省力化に繋がる。

## (7) 財務・会計に関するもの(財務3基準を除く)

### ◆ 公益社団法人 (12 件)

- ・ 余剰金対応で広告宣伝費へ振り替えたいが配賦を事業 100%で計上して良いか判断に迷う。
- ・ 事務や経理が煩雑になり負担が増えた。
- ・ 新規就農者への研修、施設整備助成をメインの行っており、公益事業の赤字部分を補

助金、委託費で賄っており、収益事業は少なく、法人全体としての収支バランスがむづかしい。

施設整備助成の為に、特定資産取得資金として、保有しているが、資金管理がむづかしく、流動資産への組み換えを検討中で、その変更を容易にできないか。

- ・ 収支相償の廃止、定期提出書類の簡便化、公益会計の一般会計化など。（再掲）

- ・ 支部があるので連結決算をする際、事務作業が膨大になる。

定期提出書類 別表F(1)(2)のエクセル表の縦横計算の数字が合わないで困っている。

別表F(1)(2)の数字が、決算の際、会計ソフトから出てくる数字と微妙に合わない。→四捨五入の関係かと思われるが、1円単位で各事業の数字を振替伝票で操作し、別表Fの数字に合うように修正入力している。事務作業が膨大である。

毎年、収支相償となるよう事業を続けていくと、法人全体が赤字になり存続が危ぶまれる。（再掲）

- ・ 書類の作成事務の負担が多すぎる。限られた人数で働き方改革に逆行していること。税の優遇よりも会計指導の負担が多くなったこと。（再掲）
- ・ 公益法人会計基準が一般会計基準と異なる。
- ・ 公益、収益、法人の会計処理が複雑兼会計士への費用が増大した。
- ・ 公益法人会計が一般法人に比べて特異なところがあり難しい。
- ・ 会計区分ごとの収支管理。
- ・ 公益法人会計を理解するのが、一般の会員には難しく、内容を読みとることが困難。
- ・ 公益法人会計の仕訳が細かい。

#### ◆ 公益財団法人（11件）

- ・ 毎年の定期提出書類で、会計関係は煩雑だとも思います。もっと簡単になれば・・・。（再掲）

- ・ 債券の運用益が減少のため、事業活動にいずれ支障が出る。（公益事業は常に赤字）大科目の流用(人件費)が認められれば大きい。どちらも役職員なので。

- ・ 奨学金の貸与財団のため、主たる事業である「奨学貸与金」が事業費に含まれない（⇒返還金も収入に含まず）

- ・ 有価証券購入に充てる資金を蓄えておく方法がわからない。資産取得資金とし数年にわたって蓄えることが許可されるのかどうか。数年後に購入できる有価証券の銘柄が今からわかるはずもないので、資産取得資金として認められるのか、わからない。（再掲）

- ・ 表彰祝賀会の飲食のアルコールについては、公益事業費として認められない。

法定計算書類では事業毎の収支がわからず、役員向けに事業別収支説明書を別途作成せざるを得ず、煩雑。

事業計画、事業報告に係る作成書類の種類、量、項目数が多すぎる。

役員改選時の臨時理事会の招集者の表示方法に無理がある。

評議員会の議長をその都度評議員の中から選ぶのは無理がある（やりたがらない人が多い）。理事長ができるようにしてほしい。（再掲）

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 会計を公益支出と法人支出に配賦する必要がある点。
- ・ 費用計上については、外部機関に委託している。
- ・ 公益目的事業会計と法人会計の区分や収支相償の計算、H表の作成などが分かりにくく、改善をお願いします。（再掲）
- ・ 公益法人独自の会計知識を習得するのに時間がかかる。  
収支相償を満たすと急な支出に対応ができなくなる。（現在は満たしていない…）
- ・ 財務・会計の分野での専門的知識の職員の育成や雇用が困難。
- ・ 基礎知識が不足しているため学びたいが、その時間を確保するののままならない状況。

## (8) 機関運営に関するもの(職員人事等を含む)

### ◆ 公益社団法人 (39 件)

- ・ 事業規模が小さいため遊休資産が少なく、会費収入までの資金繰りが難しい。
- ・ 提起提出書類は相互リンクになっているため、決まった作成順での入力しないと二度手間作業となる。  
理事会はメール審議が認められないため、急な決議を要する事項が発生した場合の対応がしにくい。（再掲）
- ・ 補助金の割合が多い法人ですが将来も補助金が確実とはいえない。万が一に備えて積立以外でも、積立金額の上限を設定して積立できるように認めていただきたい。現在は収支相償を常に意識して事業の幅を狭めている時期が出てきている。（再掲）
- ・ 予算、事業計画承認の総会を開かなくてはいけないのか。特例民法法人の時の様に定期社員総会だけでダメなのか。
- ・ 職員 2 名体制で業務的に非常に負担になっていること。
- ・ 理事 1/3 兼任の規定が厳しい。各種提出書類の管理が厳しい。（再掲）
- ・ 複数年赤字が継続し正味財産が減少しても、財政運営資金確保ができない。資金繰りが懸念。
- ・ 少人数の組織のため、色々と負担が多い。
- ・ 運営に関して、もっと気軽に相談できる仕組みがほしい。
- ・ 定期的な書類提出までの理事会や総会の開催日程が、当館のイベント開催日と重なりやすく、調整がたいへん。
- ・ 定款などの規程を変更した後、速やかに内閣府に連絡が必要、事業・決算報告や役員選任が総会が必要で、その後登記処理をして内閣府に提出することが時間的にタイトで有る。（再掲）
- ・ 報告書の各シートが連動しているので整合性は確実に取れる一方、記入順序を理解するが煩雑。  
理事会の開催頻度の削減を図りたいが、法的な制約があって簡素化を進められない。
- ・ 内閣府に提出する書類、例えばH表等の作成に手間と時間がかかる。  
代表理事が 1 名の為法人運営についてのリスクがある。（再掲）
- ・ 理事会定足数確保に苦勞。委任状が認められないか。
- ・ 相談する相手がいないこと。

- ・ 理事会の開催にあたり、委任状出席が制限されること。
- ・ ①社員（600超）への総会案内事務 ②利益相反の運用効率化。
- ・ 収入の根幹をなす会費収入が会員の減少で事業活動等が出来なくなっている。
- ・ 収益事業がなく、会費収入からの持ち出しで収支を合わせている。
- ・ 管理者が1名なので、定款に準じた規程や資料作成。
- ・ 財政状況もよくないので、専従職員の雇用継続が困難で、非常勤やボランティア事務局員に頼らざるを得ないので、予算・事業関係書類の作成が負担となっている。（再掲）
- ・ 当法人は障害当事者団体であり、職員は10人。移行手続きに非常に困難さが伴い、移行後も負荷のかかる作業が多い。現在は毎年の作業で慣れてきたが、職員の異動や退職があった場合同様にできるのか危惧される。マニュアルを作っても引継ぎできる内容ではなく、公益法人コンサルタントなどに支払いを行ってサポートを受ける必要がある。
- ・ 活動への一般参加（不特定多数の者への利益増進）がない場合がある。募集しても集まらない。  
改善策：公益法人の活動内容によっては、一般参加を条件としないなど、仕組みを整理する。
- ・ 収支がマイナスになった場合の補填原資の問題。
- ・ 遊休財産＝会員の減少等で収入減が予想されるが、将来の運営のための財産が残りにくい。  
変更申請等＝認定手続き書類の作成が難しい。めんどくさい。認定外の公益事業ができない。  
定期提出書類＝書類作成が難しい。毎年訂正箇所がでる。  
期間運営＝理事会の定員数の確保(過半数出席)に苦勞する。（再掲）
- ・ 理事の日程調整等。
- ・ 事業の追加・廃止による事業比率や会計の収支のをどのように変更すればよいか等を相談できない（コンサルなどに依頼する予算もない）。
- ・ 適正な機関運営にかかる諸費用の節減（総会、理事会等の開催費用や、参加者の旅費の負担など）
- ・ 公益のため、財源の確保が困難なこと。  
電子申請の操作方法が変更になり、なかなか入力できずスムーズに変更などができなかったこと。
- ・ 理事（充て職）の本務が多忙であるため、理事会の日程調整が毎度困難である。
- ・ 監督庁の立場である行政庁と共同で業務を進めるにあたり、当該行政庁の方針にどこまで従うべきなのか、判断に迷う場面がある。
- ・ 2年ごとの役員改選に伴う変更届の提出が学会内の手続き等の関係で遅れることを指摘される。
- ・ 会員数の減少等により、収入が少なくなってきました。以前から保有する定期預金（公益認定を受けるときに、内閣府の担当者からの指導により1号財産として保有し

ております)より崩して運営しております。そのままその状態を続けていけるのが心配です。(再掲)

- ・ 年度途中等に新たに補助金を受けられる事業を行う場合など、議決を要し事業の受け入れを困難にしている。
- ・ 財政が厳しい。
- ・ 毎年、公益目的事業会計で赤字、法人会計で黒字、合計黒字にするのが難しい。
- ・ 事務員の雇用が必須条件となっていること。
- ・ 安定した法人運営が難しい(設立時から財政状況が厳しい)。
- ・ 会員の減少により人を雇う財力がなくなった。(想定外)

#### ◆ 公益財団法人(48件)

- ・ 理事会を年3~4回は必ず開催しなければならない点。
- ・ 理事会や評議員会の代理が出来ないので会議開催の日程調整が大変である。定期提出書類のフォーマットが複雑である。運用益で運営しているが、近年の低金利で将来の存続が厳しい。(再掲)
- ・ 評議員会、理事会についての制限が厳しすぎる。小規模法人にとっては事務的にも金銭的にも負担が重い。(例えば開催に係り、事務局側では出席者の日程調整、会場の準備、旅費等の支払い。役員は本人が出席を求められることで、来場に際して時間的な制約を受けるため、就任をお願いするにも範囲が狭まる)。特例民法法人の時のように、書面評決を認めてほしい。
- ・ 収益が毎年減少している現状を、役員会でいかに説明するか、作成に苦勞している。
- ・ 当該年度終了から決算・理事会・評議員会までの期間がタイト。定期提出書類のより一層の簡素化。(再掲)
- ・ 収益事業を行っていないほか、現在の金利では運用利息収入も厳しいため、毎年資金繰りに困っている中、規制も考えながら予算を計画しなければならないこと。小規模な法人であるうえ、無報酬で役員等に就任していただいております、人選から難しい。(再掲)
- ・ 理事会・評議員会の開催日程調整、法務局への届け出など基本的な業務負担が大きい。公益INFOによる資料作成が多すぎる。何に使われているのかわからない。
- ・ 自治体派遣職員で構成しているので、運営における経験値が積みあがっていない。
- ・ 事業計画や報告が義務付けられており、提出しているが、2019年度からフォーマットなどが変更になり、不慣れのため相当多くの時間と労力がかかった。データ引用などで、工夫されているが、さらに、改善していただきたい。理事会と評議員の開催間隔を縦覧期間などで2週間を空けることとなっている。決算や人事等の重要案件以外では、同時開催、又は、書面協議などに出来るようにしていただきたい。(再掲)
- ・ 年度により、公益事業に支出のばらつきが大きいため、遊休財産の縛りのため、正規従業員の雇用が制限される。(再掲)
- ・ 低金利の為、事業資金の調達が困難である。そのため職員を今後無期雇用にしていく

ことが困難になってしまう。

- ・ 提出書類、奨学生応募、選考委員会、理事会、評議会が3月から6月に集中しているため落ち度がないように神経を使う。
- ・ 理事会、評議員会の開催に際し、出席委員定足数の確保に苦労している。
- ・ 役員が関係自治体の幹部であるため、議会日程等により理事会への出席調整が難しい。
- ・ 公益法人運営を全員が正しく理解いただくこと。
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項に基づき、監事は全員出席する必要があるため、理事会の日程調整にたいへん苦慮している。
- ・ 定期提出書類の作成ボリュームが多い。

評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。

(再掲)

- ・ 理事会、評議員会の開催方法について、定款や法人法等に照らし合わせながら行わなければならない。また、その後の登記手続きの方法。
- ・ 理事会・評議員会で委任状が認められないため、会議の定員確保、流会に注意しなければならない。
- ・ 定時理事会と評議員会の間隔を2週間以上あけるのが日程調整で非常に厳しい。
- ・ 担当が変わった時の引継ぎに時間がかかる。
- ・ 事業計画書の提出について、理事会・評議員会の議事録添付が期間的に困難。(再掲)
- ・ 役員の変更にかかる手続きが煩雑、理事会・評議員会の日程調整の難しさ。

1. 定期提出書類の様式が変更になり作成に手間取った。
2. 本人出席(代理出席・委任状不可)のため日程調整に苦労している。(再掲)

- ・ 表彰祝賀会の飲食のアルコールについては、公益事業費として認められない。法定計算書類では事業毎の収支がわからず、役員向けに事業別収支説明書を別途作成せざるを得ず、煩雑。

事業計画、事業報告に係る作成書類の種類、量、項目数が多すぎる。

役員改選時の臨時理事会の招集者の表示方法に無理がある。

評議員会の議長をその都度評議員の中から選ぶのは無理がある(やりたがらない人が多い)。理事長ができるようにしてほしい。(再掲)

- ・ 就任して1年未満です。中小企業等協同組合の全国中央会のような気軽に相談できる機関があると助かります。
- ・ 総支出の殆どが会費収入及び寄附金によるもので、年々財源確保に苦慮している。
- ・ 評議員会、理事会の出席人数を確保することが難しい。

入館者数の予測ができないため、収支相償をクリアできない年が続く際は、苦慮する。

(再掲)

- ・ 評議員会の開催を理事会が決定するとされているが、評議員会は理事の解任権を持っており、解任の恐れがある場合、評議員会の開催を理事会が認めない場合、どうするのか。

理事が1名でも代わった場合、その都度評議員会の承認が必要であり、そのためにまた評議員会の開催を理事会に諮るなど、例え書面評決が認められていても手間が多す

ざる。

当協会は財産的にも事業活動の面においても極めて小規模な団体であるが、法的な手続き、提出書類の量は同じで、僅かの人数の事務局の中でそのために時間をとられるケースが多い。事業規模に応じた手続き、その他簡易な方法に変更できないか。

事業計画、事業報告、役員の変更等、申請してから行政庁の承認が降りるまで、半年以上を要しており、新しい事業を始めることができない。（再掲）

- ・ 児童生徒数の減少によって会費による収入が見込めず、赤字運転を余儀なくされている。
- ・ 役員改選時と法人登記など。
- ・ 運営費の大部分は会費によるものなので、会員の受ける恩恵と公益事業の兼ね合いが難しい。旧法人時代の支部を公益法人に移行できなかったこともあり、支部の会員から公益移行の恩恵を受けられないことへの不満が出ている。
- ・ 理事会等、開催日スケジュールの調整が難しい。委任状やみなしでの決議が取れれば…。
- ・ 財政難のうえ、役員の変更など運営全般の負担が大きい。
- ・ 役員の変更が頻繁にあり、法務局で登記後、内閣府へ変更届が必要になる。電子申請がわかりにくい。（特に決算、事業報告）設立当初に認定された事業をこなすための人員及び資金不足。
- ・ 財務・会計の分野での専門的知識の職員の育成や雇用が困難。（再掲）
- ・ 会議の日程調整が難しい。
- ・ 理事会評議員会が土日主体で開催となるため、開催期間を2週間より空けてという規定で日程調整に非常に苦勞している。
- ・ 理事会・評議員会の実施に当たり、議案書を作成する時、何か抜けていないか心配。
- ・ 非常勤理事や評議員の選任。
- ・ 特に理事会、評議員会開催について、日程調整が合わず苦慮している。（理事会から2週間はあけて評議員会）
- ・ 国の国債等低金利施策により資産運用益が激減し、事業費財源確保が困難。
- ・ 会員互助会の運営経費の確保ができない。
- ・ 奨学金の支給が複数年にわたり、収入は株式の配当金に依るため、先の見通しが不安である。
- ・ 年度当初の実質的な資金不足。
- ・ 債券金利の低下で財産の運用益が減少。
- ・ 収入の減少により事業活動が制限される。
- ・ 基礎知識が不足しているため学びたいが、その時間を確保するのもままならない状況。（再掲）

#### (9) システム(公益法人 Information、電子申請等)に関するもの

##### ◆ 公益社団法人 (34 件)

- ・ 事業報告等の提出後、いつ修正依頼がくるのかが分からないことが困っている。他の

業務の都合上、すぐに対応できないタイミングで内閣府から電話が来て、こちらの都合に構わずに修正の指示をされるため調整できないことが多い。一人の担当者が多数の法人を見ているので、その年によって確認の時期が異なることは理解できるが、予めその年の修正依頼の時期がいつ頃になるのかが知らされていれば、他の業務を調整し時間をつくることも可能になる。

また、公益法人インフォメーションのシステムが変更されてから、システム上の不具合が多く、それぞれの担当者とのやりとりが発生し、手続きが煩雑になっている。自動転記の不具合など、こちらでは修正できない部分も修正依頼として対応しなければいけないため、監督官庁内部でシステムについてきちんと共有してほしい。システム変更後、オフラインで作成できるようになったのは良いが、作成しなければいけない書類がどれなのかが分かりにくい。（再掲）

- ・ 総会時期が5月中旬のため事業報告等について6月中に電子申請する期限の猶予をお願いしたい。（再掲）
- ・ 提起提出書類は相互リンクになっているため、決まった作成順での入力にしないと二度手間作業となる。

理事会はメール審議が認められないため、急な決議を要する事項が発生した場合の対応がしにくい。（再掲）

- ・ 収支相償の厳格な取扱いの緩和、申請システムの改善（例えば、エラーチェック前に自動転記できるように）（再掲）
- ・ システムの操作が面倒。
- ・ ネットでの申請システムが変更になったことにより、理解に時間がかかった。
- ・ 今年度システム変更で苦勞している。
- ・ 登録する内容が多く登録するのに時間がかかる。
- ・ 新しい電子申請になれていないので、使いこなしに時間がかかる。
- ・ 公益インフォメーションを利用しての申請であるが、書式などの場所がわかりづらい。
- ・ 当初申請内容に無い公益事業を急遽実施することは、変更認定が必要であるため、あきらめざるをえない。

定期提出書類については、毎年同じ資料を提出する必要があるのか疑問。内容に変更が生じた場合にのみ提出を義務付けるなど何か対応ができないものか。

定期提出書類のネットによる申請方法が今年度は大幅変更となった。大幅な変更は、混乱を招くと同時に職員の稼働もかかるため、本来業務に集中できるよう、出来る限り避けていただきたい。（再掲）

- ・ システム入力が結構大変＝スペース1個でもエラーになるとか、等々。
- ・ web入力が煩雑で時間がかかる、費用との関係で委託できない。
- ・ 公益法人 information での提出書類のシステム上での変更等があった時。
- ・ 事業報告の入力について、数字が反映される項目があるが、入力の優先順が分かれば、初めての方でも入力し易いのではないか
- ・ 高齢となってきて、システムが変更になったときなどは、作業に相当時間が係る。
- ・ 報告書の各シートが連動しているので整合性は確実に取れる一方、記入順序を理解す

るが煩雑。

- ・ 行政庁の監督・立入検査が入るたびに、認定基準等の解釈が、当初より厳格になってくるのは困る。

収支相償・上記、解釈が厳格になるほど、公益事業費が法人会計に移行し収支相償が厳しくなる。

遊休財産・せめて2年分の公益事業費にして欲しい。

定期提出書類・毎回システムが変わるのは勘弁して欲しい。（再掲）

- ・ 公益インフォメーションは操作性の問題以前に、エラーやバグなど欠陥の多さが異常であり、このシステムを公式とするのは問題ではないか。

- ・ 公益法人 information への登録方法がむずかしい。

- ・ 電子申請システムの変更により、送信手続きに苦慮した。

- ・ 定期提出書類のオンライン提出で事務は大分軽減されてきた。

- ・ 公益目的事業を中心に展開していますが、法人運営や収支相償を検討すると公益目的事業であっても収益目的事業に変更せざるを得ない事業があると考えています。まだ活動が制限されるということではありませんが、事業目的と運営には差があるように感じます。

定期提出書類のシステムに慣れないので、煩雑さを感じてしまっていますが、以前よりはスムーズになったと感じます。（再掲）

- ・ 毎年の定期提出書類作成に苦勞している。提出システムが新しくなってよくわからない。（再掲）

- ・ 収支相償による仕組みでは、剰余金として残せる目安の設定が欲しい。バランスシート上においても適正な範囲を示すことで剰余金が受け入れられるような改善が欲しい。

定期提出書類では OA の自動化の利便性や、整合性が誰の目で見ても分かるような画面が出ると良いと思う。（再掲）

- ・ 事業の改廃が難しいこと。ネット申請が難しい。（再掲）

- ・ 内閣府への報告が、インターネット申請で ①詳細な入力 ②PDF となり、事務局がその入力方法等に慣れる間が大変である。

収益事業と公益事業との区分が分からない。

金銭收受があるものは、会費と書面による受託契約に基づくもの以外はお断りしている。（再掲）

- ・ 次年度以降の事業計画がたてにくい。電子申請の様式が複雑でわかりにくい。（再掲）

- ・ 収支相償：損失の繰越を認めると共に、少額（例えば 100 万円まで）の剰余金については法人会計にプールを認める。

定期提出書類：システムに慣れれば負担は減ると思はれる。（再掲）

- ・ 定期提出書類の電子提出処理が複雑。もう少し分かりやすくしてほしい。

- ・ 電子申請で実施しているが、年に1回であるため、複雑さ、煩雑さを感じる。簡略化、単純化が可能であれば実施していただきたい。

- ・ 申請書類に修正が出ないよう、事前に確認できるシステムの構築。（再掲）

- ・ 電子申請が機械的不具合が発生して書類提出に手間がかかっている。パソコンを買替え

る予定。

- ・ 公益のため、財源の確保が困難なこと。電子申請の操作方法が変更になり、なかなか入力できずスムーズに変更などができなかったこと。（再掲）

#### ◆ 公益財団法人（28件）

- ・ 内閣府への書類提出システムの使い勝手を改善していただくことを望みます。
- ・ システム入力に苦労します。
- ・ web入力方法が全面的に改定され、資料完成に時間を要している。
- ・ 特に、事業報告では新たな入力フォーマットに不慣れでギリギリの報告となった。
- ・ 理事会・評議員会の開催日程調整、法務局への届け出など基本的な業務負担が大きい。公益INFOによる資料作成が多すぎる。何に使われているのかわからない。（再掲）
- ・ 電子申請、報告が原則となっているが、紙ベースでの申請、報告も受け付けて欲しい。電子申請、報告の際の負担が大きすぎる。（申請内容ではなくPC操作に伴うテクニカルなトラブルが発生し、その解決に多大の労力と時間を費やしている。）
- ・ 公益インフォメーション新システム導入に戸惑いました。
- ・ 内閣府の公益 information ポータルサイトがいわゆる特殊な役所用語が多用されている文書になっておりきわめて不親切である。これを通常一般の社会で用いられている文章、用語に統一してほしい。特殊な「役所用語」については、わかりやすい定義集を作成してほしい。あわせて、公益制度についてはまだ発展途上であるため、施策については「無謬（むびゅう）性の原則」を脱却してほしい。
- ・ 公益 information への提出後の処理が遅く、受理されるのか不安になる。「到着」ステータスのままの期間が長く、なかなか「完了」にならない。
- ・ 公益 information が使いにくい。
- ・ オンライン提出は便利だが、あのシステム自体はわかりにくい。また、多少黒字でも儲けようとしてそうなっているのではないので、考えてほしい。（再掲）
- ・ 収支相償については、運営上余裕を持てる基準にしていきたい。  
内閣府への定期提出書類の申請に利用している電子申請システムが、様式チェックに掛けないと本編に数字が反映されない等、使いにくい。（再掲）
- ・ 決算報告資料作成で入力した数字がどこに反映されるか判りづらい。
- ・ 定期提出書類のソフトの変更等で、覚えると翌年変わり、毎年勉強する必要がある。
- ・ 公益法人インフォメーションの入力方法が煩雑である。
- ・ 公益法人 information の提出様式が変わってしまい、以前より更に難しくやりづらくなった。特に事業報告書、収支計算書等の入力形式が、決められたエクセルの様式に変更になり、作成者側に使いやすく、報告者側にとっても使いにくいシステムのように感じた。
- ・ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人 information を利用しているが、使い勝手が非常に悪い。
- ・ 特に定期提出書類の形式、分量、電子提出方法が繁雑。内容を簡素化したり、書類の提出を受けた側で、入力するようにするとよいのではないか。（再掲）

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 事業報告に関してシステム変更があり、大幅な変更で戸惑うことが多く、時間が余分にかかった。
- ・ 公益法人 information を介した各種報告書の提出が難解。
- ・ インターネットより毎年内閣府に決算報告をしているが、手続きをもっと簡略化してほしい。担当者に問い合わせしても、全国からの電話が集中しており、常に話し中でつながらない。
- ・ 役員の変更が頻繁にあり、法務局で登記後、内閣府へ変更届が必要になる。電子申請がわかりにくい（特に決算、事業報告）。  
設立当初に認定された事業をこなすための人員及び資金不足。（再掲）
- ・ 入力順番をわかりやすくしてほしい。
- ・ 2018 年はシステム変更で少しとまどいました。この変更は 2019 年度にも影響しました。
- ・ 会計区分が複雑で、日々の経理処理が煩雑である。また、定期提出書類の経理的書類もわかりにくい。オンラインでの入力時、つながりにくく時間がかかる。また、入力した情報の確認、出力にも時間がかかり定期提出書類作成に膨大な時間を費やしている。以前の様式より使いにくくなった。  
添付の必要な書類の一覧を最初に掲示していただき、そこから入力フォームに入っていけばスムーズか。現在のフォームは何が必要で、どこに入力するのかわかりにくく、チェックもしづらい。（再掲）
- ・ 定期提出書類については、新システムへの切り替えということもあり、操作に時間を要することが多かった。
- ・ 要員数が少ないため提出書類等の作成負担に苦慮している。解り易い Web 入力が望ましい。（再掲）
- ・ 決算報告における各種計算様式を埋めていくのですが、思ったような結果とならない。十分に理解できていないため。具体的には、収支相償第 1 段階、第 2 段階の計算のところ。（再掲）

## (10) その他

### ◆ 公益社団法人 (23 件)

- ・ 特に困っているわけではありません。
- ・ 収入と支出の状況を常に把握し、決算時の収支バランスを見通すのが大変です。
- ・ 会員の交流の機会が減少する。
- ・ 運営が柔軟にできる制度。
- ・ 収支相償ついて、収益事業を行っておらず、この中で収支相償を達成しようと思うと、財産の食いつぶしになり、いつかは財産がなくなる。1 円たりとも黒字になってはいけないという不自然な要求はなくしてほしい。一部の財産をため込むような法人のためにこのような制度があるのはおかしい。組織を維持し健全な経営のもと公益事業を継続実施するためには、基礎的な資金は確保しておくのは必要なことである。  
定期提出書類について、難解なパズルのような表作成はやめてほしい。実態に合わな

いようなところもあるのではないか。改善してほしい。

遊休財産残額について、限度額を緩和してほしい。H表の金額について、わけが解らない。

公益法人になると、一般社団に戻ることはできない。戻れば財産が没収される。公益法人になって、このように不便なとは思わなかった、と思っても今更何ともならない。後悔しても今更遅い。一回でよいから、公益法人から一般法人に転換検討できる機会を設けてほしい。（再掲）

- ・ 金融資産を取得して将来の国債乗換による金利の低下に備えるべく、どうしたらよいか検討中。（再掲）
- ・ 公益法人に明るい在籍者が少なくなっているため、公益法人に必要な事柄に対して後手に回っている。例えば役員の登記についてなど。
- ・ 箸の上げ下ろしまで、法人の規模にかかわらず規制されている。小規模法人は事業の継続が厳しい。不正の監視が大切であれば商法のように寄付金あるいは経常支出の大小で規制を変えることを考えるべき。このままでは江戸時代の百姓と同じあるいはそれ以下で倒産してしまう。（再掲）
- ・ 継続的な運営を行うための資金の確保が難しい。
- ・ 関係省庁の煩雑な手続き等。
- ・ 会員が高齢化してきており、会員数が減少。会費収入が減ってきており。消費税の値上げに伴い、通信費等費用が増えてきている。
- ・ 上記の内容により負担が多いにも拘らず、このようなアンケートが勝手に送られてくるので困っている。回答しなければ、再送信されてくる。迷惑です。
- ・ 黒字になれないなど事業展開が難しい。（再掲）
- ・ あらゆる点で、常に適正な運営でいる状態のかの判断が難しい。
- ・ 公益目的事業以外の一般的な寄付が社会貢献でありながら、管理費となる点です。
- ・ 税額控除制度の申請に当たり、収入の構造から要件2であると考えられるが、障害者総合支援法による障害福祉サービスの報酬が補助金として扱ってよいのか、明確な回答を得られないため。従って要件1で申請したが、事業の性格上100人の寄付者を募るのはかなり厳しい。
- ・ 相談窓口（が欲しい）。
- ・ 税額控除制度の申請（で苦勞している）。
- ・ なし・特になし（5件）

#### ◆ 公益財団法人（24件）

- ・ 理事会や評議員会の代理が出来ないので会議開催の日程調整が大変である。定期提出書類のフォーマットが複雑である。  
運用益で運営しているが、近年の低金利で将来の存続が厳しい。（再掲）
- ・ 金利が低く、原資になる収益が少ない。
- ・ 公益事業のみを行っている小規模な法人なので、公益目的事業で赤字を継続すると先行き手元資金が不足することが懸念される。

「公益法人を選択して苦勞している点、困っている点」の内容

- ・ 公益法人制度は規制が多く、複雑。旧制度より改善されたと聞くが、自治とはほど遠い。個人的には認定NPOは自由度が高く、若々しく活動的な印象を持っている。
- ・ わからない。
- ・ 内閣府の公益 information ポータルサイトがいわゆる特殊な役所用語が多用されている文書になっておりきわめて不親切である。これを通常一般の社会で用いられている文章、用語に統一してほしい。特殊な「役所用語」については、わかりやすい定義集を作成してほしい。あわせて、公益制度についてはまだ発展途上であるため、施策については「無謬（むびゅう）性の原則」を脱却してほしい。（再掲）
- ・ 公益財団法人である以上仕方ないので、毎年苦勞して誠実に実施している。
- ・ 当財団は、建物の維持補修事業を公益目的事業、学校建設事業を収益事業に認定されている。収益事業である学校建設事業の譲渡費用は、建設原価・金融機関からの借入利息・事務費で収益が出ない構造となっており、公益目的事業での赤字が累積している。また、学校の譲渡が多い年度は公益目的事業比率の調整に苦慮する。将来的に事業認定の見直しや新たな収益事業の確保の検討が必要である。学校譲渡は市と調整しながら公益目的事業比率を順守する。（再掲）
- ・ 収入源の大半を民間企業の寄付にて賄っており、近年その金額が減少している。
- ・ 行政機関が、公益法人としての計画書・報告書の対応がされていない。
- ・ 運転資金の確保に苦勞している。
- ・ 合理化による経費削減が進めにくい。時代の趨勢に合わせた事業展開がしづらい。（再掲）
- ・ 毎年、監査や立入検査を受けなければならないのが苦痛。収支相償を理解できない人が責任者として配属されるケースが多く、そのため行政庁から指導を受けることが多い。大規模法人と小規模法人が同じ扱いを受けるのは理解できない。また、公益目的事業が1つしかなく、収益事業も行っていない法人に対して監査や立入検査、定期報告等簡略化して欲しい。非常勤やアルバイトを採用しても業務量の多さや忙しさで、すぐに辞めてしまう。公益認定を受けなければ良かったと感じることが多い。公益法人で良かったと思うのは、基本財産の運用替えを行った時や利金が入った時に非課税になっていることくらいだと思う。（再掲）
- ・ 収入の拡大。
- ・ 収益事業をどの程度実施できるのかがわからない。
- ・ 1 計算書類「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」及び各内訳書の公1、公2・・・、収1、収2・・・等の区部が細かいため、基準に基づく共通経費の按分、日々の仕訳伝票作成に負担がかかる。改善策：公益目的と収益、法人の3区分のみの表示でも事業比率は確認できる。  
2 毎事業年度開始の日まで前日までに提出する収支予算書は正味財産増減計算書ベースであるのに、「収支予算書」となっている。収支ベースの計算書をイメージされるため、紛らわしい。改善策：収支予算書ではなく正味財産増減予算書としてはどうか。  
3 公益法人の登記事務について、法務局へ電子申請と書面提出どちらも行わずにはならず、事務負担が大きい。改善策：電子申請ですべて完結できるよう提出書類等の

見直しを検討していただきたい。

4 行政庁の各種検査が多く、年に何度も同様の検査に対応しなければならない。改善策：検査内容等について、行政機関同士で調整を図っていただき、検査内容が重複することのないような対応をお願いしたい。あるいは、立入検査の間隔を少しあけていただきたい。（再掲）

- ・ 遊休施設の活用につき公益目的以外とされ課税対象となる点。
- ・ なし・特になし・別になし。（7件）

#### 1.4 「寄附を募集していない理由」の「その他」の内容

##### ◆ 公益社団法人（36件）

- ・ 寄付をいただく理由がない。
- ・ 寄付を募るような事業が存在しない。
- ・ 該当無し
- ・ 回答の2に近いのですが、周年事業でしか寄付を募集したことがなく、あまりノウハウがわかっていないと思います。
- ・ 税額控除証明の条件を満たすだけの寄付金を募集できそうにない
- ・ 会費収入と全法連からの助成金で運営できる
- ・ 寄付金を募れるような事業展開をしていない。
- ・ 募集しても集まらない。
- ・ 特定の団体から寄付があるため
- ・ 過去に5年間寄附金を募ったので、現在は中止中。
- ・ 必要ない。
- ・ そのような組織ではない。
- ・ 設立当初から寄附の必要がなく、規程等の定めがない。
- ・ 本協会の設置及び事業実施の目的に寄付金はなじまない。
- ・ 事業目的がなく、変更申請等が必要で面倒なため。
- ・ 寄付が見込めない。
- ・ 設立目的として、性質上、寄附により運営をする業務内容でない。寄附を募る根拠がない。
- ・ 寄付を受ける理由も必要もない。
- ・ 特定の法人からだけの寄付で運営している
- ・ 小規模な事業しか実施しない法人には寄附金などもらえない。大規模イベントで広告性のある事業を展開する法人には集まりやすいのではないか？
- ・ 多額の寄付が期待できる状況にない。半面、事務手続き及び管理が煩雑になる。
- ・ 事務負担が増大する。
- ・ 寄付金募集自体が難しい
- ・ 事業運営に賛同、連携協力していただく団体、個人の賛助会員制を実施している
- ・ 個人の財産の寄付により運営する。

## 「寄附を募集していない理由」の「その他」の内容

- ・ 日々の事務作業が膨大であり、寄付金を募る事務まで手が回らない
- ・ 公益法人改革の前から会費を主たる収入として、公益活動を行っている。
- ・ 定款、規則、規程など整備されていない。
- ・ 寄付がないと思われる
- ・ そもそも寄付金まで募集して事業を行う団体とは思われない
- ・ 税額控除団体になっていたがあまり多くの額の寄附を得られなかった。しかし今後改めて申請を予定
- ・ 寄付金を募る団体ではない。
- ・ 寄附金は想定していない
- ・ 補助金収入があるため
- ・ 再雇用職員2名の事務局であるため、事務能力の余裕がない。
- ・ 助成金収入

### ◆ 公益財団法人(36件)

- ・ 株式の配当収入で間に合っているため
- ・ 設立してから行っていない。
- ・ 継続の寄付金あり
- ・ 募集はしているが申し込みがない
- ・ 事業目的が寄附金を募集して実施するものではない。
- ・ 特定の企業から寄附金を受けている
- ・ 運用収入内で事業運営が基本
- ・ 配当金収入で間に合っているから
- ・ 県関係の事業が殆ど運営費として毎年度補助金交付を受けているため
- ・ 募集しなくとも寄附金は入るから。
- ・ 寄付金を募集しようと思ったことがない
- ・ 用途を特定された寄附金の受け入れや、現物での寄附の受け入れに不安がある
- ・ 寄附金が集まらない。
- ・ 寄付を期待できそうになく、事務負担が大きそうだから。
- ・ 創設者の意思。しかし今後寄付金を受け入れる改定する。
- ・ 寄附の募集は行っているが、これまで申し出を受けた事がない。
- ・ 寄附金は見込めないと感じているため。
- ・ 事業の性格上、発注者の委託料等で賄われているため
- ・ 企業財団のため
- ・ 寄附金を募集する要件を満たすことが困難。
- ・ 補助金収入で賄える
- ・ 国・県の出捐に限られている
- ・ 配当金減配時に、個人より寄付が初めてあり、規程等を整えて受け入れた。
- ・ 募集事務が負担
- ・ 寄付金を募集していない訳ではないが、寄付者がいない。

- ・これから募集していく予定である
- ・寄付を募ることは困難である。
- ・財団創設者の意思
- ・親会社よりの寄附で事業が出来るため
- ・業務の性格上、寄付金にそぐわないと判断している。
- ・現状、当初受け入れ寄付金の運用益による公益事業を行う法人だから。
- ・募集することなく母体企業および母体企業の顧客より定期的寄附がある。
- ・賛助会員制度がある。
- ・寄付や補助金を受ける（募集する）と増収額に応じて将来的に指定管理料を削減され、より厳しい運営を強いられる。
- ・当面資産を取り崩しながら運営することになっている。
- ・わかりません

### 1.5 税額控除証明を取得していない理由

#### ◆ 公益社団法人(18件)

- ・寄付募集の予定がない。
- ・寄附件数1であり控除申請の条件を満たさない。
- ・収益事業は行っていないので、法人市民税、県民税の均等割の減免を受けており必要ない。
- ・手続きする時間がないため。
- ・どのような手続きが必要か承知していない。
- ・寄附を募集するような組織ではない。
- ・会計事務所に任せている。
- ・寄付を募集する必要性がない。
- ・事務局の人手不足で時間がとれない。
- ・要件を満たすべく奮闘中。要件緩和により3/5年をクリアした。
- ・寄附金受入額が少額なため。
- ・その年で収益があった場合、また、手続きをしなければならいため。
- ・取得予定です。
- ・寄附を必要としていない。
- ・寄付は集まらないと思われる。
- ・上記7を参照。
- ・該当なし(2件)

#### ◆ 公益財団法人(21件)

- ・制度そのものを知りません。
- ・現在は要件を満たしていませんが、今後取得を目指しています。
- ・まだ要件を満たしていないため。
- ・問6の回答に同じ。

## 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容

- ・ 担当行政庁に確認したが、手続きについて知識がなかったため。
- ・ 寄附がない。
- ・ 領収書の発行で事足りている。
- ・ 寄付を募集しても、収支相償で寄附者の意思に反しても使わなければならなくなるので、安易に寄付を募集できない。
- ・ 公益法人なので必要がない。
- ・ 非課税団体であり、必要ない。
- ・ 国・県以外からの出資は受けられないため。
- ・ 所轄庁に確認したが把握されてなかったため。
- ・ 事例がないため。
- ・ 要件を満たしていない。
- ・ 要件等を満たしていないため。
- ・ 公益認定で力尽き、税額控除証明の取得まで目指せない。
- ・ 当財団は寄附を募集していないので不要。
- ・ 税額控除証明について理解不足。
- ・ 制度の内容が不明。
- ・ 税額控除があれば寄付は受けやすくなり、PST 要件のクリアも容易になるのだが。
- ・ 一般からの寄付は想定していない。特定の1名のみから貰っている。

## 1.6 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容

### ◆ 公益社団法人(25件)

- ・ 現物資産寄附は可能性としては薄いと予想される。
- ・ 寄贈の見込みがない。
- ・ 当法人に贈与、遺贈をする人はいないと考える。
- ・ これまでに寄贈を受けたことがない。現物資産の寄付を募集する場合は、管理コストなども含め慎重に検討する必要がある。
- ・ 寄付を受けたいが、これまでに1件も話がない。
- ・ 贈与は望めない。
- ・ 今までに寄付を受けたことがないし、今後も見込めない。
- ・ 公益法人後、受けたことはない。
- ・ 具体的な案件があれば検討する。
- ・ 制度がよくわからない。
- ・ 現物資産の贈与は見込めない。
- ・ 遺贈を想定した規程を設けている。
- ・ 現物資産の贈与は見込めない。
- ・ 現物の寄付を受けたことはない、今後も見込めない。
- ・ 収入が不安定な中で、維持が大変。
- ・ 公益社団法人になってからは受けたことがない。

- ・ 当団体ではありえない。
- ・ 上記 9
- ・ 該当物件がない。
- ・ 寄付を受ける見込みがない。
- ・ 申し出を受けた場合、検討したい。
- ・ 遺贈に関する協定書を金融機関（信託銀行）と交わしている。
- ・ よくわからない。
- ・ 該当無し。
- ・ 未定

◆ 公益財団法人（25 件）

- ・ 近年中に法人の解散を予定している。
- ・ 当財団に当てはまらない。
- ・ 受入れないとは言わないが、積極的に検討するつもりもない。
- ・ これまでに現金資産の寄附の申し出を受けたことがなく、今後申し出があることも見込めないため、受け入れについて当面検討する予定はないという状況である。
- ・ これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後のことは分からない。
- ・ 現時点までそのような事案等が発生していないので回答できない。
- ・ 可能性がない。
- ・ 申し出があれば検討する。
- ・ 受ける見込みがない。
- ・ 遺贈にあてはまるかどうか分からない。
- ・ 寄付があれば受け入れたいが、ないと思う。
- ・ 標本、図書資料などの遺贈は多く受けていますが、土地、建物、有価証券はなく、今後検討したい。
- ・ 必要に応じて検討する。
- ・ 個人からの寄付は非常に少なく限定的なので、遺贈は考えられない状況。
- ・ 土地、建物 すべて姫路市の所有。
- ・ これまで現物資産の寄附を受けたことはないが、具体的な事案が生じたら検討したい。
- ・ あてはまるものがない。
- ・ 検討したことがない。
- ・ いずれとも言えない
- ・ 未定
- ・ 不詳
- ・ 無し（2 件）
- ・ わからない（2 件）

## 1.7 公益法人をめぐる税制で希望すること

### (1) 全般

#### ◆ 公益社団法人 (2 件)

- ・ 大規模な法人や人的経済的に余裕のある法人では変化する税制に対応できると思うが小規模で数人の職員しかいない法人では対応できないし、関係ないことだと感じてしまう。
- ・ よりよい改善と、税制度に関する説明会などがあるとありがたい。

#### ◆ 公益財団法人 (10 件)

- ・ 当法人においては現状のままでよい。
- ・ 消費税などの申請用のマニュアル(申請内容のソフト可)。
- ・ すべての国税、地方税を非課税に。税の優遇を受けている、と説明を受けるが、すべての税の優遇を受けているわけではない。
- ・ 儲けること許されない事業(公益事業)に対しては、できる限り免税をお願いしたい。
- ・ 非課税措置の拡充。
- ・ 土地の寄贈や取得した場合の不動産取得税及び固定資産税、都市計画税の非課税措置の拡大を望む。
- ・ 公益法人の税制について税務署の情報発信が少ないため分からないことが多い。
- ・ 事業の特殊性から一時的に固定資産を取得しなければならないケースがあるが、そういったことを理解してくれない自治体がいる。公益法人でも関係ないと言われたことがあるが、公益法人なら営利目的ではない限り固定資産税や取得税等、非課税とするべきではないか。
- ・ 優遇措置を理解出来ていない。
- ・ 収益事業から法人会計への振替額についても、公益目的事業会計への振り替えと同様に、一定額をみなし寄付としていただきたい。

### (2) 寄附税制

#### ◆ 公益社団法人 (3 件)

- ・ P S T要件のさらなる緩和・・・現状では寄付者数要件を満たせない。
- ・ 不動産を寄付されて法人が現金化した場合にみなし譲渡所得税を非課税、または寄付を受けた法人が支払えるようにしてもらいたい。
- ・ 公益法人に係る税額控除制度における P S T要件の廃止。

#### ◆ 公益財団法人 (12 件)

- ・ 公益事業への寄付金控除の額を上げて欲しい。
- ・ 当財団は公益事業の比率が 90%前後の優良法人なので、寄付金優遇措置を拡充してほしい。
- ・ 公益財団法人として一般に寄附を募りたいが、税額控除として認められる法人要件が厳しすぎる。具体的には公益財団法人の会費に関して対価性や任意性が必要とされており、これをクリアしない限り税額控除法人として認められない。税額控除法人とし

て認められるようこの要件を緩和してほしい。

- ・ 寄附金に対する寄附者の税額控除の増額、みなし寄附の増額など。
- ・ 寄付者への所得控除。
- ・ 全国規模で活動しているので、寄附金に係る住民税の税額控除を事務所の所在地だけではなく全国に広げていただきたい。
- ・ 個人寄附金が減少傾向にあるため、個人からの寄附について税額控除制度が適用される対象法人となるために必要な要件の緩和。
- ・ 会費（寄附金）の所得控除率の拡大。
- ・ 所得控除及び税額控除の控除額計算において、「年間寄附金額－2,000円」を廃止。
- ・ 収益事業から法人会計への振替額についても、公益目的事業会計への振り替えと同様に、一定額をみなし寄付としていただきたい。（再掲）
- ・ 公益財団法人への寄付が自動的に税額控除の対象になれば、寄付を募りたい。
- ・ みなし寄付金制度の損金算入対象率（50%）の拡大

### (3) 法人税

#### ◆ 公益社団法人（4件）

- ・ 消費税、一般の法人(株式会社)と同じ計算方法で納税額を算出できないか。
- ・ 公的補助金。助成金を一銭ももらっていない年商 5,000 万円以下の公益財団法人の教員対象の講座の受講料への消費税及び固定資産税ははなくしてもらいたい。
- ・ 固定資産税、消費税は支出額が大きいので、優遇されると、会員からの会費等の負担を軽減する事ができる。
- ・ 金額が少ない時の収益事業を行った場合の税金の減額。

#### ◆ 公益財団法人（6件）

- ・ 収益事業に掛かる所得税・固定資産税についても非課税にして欲しい。収益事業が生み出す果実も、結局のところ公益事業で使用するのだから。
- ・ 戦没者追悼式における式壇・テント展張等式典に係る経費については、すべて課税されているが、これらについては非課税にして頂きたい。
- ・ みなし譲渡所得税の非課税。
- ・ 法人税の課税（収益事業）の特例措置の制定→公益目的事業会計は赤字が前提のため、法人全体で赤字決算にもかかわらず、収益事業等会計の利益（0円以下は問題視される）に課税されると財政状態が悪化する。非営利型一般法人は総額課税のため、公益法人の諸々の優遇措置より有利な状況とも言える。
- ・ 消費税、事業を拡大すればするほど増えていく。法人税、創意工夫をし収入に固執すればするほど増えていく。印紙税も非課税措置を拡大して欲しい。
- ・ 固定資産税、消費税、収益事業部門の法人税等の非課税化を望む。

### (4) 消費税

#### ◆ 公益社団（18件）

- ・ 消費税。

- ・ 消費税の免除。
- ・ 消費税納付の軽減。
- ・ 消費税、印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 障害福祉サービスを実施しているが消費税の負担が大きい。
- ・ 消費税の優遇措置がもっと充実すれば良い。
- ・ 消費税の非課税措置の実現をお願いしたい。
- ・ 公益法人から消費税徴収はやめてほしい。
- ・ 中小企業庁より消費税の転嫁状況の立ち入り検査を受け、協会誌の原稿料等、個人（免税事業者）に対しても、消費税率アップ分を転嫁をするよう、過去にさかのぼっての指導を受けた。小法人の当協会にとっては、かなりの事務負担になっているところ。（個人免税事業者にとって何ら損失は生じていない）
- ・ 消費税  
現在は課税事業者ではないが、可能性があるのでは制度を見ているが、特定収入にかかる部分を控除対象から外すまでは理解できるが、更に追加の計算があり、一般法人の場合より負担が大きくなる制度は、理解しにくく、事務負担も大きくなるのが想定され、不安である。「消費税は公益法人制度とは関係ありません」と書かれているので、一般法人より税負担が重くなるような制度は、見直して貰いたい。
- ・ 消費税、印紙税の非課税措置。
- ・ 消費税、一般の法人（株式会社）と同じ計算方法で納税額を算出できないか。（再掲）
- ・ 消費税 インボイス制度の見直し。
- ・ 消費税の減免。
- ・ 消費税のインボイス制度の実施をしないでいただきたい。
- ・ 消費税。
- ・ 消費税、奨学金貸与事業等に係る費用の非課税化。
- ・ 消費税において、特定収入の不課税をなくしてほしい。

#### ◆ 公益財団法人（23 件）

- ・ 例に記載のとおり固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大を希望します。地方税も含めて希望します。
- ・ 消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の軽減税率事務の簡略化。
- ・ 公益財団法人に対する消費税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益事業の収益（参加費収入等）の消費税を非課税にしてほしい。
- ・ 消費税減免措置。
- ・ 消費税 海外大会参加時の消費税免除等。
- ・ 公共団体への証明に係る印紙税及び手数料の非課税措置の拡大。
- ・ 消費税・・・指定管理を受けたことで消費税の対象事業者となっています。指定管理者制度の収入の大半が人件費であり、消費税が経費を圧迫している状況です。雇用状況を充実させれば、人件費が嵩み消費税が増額する悪循環です。指定管理者の人件費に関

する消費税制度の改善をお願いします。

- ・ 消費税、事業を拡大すればするほど増えていく。法人税、創意工夫をし収入に固執すればするほど増えていく。印紙税も非課税措置を拡大して欲しい。（再掲）
- ・ 消費税の負担が大きくなってきました。
- ・ 消費税の減免を希望します。
- ・ 消費税簡易課税制度を現在受けているが、今年度から事業費が5千万円を超えるため適用外となる。適用金額を上げて欲しい。
- ・ 消費税の非課税措置をお願いします。
- ・ 消費税。
- ・ 資産運用益などの非課税売上が、課税売上割合の計算に関係し、一部消費税の対象となるのはやめてほしい。
- ・ 固定資産税、消費税、収益事業部門の法人税等の非課税化を望む。（再掲）
- ・ 赤字経営が続いている折、固定資産税と消費税の免除を望みます。
- ・ 公益法人と直接的な関係はありませんが、当法人は病院（収入は非課税）なので、消費税（いわゆる損税）への対応を望む。
- ・ 消費税の控除があって欲しい。
- ・ 是非、公益法人に対する消費税の軽減措置を導入して頂けると大変助かります。
- ・ 固定資産税、消費税の非課税。
- ・ 公益部分の償却資産税免税、消費税免税をしてほしい。貸付奨学金の印紙税は申請、報告などを省略してほしい。

## (5) 印紙税

### ◆ 公益社団法人（6件）

- ・ 消費税、印紙税の非課税措置の拡大。（再掲）
- ・ 固定資産税、消費税等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 消費税、印紙税の非課税措置。（再掲）
- ・ 請書等の印紙税の非課税措置の拡充。
- ・ 請負契約に係る印紙税の非課税。
- ・ 契約書に係る印紙税の非課税措置の拡大。

### ◆ 公益財団法人（11件）

- ・ 奨学金貸与事業等に係る印紙税非課税措置の拡大。
- ・ 例に記載のとおり固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大を希望します。地方税も含めて希望します。（再掲）
- ・ 印紙税を非課税にして欲しい。
- ・ 公益部分の償却資産税免税、消費税免税をしてほしい。貸付奨学金の印紙税は申請、報告などを省略してほしい。（再掲）
- ・ 受託契約書等に係る印紙税の非課税。
- ・ 各種契約の印紙税の非課税。
- ・ 委託にかかる印紙等非課税措置の拡大。

- ・ 印紙税の非課税措置の拡大。
- ・ 公共団体への証明に係る印紙税及び手数料の非課税措置の拡大。（再掲）
- ・ 奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の継続。
- ・ 消費税、事業を拡大すればするほど増えていく。法人税、創意工夫をし収入に固執すればするほど増えていく。印紙税も非課税措置を拡大して欲しい。（再掲）

## (6) 固定資産税

### ◆ 公益社団法人（7件）

- ・ 固定資産税も控除されるようになればありがたいです。
- ・ 固定資産税。
- ・ 固定資産税（償却資産税）の非課税措置。
- ・ 公的補助金。助成金を一銭ももらっていない年商 5,000 万円以下の公益財団法人の教員対象の講座の受講料への消費税及び固定資産税ははなくしてもらいたい。（再掲）
- ・ 固定資産税、消費税は支出額が大きいので、優遇されると、会員からの会費等の負担を軽減する事ができる。（再掲）
- ・ 固定資産税と管理費の非課税、事務職員に係る社会保障費の拡充。
- ・ 固定資産税の非課税措置。

### ◆ 公益財団法人（11件）

- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 例に記載のとおり固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大を希望します。地方税も含めて希望します。（再掲）
- ・ 固定資産税 公益目的事業に使用するため、非課税措置を望みます。
- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 公益目的事業実施のための土地建物に対する固定資産税の非課税措置。
- ・ 公益事業を行っている土地建物の固定資産税の非課税化。
- ・ 固定資産税の減免の対象を研究助成事業まで拡充してほしい。
- ・ 固定資産税、消費税、収益事業部門の法人税等の非課税化を望む。（再掲）
- ・ 赤字経営が続いている折、固定資産税と消費税の免除を望みます。（再掲）
- ・ 公益目的の資産等について、固定資産税の非課税措置の拡大をお願いしたい。
- ・ 固定資産税、消費税の非課税。（再掲）

## (7) その他地方税

### ◆ 公益社団法人（1件）

- ・ 収益事業をしていない公益法人の県税(均等割り)の免除措置。

### ◆ 公益財団法人（3件）

- ・ 例に記載のとおり固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大を希望します。地方税も含めて希望します。（再掲）
- ・ 事業の特殊性から一時的に固定資産を取得しなければならないケースがあるが、そういったことを理解してくれない自治体がある。公益法人でも関係ないと言われたこと

があるが、公益法人なら営利目的ではない限り固定資産税や取得税等、非課税とするべきではないか。（再掲）

- ・ 全国規模で活動しているので、寄附金に係る住民税の税額控除を事務所の所在地だけではなく全国に広げていただきたい。（再掲）

## (8) その他

### ◆ 公益社団法人（69件）

- ・ 消費税、奨学金貸与事業等に係る費用の非課税化。
- ・ 固定資産税と管理費の非課税、事務職員に係る社会保障費の拡充。
- ・ なし・特になし。（67件）

### ◆ 公益財団法人（91件）

- ・ 公益部分の償却資産税免税、消費税免税をしてほしい。貸付奨学金の印紙税は申請、報告などを省略してほしい。（再掲）
- ・ 個人適用の税額控除制度を法人にも拡大してほしい。
- ・ 特定資産にかかる消費税の負担が大きい。
- ・ 現状でおおむね満足している。
- ・ なし・特になし。（87件）

## 1.8 「ガバナンス・コードの作成は不要」の回答理由

### ◆ 公益社団法人（28件）

- ・ 法律で定められているもので十分と思います。
- ・ 内部の問題として任期ごとに入れ替わる理事の認識の統一を図るための指針。
- ・ 内部統治と収益否定の現行公益法人制度の中でバランスと効果について疑問がある。また、小規模公益法人にとって負担が増えるのではないか。
- ・ ガバナンス・コードの意味を理解しておりません。
- ・ ガバナンス・コードってなんですか？
- ・ 小規模団体のため、内閣府による指導で十分です。
- ・ 現行法等の規制で充分です。
- ・ 公益法人には、法令、定款、各種規程等が詳細に整備されており、屋上屋を重ねるようなものは必要ない。ガバナンス・コードを作っても不祥事の再発防止策にはならないと考える。カタカナを多用するのは、止めてもらいたい。既存の倫理規程では、不十分と考えるのであれば、規程を改正すれば良いだけの話である。
- ・ 法人の中には不祥事が発生し、再発防止策としてガバナンス・コードの作成を検討する場合もあるだろうが、公益法人には一般法人法や公益認定法等の法律及びガイドラインもある。また、法人には既存の内部規定類もある。これらを遵守できない法人（法人の役職員）が、はたしてガバナンス・コードに則って法人運営上の規律を守り、個人の利益につながるような運営をしなくなるのか、疑問に思う。
- ・ ガバナンス・コードの内容は社会の常識となりつつあるため不要と考える。

## 「ガバナンス・コードの作成は不要」の回答理由

- ・すでに法律、行政により規制されている。
- ・法人法、認定法、定款、規程、規則等で基本的に必要な事項は定められている。
- ・当法人のような零細法人にとって負担が増えるようなことは望まない。
- ・自主的な規制要領としてのガバナンス・コードとはどういう意味ですか。
- ・株主がないので必要ないです。
- ・質問 12 の意味を理解しておりません。
- ・既に多くの決まりごとがあり、ガバナンス・コードまで管理しきれない。
- ・立入検査があるので、特に自主規制を作る必要はないと思います。
- ・定期的に監督官庁による査察を受けること、毎年監督官庁に詳細な報告書を提出していることから、ガバナンスは機能していると考えている。
- ・面倒だから。
- ・すでに当協会のガバナンスが認められているから。
- ・既に公益法人は、厳しい認定を受けており、行政庁による立入検査なども受け事業を行なっている。これ以上の規制は不要。必要性が疑問。
- ・今現在において公益認定等審議会などがそれにあたると思われるから。
- ・すでに多くの規制要件が課せられており、これ以上公益財団法人を縛る必要はないと思います。ある程度、自由度が必要。
- ・運営体制の整備は必要と思いますが、現状でも管理が厳しく、これ以上の規制強化は他を緩めるなど総合的な対応が必要。
- ・すでに公益法人としての厳しい要件が課せられているため。
- ・会員の会費を扱っているため。
- ・特になし

### ◆ 公益財団法人（43 件）

- ・現在の運営状況で必要性は感じないため。
- ・形式ありきの感が否めず、限られた要員で運営している小規模法人にとっては形式要件を満たすだけでも負担が大きく実効性を感じません。当該コードがなくても自主的な規制は実現可能であると思います。
- ・ガバナンスは自主的に行われるべき。
- ・不適正な業務執行が行われているのは一部の法人。善良な法人が巻き込まれるようなことはあってはならないと考える。
- ・法人ごとにガバナンス強化を考えればよいのではないか。
- ・すでに倫理規程があるため。重複した規程やルールは矛盾が生じるので、倫理規程の改善で十分。GCや倫理規程がなくても、倫理が保たれているほうが理想。
- ・現状程度で十分と考えます。
- ・当保存会は、公認会計事務所に会計をチェックしてもらっているため。
- ・規模によるが小規模（事務局が数人程度）の場合、定款及び各規程類に対するコンプライアンスについて役員を含め意識を徹底することが重要で、コードなどを作成しても整備することで安心してしまうケースが多く、あまり意味がない。

- ・ 形式にとらわれすぎて事務作業が煩雑になり、効率的な事業運営ができなくなる。
- ・ 現行の行政指導でも詳細な指導を受けており、自主規制を考慮することはない。
- ・ 公益法人として定款、規則等で定められている。また、認定法人として監査を受けている。
- ・ 公益法人には、すでに厳格な法規制が課せられているため。
- ・ 法人の規模によっては不要と思う
- ・ 現在の公益認定の条件で十分なガバナンスだと思う。
- ・ 法人規模の差異を考慮すべき。
- ・ 現状できちんとやれているから。
- ・ 公益法人としての行政への手続きに加えて、あらためてガバナンス・コードは、当公社の規模からしても特に必要ないと思います。
- ・ 当財団の事業内容・規模を勘案して。
- ・ 現在の認定法のもとで適切に運営されているため。
- ・ 定期的な立入検査を受けているため。
- ・ 定款自治が法人に認められているので、その範囲内でガバナンスを行えば問題はないと考える。
- ・ 現時点では、定款で十分と考えられるため。
- ・ 公益法人格を取得した時点でガバナンスが適正だと証明されているはずだから。公益法人格を取得するのは大変なので、それくらいのステイタスは保ってほしい。
- ・ 規模や事業内容によっては、不要。一律に必要だとは思わない。
- ・ 関連法やルールに基づいた運営に努めるのが精一杯なので、不要。
- ・ 団体の規模によります。
- ・ ガバナンス・コードをよく理解していない。
- ・ 手間がかかる。
- ・ 定款、規程等で運営できている。
- ・ 既定のルールで十分と思われる。
- ・ すでに規制があり、それ以上は各法人の判断に任せるべき。
- ・ 現行法規制で十分。
- ・ 現状でも行政庁が過度に介入してくるのに、さらなる介入の口実となる制度は不要。
- ・ 適切な運営を行っており、更に上塗りを行う必要はない。
- ・ 現行の制度と理事、監事、評議員の構成で充分。
- ・ 行動規範を明文化する意義はあるが、一方で柔軟な運営の妨げにならないか、事務負担が増加しないかを危惧する。
- ・ 収入や人材に限られる中、形式的なルールを守ることにこだわると、法人としての目標、設立理念を見失うことになりかねない。規模が大きい法人には必要かもしれないが、年間収入 1000 万超程度の本財団にはこれ以上の制限は不要と思う。
- ・ 一法人としては自らの身仕舞いを正すことが当然のテーマであり、自分で考えればよいことであるべき。故に、これが話題になること自体が情けないと考える。
- ・ 煩わしいことになり、小規模の財団には負担増になる。

「ガバナンス・コードはどこが作成すべきか」の「その他」の内容

- ・ 法人番号があるため。
- ・ 質問のガバナンス・コードの内容が不明であるため全ての公益法人に適用させる必要はない。不適正な会計処理を行うような公益事業は、公益認定時にチェック機能が働いていないのではないか。不適正な会計処理が行われている場合のみに適用させるのであれば良い。
- ・ 公益法人としてガバナンスが取れている。

## 1.9 「ガバナンス・コードはどこが作成すべきか」の「その他」の内容

### ◆ 公益社団法人（38件）

- ・ 公益法人の組織運営を深く理解している有識者の集まり。
- ・ 行政が指導を行い、各団体が主体となって作成すべき。
- ・ 公益法人制度と現状を踏まえ、官民共同で策定。
- ・ 行政がガイドラインなど例示し、各法人が自主策定し公表してはいかがか。
- ・ 基本は自法人で作成すべき、であるが、大まかな（最低）基準は行政で作成。
- ・ 貴団体など公益法人の実態をよく御存じの団体。
- ・ 当基金では必要と考えられない。
- ・ 事業運営に必要であるなら当該組織。
- ・ 前問に同じ。
- ・ 上部組織による検討会等。
- ・ ベースは行政が策定し、民間サイドが事業内容にあった内容で修正する
- ・ それぞれの公益法人で良いのでは。
- ・ 民間非営利団体が策定すべきであると思うが、ガイドライン等の一定の行政支援が必要
- ・ 行政と民間の合同組織で。
- ・ 民間が作成するのが望ましく、行政庁は口出しを慎むべき。
- ・ 制度自体がわからない
- ・ 公益法人協会
- ・ 当事者
- ・ 上位団体に準ずる。
- ・ 各法人
- ・ 公益法人協会が策定すべき。ガバナンス・コードは自主規制であり、行政が策定すると強制力のある新たな規制へと発展する。スポーツ団体のガバナンス・コードが典型例。
- ・ 各自でやればよいと思うので不要である。
- ・ 必要に応じてそれぞれの主体が自主的に策定すべき。
- ・ 公益法人の場合、業種がさまざまであるのでどこがふさわしいかわからない。
- ・ からない。（14件）

### ◆ 公益財団法人（30件）

- ・ 作成するなら各法人による自主作成。

- ・ 行政及び既存の公益法人の両方で策定。
- ・ 各法人が策定すべき。
- ・ ガバナンス・コードが必要かどうかも含め、決めかねる。
- ・ どちらともいえない。
- ・ 自主規制で対応。
- ・ 自主的に策定するのでよいと思う。
- ・ しっかり機能するのであればどちらでも良い。
- ・ 内容不知
- ・ 必要かどうかの判断は、評議員会など場で自主的な判断にゆだねるべき。
- ・ 日本スポーツ協会が策定したものを参考に策定したい。
- ・ 公益法人全体を代表する業界団体（協会）が望ましいが、意思統一ができるような行政のサポートも必要と思われる。
- ・ 親会社のガバナンス・コードに準じて策定。
- ・ 民間非営利団体が主体となり、行政と話し合って策定すべきと考えます。
- ・ 公益法人協会様が作成して、各財団が遵守する。
- ・ 意見はない。
- ・ 現時点では判断がつかない。
- ・ 上記の両方
- ・ 公益法人協会がリードして作成してください。
- ・ 法人自らが策定すべき。
- ・ わからない。（10件）

## 1.10 現在の会計制度についてのご意見

### (1) 会計区分

#### ◆ 公益社団法人（5件）

- ・ 会計事務が複雑である。区分経理をする企業会計事務と同じでよい。
- ・ 公益事業の区分を細かくしすぎている。
- ・ 公益目的事業会計及び法人会計の処理が曖昧である。いわゆる作文となる。
- ・ 事業毎に会計を分けており、役員報酬がいくらなのか一般人にはわかりにくい。当協会では理事・会員等にわかり易いように、別途「合体版」を作成して説明している。
- ・ 公益事業の区分をなるべく大きくりにしたい。

#### ◆ 公益財団法人（5件）

- ・ 法人会計は必要ない。適正な按分で負担すれば良いことだと思います。  
建物の耐震に助成をいただき、それが指定正味財産となりましたが、それを償却するのに39年かけて除却するのは納得がいかない（圧縮記帳で良いと思います）
- ・ 事業区分ごとの会計処理は事務負担が大きいです。また、専門性が高くある程度簿記ができる人でないと職員の引き継ぎに時間を要するため、もう少しわかりやすい企業会計

と同様にした方がよい。

- 収支相償の判断基準や公益事業と管理費の別など会計が複雑で苦慮している。配賦処理の基準も明確に規定されていないため、わかりやすい会計基準に改善してほしい。
- 公益事業（助成金のみ）だけを行っている場合、公益会計と法人会計に分けるのは煩雑で実態にそぐわず、一本の会計で処理できるよう望む。
- 現在の会計基準は複雑で難解であるため、小規模法人にとっては専門家に依頼するのに費用負担が大きく、専門性が一般よりも高いため人材もいない。せめて小規模法人には簡易版の会計基準の適用が認められるなどの対策を検討してほしい。

## (2) 費用配賦

### ◆ 公益社団法人（4件）

- 費用配賦が分かりづらい。
- 公1のみを行なっている法人の公益事業収入から法人会計への一定の配賦を、特例ではなく、恒常的に可能にする。

ふるさと納税制度や連携協定の普及により、寄附金から委託事業への流れが生まれている。企業が行政に直接寄附することが難しかった時代は、公益法人に企業が寄附をして公益法人と行政が連携して事業を行う形であったが、自治体も自ら稼ぐ時代になり、企業が自治体へ寄附をして、委託事業を公益法人へ出す流れになってきている。公益法人としては、費目が、寄附金から公益事業収入に変化することになる。

寄附金であった場合は、法人会計に半分を配賦でき、法人維持に問題はないが、公益事業収入の場合は、公益会計に基本入ってしまうため、法人維持に支障が出る可能性がある。特に、公1で、公益事業のみを行なっている場合は、本来であれば、産官民で活性する事業運営に足枷となるようなものである。

委託事業が増えると、消費税も関係し、現在の制度では、寄附金が増えると特定収入となり、消費税負担が増加し、一般法人と比べて不利であることも申し添えたい。

- 法人会計が赤字となると、解消されにくい。管理費を全額公益目的の事業会計に振り分けたい。
- 様々な勘定科目に対する配賦の廃止。

### ◆ 公益財団法人（1件）

- 当財団の場合、正味財産増減計算書内訳表で法人会計からの管理費の配賦を事業費に配賦しているが、管理費の欄で配賦をすると、シンプルに状況が掴みやすいように思います。

## (3) 資金収支と損益ベースの違い

### ◆ 公益社団法人（1件）

- もう少し一般法人の財務諸表に合わせたフォームにしたほうが役員も理解しやすい。

### ◆ 公益財団法人（3件）

- 収益事業を行わない公益事業のみの法人に対する管理費の考え方が不明確。基本財産に対するリスクの考え方が10年以上古い。収益とリスクのバランスにおいて、

安全性が高く収益がないことは、運用リスクが極めて高いことを意味する。

- ・ 会計基準自体の問題ではないが、委託元の地方公共団体や補助金交付団体へ提出する予算、決算が資金収支ベースのため、複数作成する必要があり事務が非常に煩雑である。
- ・ 損益予算を資金ベースの予算に戻してほしい。理事や評議員が理解しにくく、理事会等での質疑が有益な内容にならない。（損益予算の有益性を法人事務局は理解している。）

#### (4) 事務負担

##### ◆ 公益社団法人（8件）

- ・ 面倒。
- ・ 現在の公益会計は手間がかかる。この経理を担当できる人材がないのが難点。
- ・ 規模により、簡易版の会計処理基準（？）をの適用を認める。簡易版を作成する。
- ・ 小規模法人には、違う基準を設けてほしい。会計を3つに分けて処理する手間と費用がかかる。人数も少人数で事務をしているため、負担が大きい。
- ・ 公益財団法人等で、年間の活動費が少額（1千万）又は5人以下の実職員数のような団体は、簡易な会計制度が運用できるよう希望する。  
大から小まで、同一基準では・・・相撲協会より当方の理事が多く、もしかして内閣府報告もほぼ同程度では、本来の活動が阻害され、管理事務だけで精一杯となる。
- ・ 公益認定法が複雑かつ困難な規定で理解が困難である。会計報告も理解しやすく簡素化してほしい。  
収支相償など厳しい規定が多く、財政状況の弱い当団体にとっては、非常に苦しい。
- ・ 貸借対照表内訳表の他、会計勘定の振り分けが手間。
- ・ 収支相償改善。報告が大変。

##### ◆ 公益財団法人（4件）

- ・ 小規模事業者に対して簡易な会計処理を認めていただきたい。
- ・ 事業区分ごとの会計処理は事務負担が大きい。また、専門性が高くある程度簿記ができる人でないと職員の引き継ぎに時間を要するため、もう少しわかりやすい企業会計と同様にした方がよい。（再掲）
- ・ 会計業務の継続、特に会計担当が変更・定年になった場合。
- ・ 現在の会計制度は、大規模法人を基準にしていると思う。小規模法人にとっては難しい点もあるため、小規模法人でも対応できるように改善して欲しい。

#### (5) 複雑、難しい

##### ◆ 公益社団法人（19件）

- ・ 正味財産増減において、指定正味財産から一般正味財産への振り替えなど理解しにくい部分が多いので、機会ある毎に事例を多くして詳しく説明して欲しい。
- ・ わかりにくい。もっと簡単になるとよい。
- ・ 決算報告が自分にとってむずかしい。

- ・書類作成の簡素化をお願いしたい。
- ・わかりにくくなったので、改善し、なるべくシンプルかつ分かりやすい制度にしたい。
- ・小規模団体についても基準が細かすぎるため、不便を感じる。
- ・会計事務が複雑である。区分経理をする企業会計事務と同じでよい。（再掲）
- ・専門的すぎる。小規模な法人では引継ぎができない。会計事務所を設けさせる？困らせるだけではないか？
- ・面倒。（再掲）
- ・一般の人には、非常にわかりにくいため、毎年のように説明に手間がかかる。
- ・複雑すぎる。
- ・難しい。
- ・とても複雑過ぎる。もっと簡便にすべきと思う。
- ・現在の公益会計は手間がかかる。この経理を担当できる人材がないのが難点。（再掲）
- ・規模により、簡易版の会計処理基準（？）をの適用を認める。簡易版を作成する。（再掲）
- ・事業毎に会計を分けており、役員報酬がいくらなのか一般人にはわかりにくい。当協会では理事・会員等にわかり易いように、別途「合体版」を作成して説明している。（再掲）
- ・公益財団法人等で、年間の活動費が少額（1千万）又は5人以下の実職員数のような団体は、簡易な会計制度が運用できるよう希望する。  
大から小まで、同一基準では・・・相撲協会より当方の理事が多く、もしかして内閣府報告もほぼ同程度では、本来の活動が阻害され、管理事務だけで精一杯となる。（再掲）
- ・難しいが基準に従って行っている。
- ・公益認定法が複雑かつ困難な規定で理解が困難である。会計報告も理解しやすく簡素化してほしい。  
収支相償など厳しい規定が多く、財政状況の弱い当団体にとっては、非常に苦しい。（再掲）

◆ 公益財団法人（13件）

- ・企業会計に近い制度で、小規模団体には面倒な部分が多い、小規模法人に対しては基準を緩和してほしい。以前の会計基準に近いものに戻してほしい。具体的には例えば満期保有目的の有価証券を額面価格での計上にする、決算時の未収利息の計上を不要にするなど。
- ・小規模事業者に対して簡易な会計処理を認めていただきたい。（再掲）
- ・税理士に頼まないと整理できないような複雑なものから、簡単な制度に変更してほしい。
- ・習得負担を減らすため、独自色を薄め、企業会計との親和性を高めてほしい。

- ・ 複雑であるため簡素化に努めてほしい
- ・ 正味財産増減計算書内訳表と貸借対照表内訳表については、収益がある一定以上ある大規模法人のみ作成するという形になると良いと感じています。
- ・ 簡略化できるところがあるのではないか。
- ・ 会計基準自体の問題ではないが、委託元の地方公共団体や補助金交付団体へ提出する予算、決算が資金収支ベースのため、複数作成する必要があり事務が非常に煩雑である。（再掲）
- ・ 事業区分ごとの会計処理は事務負担が大きい。また、専門性が高くある程度簿記ができる人でないと職員の引き継ぎに時間を要するため、もう少しわかりやすい企業会計と同様にした方がよい。（再掲）
- ・ 現在の会計制度は、大規模法人を基準にしていると思う。小規模法人にとっては難しい点もあるため、小規模法人でも対応できるように改善してほしい。（再掲）
- ・ 収支相償の判断基準や公益事業と管理費の別など会計が複雑で苦慮している。配賦処理の基準も明確に規定されていないため、わかりやすい会計基準に改善してほしい。（再掲）
- ・ わかりやすくしてほしい。
- ・ 民間の会計基準との乖離が激しく理解しづらい。

## (6) 財務3基準

### ◆ 公益社団法人（16件）

- ・ 収支相償は廃止すべきだ。
- ・ 公益目的事業について赤字であれば、法人会計については黒字でよいこととしなければ、法人運営は成り立たなくなるので、遊休財産保有制限は、公益目的事業費の範囲内であればよいという原則を行政庁に理解してほしいこと。また、小規模法人の場合には、制限の枠を2年度分ぐらいに拡大していただかなければ、公益事業の拡充が困難である。
- ・ 公益目的事業会計の赤字処理について、複数年度で処理でないのか。  
累積赤字として、後年赤字補填できるようにしなければ公益目的事業において大きな設備投資が出来ない。
- ・ 公益法人規模による財務3基準の緩和を希望。
- ・ 剰余金の使途の自由化（各団体の決議による）。
- ・ 収支相償は理想であるが、数年の増減で調査（意見を求める）するのはいかがなものか。
- ・ 廃止してほしい。
- ・ 収支相償を緩和、改善を図らないと、事業拡大が図れない。
- ・ 前述したとおり、特定費用準備資金等の収支変動に備えた資金の積立ができる制度の導入にあたり、基準を明確にしてほしい。
- ・ 収支相償について、ある程度の黒字・運営資金は必要であると考えている。
- ・ 制度（収支相償）の見直し。

- ・ 公益法人は収支相償を満たさなければならないという制限があるが、収益事業を持たない法人にとっては、正味財産が減少するのみであり、団体の運営自体が厳しくなる為、緩和措置を検討願いたい。
- ・ 収支相償の基準を緩和して欲しい。
- ・ 収支相償改善。報告が大変。（再掲）
- ・ 公益認定法が複雑かつ困難な規定で理解が困難である。会計報告も理解しやすく簡素化してほしい。

収支相償など厳しい規定が多く、財政状況の弱い当団体にとっては、非常に苦しい。  
（再掲）

- ・ 高齢化により会員が減少し、主たる収入の会費が減少して運営が苦しくなっている。普及活動を活発にして会員増加を図らなければならないが、その原資がない状態である。

公益法人会計の3基準の、収支相償、遊休財産の保有制限により、財務体質の健全性・強化を制限され、法人の存続性を阻害していると実感している。規制を緩やかにするよう希望する。

#### ◆ 公益財団法人（27件）

- ・ 別団体で、収支相償がネックで公益法人になれない団体がある。収支相償の規定を修正してもらいたいです。単年度の黒字は問題ないのではないかと。
- ・ 多額の寄付があった年などは、その寄付金の扱いなどの対応が難しいため、単年度黒字決算も認めてほしい。
- ・ 収支相償の基準を見直してほしい。
- ・ 公益事業のみを行っている法人については、遊休財産規制があるので収支相償を緩和してもいいのではないかと。
- ・ 収支相償の縛りを緩めて欲しい。
- ・ 収支相償において、赤字は引き継がないが黒字は引き継ぐ考え方が、事業の永続性に疑問を感じる。国が認定した公益事業であれば、永続的な事業を目指すのが使命と考える。
- ・ 収支相償の要件を緩和してほしい。
- ・ 収支相償の原則により、期中に突発的に発生した黒字の対応に非常に苦慮する。当財団は収入の殆どを外債の運用益で賄っており、益発生時の為替により収入が大きく前後するため、特に現行制度に強く疑問を感じる。次年度に持ち越せないからと、期末に不必要な支出（無駄な設備補修、パーティーなど）をしなければならない事があっては本末転倒である。

本件については幾度か国の検討会にて議題に挙げられている事を知っているが、問題意識を共有するだけで、制度変更などの具体的なアクションに一向に結び付いていない。現場からの声が全く反映されないようであるなら、監督省庁（および道府県）との良好な関係など築きうるはずもない。

公益法人をひとくくりにせず、規模や収益構造、事業内容等で収支相償の対応を柔軟

に変えられるよう、制度の変更を強く望み、待っている。

- ・ 収支相償や遊休資産の規定によって公益事業の継続が難しくなる。
- ・ 収支相償の見直し。
- ・ 収支相償を満たすための対象となる支出に、これまで認められていない積立金（災害対応、収益安定化対応等）を認めてほしい。
- ・ 収支相償の縛りを緩めて欲しい。
- ・ 収支相償や遊休財産保有上限規定は、事業継続と相反する性格があり、撤廃または緩やかにしていただければと思います。
- ・ 公益目的事業での収益（プラス分）を、法人の資産状況の強化に用いることができるようにしてほしい。もともと正味財産が 400 万円程度でのスタートのため、様々な面で思い切った取り組みができない。
- ・ 収支相償と遊休財産規制の見直し、撤廃。特定有価証券の法人会計算定のために細かい調整の作業が必要。
- ・ 収支相償についての改善を希望します。
- ・ 公益目的事業会計の収支相償は必要なのか。次期繰越収支差額のマイナス額が増えていくだけ。
- ・ 収支相償の改善。
- ・ 収支相償の判断基準や公益事業と管理費の別など会計が複雑で苦慮している。配賦処理の基準も明確に規定されていないため、わかりやすい会計基準に改善してほしい。  
（再掲）
- ・ 収支相償の条件緩和・・・大規模法人と中小規模法人の条件の差別化。  
収益事業等を行っていない法人や収益事業等が事業費全体の〇%というような割合に応じて収支相償の条件を緩和する。（当該年度の事業費の〇%までは認める。など）
- ・ 収支相償の原則は支持するが、もう少し長期スパンで柔軟に運営できるようにしてほしい。また、特定費用準備資金をまだ使ったことがないが、使いにくいと聞くので、柔軟な運用ができるようにしてほしい。
- ・ 収支相償の廃止。収支相償を守る限り、遊休資産は減少していくしかない。一方で財務の健全性を求められている。両者は相反するもので、公益法人として長期の持続性に欠けると思うが、その辺りについての説明を見たことが無い。
- ・ 収支相償の黒字は、年間公益事業経費の一定比率（3ヶ月分等）は、認めてほしい。補助金が入金になるまで、剰余金がないと資金ショートしてしてしまうため。
- ・ 公益財団としての要件（職員の人件費の高騰化等により収支相償が極めて困難）。
- ・ 公益は赤字でなければならないというのは、馬鹿げている。その分収益事業で黒字を出すか、募金に頼るしかない。公益事業の継続は、収益事業と募金によって支えろということですから、およそ、現実的でない。公益で大儲けをすることを望むのではない。事業が来年も継続して行けるほどの利益が生み出せるだけでいい。
- ・ 正味で経常内の公益会計側に資産が増えて行く例もあると思う。それに対応した収支相償のガイドラインを定めて貰いたい。もしくはその方法があるなら教えて欲しい。
- ・ 収支相償の再検討（公益事業の拡大とそぐわない面がある）。

## (7) 内訳表

### ◆ 公益社団法人 (2 件)

- ・ 貸借対照表の内訳表の作成の必要性があるのか疑問。
- ・ 貸借対照表内訳表の他、会計勘定の振り分けが手間。(再掲)

### ◆ 公益財団法人 (3 件)

- ・ 貸借対照表を会計別に管理する必要性が感じられない。(公益事業会計 1 つと法人会計の 2 会計の場合)
- ・ 上記問いでも返答しましたが、利率を示すための按分が大変。別表 G で事業費の横に管理費を乗せてほしい。下段にくるとわかりにくい。
- ・ 正味財産増減計算書と収支計算書の書式に関して、タテの区分で事業費と管理費を分けているのに(公益 1、公益 2・・・、法人管理費)、ヨコの区分で再び事業費と管理費に分けるのは意味不明。ヨコは事業費一本にして、タテのグループだけで分けた方がダラダラと長い表を作らなくて済む。

## (8) その他

### ◆ 公益社団法人 (75 件)

- ・ 小規模法人向けではない。
- ・ この基準を継続してほしい。改定されるとソフトの更新が必要になり、経費的に厳しい。
- ・ 変えるようなインフォメーションがありましたが、今のやり方を変えないでほしい。複雑にしないでほしい。
- ・ 民間企業会計に準ずる制度に移行を希望する。
- ・ もう少し民間会計基準を取り入れるべきである。
- ・ ようやく 20 年基準になれた頃なので、不要な改善は必要ない。
- ・ 公益目的保有財産を表す重要な役割を果たすとして、平成 16 年基準の財務諸表体系は維持されている。
- ・ 高齢化により会員が減少し、主たる収入の会費が減少して運営が苦しくなっている。普及活動を活発にして会員増加を図らなければならないが、その原資がない状態である。

公益法人会計の 3 基準の、収支相償、遊休財産の保有制限により、財務体質の健全性・強化を制限され、法人の存続性を阻害していると実感している。規制を緩やかにするよう希望する。(再掲)

- ・ あまり細かくしないで、現状維持で良いです。
- ・ 公 1 のみを行なっている法人の公益事業収入から法人会計への一定の配賦を、特例ではなく、恒常的に可能にする。

ふるさと納税制度や連携協定の普及により、寄附金から委託事業への流れが生まれている。企業が行政に直接寄附することが難しかった時代は、公益法人に企業が寄附をして公益法人と行政が連携して事業を行う形であったが、自治体も自ら稼ぐ時代にな

り、企業が自治体へ寄附をして、委託事業を公益法人へ出す流れになってきている。公益法人としては、費目が、寄附金から公益事業収入に変化することになる。

寄附金であった場合は、法人会計に半分を配賦でき、法人維持に問題はないが、公益事業収入の場合は、公益会計に基本入ってしまうため、法人維持に支障が出る可能性がある。特に、公1で、公益事業のみを行なっている場合は、本来であれば、産官民で活性する事業運営に足枷となるようなものである。

委託事業が増えると、消費税も関係し、現在の制度では、寄附金が増えると特定収入となり、消費税負担が増加し、一般法人と比べて不利であることも申し添えたい。（再掲）

- ・現状の制度で行くと、公益事業は縮小傾向になるため、ある程度利益を出して事業の安定化が出来る制度にしてもらいたい。
- ・グローバルスタンダードの会計制度が、絶対的に正しいとは思えない。
- ・きちんとした履歴保存を前提とした、自由度の高い会計制度の導入、例えば民間の会計制度のようなもの。
- ・公益法人に新しく適用される（あるいは適用が見込まれる）制度についての情報がほしい。
- ・公益認定法が複雑かつ困難な規定で理解が困難である。会計報告も理解しやすく簡素化してほしい。収支相償など厳しい規定が多く、財政状況の弱い当団体にとっては、非常に苦しい。（再掲）
- ・科目が多すぎる。按分した場合1円が違うなど細かすぎる。
- ・特になし（慣れました）
- ・特になし。（58件）

#### ◆ 公益財団法人（109件）

- ・企業会計に近い制度で、小規模団体には面倒な部分が多い、小規模法人に対しては基準を緩和してほしい。以前の会計基準に近いものに戻してほしい。具体的には例えば満期保有目的の有価証券を額面価格での計上にする、決算時の未収利息の計上を不要にするなど。（再掲）
- ・収益事業を行わない公益事業のみの法人に対する管理費の考え方が不明確。基本財産に対するリスクの考え方が10年以上古い。収益とリスクのバランスにおいて、安全性が高く収益がないことは運用リスクが極めて高いことを意味する。（再掲）
- ・公益法人会計を別に制定せず、企業会計で良い。
- ・会計基準と定期提出書類での処理との差異があり、財務諸表だけでは財団の状況が見えにくい。
- ・予算上、予備費が認められておらず、年度途中での臨時的支出に苦慮することが多い。
- ・会計用語を一般の国民がわかる用語に変更してほしい。
- ・習得負担を減らすため、独自色を薄め、企業会計との親和性を高めてほしい。（再掲）
- ・高齢なため、電子申請が性に合わない。（言い訳です）
- ・法人会計は必要ない。適正な按分で負担すれば良いことだと思います。

## 行政庁による立入検査で指摘事項が納得できなかったことの内容

- 建物の耐震に助成をいただき、それが指定正味財産となりましたが、それを償却するのに 39 年かけて除却するのは納得がいかない（圧縮記帳が良いと思います）（再掲）
- ・ 時価評価する必要はないと思う。（長期保有のため）
  - ・ 正味財産増減計算書内訳表と貸借対照表内訳表については、収益がある一定以上ある大規模法人のみ作成するという形になると良いと感じています。（再掲）
  - ・ いまさらシステムを変更するのは面倒なので、考えないことにしている。
  - ・ 収支相償と遊休財産規制の見直し、撤廃。特定有価証券の法人会計算定のために細かい調整の作業が必要。（再掲）
  - ・ このままで構わない。逆に色々変更されることが大変になる。
  - ・ 規模の大きな財団と小規模財団の差別化を検討して欲しい。
  - ・ 会計制度の改革において、企業会計との親和性が良く取り上げられ、確かにそのメリットも非常に強く感じるが、自治体とのやり取りが多い公益法人にとって、自治体職員や議会が公益法人会計に対する理解が進んでいないため、非常に負担に感じる。行政の会計基準との比較が難しいため、ぜひ行政も巻き込んで、行政側の理解も進むよう改革を進めてほしい。
  - ・ 改善事項等を検討できるほどには、会計基準についての知識が不足している。
  - ・ 企業財団関係なく、会計制度は統一してほしい。
  - ・ 質問 3（苦勞している点、困っている点）でお答えした通りです。
  - ・ 内容についての理解が進んでいない。質問に十分答えていただける会計士が少ない。
  - ・ 民間の会計基準との乖離が激しく理解しづらい。（再掲）
  - ・ 公益目的事業区分が 1 つしかない場合に、一本で表示できるようにしてほしい。
  - ・ 特になし。（87 件）

### 1.1.1 行政庁による立入検査で指摘事項が納得できなかったことの内容

#### ◆ 公益社団法人（36 件）

- ・ 大きな問題ではないが、立ち入り検査の内容が本来の目的に沿っておらず、指摘事項もズレていることがある。となると、立ち入り検査のための内部管理を行う必要性が生じてくる。
- ・ 昨年度からきたため、立入検査は経験していない。前回の立入検査結果で判断すれば、必要限度内において行われたと思われる。
- ・ 今年度に立入検査を受ける予定。前は不在だったため今回初めて受ける。
- ・ 交際費について、国内の同一団体協議会の会議後の懇親会費用を支出していたが、「税制優遇を受けている公益法人として不適切。今後支出しないこと」と指摘を受けた。
- ・ 必要限度内であるが、行政庁による他法人への指摘事項の内容が納得できなかった。
- ・ 立入検査は 5 年に一度ぐらいにしてほしい。
- ・ 前任者は立入検査を受けているが、私はまだ受けていないため、回答ができない。
- ・ 理事会は 3 ヶ月毎に開催することとなっているが、会長の急な都合で、3 ヶ月を 3 日超えて開催したら、県から改善命令を受けた。すべての法人を一律に形にはめるので

- はなく、現場の事情を考慮し、ある程度柔軟な対応があってもよいのではないかと。
- ・ 近日中に立入検査を受ける予定。
  - ・ まだ勤務期間が2年未満で、未だ立入検査を受けていない。
  - ・ 当初の申請内容と異なることをする場合は、形式的とはいえ変更認定申請が必要といわれた。
  - ・ 手続きが煩雑で、組織に掛かる負担が大きい。
  - ・ 外部監査（民間委員を入れた監査）において、予算書に、賞与引当金繰入、戻入額について記載指導があり、なじまない団体であるにもかかわらず、一方的な指導をされ、以後、記載しているが、掲載に納得できていない。
  - ・ 夏のディナークルーズによる交流会や、2次会を中止するよう指導を受けたが、内実も知らないで費用の面から一方的に制限しようとする。
  - ・ ほぼ必要限度内と思ったが、その回によって検査官からの指摘事項の内容が微妙に異なり、少し戸惑いを感じる。
  - ・ 当協会に採用されてから立ち入り検査を受けていない。
  - ・ 勤務年数が1年未満であるため、立ち入り検査をまだを受けていない。
  - ・ 2回目ですが、前回の立ち入り検査と昨年の事業報告では見解が違い当惑しています
  - ・ 必要ではあるが、小規模団体では負担が大きい。
  - ・ 担当官によって指摘事項への考え方が異なるように思われる。
  - ・ いろいろと疑問はあるが、やむを得ない検査として受け入れている。
  - ・ 令和2年に初めて検査を受けるため不明。
  - ・ 前回のことを承知していないので回答ができない。
  - ・ 職員の健康診断料を公益目的事業会計と法人会計に按分しているが、全額を法人会計に計上するよう指導された。定期健診は事業主の義務であるため、給与と同様で従事割合で按分している。
  - ・ 用語の統一等を求められ、納得しがたい。
  - ・ 前任者の意見ではあるが、立入検査は必要である。
  - ・ 詳細までご指導いただき、不明点等がよく理解できた。
  - ・ 私がシルバー人材センターに入ってから、立入検査を受検したことがないため不明。
  - ・ 前回より厳しくなった。
  - ・ 必要限度内であったが、前回の立入検査での指導事項で見解の相違があり、認識の違いから対応できていないものがあった。
  - ・ 今後、立入検査が行われる予定。
  - ・ 立入検査を受けたことがない（5件）

#### ◆ 公益財団法人（49件）

- ・ 法人会計の範囲で納得ができなかった箇所がいくつかある。
- ・ 検査担当者は毎回変わり、表面的な管理のみで、相談事項に対しても適切な回答を得られない。自身で調べるのが最も早い。

- ・ 移行認定申請の内容を超えて（より厳しく解釈して）公益目的事業について指摘があった。
- ・ いろいろと勉強になり、定期監査はありがたい。
- ・ 立入検査について、法人の事業計画の確認をお願いしたい。
- ・ 立入検査は12月17日実施予定。
- ・ 立入検査の内容は、県の行政監査等（提出書類を含め）の内容と重複している。
- ・ 当財団の認定事情を把握しないで検査に来る。事前に勉強してきてくれると、誤解やすれ違いが少なくなる。
- ・ 自分が担当してから立入検査を受けていない。
- ・ 次年度に立入検査を受けるが、前回の立入検査を受けた者がいないため分からない
- ・ 周年記念事業が収益事業に該当するとして変更させられた。代表理事の業務執行報告について、代表理事の指示のもと事務局長が報告することが、違法とされた。
- ・ 当職の在任期間中に立ち入り検査を受けていません。
- ・ 担当者によって見解や指摘事項が異なるので、何が適当であるのかよくわからない。
- ・ 事業内容を考慮した内容の検査ではなく、財団独自の自主性は軽んじられて、形式的かつ根拠が曖昧な行政指導的なものである印象。
- ・ 令和2年2月に立入検査を受ける予定。
- ・ 2回目の立入検査を受ける予定である。
- ・ 法人の運営主体が立ち入り検査を行うので意味がない。
- ・ 在職2年目で、まだ立入検査を受けていないので回答できない。
- ・ 検査者が専門家ではなく、担当者が変われば考えも変わるので、対応が難しい。
- ・ 制度を理解していない担当者が検査に来ることがあるので、行政庁のやり方を一方的に押しつけられることがある。前回の指摘事項について今回の検査者ですら「意味が分からない」ということもあった。
- ・ 経理処理規程の些細な事まで指摘され当惑した。
- ・ 2019年12月に立入検査をはじめて受ける。
- ・ まだ立入検査の経験はありません。今年度受ける予定です。
- ・ 移行時に認められていたことが、「今では認められない」と言ってきた。いろいろと振り回されています。
- ・ 指摘事項が非常に細かい。検査官によって指摘事項・内容に差がある。
- ・ 公益法人協会が発行している「運営実務」に従って運営しているが、「内閣府としては、とにかく定款の通り運営して欲しい」ということで指摘された。実態面での弾力性が欠ける検査と思った。具体的には、P68の最下段「\*」に記載されている理事の一括採決についての「議長の議事進行の権利の範囲内」とされている部分。
- ・ 12月20日に立ち入り検査があるため、今の段階で判断出来ない。
- ・ 公益認定申請で是とされたことが先日の立入検査で否とされた。担当者の裁量まかせではなく、認定基準や法令に照らして指導いただきたい。
- ・ 勉強になった。
- ・ 検査担当者の考え（持論？）を職員だけに話し、それには納得が行かず反論したが、平

行線だった。その後、理事が同席する講評の時間にはその持論は持ち出さず、モヤモヤしたものが残った。

- ・ 立入検査のほかに出資法人の検査も受けており、負担が重い。
- ・ 報告書の記載事項について、とても細かい指摘事項が多い
- ・ 指摘事項について、法的根拠をあげて指摘して欲しい(例えば助成団体における評議員と選考委員の兼任は望ましくないという指摘には法的根拠はないと聞いている)。
- ・ 招集通知やテレビ会議・WEB 会議など電磁的記録の簡素化が望ましい。
- ・ 公益法人移行時、初回立入検査実施時、次回立入検査実施時の指導内容や見解が、その度に違っている。
- ・ 立入検査を受けたことがない (13 件)
- ・ 特になし

### 1.1 2 事業の変更認定申請の経緯

#### ◆ 公益社団法人 (38 件)

- ・ 廃止事業の申請 (届出) を忘れてしまいそうです。
- ・ 前回の指導内容と異なっていた。
- ・ 法改正に伴う事業内容の変更に当たり、団体連合で足並みを揃えて行った。
- ・ 今のところ定款に定める事業の変更はない。
- ・ 明らかに現在実施している公益目的事業の範疇と思われる事業でも、変更認定申請が必要と言われた。
- ・ 事業所の廃止で収益事業の一部を廃止するにあたり、変更認定申請を行った。
- ・ 当時の担当官の説明が二転、三転したため、組織として身動きが取れなくなり困惑した。
- ・ 目的は変わっていないのに、文章の書き方のところで細かく指摘された。時代に合った事業展開をすることが当たり前であるのに、新しい事業を立ち上げる度に変更認定申請に係る事務的な負荷を求められ、納得ができない。
- ・ 「事業」の定義を明確にしてもらいたい。根幹部と枝葉部を明確に。
- ・ 変更認定申請には多大な労力を要し、これにより組織自体が疲弊した。
- ・ 変更認定申請を行ったことがない (15 件)
- ・ 特になし (13 件)

#### ◆ 公益財団法人 (42 件)

- ・ 現法人へ移行後はない。今後必要となる可能性あり。
- ・ 本年度に変更認定申請を予定している。
- ・ 事前に行政庁 (内閣府) に相談した結果、「変更申請が必要」との判断であったので申請しました。
- ・ 合併に伴い、新規事業の公益認定が必要だった。
- ・ 検討はしたが、公益法人になってからは申請していない。
- ・ 当方は変更認定申請を行ったことがないので、本来、質問 17 は回答不要です。しかし

ながら、誤って質問17の選択肢の1つをクリックしてしまったところ、これを取り消す方法が無いようなので（一度誤ってクリックしてしまうと、選択肢の変更はできても、選択肢を無くすこと、空白に戻すことができないようなので）、本欄にこの旨を記載いたしました。

- ・ 変更認定申請の要不要について都度相談している。
- ・ 変更認定申請に係る負担は多大なので、事業の拡充や新規事業の実施は現実的に難しい。
- ・ 変更届の範囲と考えていたが、担当職員の判断で変更認定申請となってしまった。理事会等で説明を行った際に変更認定申請の必要性を質問され、対応に苦慮した。
- ・ 事前に行政庁に相談し、変更届の承認を得られる範囲内で申請している。
- ・ 国・県からの要請により変更認定申請を行っている。
- ・ 公益法人協会のセミナーに参加した時、講師であった公認会計士からの指摘があったため。
- ・ 今後規約の変更等がある。
- ・ 変更認定申請を行ったことがない（22件）
- ・ 特になし（7件）

### 1.1.3 行政庁の指導や対応

#### ◆ 公益社団法人（26件）

- ・ 立入検査などあまり本質的でない細かいコメントが多い。
- ・ 税理士や会計士に関与させることを目的のように促す。
- ・ 基本財産の規定も必要と思う。
- ・ 財務面で収支相償を求められると、自己責任経営は難しいと考える。この矛盾の払拭が先決。
- ・ 旧主務官庁時代の状況を知らない。
- ・ 公益法人であり、かつ、県の外郭団体であるが、県が新規採用についての決定権を持つなど、当法人は県の支配下に置かれている（県以外の社員と比較しとびぬけて強権を有している）。このような状況の中で法人自治の尊重は考えられない。
- ・ 以前より積立金等について細かい指導があり、聞かないほうが良かった点がある。
- ・ 国の法律に基づき、全国共通の行政指導がなされるべきなのに、他県等と比べ岐阜県の行政指導は厳しいと思われる。
- ・ 事業の内容を把握されていないため、文言の形式的な事項、先に記述がある、ないというような指摘が多い。
- ・ 収支調書や個々の決裁まで細かく確認しており、それぞれの団体でこのようなことを四六時中やっているのでしょうか。
- ・ 細かくチェックするが的確な指摘がない。
- ・ 補助金を活用した公益目的事業のみを行う団体としては、旧主務官庁時代の方が簡便で、かつ自由度があってよかった。

- ・ 認定法の趣旨を理解していない担当者が多く見受けられる。
- ・ 事業報告について、1円単位でミス指摘されることがある。もちろん正確を期することはある意味では当然であるが、収支相償の原則に照らすと、影響のない誤差程度の間違いで指摘を受けること自体が意図不明。中途半端にエクセルに計算式が入っていたり、いなかったりするので、提出時にチェックをしても必ず間違いが出てくる。
- ・ 事業の性格上、社会福祉法人を選択すべきであったか考えたこともあったが、社会福祉法人と比較すると現在の公益法人への行政庁の関与はまだ納得できるものである。
- ・ 旧主務官庁時代を知らないなので、回答できない。相談しても、肝心なところは、自己責任とされる。しかし、担当官が変わり、見解の相違の場合でも、法人の不備としての報告になる。指導対応については、ルールを簡素化し、担当官が公益法人運営に通暁し、公益法人が自由闊達な運営ができるように行政事務についてアドバイスできる人材を育成してほしい。
- ・ 役員は無報酬であり、ボランティアに基づいた運営をする中で、その意識を萎えさせるような部分までの介入はいかなるものか。また、役員の責任を明確にする必要はあるが、賠償責任も含めてボランティアの方々にそれらを強く求めては運営者である役員の成り手がなくなってしまうことになる。難しい匙加減である。
- ・ 運営そのものより、細かい数字や文章などをチェックされて、間違いがあれば勝ち誇った表情で指摘される。新しい事業も行うことができず、この本末転倒の状況がいつまで続くのか。
- ・ ホームページ等で全ての情報は公開、閲覧されているので、行政庁による対応は少なくすべき。
- ・ 内閣府が監督するようになり、関係官庁の指導・協力が減退している。
- ・ それぞれの法人についての理解を深めていただきたい。
- ・ やや細かい運営上の指導をされることがあるが、経営基盤が安定した面もあるので、いま程度の指導監督で良いと思う。
- ・ 全ての公益法人に一律に厳しい規制をかけることに疑問がある。欧米のやり方を参考にしてほしい。
- ・ 現在の制度は、法人自治を尊重・自己責任経営を促すものとなっていない。収支相償などが典型例。
- ・ 新制度になり初めて公益認定を取得した。
- ・ 特にありません。

#### ◆ 公益財団法人（30件）

- ・ 勤務時間の賦課割合について細かく記録するのは困難なのに、毎日実施しろと言われ困っている。
- ・ 内政干渉が過剰であると感じる。当法人は過去に指導を受けたことはないが（指導されるようなことはない）、担当官によっては重箱の隅をつつくような細かい点を頻繁に指摘され、改善するよう口頭で言われる。
- ・ 権力を利用して責め立てるのはやめてほしい。我々の公益事業に専念させてほしい。

- ・ コメントできるほどの業務経験がありません。
- ・ 担当者によって解釈が違うのが問題。
- ・ 補助金や他者の寄附を受けていない当法人の公益事業に対して、寄附者の意向に反する事業運営を意見交換で指導されたことがある(その後訂正され法人の主張が認められた)。とにかく現場を知らない担当官が多いという状況はよくないと思う。
- ・ 旧制度での対応を経験していないのでよくわからないが、一般社会の目を気にした介入がたまにある。
- ・ 旧制度を知らないので比較できない。株式会社に比べて縛りが多く介入されている感が強い。
- ・ 旧主務官庁の時の方が、法人の事情を把握し、理解してくれていた。
- ・ 現公益法人制度は、政府系法人や問題のある法人の組織運営を規制するためのものと理解しているが、これに旧民法により設立された善良な公益法人も巻き込まれるかたちになっており、篤志家の設立遺志を十分反映できない制度となっている。
- ・ 資金運用については、行政当局の制限が厳しい。
- ・ 旧制度時代の運用を経験していないので比較できないが、細かい所まで指摘してくるのでとても気を遣うし、安心できない。
- ・ 監督状況そのものは適正な程度と思われるが、公益法人の運営を専門に担当しているわけではないので、(そもそもこのアンケートの質問項目にしても)専門用語・その業界での用語が多く、理解しやすくして運営の難度を下げようという配慮が見られない。
- ・ 地域社会のために活動しているのに、それに多くの規制が絡みつき、悪いことをしているわけではないのに罰せられている感がある。
- ・ 軽度の事業の拡充と考えられるものについても変更認定申請を求めてくる。その理由として国税の名を挙げてくるが、説明の根拠が不明確。
- ・ 旧主務官庁時代を経験していないが、法の趣旨である法人自治の尊重や自己責任経営を促すには程遠く、不祥事発生防止へ向けて形式的なガバナンス強化を求めている。
- ・ 国・県の意向によってすべてが決定されるので、法人自治などあり得ない。
- ・ 現状では、支援ニーズに合わせた事業の拡大が困難。規制要件が多く現状維持が精いっぱい。
- ・ 法人自治の尊重・自己責任経営促進を阻害している部分もあるのではないかと。
- ・ 今は改善されたが、以前の担当者は補助禁止の関係で支援事業を中止するよう要求されることもあった。一般社会が求めている支援も、担当者に中止と言われたら中止しなければならない現状があり、反民主的な対応をされることが多い。
- ・ 認定法の趣旨に反する状況が続いていることが気になる。
- ・ 経営安定のために事業内容の変更等を行いたいときに、行政の担当者個人の意見で却下されたことがある。翌年担当者が変わり再度相談したら、すんなりと変更できた。
- ・ 旧主務官庁時代の方が、細かい口出しが少なかったと思う。
- ・ 行政庁の振る舞いは与件と受け止めているので、そのような評価はしていない。
- ・ 相変わらず何かと報告を求められる。変わっていない。
- ・ 些末な部分の指導が多すぎる。

- ・ 公益目的のために工夫を凝らして事業を実施しようとする、前年同様の事業以外は、変更届もしくは変更認定が必要になることがほとんどで、手続きの煩雑さや事務負担を考えると、新規事業の実施が困難になり、法人が硬直化してしまっている。
- ・ 経費項目に関する「上から目線」の解釈。
- ・ 旧制度は判らないが、細かい所まで指導された。理事会、評議員会のお土産、お歳暮など。
- ・ 公益法人を締め付ける目的は不正防止と思われるが、不正が出たら個別に罰し、善良な法人を巻き込んでほしくない。公益社会が発展していくためにも公益法人に成長の機会を与えてほしい。

### 1.1.4 公益法人協会への要望

#### (1) ホームページに関するもの

##### ◆ 公益社団法人（2件）

- ・ 公益法人の各種情報（質疑・応答）を公開してほしい。（会員以外への利益の共有）
- ・ よくある質問集を公開してほしい。

##### ◆ 公益財団法人（3件）

- ・ いつも会誌及びHP等で有益な情報をありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。
- ・ Q&A集について、過去の実績だけでなく、想定される問題と模範解答を広げていただければありがたい。
- ・ 要望ではないが、ウェブ研修を受講することができ良かった。また、目的等に合致する研修があれば受講したい。

#### (2) 相談事業に関するもの

##### ◆ 公益社団法人（12件）

- ・ 電話相談ができるのが、大変助かります。
- ・ Web相談コーナーを復活させてほしい。
- ・ メールでの質疑応答ができれば、ありがたいです。
- ・ 相談会が役に立っているので、引き続き行ってほしい。
- ・ 現状、公益社団法人、一般社団法人とも、世間的に認識の違いがないため、公益法人のメリットが全く感じられない。公益法人のメリットを活かすような運営方法の講座や、個別アドバイスなど情報が頂けたら有難いです。
- ・ 相談室をもっと充実させて欲しい。
- ・ 公益改革時のセミナーや電話相談、大変お世話になりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- ・ 定期的な相談の機会を一層提供してほしい。
- ・ 国の受託事業等により、非会員に対しても、会計処理等簡易な事項についてメール等による無料相談ができるような仕組みがあればありがたい。

- ・ 今後も、様々な情報を適切な時期に伝えて頂いたり、相談にのっていただければと思います。
- ・ 地方における相談会実施など。
- ・ また、機会があれば説明会など参加させていただきます。

#### ◆ 公益財団法人（12件）

- ・ 相談でよく利用させていただいております。
- ・ 内閣府の相談業務を地方でも行ってほしい。
- ・ 相談室は大変助かっているので、さらなる充実を期待しています。小規模法人の事務局は苦勞が多いと思うので、財団運営上の成功事例を雑誌などで紹介してほしい。
- ・ 相談室やセミナーで大変お世話になっております。
- ・ 公益法人相談会に参加したいが、基本的に遠方で開催されるので参加するのが難しいです。
- ・ セミナーや内閣府受託の相談会でいつもお世話になり、助かっています。
- ・ 無料相談会を香川や岡山等でも開催してもらえれば便利。
- ・ 無料電話相談事業を充実させてほしい。  
「収支相償」制度の改善に取り組んでいただきたい。
- ・ ①制度改善に向け国への要望活動を引続きお願いしたい。  
②各種相談やセミナー等に参加したいが会員にならないと参加できない。中小の公益財団法人は財政力がなく会員になれない。オブザーバーとして低料金で参加できるようにしてほしい。
- ・ 無料相談の充実をお願いします。
- ・ いつも相談等でお世話になっております。
- ・ いつもお世話になっております。相談等、いつでも対応していただき、たいへん助かっております。今後ともよろしく願いいたします。

### (3) セミナーに関するもの

#### ◆ 公益社団法人（17件）

- ・ 研修会を今後ともよろしく願いいたします。
- ・ 各種研修会、講習会の開催案内が種々ありますが、殆どが東京を中心としたエリアでの開催となっているが、地方開催及び受講料の軽減の予定はありませんか。
- ・ 地方でのセミナー開催を希望します。
- ・ 1) セミナー等受講しているが料金が非常に高い。また、地方より参加するため交通費宿泊費等余分に必要となる。  
2) セミナー内容を考慮いただきたい。貴法人より全国法人協会のセミナー参加が多いように思う。ただ、全国法人協会のセミナー参加料金も非常に高い。
- ・ 要望はありませんが、セミナー等利用させてもらっております。
- ・ 有益な研修等を実施していただいているが、非会員のため受講料が高く出席できないので依頼講師にもよると思うが、受講料が1万円程度で出席できる研修会を開催してほしい。

- ・ 安価で受けられる研修を数多く開催していただきたい。  
当方が知っておくべき情報があれば、タイムリーに提供していただけると大変有難い。  
(現在はこちらが探しにいかねばならない)
- ・ 素人でも解かる初歩的な説明会があるとありがたい。(担当者が全くの素人)
- ・ 引き続き、各種セミナーの開催・案内をお願いします。また、本アンケートが保存(印刷)できるようにしてください。
- ・ 現状、公益社団法人、一般社団法人とも、世間的に認識の違いがないため、公益法人のメリットが全く感じられない。公益法人のメリットを活かすような運営方法の講座や、個別アドバイスなど情報が頂けたら有難いです。(再掲)
- ・ 大阪での講座の回数を増やしてほしい。
- ・ 公益改革時のセミナーや電話相談、大変お世話になりました。今後ともよろしく願い申し上げます。(再掲)
- ・ 研修会の参加料が低いとよい。
- ・ 研修会等の受講料が高すぎるので参加できない。たとえ会員になったとしても高すぎて参加できないと思われる。あと、何を目的とサポートしたいのかが、見えない協会に感じますので、外からみて分かりやすくされた方が良くと思います。(公認会計士や税理士さんの団体にしか見えません。※生意気なことを書いて申し訳ありません)
- ・ 様々な研修会を今後もよろしく申し上げます。
- ・ セミナー等の参加費が高すぎる。
- ・ 消費税と所得税(源泉税)の取扱注意点についてのセミナーを開いてほしい

#### ◆ 公益財団法人 (25 件)

- ・ 事務局員が数年で交替するので、公益法人会計の講習会を増やしてほしい。
- ・ 無料のセミナーを多く開催してほしい。
- ・ 定期的なセミナーなどの開催。
- ・ 相談室やセミナーで大変お世話になっております。(再掲)
- ・ セミナーを幅広く開催してください。
- ・ 公益法人の経営に関する研修を全国で行ってほしい。
- ・ セミナーや内閣府受託の相談会でいつもお世話になり、助かっています。(再掲)
- ・ 公益法人制度について、今後見直しや変更点があった際には、各地区にて随時セミナー等の実施など知識をアップデートできる機会を提供していただければ幸いです。
- ・ ①制度改善に向け国への要望活動を引続きお願いしたい。  
②各種相談やセミナー等に参加したいが会員にならないと参加できない。中小の公益財団法人は財政力がなく会員になれない。オブザーバーとして低料金が参加できるようにしてほしい。(再掲)
- ・ セミナーの受講料を廉価にしていきたい。
- ・ 幅広い分野の講習会の開催。
- ・ 事務局職員が代わっているが、公益財団法人の経理や運営(理事会、評議員会等々)について理解が不足していると思われるので、そのような講習会の開催を望みます。

- ・ 研修会の参加費が高いためなかなか参加できない。
- ・ 有料セミナーの価格をもう少し下げて欲しい。特にWebのセミナーが高く感じる。
- ・ 担当者を対象としたセミナーを継続して頂きたい。
- ・ 必要に応じてセミナーなど利用させていただいています。関西圏でのセミナー開催頻度のアップ、内容の充実をさらに望みます。
- ・ 理事会 評議員会の運営方法の研修会を増やしてほしい。
- ・ 各自治体の担当者向けのセミナーを実施して欲しい。（公益法人の制度と会計をよく理解していない人に立入検査をされるのは納得できない）
- ・ 本協会では、県からの出向職員を中心に運営しているため、公益法人についての知識・経験が少なく不慣れである。貴協会による各種研修会は大変有用で有り助かっている。今後もし是非研修会の企画をお願いしたい。
- ・ 要望ではないが貴法人のウェブ研修を受講することができ良かった。また、目的等に合致する研修があれば受講したい。（再掲）
- ・ 各研修の参加費が高すぎます。改善を求めます。
- ・ 度々地元で開催して頂けるようなセミナーをお願いしたい。
- ・ 会費が高く、赤字経営であるため、一昨年脱退しました。有益な部分が多だと思しますので再加入会いたいと思いますが、会費は年間1万円くらいがいいと思います。講習会は会費はしょうがないと思います。なにしろ、毎年赤字で、ここ5年で8,000万円の赤字となっていますので、このような意見になってしまいます。
- ・ 廉価な教育指導を充実させてほしい。現状は高額過ぎる。
- ・ 大阪会場でのセミナーをもっと増やしてほしい。セミナー参加費用がもう少し低廉であれば参加しやすい。

#### (4) 月刊誌、書籍等に関するもの

##### ◆ 公益社団法人（1件）

- ・ 機関誌はもっと実務に即したものが記載されると望ましい。

##### ◆ 公益財団法人（4件）

- ・ いつも会誌及びHP等で有益な情報をありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。（再掲）
- ・ 相談室は大変助かっているので、さらなる充実を期待しています。小規模法人の事務局は苦勞が多いと思うので、財団運営上の成功事例を雑誌などで紹介してほしい。（再掲）
- ・ 各団体が不満を持っている収支相償等を含めた、公益事業の運営を阻害するような規制を排除するために、雑誌等に著名な先生の執筆論文等を掲載してほしい。
- ・ 今後とも、月刊誌「公益法人」、メール等での媒体によるタイムリー、適切な情報提供をお願いします。

## (5) 会員制度に関するもの

## ◆ 公益社団法人（4件）

- ・ 具体的な手続などを示した標準的な監査基準、監査マニュアルなどを作成して欲しい。零細法人のための安価な会費設定をお願いします。
- ・ 会費が高額なのでもっと安価にして欲しいです。
- ・ 有益な情報も多く入会したいと思いますが、会費が高額で、当法人のような小さい団体はなかなか入会しづらいです。
- ・ 会費の値下げ。

## ◆ 公益財団法人（0件）

## (6) 提言活動に関するもの

## ◆ 公益社団法人（5件）

- ・ 質問3、13、15で述べたようなことに対し、フォローしていただければ幸いです。また、定期提出書類において行政庁の担当者が入れ替わる毎に言うことがまちまちなのを指摘していただけると助かります。
- ・ 公益法人は、少数の正規職員と多数の臨時職員を活用している団体が多いと思いますが、今般の同一労働同一賃金制度において、財源がありません。公益目的事業のみ実施する法人は、低廉な価格により事業を実施していることから、困っている法人が多いと予測できます。これらのことについて、取り上げてほしいです。
- ・ 公益法人のスムーズな運営のため、行政との調整を今後ともお願いします。
- ・ 公益法人の希望をまとめて政府に答申することを続けて欲しい。
- ・ 書類を少なくしてほしい。

## ◆ 公益財団法人（24件）

- ・ 内閣府に対して団体の意見を届けてほしい。
- ・ ガバナンス・コードに関する行政の過度な干渉を排除していただきたい。
- ・ 公益認定を受けて公益目的事業を行っている以上、一定の制約（行政庁による監督、規制）はやむを得ないと考える。もちろん制度的におかしいもの（収支相償基準での赤字が繰り越せない点等）や必要以上に細かい規制や報告は改善されるべきである一方で、公益法人協会としても各法人が守るべきルールを守り安くするための情報を充実してほしい。特に、行政庁の具体的な指摘事項や対応策をお願いしたい。
- ・ 公益法人は小規模の法人が多く人材も少ないので、行政に対しては一法人では対応できないことが多い。このようなアンケートなどで実態を把握して現場の声を行政に強力に上げていただきたい。
- ・ 事業報告のフォーマットをもっと簡略化して頂きたい。複雑過ぎる感じがします。
- ・ 現状のままだと、新しく公益財団になろうとする団体は現れないばかりか、既存の公益財団も、縮小均衡せざるをえません。引続き、収支相償の撤廃、遊休財産保有制限の緩和、機関運営の軽量化、定期提出書類の簡素化に向け、行政への強力な陳情をお願いします。

- ・ 収支相償および遊休財産の規制について、引き続き内閣府に改善を働きかけていただけることを要望いたします。
- ・ 公益法人協会様が纏めて下さる現場の声により、制度変更というゴールを達成できる事を、強く期待しております。
- ・ 無料電話相談事業を充実させてほしい。  
「収支相償」制度の改善に取り組んでいただきたい。（再掲）
- ・ ①制度改善に向け国への要望活動を引続きお願いしたい。  
②各種相談やセミナー等に参加したいが会員にならないと参加できない。中小の公益財団法人は財政力がなく会員になれない。オブザーバーとして低料金が参加できるようにしてほしい。（再掲）
- ・ 事業報告書の行政庁宛提出様式を、もっと一般の職員でも分かるように、（内閣府の方々の理解力に一般の職員がついて行けないので）入力しやすくして頂くよう、提言して欲しい。
- ・ 公益法人運営の簡略化の推進に取り組んで頂きたい。
- ・ 今後も、内閣府へのさまざまな要望活動をよろしくお願い致します。
- ・ 公益法人の制度改革、情報交流、共有のため今後ともよろしくお願い致します。
- ・ 会員の要望を踏まえ、制度改革に取り組んでもらいたい。
- ・ 会計3原則、特に遊休財産保有制限の緩和について政府への働き掛け。
- ・ 法人運営に対して行政当局が認定権をもって仔細にわたり監視指導するのではなく、各法人が社会的に認められたガバナンスコードに基づいて自主的に運営できるようなしくみが実現するよう取り組んでほしい。
- ・ 各法人から公益事業実施に当たり改善点など問題提起があった場合、行政庁への意見具申機関として頑張ってもらいたい。
- ・ 現在既に行っていただいておりますが、これからも公益法人の活性化のために、行政庁に対して必要な意見具申を行ってほしい。
- ・ 公益法人の立場に立った、実務面を踏まえた弾力的な運営について、引き続き見解を提示して頂いて、内閣府の官庁的な見解を崩して行って欲しい。
- ・ 組織の大きい財団と小さな財団でも提出書類は同じだが、簡素化できないか？
- ・ 公益法人の事業は本来政府のグローバルな政策の中で実施されるべき事業を民間がある意味好意で実施している。行政庁から感謝されることがあっても文句、苦情を言われる筋合いはない。行政庁に対して公益法人の立場をしっかりと主張していただき、気持ち良く事業を継続させていただきたい。
- ・ 今後も直接国や政府に働きかけて制度の改善に邁進して下さい。
- ・ 収支相償についてももう少し定義を緩くして頂くよう検討して頂きたい。理由として、このアンケートでも回答しましたが、将来の人員構成について若い人を1人でも採用し、フレッシュな考え方を入れていきたいが、今の収支相償の考えでは、資金の面から余裕を持って、これに向かうことができない。若い人のアイデアを入れられないことが、シルバー事業を大きく前進させるための妨げのように感じます。

## (7) 調査研究に関するもの

## ◆ 公益社団法人 (0 件)

## ◆ 公益財団法人 (2 件)

- ・ 従来同様、情報の収集や集約した情報の提供をお願いします。
- ・ 行政と各団体をつなぐ存在として、各制度や制度変更の分かりやすい意味や、実務的に「結局どうすればよいのか」の情報をとりまとめてほしい。

## (8) 情報提供

## ◆ 公益社団法人 (8 件)

- ・ 公益法人の各種情報（質疑・応答）を公開してほしい。（会員以外への利益の共有）（再掲）
- ・ 引き続き情報提供をお願いします。
- ・ 安価で受けられる研修を数多く開催していただきたい。  
当方が知っておくべき情報があれば、タイムリーに提供していただけると大変有難い。  
（現在はこちらが探しにいかなければならない）（再掲）
- ・ 今後も情報提供及びその対応についてのご教示をお願いいたします。
- ・ よくある質問集を公開してほしい。（再掲）
- ・ 今後も、様々な情報を適切な時期に伝えて頂いたり、相談にのっていただければと思います。（再掲）
- ・ 公益法人のステイタスをもっと押し上げる活動ならびに公益法人への寄付活動、補助金の推奨など公益目的事業が行いやすい環境づくりをお願いしたい。また、新たな補助金などがあれば、情報を教えてほしい。（国の方の補助金の情報はわからない）。特に社団法人は人的にも、金銭的にも貧弱な中で、求められる活動の幅は広がる一方の傾向がある。公益事業は、すべての費用を受益者負担で行うことは難しいのが現状である。
- ・ 引き続き、法人運営に必要な情報提供をお願いします。

## ◆ 公益財団法人 (17 件)

- ・ 公益認定を受けて公益目的事業を行っている以上、一定の制約（行政庁による監督、規制）はやむを得ないと考える。もちろん制度的におかしいもの（収支相償基準での赤字が繰り越せない点等）や必要以上に細かい規制や報告は改善されるべきである一方で、公益法人協会としても各法人が守るべきルールを守り安くするための情報を充実してほしい。特に、行政庁の具体的な指摘事項や対応策をお願いしたい。（再掲）
- ・ 相談室は大変助かっているので、さらなる充実を期待しています。小規模法人の事務局は苦勞が多いと思うので、財団運営上の成功事例を雑誌などで紹介してほしい。（再掲）
- ・ 法人を取り巻く活況の変化に対する情報提供。
- ・ 公益法人の運営にあたり、情報提供等ありがとうございます。今後ともよろしく願い申し上げます。

- ・引き続き、公益法人の運営に関する情報提供をお願いします。
- ・時宜を得た情報提供いただき満足しています。
- ・タイムリーな情報提供を期待しています。
- ・公益法人の運営に関して、行政庁の方針等、タイムリーな情報発信を期待しています。
- ・公益法人の制度改革、情報交流、共有のため今後ともよろしく願いいたします。（再掲）
- ・従来同様、情報の収集や集約した情報の提供をお願いします。（再掲）
- ・情報発信等でとても感謝いたしております。
- ・法人運営に関する的確な情報提供を引き続きお願いしたい。
- ・行政と各団体をつなぐ存在として、各制度や制度変更の分かりやすい意味や、実務的に「結局どうすればよいのか」の情報をとりまとめてほしい。（再掲）
- ・今後とも情報発信に尽力いただけたら勉強になります。
- ・法改正等の情報について、今後もお知らせいただけると助かります。
- ・引き続き、的確な情報提供に期待します。
- ・今後とも、月刊誌「公益法人」、メール等での媒体によるタイムリー、適切な情報提供をお願いします。（再掲）

## (9) 公法協への期待・苦言

### ◆ 公益社団法人（18件）

- ・質問3、13、15で述べたようなことに対し、フォローしていただければ幸いです。また、定期提出書類において行政庁の担当者が入れ替わる毎に言うことがまちまちなのを指摘していただけると助かります。（再掲）
- ・公益法人は、少数の正規職員と多数の臨時職員を活用している団体が多いと思いますが、今般の同一労働同一賃金制度において、財源がありません。公益目的事業のみ実施する法人は、低廉な価格により事業を実施していることから、困っている法人が多いと予測できます。これらのことについて、取り上げてほしいです。（再掲）
- ・1) セミナー等受講しているが料金が非常に高い。また、地方より参加するため交通費宿泊費等余分に必要となる。  
2) セミナー内容を考慮いただきたい。貴法人より全国法人協会のセミナー参加が多いように思う。ただ、全国法人協会のセミナー参加料金も非常に高い。（再掲）
- ・法人運営のコンサルタント業務をリーズナブルな価格で提供していただけるとありがたい。
- ・公益社団法人の役割を知らない行政官庁の職員が未だにいるため、周知してほしい。
- ・今まで同様の定期的なサポートを希望する。
- ・具体的な手続などを示した標準的な監査基準、監査マニュアルなどを作成して欲しい。零細法人のための安価な会費設定をお願いします。（再掲）
- ・分からないことだらけですのでご指導のほどよろしくお願いします。
- ・ご協力していただいておりますので、助かります。
- ・特に代替わりの時など疑問がでてくるので、正確な方法など指導いただけるとありが

たい。

- ・ 研修会等の受講料が高すぎるので参加できない。たとえ会員になったとしても高すぎて参加できないと思われる。あと、何を目的とサポートしたいのかが、見えない協会に感じますので、外からみて分かりやすくされた方が良いかと思えます。（公認会計士や税理士さんの団体にしか見えません。※生意気なことを書いて申し訳ありません）（再掲）
- ・ 公益法人と一口にいても、各法人で運営状況・手法は様々であると思えます。基本的には、どの法人も「運営が成り立ち、公益事業を闊達に行なって頂くことが本来の目的」であると思えます。最近では、不祥事が多いせいかもしれませんが、ガバナンスを言い過ぎて、それに係る負担が大きくなり過ぎているのではないかと危惧しています。本来のミッションに立ち返り、「公益法人が本来取り組むべき公益事業運営に集中できる環境をどう整備できるか」という視点で、協会運営を行なって頂ければ幸いです。
- ・ 国の受託事業等により、非会員に対しても、会計処理等簡易な事項についてメール等による無料相談ができるような仕組みがあればありがたい。（再掲）
- ・ がんばってください。
- ・ 今後も、公益法人が活動しやすい制度環境実現のため、ご尽力願います。
- ・ 公益法人のステイタスをもっと押し上げる活動ならびに公益法人への寄付活動、補助金の推奨など公益目的事業が行いやすい環境づくりをお願いしたい。また、新たな補助金などがあれば、情報を教えてほしい。（国の方の補助金の情報はわからない）。特に社団法人は人的にも、金銭的にも貧弱な中で、求められる活動の幅は広がる一方の傾向がある。公益事業は、すべての費用を受益者負担で行うことは難しいのが現状である。（再掲）
- ・ 今後も各団体が活動しやすい環境を作っていただけるとありがたい。
- ・ 零細法人を優遇して欲しい。

#### ◆ 公益財団法人（23件）

- ・ 従来同様小規模な公益法人にも目を配って活動を続けていただきたい。
- ・ 寄付が年々減少し毎年、赤字決算で苦勞しています。寄付文化を醸成できるような仕組み作りをお願いしたい。
- ・ 内閣府でなく公益法人協会が中心でやること。
- ・ 公益法人が運営しやすくなるために、色々な面でご尽力いただいていることに感謝しております。
- ・ 会員ではありませんが、いつもご指導いただき、感謝しています。
- ・ 公益法人運営の簡略化の推進に取り組んで頂きたい。（再掲）
- ・ 法人運営に対して行政当局が認定権をもって仔細にわたり監視指導するのではなくて、各法人が社会的に認められたガバナンスコードに基づいて自主的に運営できるようしくみが実現するよう取り組んでほしい。（再掲）
- ・ 各自治体の担当者向けのセミナーを実施して欲しい。（公益法人の制度と会計をよく理解していない人に立入検査をされるのは納得できない）（再掲）

- ・ これまでも疑問点について照会させていただいた際に、丁寧にご回答いただいております、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。
  - ・ 公益法人に関する情報の提供や講習会の案内を定期的に提供いただき有難うございます。特に要望はありません。
  - ・ 御協会の役割が大きいので期待しております。
  - ・ 今後ともよろしくお願いいたします。
  - ・ いつもお世話になりありがとうございます。
  - ・ 今までいろいろな面で有効な助言をいただいた。今後ともよろしくお願いいたします
  - ・ いつもお世話になっております。
  - ・ 遊休資産、収支相償などは当初からの懸案事項だったと思うので、公益法人の立場で問題点が改善されるよう、活動を続けてください。事業継続が精一杯な弱小法人は、細かい規制で事務が煩雑になるのが一番ダメージです。できれば、法人規模の大小で差をつけてもらえると助かります。
- 心配なのは、私が退職するときに（在職10年以上）、公益法人関連の知識を後任にうまく引き継げるのかどうか（事務局はパート2名体制）、ほかの法人では事務局の体制はどうなっているのか、なども知ることができれば参考にしたいです。
- ・ いつもご指導を頂いて感謝しています。
  - ・ 公益法人の事業は本来政府のグローバルな政策の中で実施されるべき事業を民間がある意味好意で実施している。行政庁から感謝されることがあっても文句、苦情を言われる筋合いはない。行政庁に対して公益法人の立場をしっかりと主張していただき、気持ち良く事業を継続させていただきたい。（再掲）
  - ・ 収支相償についてももう少し定義を緩くして頂くよう検討して頂きたい。理由として、このアンケートでも回答しましたが、将来の人員構成について若い人を1人でも採用し、フレッシュな考え方を入れていきたいが、今の収支相償の考えでは、資金の面から余裕を持って、これに向かうことができない。若い人のアイデアを入れられないことが、シルバー事業を大きく前進させるための妨げのように感じます。（再掲）
  - ・ 応援しております。
  - ・ 今後ともよろしくお願いいたします。
  - ・ 必要に応じ相談に乗っていただきたい。
  - ・ 引き続き加入団体の運営を前進向上させる立場で取り組んで頂きたいと思います。

## (10) その他

### ◆ 公益社団法人（70件）

- ・ 本来、民による公益の促進を目指していたはずだが、会計基準ほか面倒、わかりにくく返って逆行しているように感じられる。
- ・ 内閣府のシステム、何とかならないか？ 日常頻繁に使用するものではなく、ついていけない。
- ・ 余り介入することなく、自主的な公益活動を尊重すべきと思う。
- ・ 公益法人制度が細かすぎてよくわからないこと等があるが、このアンケートのように

文書で回答することも難しい。

- ・ 当方は公益財団法人ではありません。
- ・ アンケートの質問事項が複雑かつ難しい、もっと簡単明瞭な調査を。
- ・ このようなアンケート調査について、回答を「送信」する前に、回答内容について法人内部で決裁がとれるよう、A4判2～3枚に収まる分量で回答内容をプリントアウトできるとよい。
- ・ 引き続き、各種セミナーの開催・案内をお願いします。また、本アンケートが保存（印刷）できるようにしてください。（再掲）
- ・ アンケートへの協力は任意のはずだが、強制的な印象を受けた。項目も多すぎる。
- ・ このようなアンケートは任意であると思われるが、その旨の記載が無いメールが送られてくる。

期日までに必ず回答するようにとあるが、他と違い余分な仕事をする人員（時間）が無い。公益法人でも、形態（体制）は様々であることにもう少し配慮を願いたい。

- ・ 現在送信されているアドレスは、旧アドレスの為休眠中です。現在使用中のアドレスに変更をお願いします。
- ・ なし・特になし。（59件）

#### ◆ 公益財団法人（84件）

- ・ 当県だけかもしれませんが、公益法人には書類等の締切がきちりとあるのに、それを監督している県等には期限がないため、2年前の事業報告のチェックがいまだに終わっていないかたりする。間違っただま進んでいて、何年か分まとめて訂正等がきたりして困るので、県等も三ヶ月以内に確認する等統一してほしい。
- ・ 遊休資産、収支相償などは当初からの懸案事項だったと思うので、公益法人の立場で問題点が改善されるよう、活動を続けてください。事業継続が精一杯な弱小法人は、細かい規制で事務が煩雑になるのが一番ダメージです。できれば、法人規模の大小で差をつけてもらえると助かります。  
心配なのは、私が退職するときに（在職10年以上）、公益法人関連の知識を後任にうまく引き継げるのかどうか（事務局はパート2名体制）、ほかの法人では事務局の体制はどうなっているのか、なども知ることができれば参考にしたいです。（再掲）
- ・ 対象とする法人は何種類もあるのに全て同一の考えで運営しているような気がするの  
で内容により差を設けてもいいのではないかな。
- ・ 組織の大きい財団と小さな財団でも提出書類は同じだが、簡素化できないか？（再掲）
- ・ 今回のアンケートに「公益財団法人」公益法人協会としてはどのように回答されたのかを可能な範囲でお教えてください。
- ・ このようなアンケート方式では、その回答内容について代表理事等への確認や決裁がとれません。送信前に保存ができるシステム（フォーム）を検討してください。
- ・ 小規模法人に対する”諸サービス”の充実。
- ・ 当該アンケートを提出する際は決裁が必要である。当アンケートがすべて簡易にプリントアウトできる様式を望む。

- ・ アンケート調査ありがとうございます。全体的な実態把握をしていただき感謝しております。
- ・ ウェブでの入力システムがやりづらい。もっと簡単に（やりやすく）できるようにしてほしい。
- ・ いつもありがとうございます。様々な意見があると思いますが、引き続きよろしくお願いたします。
- ・ 存在意義がない。役人の天下り先のひとつではないかと疑う。
- ・ アンケートの項目が多く、少し事務負担を感じる。
- ・ このアンケートを今後どのように活用されるのか知りたい。
- ・ 会費が高く、赤字経営であるため、一昨年脱退しました。有益な部分が多だと思しますので再加入会いたいと思いますが、会費は年間1万円くらいがいいと思います。講習会は会費はしょうがないと思います。なにしろ、毎年赤字で、ここ5年で8,000万円の赤字となっていますので、このような意見になってしまいます。（再掲）
- ・ 回答が遅れて申し訳ございませんでした。このアンケートの内容に関するものですが、「中心的事業の区分」は、公益認定申請に当たって設けられている「事業区分ごとのチェックポイント」の事業区分とするのが分かりやすいのではないのでしょうか。また、問13で、「問14」で不要とした場合とあるのは、「問12」の間違いだと思います。）
- ・ 期日をすぎましてすみません。
- ・ なし・特になし。（67件）

## 2. 記述式回答〔一般法人編〕

### 2.1 「2018年度の主な収益」の「その他」の内容

#### ◆ 一般社団法人（15件）

- ・ 技術研修会及び技術講習会の参加費。
- ・ 協会認定工場の生産数量に対し、資金を拠出いただいている。
- ・ 学会誌やガイドライン等の発行等。
- ・ 官公署からの受託収入。
- ・ 団体併合に伴う移行財産からの資金拠出。
- ・ ①調査委託料収益、②業務代行保証料収益。
- ・ 上部団体からの補助金
- ・ 研修受講料
- ・ 授業料、受託収入
- ・ 公益財団法人日本サッカー協会からの公益事業補助金。
- ・ 研修受講料
- ・ 不動産賃貸
- ・ 家賃収入
- ・ 受講料
- ・ 家賃収入

#### ◆ 一般財団法人（18件）

- ・ 預金利息など
- ・ 賽銭収入
- ・ 広報等に関する収入。
- ・ 美術館入館料
- ・ 資産取り崩し
- ・ ホテル業からの事業収入。
- ・ 施設の貸与による利用料金収入。
- ・ 法人からの寄付金。
- ・ 賃貸料収入
- ・ 寝具業界の教育目的とした、出版物、睡眠環境・寝具等の販売による収入。
- ・ 個人・チーム登録料
- ・ 間接補助執行による収入。
- ・ 介護保険収入
- ・ 負担金収入
- ・ 保有不動産の賃料。
- ・ 食品検査センターの運営。
- ・ 同窓会及び母校教育振興会からの運営費補助。
- ・ 特になし

## 2.2 「一般法人を選択して良かった点」の「その他」の内容

### ◆ 一般社団法人（4件）

- ・ 任意団体から信頼性が増したと思われる。
- ・ 起業時の設立資金が安価であった。
- ・ 一般社団法人移行後に勤務したため不明。
- ・ 社団法人から法的に一般社団法人に移行した。

### ◆ 一般財団法人（5件）

- ・ 平成29年に一般財団法人を設立し、公益認定については現在検討中である。
- ・ 東京都の事業協力団体であり、行政による監督が続く。
- ・ 公益法人と比較して制限が緩い。
- ・ 公益法人に比べて自由度が高い。
- ・ わからない。

## 2.3 一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

### (1) 社会的な信用

#### ◆ 一般社団法人（13件）

- ・ 所管省庁の有無による影響が大きく新規会員が増えにくくなった。
- ・ 借入金が難しい
- ・ 公益法人に比べ信用度が低いとの認識であり、特に困っている事項はなし。
- ・ 前回も似たような回答をしましたが、旧民法法人から移行系の一般社団と新設一般社団に差が無いので、信用面でよろしくないと感じます。
- ・ 当協会は、収益目的の事業は少なく、国家資格者の学術の向上と自己研鑽により国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的に掲げていることから、本来の意味では公益法人であると自負している。ただ現行の制度上、会員向けの専門的な研修など共益的な事業や、国の制度に対応するための年度予算にないイレギュラーな事業支出も少なくないため、一般法人のままであることが適当であり、それで実際の運営上も何ら支障がないが、会員からは、一般法人は公益法人よりも地位が低いかに思われがちである。これは名称の問題が大きいと考える。
- ・ 社会的位置づけが公益法人のように強固でないため退会する会員が増えている
- ・ 移行法人で現在は未だ信用度は維持しているが、今後に不安を否めない。  
収益が減少する中で計画通りの公益目的支出計画を維持すること。
- ・ 他団体からの寄付を受けにくい。
- ・ 対外的にあくまでも業界団体と認識される。
- ・ 資金調達が難しい。
- ・ 一般社団法人には、比較的簡単に移行できるため、新規の団体との差別化が難しい。
- ・ 世間から、税金が投入されているかのごとき誤解がある。
- ・ 博物館施設として作品を借用するとき、公益法人に比べ社会的な信用が低いいため借用

できないことがある。

#### ◆ 一般財団法人（5件）

- ・ 公園の管理事業は、社会通念では公益性が高いと思われる。
- ・ 実施している事業は公益に資する事業を行っているが、名称が一般財団法人となっているため、外部から公益性が認められにくい。
- ・ 公益財団法人限定事業に一般財団法人は締め出されている。
- ・ 地域住民の安心安全に寄与する事業を実施しているが、十分に理解されていないこと。
- ・ 社会的信用が下がる。

### (2) 公益目的支出計画の作成・提出

#### ◆ 一般社団法人（54件）

- ・ 報告書の作成・記述の訂正などの手続き。
- ・ 公益目的支出計画の実施作成。
- ・ 手続きが突然変更され、昨年のデータの活用が大変。
- ・ 報告書式が変更になった時、苦勞する場合がある。
- ・ わずらわしい。
- ・ 電子申請の方法が突然変更し、非常に苦勞した。変更認可申請（公益目的支出計画の期間延長）を行った時点で、認可されていた継続事業の一部について却下となったことは理解に苦しむ。
- ・ 作成に時間を要すること。
- ・ 公益目的支出計画報告時期と総会時期が重なり忙しい。
- ・ 会計処理に精通した税理士、会計士が少ない
- ・ 公益インフォメーションがわかりにくい。
- ・ 公益目的支出計画実施報告書について、行政官庁の担当者が変わる度、若干提出する書類が増えたりする。また、もう少し簡素にできないか。今のままでは、本会のように職員数が少ない法人では、引継ぎ等に支障をきたす可能性がある。
- ・ 担当者が変わると、制度や報告方法を理解するのが大変。
- ・ 現在は終了しているが、公益目的支出計画実施中は事務手続きが煩雑だった。
- ・ 公益目的支出計画実施事業報告書式の変更の案内がない。（ログインして初めて知った。）
- ・ 公益目的支出計画書を毎年作成する業務の煩雑さ。
- ・ 事務局が最小限しかいないので報告のための業務負荷量がばかにならない。
- ・ 公益目的支出計画の報告書類が複雑で、限られた活動予算を使って会計事務所に助けをいただいている。
- ・ 公益目的支出計画を早期に完了させるために、人件費や経費の按分等、複雑にしており、限られた者しか実施報告書を作成できない。
- ・ 預金利子に対する課税が大きい。
- ・ 提出期限が短い。
- ・ 公益認定等総合情報システム（電子申請）の変更に伴いデータ入力等に時間を要した。

一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

- ・ 税理士、司法書士の指導を受けている。
- ・ 来目的事業実績報告書が細かくて、面倒。
- ・ パソコン入力により行うこととされ、簡単に入力できない。
- ・ 毎年度、申告形式が微妙に変わっている。
- ・ 公益目的支出計画が完了したので、報告義務はなくなった。
- ・ 公益目的支出計画の完了予定年度が、約 30 年後となっているため、それまで 報告書を提出し続けなければならないこと。
- ・ 当社は、公益目的事業での収入はなく、収益事業の収入で運営しているため、税の負担が大きいこと。
- ・ 公益目的支出計画の完了予定年度が約 30 年後となっているため、それまで報告書を提出し続けなければならない。  
当社は、公益目的事業での収入はなく、収益事業の収入で運営しているため、税の負担が大きい。
- ・ 昨年度で完了したため、現在は苦勞している事項や困っている点はありません。
- ・ ①公益法人の定期報告に比較するとまだ良いと思うし、報告の趣旨は理解しているつもりだが、多岐にわたる内容報告が求められている点。真面目にやっている法人のつもりだが、ベースの考え方が性悪説になっていると思ってしまう。②2018 年度報告から電子申請のシステムが変更になったがシステムの不備があり、作成に苦勞し、非常に時間を要した。
- ・ 公益目的支出計画の提出書類が煩雑で大きな負担を強いられているうえ、インフォメーションの申請画面の操作性がとても悪く提出するのが困難。
- ・ 当法人は自動車に関連する証紙販売、共済事業を主体に運営している。少子高齢化や社会制度の変化に伴い事業規模も縮小傾向にある。現状での公益目的支出計画の作成や税負担が重い。
- ・ 本会計を税理士に委託しているが、公益目的支出計画は別の税理士に委託しているため経費がかかる。
- ・ 今後 100 年間、提出義務があるため、先行きが長い。
- ・ ネットでの申請が面倒。
- ・ 従業員の人数が少ない為、書類作成等の作業に追われる。
- ・ 公益目的支出計画が完了したので、現在の報告義務はない。
- ・ 公益目的支出計画の推進に波があり、報告が難しい。
- ・ 資料作成に時間がかかる。
- ・ 申請が複雑である点
- ・ 公益目的支出計画の報告の際の資料作成等が大変だった。
- ・ 公益目的支出計画が完了期間が長い分、毎年提出する報告書がとても面倒。
- ・ 公益目的支出計画実施報告の報告方法が大きく変更され、システムが不具合が多くあった。
- ・ 上記については、昨年度から宅建協会の顧問税理士を中心に手続きを実施しているので改善されている。

- ・ 資料作成が煩雑である。
- ・ 電子申請システムの変更への対応。
- ・ 公益目的支出計画の報告が煩わしい。書類作成の手間、報告期限が短い。
- ・ 申請手続きが難しい。
- ・ 入力が難しい。
- ・ 公益目的支出が一定でなく、計画より少し達成額が満たなかった場合、詳しい説明を求められる。
- ・ 担当の自分がパソコンに不馴れなため、迷惑をかけているかもしれません。
- ・ パソコンを使ったオンライン報告の操作方法が分かりづらい。
- ・ 総会後に実施報告書を提出する期間が短い。

#### ◆ 一般財団法人（15件）

- ・ 公益目的支出計画の作成。
- ・ 報告書等の作成が煩雑でありシステムによる提出が難しい。
- ・ 事業ウェイトや人員配置が当初の認可時から変更になっているため。
- ・ 公益目的支出計画事業が今後（80数年）続くため、施行状況の県への報告等が煩雑。また、県の出捐割合が25%を超えているため、県担当課への予算、決算状況等の説明資料作成等々に決算時期と重なり事務量が多くなっている。
- ・ 報告書への記入が必用か、担当官により指示が異なることがある。審査ポイントが違う・・・？
- ・ 毎年の実施報告が難しい。
- ・ 今後の事業の方向性に影響を及ぼす。
- ・ 区分経理が煩雑である。
- ・ 評議員会の開催が公益目的支出計画の提出期限最終日となるため、余裕がない。
- ・ 当方は、公益目的支出計画の完了まで先が長いため。
- ・ 報告フォームが使いにくい。
- ・ 申請作業が面倒。
- ・ 毎年提出しなければならない公益目的支出計画実施報告書作成の煩雑さ。
- ・ 公益法人電子申請のシステムの取り扱いが解り難い。
- ・ 報告に係る作業、時間。

### (3) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更

#### ◆ 一般社団法人（5件）

- ・ 公益目的支出計画の変更が実質不可能である。
- ・ 上記については、昨年度から宅建協会の顧問税理士を中心に手続きを実施しているので改善されている。（再掲）
- ・ 申請手続きが難しい。（再掲）
- ・ 認定申請時の定款の内容が、実態にそぐわないことから、変更したいと考えているが、当該変更手続きが煩雑である。
  - ・ 事業内容の変更

一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

- ・ 税制上の普通法人への転換
- ・ 当初の計画期間を長期に設定したため、報告作成期間が長い。事業の変更に伴う公益目的事業の変更が面倒である。

#### ◆ 一般財団法人 (9 件)

- ・ 担当者の交代等により申請時期を失念する場合がある。
- ・ 手続きの煩雑さが、新規事業を行うことを躊躇させている。
- ・ 今後の公益目的支出計画の変更認可申請。
- ・ 事業内容を変更したいが手続きが複雑すぎる。
- ・ 公益目的支出計画の当初計画の変更がなかなか難しい。
- ・ 時間の経過とともに事業形態も変化を求められるため、当初の計画を維持し続けることが困難となる面が出てくること。
- ・ 活動内容を変更するのに届け出見本が無くまた、相談先が分からない。
- ・ まだ行ったことはないが、計画変更等が大変そうである。
- ・ 変更する手続きが煩雑ですぐに変更することが出来ない、文言の1つでも変更が煩雑。

#### (4) 公益目的支出計画の期間

##### ◆ 一般社団法人 (7 件)

- ・ 電子申請の方法が突然変更し、非常に苦勞した。変更認可申請（公益目的支出計画の期間延長）を行った時点で、認可されていた継続事業の一部について却下となったことは理解に苦しむ。（再掲）
- ・ 長期間に及ぶ。
- ・ 公益目的支出計画が計画通りに進まず、終了期限を延長する必要がある。
- ・ 小さな規模の団体なので、役員が変わるたびに理解が必要となる。計画が長すぎる。
- ・ 実施期間が長く最終的な責任の所在が不明。
- ・ 長期間である。
- ・ 当初の計画期間を長期に設定したため、報告作成期間が長い。事業の変更に伴う公益目的事業の変更が面倒である。（再掲）

##### ◆ 一般財団法人 (3 件)

- ・ 財団設立が古いため、何十年も支出計画にしばられた予算の執行が求められていくこと。
- ・ 土地や標本類などの資産価値が高額なばかりに、公益目的支出計画が完了するまで年数が200年近いというバカげたことが実際に起こっている。
- ・ 公益目的支出計画完了までの期間が長い。法人税・固定資産税等の負担。

#### (5) 公益目的支出計画の運用ほか

##### ◆ 一般社団法人 (20 件)

- ・ 移行法人で現在は未だ信用度は維持しているが、今後不安を否めない。収益が減少する中で計画通りの公益目的支出計画を維持すること。他団体からの寄付を受けにくい。（再掲）

- ・ 長期（全期間 36 年）にわたる支出計画の継続。
- ・ 公益目的財産額が多額なため、報告が必要な期間が長期に亘っている。
- ・ 公益目的支出計画の管理・運営。
- ・ 公益目的支出計画が計画通り行かない。
- ・ 公益目的支出計画が完了するまで数十年残っている。その間、毎年公益目的支出額を事実上、費消していかなければならない。
- ・ 公益目的支出計画に労力を割かれる。
- ・ 公益事業での主な収入である会費が年々減少し、それに伴い経費の削減をせざるを得ない状況であり、公益目的支出計画通り進まない。
- ・ 公益目的支出計画を遂行する上で、これまでの資産を消費することが、役員等の理解を得ることが難しい。赤字を出しているように解釈される。
- ・ 公益目的支出計画に沿った事業運営を意識する必要がある。
- ・ 現在ある資産を自由に使えないこと。
- ・ 公益目的支出計画事業を期間まで継続していくこと。新規事業への展開や予算計上が困難。
- ・ 保有資産が目減りする中で、公益目的支出計画を完遂しなければならないこと
- ・ 公益支出計画通りに公益事業の収入・支出を例年維持することが難しい。  
公共事業の赤字を収益事業でカバーするために収益性を高めると、法人税の影響が大きくなる。
- ・ 公益目的支出計画の実施を優先することから、その他の事業に資金を投入しづらい。
- ・ 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く。
- ・ 今までは申請に関わった職員がいるので実施報告書等について特に困ることはないが、一人でその手続きをしているため、退職したとき引継ぎができるかわからない点。
- ・ 法人の規模が小さく、業務を担当できる者が少ない。
- ・ 単年度で役員、担当者が変わるため引き継ぎに苦労する。
- ・ 前任者からの引き継ぎが適切行われなかった為、報告書等の内容が理解できない。

#### ◆ 一般財団法人（26 件）

- ・ 事業内容はニーズにより多少の変更はあるが、公益目的支出計画の実施事業が詳細に記載されており、計画にあわせた事業をするのに苦労する。
- ・ 公益目的支出計画通りにならない年が多々ある。
- ・ 移行時の実施事業の設定によるものと思うが、赤字（公益目的財産の費消）を出しつつ、キャッシュフローを確保し運営していく困難。
- ・ 実施事業は年数の経過とともに計画通り進捗しない場合が想定される。
- ・ 外部要因で運営が大きく影響され計画通りに進めない。
- ・ 当初の公益目的支出計画通りには実際いかない。
- ・ 公益目的事業実施計画の安定した継続。
- ・ 基本財産を減額しても、公益目的支出計画を遂行してきた点。
- ・ 収入が伸びない中、公益目的支出は計画通り進めねばならない点。

一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

- ・ 公益目的支出計画が、計画のとおり行かない。
- ・ 評議員会の成立に必要な定足数の確保が困難 公益目的支出の増加が見込めない。
- ・ 財産の移動が難しい。
- ・ 公益目的支出計画が完了するまで、あと 20 年ほどある。処理事務を引き継いでいくことが大変。
- ・ 公益目的支出計画に基づき、毎年支出する額を満たす事業の企画が難しい。
- ・ 公益目的支出計画が何年かかるか見当がつかない。
- ・ 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く。
- ・ 公益目的支出計画の確実な実施を求められること。
- ・ 公益目的支出計画実施事業に不安がある。
- ・ そもそも公益会計基準がよくわからない。
- ・ 公益目的支出と源泉分離課税という問題はあるものの、今後の運営に差し支えるような状況は特にない。
- ・ 内閣府の担当者が交代した時、指導内容が変わっていたところが気になった。
- ・ 事務局に専門的な人間がいないため、相談先がない。
- ・ 基本は複式簿記だが公益会計が特異性がある。
- ・ 未だによく理解出来ない。
- ・ 決算処理。
- ・ [公益目的支出計画について] 当財団では、外部の助成金や補助金を得ることによって、公益目的支出額、実施事業収入額とも公益目的支出計画以上の事業を実施するよう努めていますが、収支差額での達成率は現状で約 56%にとどまっています。公益目的支出計画は、公益目的支出額の達成で見てほしいと考えています。
- ・ [税制について] 非営利型法人は、公益法人、普通法人のいずれよりも不利益な課税になっています。非営利型法人について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、公益法人のみに認められている「みなし寄附金の損金算入」を適用されることを希望しています。

## (6) 理事会、評議員会等の機関運営

### ◆ 一般社団法人 (9 件)

- ・ 適正な機関運営の在り方についてモデルが少ない。
- ・ 理事会のメンバーが民間企業の部長以上で本人出席の調整が必要。
- ・ 理事会への代理出席・委任状出席が認められない点。
- ・ 理事会の理事の出席や日程設定、社員総会の社員の出席がぎりぎりの状態で運営しているところ。
- ・ 法人運営するうえで問題や課題が発生した場合に、適正な判断をするための資料や事例が少ない。
- ・ 理事会の理事本人出席が求められ、調整に苦慮する。
- ・ 職員が少ない為、事務局へ負担が掛かる。
- ・ 繁忙期と理事会、社員総会開催の時期が重なること。

- ・ 小さな規模の団体なので、役員が変わるたびに理解が必要となる。計画が長すぎる。

#### ◆ 一般財団法人（8件）

- ・ 会計処理や法人運営についての相談先が公益法人協会しかなく、相談先が少ない。理事会、評議員会、役員変更等を運営するときに制度が難しい。
- ・ （1）一般財団法人へ移行後、法人税が大幅に増加し事業運営に影響が出てきている。  
（2）評議員会における特別決議に必要な2／3の出席者の確保が難しい。（再掲）
- ・ 設立母体である町の干渉が強すぎる。
- ・ 準備等の準備期間が足りない。
- ・ 「区分会計」を役員・評議員に理解してもらうのに労力を使う。
- ・ 評議員会の成立に必要な定足数の確保が困難。公益目的支出の増加が見込めない。（再掲）
- ・ 運営を担当する事務担当者が実質一人のため、適性に運営できているかの判断が難しい。
- ・ 決算書の作成後（3月）に理事会で承認（同）、予算決定、理事会・評議委員会から税理士による書類作成を経て都への書類提出（5月）までの間が短く、理事会と評議員会の間を2週間空ける必要もあり、定足数があつまりにくい。

### （7） 組織運営

#### ◆ 一般社団法人（10件）

- ・ 長く続けているが、困った点は会員が減少の傾向。法人が続くかどうか心配。
- ・ 業界団体として加入の必要性を感じられなくなった。複数の無線システムが利用可能となったこともあり退会会員が増加。
- ・ 現状、会費のみに依存しているが、新たな事業展開に柔軟性がなく苦慮。
- ・ 会員数の減少。
- ・ 管理部門（総務、経理）でのプロがいないこと。
- ・ 事務局体制が十分でなくマンパワーが不足している。
- ・ 年会費納入率、寄付金、金利の低下などによる収入減。
- ・ 法改正により今の収益事業がほぼ0になることが予想され、運営的に厳しく、今後合併、解散等の方針を相談するところがない。
- ・ 健全財政の維持。
- ・ 資金調達が難しい。（再掲）

#### ◆ 一般財団法人（10件）

- ・ 運営の無報酬での人材確保。
- ・ 少人数の運営のため業務負荷が大きい点。寄附の税法上メリットがなく賛同を得にくい点。（再掲）
- ・ 運営上、高齢化による人材不足。
- ・ 流動資産が少なく、継続事業を安定的に実施し続けることができるか不安。
- ・ 会館管理を行っている。収入の一番大きなものは区分所有者からの拠出金であるが、

平成9年から拠出額が同額のままで、正味財産が減少し続けている。

- ・ 業界環境が変わり、公益目的支出計画による収益が見込まれない事。
- ・ 支出の増加。
- ・ 指定管理予算が中々増加されず、人件費などの増加を吸収できない事がある。  
この分自主的な収益事業で補填している状況であるが、次年度予算の要求ではこの事が災いし、法人の黒字であるからの理由で増額されない。
- ・ 収支相償こそないが、資産増加の余裕もなし。
- ・ 役員の高齢化がすすみ、後継者の育成もままならない現状で、公益財団時代の資金を活用して啓発事業を継続しているが、収入には結び付きません。

## (8) 寄附関係(税制含む)

### ◆ 一般社団法人 (16 件)

- ・ 寄附者のインセンティブの向上につながらないとの懸念
- ・ 寄付金募集する際に、何をしてよく、何をしてはいけないのかが、よくわからない。
- ・ 賛助会員の募集が難しい。
- ・ 寄付金控除があれば、新規入会会員勧誘がもっとスムーズに行えるのではと思う。
- ・ 新規入会会員勧誘に際し、寄付金控除があればもっとスムーズに行えるのではと思う。
- ・ 寄付者に説明すると残念がられる。
- ・ 移行法人で現在は未だ信用度は維持しているが、今後不安を否めない。  
収益が減少する中で計画通りの公益目的支出計画を維持すること。  
他団体からの寄付を受けにくい。(再掲)
- ・ 資金を出してくれる方へのアピール要因が弱い。  
収益事業と公益会計基準についての会計処理が明確に分かりにくい。
- ・ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。
- ・ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないため、寄附が得られない。
- ・ 公益法人と異なり、県有土地の賃借料の減免、寄附者への寄付金控除等の優遇措置がない。
- ・ 定期収入が年会費しかなく、会員から寄付の申し出があっても控除措置がないことから結局寄付に至らない。収益事業への課税についても負担が重い。(再掲)
- ・ 公益事業に対する寄付金に対し、控除の優遇措置が無い。
- ・ 赤字になる公益事業を収益事業で補填するときに、みなし寄付金の適用がないことで負担が増えている。
- ・ 学会創立 50 周年記念として特別会費を依頼したが、寄付金控除がなく集まりづらい。
- ・ 寄附を募りたいが、寄付金控除の優遇措置がないため寄附集めが難しい。

### ◆ 一般財団法人 (7 件)

- ・ 少人数の運営のため業務負担が大きい点。寄附の税法上メリットがなく賛同を得にくい点。
- ・ 公益性の高い事業内容だが、税制の優遇が受けられない。
- ・ 寄附の受け入れの際に寄付金控除が無いために困難な場面がある。

- ・ 寄付者から税優遇についての問い合わせがあるため。
- ・ 昨今の金利低下による運用収入の大幅減少により、事業運営が厳しい状況にある。このため、税制（寄付金税制を含む。）面での特例民法法人時代と同様の優遇が望まれる。（再掲）
- ・ 寄付を募る場合に、寄付者への税制上の優遇がないので、依頼しづらい。
- ・ 元々財政難なところに寄付金控除の優遇措置がないため、寄付金集めが厳しくなった。

## (9) 税制関係

### ◆ 一般社団法人（24件）

- ・ 節税対策。
- ・ 収益事業の範囲の考え方（何がどの程度が収益事業なのか？）。
- ・ 収益事業が大きいため、法人税・消費税などの税負担が大きい。会費収入が少ないため、収益事業の売上が公益事業の原資となっているが、課税額が大きくなると事業に支障が出る。
- ・ 税負担が大きい。
- ・ 公益目的支出計画の完了予定年度が、約30年後となっているため、それまで報告書を提出し続けなければならないこと。  
当社は、公益目的事業での収入はなく、収益事業の収入で運営しているため、税の負担が大きいこと。（再掲）
- ・ 公益目的支出計画の完了予定年度が約30年後となっているため、それまで報告書を提出し続けなければならない。  
当社は、公益目的事業での収入はなく、収益事業の収入で運営しているため、税の負担が大きい（再掲）
- ・ 公益目的による支出が収益事業による収益と相殺できず、税金が高額となることに苦労した。
- ・ 公益目的事業支出の全額が法人税非課税とならない。
- ・ 当法人は自動車に関連する証紙販売、共済事業を主体に運営している。少子高齢化や社会制度の変化に伴い事業規模も縮小傾向にある。現状での公益目的支出計画の作成や税負担が重い。（再掲）
- ・ 同じ銀行協会なのに、全国で岩手県銀行協会だけが法人税を課税されている。
- ・ 移行前は法人市民税で減額手続きが出来たが公益法人でないので対象外となった。
- ・ 定期収入が年会費しかなく、会員から寄付の申し出があっても控除措置がないことから結局寄付に至らない。収益事業への課税についても負担が重い。
- ・ 税制上は営利法人と同じだが、利益の分配には規制がかかる。
- ・ 税金申告がややこしく、また課税の仕組みが理不尽な点を感じる。
- ・ 税務申告。
- ・ 事業の中に資金果実収入による活動があるが、課税となってしまった為、運用利息収入が減額となっていることが1番のネックで。
- ・ バザー等の収益事業が課税対象となるため。

一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

- ・ 税金の申告等については、税理士さんに相談している。
- ・ 収入が少ないため。
- ・ 利益が出ていない状態なので、所得税は大した問題にはならないが、障害者対象であるのに、消費税はきついです。
- ・ 公益支出計画通りに公益事業の収入・支出を例年維持することが難しい。  
公共事業の赤字を収益事業でカバーするために収益性を高めると、法人税の影響が大きくなる。（再掲）
- ・ 源泉課税されたことにより支出額が増加。
- ・ 公益目的支出計画を早期に完了させるために、人件費や経費の按分等、複雑にしており、限られた者しか実施報告書を作成できない。  
預金利子に対する課税が大きい。（再掲）
- ・ 微々たる預貯金利子にも今までのように非課税ではなくなった。

#### ◆ 一般財団法人（27件）

- ・ 資金運用の課税に伴い動産運用が年々厳しくなった。
- ・ 平成24年度に税務署申請した時は、非課税法人として認可していたにも拘わらず、平成28年度に税務調査が入り、非課税法人として認可できないので、平成24年度に遡り自主申告（3年間）するか監査（5年間）を受けるか選択を一方的に宣告された。結局3年間の自主申告で約1,000万円の税金を翌月までに支払う事となった。おかしな認可制度に呆れた。特定普通法人として全所得課税となった。
- ・ 資産運用益を退職金として還元しており、わずかな運用益に対しても課税される。
- ・ 事業内容に関わらず、一律の金融所得課税の不合理性。
- ・ 収益事業課税による税負担。
- ・ 公益目的支出額の大部分を占める土地評価額を購入時取得額として認められず、身動きが取れない。
- ・ （1）一般財団法人へ移行後、法人税が大幅に増加し事業運営に影響が出てきている。  
（2）評議員会における特別決議に必要な2/3の出席者の確保が難しい。
- ・ 法人全体の事業の内、収益事業の割合が高いため税金の負担が多い。
- ・ 源泉徴収課税されるため、助成事業の原資が少なくなること。
- ・ 固定資産税及び収益事業課税が負担、高い。
- ・ 収益事業の利益から公益事業費を捻出しており、公益法人と同じことを行っているにも関わらず、その捻出費用の損金控除ができない為法人税が多くかかる。  
税務上の趣旨は理解しているし主務官庁の監督強化は避けたいのですが・・・。
- ・ H24年度に新法人を立上げた時には、非営利法人として税務署が認可していたにも拘わらず、H28年度に税務署の監督官が来園され、非営利法人として認められないとH24年度に遡り税金を支払うことになった。選択肢として3年間の自主申告か5年間の税務署の監査のどちらかを受けなければならなかった。結果、3年間の自主申告の選択した。H25年度に特定寄付約2,000万円をしていたので、その年と翌年度は収支は赤字となり結果、税金約1,000万円支払うことになった。もし、寄附をし

ていなかったら3年間合計で3000万円を支払うことになっていた。税務署が一度決定したことを平気で覆すとは、恐ろしいことです。

- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）からの請負事業において、剰余金が課税されることにより公益事業に廻す資金が不足している。
- ・ 固定資産税の支払い。
- ・ 色々と面倒な割に税の優遇が低くすぎる。
- ・ 弊社は、町（行政）と農協の出捐により財団法人として設立され、一般財団法人へ移行後も行政と農協より人件費の補助を受け運営しており、移行後も行政カラーが強い。メインで行っている農作業受託事業についても作業料金の大幅な値上げもできず、長年農家への支援的な料金で対応しているが、一般財団法人への移行後はこの事業も課税対象事業となり税金の負担が大きい。
- ・ ただでさえ原資が目減りする中で税優遇も受けられず、持続可能な公益事業の展望が困難なこと。
- ・ 公益目的支出計画完了までの期間が長い。法人税・固定資産税等の負担。（再掲）
- ・ 収益事業だけの課税対象を非収益事業も含めて課税対象として欲しい。合算し、総額収支での課税対象として欲しい。
- ・ 〔公益目的支出計画について〕当財団では、外部の助成金や補助金を得ることによって、公益目的支出額、実施事業収入額とも公益目的支出計画以上の事業を実施するよう努めていますが、収支差額での達成率は現状で約56%にとどまっています。公益目的支出計画は、公益目的支出額の達成で見てほしいと考えています。

〔税制について〕非営利型法人は、公益法人、普通法人のいずれよりも不利益な課税になっています。非営利型法人について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、公益法人のみに認められている「みなし寄附金の損金算入」を適用されることを希望しています。（再掲）

- ・ 法人に対する課税。
- ・ 昨今の金利低下による運用収入の大幅減少により、事業運営が厳しい状況にある。このため、税制（寄付金税制を含む。）面での特例民法法人時代と同様の優遇が望まれる。
- ・ 当基金の財源は保有する資産の大部分を国債運用しその利子で賅ってきましたが、利回り低迷のため社債による運用を始めています。また、外貨運用も今後の視野にいられています。

当基金は、利子課税の内、地方税は免除されていますが国税部分の課税がありそれがさらに運用の困難さに拍車をかけています。（利回りがマイナスでなくても、利子課税のために運用益が無い那須になってしまうことがある。）

そのため、国債の利回りの改善と、利子課税の撤廃を望んでいます。

- ・ 法人の運営管理費は主に会員からの会費によるが預金利息も貴重な財源であった。しかしながら低金利により利息減少の影響を大きく受けている。
- ・ 利息収入にかかる税金。
- ・ 運用資産への課税があるため。

一般法人を選択して苦勞している点、困っている点の内容

- ・ 収益事業を実施していないので、源泉徴収される金額は継続事業に充当できない。

## (10) 会計関係

### ◆ 一般社団法人 (2 件)

- ・ 会計処理に精通した税理士、会計士が少ない。(再掲)
- ・ 資金を出してくれる方へのアピール要因が弱い。  
収益事業と公益会計基準についての会計処理が明確に分かりにくい。(再掲)

### ◆ 一般財団法人 (0 件)

## (11) 相談先がない

### ◆ 一般社団法人 (8 件)

- ・ 寄付金募集する際に、何をしてよく、何をしてはいけないのかが、よくわからない。  
(再掲)
- ・ 適正な機関運営の在り方についてモデルが少ない。(再掲)
- ・ 法人運営(予算、決算)については新たな課題が生じた場合、他県の協会に相談して進めているが正しいのかどうか疑問が残る。
- ・ 法改正により今の収益事業がほぼ 0 になることが予想され、運営的に厳しく、今後合併、解散等の方針を相談するところがない。(再掲)
- ・ 移行法人の時は内閣府の管轄であったが、一般社団法人に移行後、内閣府に相談するのが適切かがわからない。
- ・ 管理部門(総務、経理)でのプロがいないこと。(再掲)
- ・ 疑問点を本などで自分で調べなければならないため非効率で迅速性に欠ける。
- ・ 法人法にある色々なきまり等をネットで検索するしかない。気軽に相談する先が無い。

### ◆ 一般財団法人 (2 件)

- ・ 会計処理や法人運営についての相談先が公益法人協会しかなく、相談先が少ない。  
理事会、評議員会、役員変更等を運営するときに制度が難しい。(再掲)
- ・ 活動内容を変更するのに届け出見本が無くまた、相談先が分からない。(再掲)

## (12) 行政、民間から受託や支援を受けにくい

### ◆ 一般社団法人 (3 件)

- ・ 前回も似たような回答をしましたが、旧民法法人から移行系の一般社団と新設一般社団に差が無いので、信用面でよろしくないと感じます。(再掲)
- ・ 営利法人のため、助成金などが申請できない。
- ・ 国からの事業を受けにくい。

### ◆ 一般財団法人 (3 件)

- ・ 利点は何も感じられない。なのに助成金等が受けられないことが多々ある。
- ・ 指定管理予算が中々増加されず、人件費などの増加を吸収できない事がある。  
この分自主的な収益事業で補填している状況であるが、次年度予算の要求ではこの事

が災いし、法人の黒字であるからの理由で増額されない。（再掲）

- ・ 収益事業の将来性について不安である。

### (13) その他

#### ◆ 一般社団法人（26件）

- ・ 当協会は、収益目的の事業は少なく、国家資格者の学術の向上と自己研鑽により国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的に掲げていることから、本来の意味では公益法人であると自負している。ただ現行の制度上、会員向けの専門的な研修など共益的な事業や、国の制度に対応するための年度予算にないイレギュラーな事業支出も少なくないため、一般法人のままであることが適当であり、それで実際の運営上も何ら支障がないが、会員からは、一般法人は公益法人よりも地位が低いかにように思われがちである。これは名称の問題が大きいと考える。（再掲）
- ・ 法人改革の時点においても地方の社団・財団とも不適切な対応をしていなかったことから、この法人改革に至ったメリットが全くない。
- ・ 公益目的支出計画実施事業報告書式の変更の案内がない。（ログインして初めて知った。）（再掲）
- ・ その他の件：自治体ごとにはばらついている現状に困っている。毎年7万円を納めるか否かは、小規模法人の継続にとっては喫緊日本解決したい課題で事務所移転を考える必要に迫られている。
- ・ ①公益法人の定期報告に比較するとまだ良いとは思いうし、報告の趣旨は理解しているつもりだが、多岐にわたる内容報告が求められている点。真面目にやっている法人のつもりだが、ベースの考え方が性悪説になっていると思ってしまう。  
②2018年度報告から電子申請のシステムが変更になったがシステムの不備があり、作成に苦勞し、非常に時間を要した。（再掲）
- ・ 公益法人と異なり、県有土地の賃借料の減免、寄付者への寄付金控除等の優遇措置がない。（再掲）
- ・ 他の都道府県士会の同等の団体はほぼ公益法人へ移行している。
- ・ 中小企業でもなく、NPO法人でもないので、迫間に陥ることがある。
- ・ 年間事業費の予算算定が不確定（受講者数が流動的である）で難しい。
- ・ 2019年4月1日付けで、公益社団法人より一般社団法人に移行したばかりでわからない。
- ・ 法人加入によるメリットが薄れた。
- ・ 非営利徹底型法人にはNPO法人のように均等割り減免を法令化してほしい。
- ・ 所有する建物の改修費が賄えない。
- ・ 平成30年度末で公益目的支出計画を完了したので、特になしとします。
- ・ 収益事業から各事業へのみなし寄付金の適用がないこと。
- ・ 設問項目の選択の通り。（3件）
- ・ なし・特になし。（8件）

◆ 一般財団法人（14件）

- ・ 利点は何も感じられない。なのに助成金等が受けられないことが多々ある。（再掲）
- ・ 収益事業の利益から公益事業費を捻出しており、公益法人と同じことを行っているにも関わらず、その捻出費用の損金控除ができない為法人税が多くかかる。  
税務上の趣旨は理解しているし主務官庁の監督強化は避けたいのですが……。 （再掲）
- ・ わからない。
- ・ 固定資産税が大幅に増えたこと。
- ・ 公益法人と同じ会計基準（区分会計）の使用義務。
- ・ 設問項目の選択の通り。（2件）
- ・ なし・特になし（7件）

2.4 「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容

◆ 一般社団法人

- ・ 会費収入内で事業運営をせざるを得ない。人件費を削減。
- ・ 会費で賄っている。
- ・ 寄附募金について検討中。
- ・ 寄付金を募集するのに適した法人ではないから。
- ・ 会費収入。
- ・ 寄付者側のメリットが無い。
- ・ 必要が無い。
- ・ 寄付に該当する事業が見当たらないため。
- ・ 一社であるみとから、寄付者への税制メリットがない。
- ・ 寄附金が集まる見込みがない。
- ・ 寄付金をいただけるとは思えない。
- ・ 業界団体に魅力を感じ寄付を投じることはあり得ない。
- ・ 可能性が少ない。
- ・ 現在、寄付金を募るような案件はない。
- ・ 会費収入等で間に合っているため。
- ・ 寄付金を募集する明確な目的がない。
- ・ 会費収入で間に合っている。
- ・ 寄附を募る大義名分がない。
- ・ 当社の目的、事業内容から寄附金の募集は想定していない。
- ・ 募集しても集まらない。
- ・ 会費収入の範囲内で事業を実施する考えのため。
- ・ 協賛金を募集。
- ・ 会員の会費、行政の補助金で運営することとしている。
- ・ 事業内容から寄付金はそぐわない。
- ・ 公営競技に参画しており寄付金募集はなじまない。

- ・ 募集する必要がある。
- ・ 会費収入で間に合っている。
- ・ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないため募集していない。
- ・ 募集しても、寄附が見込めない。
- ・ 低金利時代が続き、資金運用が厳しいため、寄附制度の導入を検討。
- ・ 募集しても、応じてもらえる見込みがない。
- ・ 事業者からの会費収入増に注力しているため。
- ・ 寄附を募集することに馴染まないことから。
- ・ 考えていない。
- ・ 寄付する側に税務上のメリットがないため。
- ・ 会費収入による。
- ・ 考えたことがない。
- ・ 必要性がない。
- ・ 上記、3、4（行政庁報告・法人格取得）を行うことが実務上煩雑。
- ・ 業界団体なので、寄附を集めようと思っても賛同されにくい。
- ・ 寄附を呼び掛ける事業があるわけではない。
- ・ 寄付を想定した運営をしていない。
- ・ 会員以外に寄附金を提供する者が想定できない。
- ・ 寄付者の確保など見通しが立ちにくい。
- ・ 検討していない。
- ・ 寄付金を想定していない。
- ・ 当法人の設置趣旨から。
- ・ 会費収入等で運営可能なため。
- ・ 会費収入で間に合っているため。
- ・ 会費のみで運営。

#### ◆ 一般財団法人

- ・ 今時、めったに寄付など頂けない。
- ・ 寄付を募っても、税控除が得られない。
- ・ 会館管理の性格上、寄附金募集になじまないと思われるため。
- ・ 賛助会費を寄付と考えているが、業界環境の悪化により停滞。
- ・ 継続事業を継続するに十分な資産を保有している。
- ・ 寄附控除がないから。
- ・ 寄付金税制の恩恵がないため。
- ・ 設立して間がないため寄付金募集について整備されていない。
- ・ 募集をしても集まらないと思われる。
- ・ 寄付を募集したこともなく、今後も寄付が行われることはみこまれない。
- ・ 組織の性格上寄付金の募集は検討したことがない。
- ・ 特になし。

## 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容

- ・ 寄付金を集めるよりも会員になってもらう方がいい。
- ・ 寄付者の税制面での優遇がないため募集しづらい。
- ・ 本会の事業内容からも今後も積極的に寄附を募る予定はない。
- ・ 寄付金受け入れの概念がないため。
- ・ 税優遇がないため。
- ・ 寄付者に税法上の特典がない。
- ・ 募集しても集まらないと思うから。
- ・ 現在、公益目的支出計画実施期間中のため。
- ・ 会館管理を業務としているため、寄附金になじまないと思われるため。

## 2.5 「現物資産の贈与、遺贈」に関する「その他」の内容

### ◆ 一般社団法人(19件)

- ・ これまでに現物資産の寄付を受けたことはなく、今後も受ける可能性は皆無。
- ・ 贈与、遺贈を受ける予定もなく、その必要もないと考える。
- ・ 当協会は該当しないと考える。
- ・ 残余財産の売却の現状では、上記にはあてはまるものがない。
- ・ 当協会はいずれも該当しないと思う。
- ・ 今までに寄附を受けたことは無く、今後も贈与・遺贈の寄附を受けることは考えにくい。
- ・ これまでに現物資産の寄付を受け付けたことはない。今後も寄付自体がないであろうと思われる。
- ・ 現在のところ受け入れる予定はない。
- ・ 現物資産の寄付を受けることは考えていない。
- ・ 分からない。機会があれば検討したい。
- ・ 申入れがあったときに検討する。
- ・ 賃貸のビルで活動をしている。
- ・ 前例がないため今のところ判断できない。
- ・ 遺贈寄附等の受け付けは考えていない。
- ・ 今後のことについては全く未定である。
- ・ 検討していないが、申し出があれば検討したい。
- ・ これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、寄附の申出が具体的にあれば検討する。
- ・ 検討したたことはない。
- ・ わからない(2件)

### ◆ 一般財団法人(15件)

- ・ 考慮したことがない。
- ・ 実現の可能性が低いと思われる。
- ・ 受け入れたい考えはあるが、実際の手続きがよくわからない。

- ・ 現物資産の寄付を受け入れたことはなく、今後そのような場面も見込まれない。
- ・ いずれの回答もあてはまらない。
- ・ 現段階で考えていない。
- ・ 今のところ何とも言えないが、申し出があれば検討したい。
- ・ 昆虫標本収集家の死後に、そのご家族から標本類の寄附の申し入れがある。
- ・ これまでに検討したことはない。
- ・ 特に考えたことがない。
- ・ これまで現物資産の寄附を受けたかどうか定かではないが、受け入れる場合のノウハウがないので、実際に受け入れられるかわからない。
- ・ そのような機会があればその時点で検討したい。
- ・ 現物資産については、地方自治体で受けることになるため、法人では受けない。
- ・ 現物資産の寄付を受けるような団体ではないため。
- ・ 現物資産の寄附については想定したことがないので判らない

## 2.6 一般法人をめぐる税制で希望する事項の内容

### (1) 全般

#### ◆ 一般社団法人（10件）

- ・ 非課税項目が増えるとありがたいです。
- ・ 積立金（修繕、車両購入、退職金など）。
- ・ 公益法人の税制は特殊すぎて、普通の税理士事務所では扱えない。結果、役所出身の方がいる団体が有利になるのだろう、と思う。
- ・ 学会運営がより円滑になるため、非課税措置の拡大を希望します。
- ・ 税制面での優遇制度。
- ・ 税の軽減。
- ・ 法人会に加入にあたり「法人会」控除　イータックス控除。
- ・ 公益性を考慮して税率負担の見直しを希望します。
- ・ 資産運用利益に関する課税額の見直しを希望。
- ・ 公益・非営利セクターの発展には税制的な支援が欠かせません。引き続き優遇措置の拡大をお願いします。

#### ◆ 一般財団法人（10件）

- ・ 出来たら預金の非課税を願いたい。
- ・ 研究助成関連で特に旅費などに対する税制の改善。
- ・ 一般財団でも非営利徹底型については優遇税制をお願いしたい。
- ・ 非営利徹底法人に対する金融所得課税の免除。
- ・ 給付型奨学金を給付している場合には総て無課税とすべきと考える。
- ・ 非課税措置の拡大。
- ・ 運用益減少の中でその果実への課税の減免や収入確保に向けた寄付金税制の適用拡大

が望まれる。

- ・ 公共的な用途の土地取得における不動産取得税の免除もしくは軽減、土地収用法の適用。
- ・ 特定の企業等を利する営利を目的とする団体では無いので、公益目的の支出に関連する項目については、税制面での配慮をお願いしたい。
- ・ 租税に係る負担軽減。

## (2) 寄附税制

### ◆ 一般社団法人 (5 件)

- ・ 寄付金への税控除。
- ・ 社団法人でも寄付金をする人に対して税制優遇があったらいい。
- ・ 収益事業からのみなし寄附をある程度認められたい。
- ・ 寄付金の優遇税制。
- ・ 非営利法人に対する寄附金に対する公益法人並みの税控除制度の導入。

### ◆ 一般財団法人 (2 件)

- ・ 運用益減少の中でその果実への課税の減免や収入確保に向けた寄付金税制の適用拡大が望まれる。(再掲)
- ・ 非営利型徹底法人には収益事業からの「みなし寄付金」制度を認めてほしい。  
一般財団法人移行後も移行前と変わらない公益事業を一貫して行っているにもかかわらず収益事業の法人税が大幅に増加し事業運営に大きな影響が出てきている。公益法人と同等のものまでは求めないが、非営利型徹底法人には一定の率(額)の「みなし寄付金」を認め、公益事業の活発化を図るべきではないだろうか。

## (3) 法人税

### ◆ 一般社団法人 (12 件)

- ・ 公益法人として活動しているので、営利事業の法人税率を見直して頂きたい。
- ・ 消費税・法人税の非課税措置。
- ・ 法人税の一般社団・財団法人に対する税率軽減を希望(株式会社等と特別)。
- ・ 非営利法人・共益法人を対象とした「法人税の収益事業のみ課税」措置についてです。法人の運営の不適合によって税務署から一旦、非営利法人・共益法人とみなされなくなると、永続的に「非営利法人・共益法人」に該当しなくなります。法律には時効という概念があるので、一定年数を経て、且つ、要件を満たせば、再度「非営利法人・共益法人」に該当するようにして頂きたい。
- ・ 非営利型公益法人の収益事業に対する税率の軽減。
- ・ 法人税の課税対象かどうかの線引をはっきりして欲しい。
- ・ 法人税減税。
- ・ 法人税の軽減・・・学術団体であり非営利団体とほぼ同様のため。
- ・ 一般法人で「収益事業のみ課税」の優遇措置の要件だが、過去にその要件を逸脱した場合、将来に亘って優遇措置が受けられなくなる。あらゆる罪状にも「時効」があるの

で、仮に「逸脱した」と税務署から指摘があっても、一定年数が経過したら、解除されるようにして頂きたい。

- ・ 法人税の減免及び印紙税の非課税措置。
- ・ 法人企業税均等割りの減額。
- ・ 特定非営利活動法人に対して法人税負担を減ずる処置が欲しい。

#### ◆ 一般財団法人（12件）

- ・ 法人税、消費税の軽減。
- ・ 赤字の場合非課税にしてもらいたい。
- ・ 将来の使途が決まっている引当金への課税。
- ・ 年度末の決算で、公益目的事業、収益事業、法人会計等合算すると赤字となるが、収益事業が黒字のため、法人税等の支出が大きいので、事業全体が赤字の場合は、税金を軽減して欲しいです。
- ・ 非営利型徹底法人には収益事業からの「みなし寄付金」制度を認めてほしい。  
一般財団法人移行後も移行前と変わらない公益事業を一貫して行っているにもかかわらず収益事業の法人税が大幅に増加し事業運営に大きな影響が出てきている。公益法人と同等のものまでは求めないが、非営利型徹底法人には一定の率（額）の「みなし寄付金」を認め、公益事業の活発化を図るべきではないだろうか。（再掲）
- ・ 固定資産税、法人税、印紙税の非課税。
- ・ 特定普通法人であるため法人税の軽減。精算課税の軽減。
- ・ 公益法人と同内容にて実施している事業にかかる源泉分離課税の適用除外を希望します。
- ・ 助成金など多くやっている分、法人税の優遇をしてほしい。
- ・ 公益目的支出計画実施事業の赤字分を損益通算させてほしい。
- ・ 法人税率の引き下げ。
- ・ 収益事業からの収益を公益事業に回せる非課税優遇措置が非営利型一般財団法人にも適用拡大。

#### (4) 消費税

##### ◆ 一般社団法人（12件）

- ・ 固定資産税・消費税。
- ・ 消費税がかなり大きな比率を占めるので消費税も取らないでほしい。
- ・ 消費税の課税基準が厳しい。委託事業は収益とみなされているが、現実には全て事業活動経費であるため、消費税分が一般管理からの負担となる上、支出に占める消費税額が大き過ぎる。委託事業も補助事業と同じ扱いにして欲しい。
- ・ 固定資産税、消費税の非課税対応。
- ・ 消費税・法人税の非課税措置。（再掲）
- ・ 固定資産税、消費税の軽減拡大。

理由（実施事業は対価を得ることのない赤字事業であり、その他の黒字収支により実施されている。その他の黒字収支が赤字に転落しても、永続的な実施事業を遂行する

ため、固定資産税・消費税へも減額措置を受けられる制度としてもらいたい。)

- ・ 消費税に係る非課税処置の拡大。
- ・ 消費税の減免。
- ・ 消費税での領収書の区分（不課税、軽減税率など）など。事務の煩雑化は人件費 UP につながるのなるべく避けたい。事務上の手間がなるべく増えないよう配慮が欲しい。
- ・ 公益事業に係る消費税の非課税措置。
- ・ 消費税の減免。
- ・ 消費税の減免、免除。

#### ◆ 一般財団法人（4件）

- ・ 法人税、消費税の軽減。（再掲）
- ・ 固定資産税、消費税等の減免。
- ・ 消費税について、仕入税額控除から特定収入割合に基づく減額を廃止。
- ・ 指定管理料が収入の大半で、消費税額もかなりの比重を占めているのが悩み。

### (5) 印紙税

#### ◆ 一般社団法人（3件）

- ・ 理事更新時の再登記印紙代の免除。
- ・ 法人税の減免及び印紙税の非課税措置。（再掲）
- ・ 印紙税の非課税措置の拡大。

#### ◆ 一般財団法人（2件）

- ・ 固定資産税、法人税、印紙税の非課税。（再掲）
- ・ 法人登記に係る印紙税の軽減。

### (6) 固定資産税

#### ◆ 一般社団法人（7件）

- ・ 固定資産税・消費税。（再掲）
- ・ 固定資産税の軽減。
- ・ 固定資産税の免除。
- ・ 固定資産税、消費税の非課税対応。（再掲）
- ・ 固定資産税、消費税の軽減拡大。

理由（実施事業は対価を得ることのない赤字事業であり、その他の黒字収支により実施されている。その他の黒字収支が赤字に転落しても、永続的な実施事業を遂行するため、固定資産税・消費税へも減額措置を受けられる制度としてもらいたい。）（再掲）

- ・ 固定資産税の非課税若しくは軽減。
- ・ 固定資産税等の非課税措置の拡大。

#### ◆ 一般財団法人（15件）

- ・ 固定資産税が収支の如何に関わらず納付しなくてはいけないのが苦しいので配慮が欲しい。

- ・ 固定資産税。
- ・ 固定資産税（図書館、博物館の租税特別措置法について、図書館事業という公益性の高い事業を行なっているにもかかわらず、年間収入 5 千万円以上であるために図書館の土地・建物に対して、固定資産税が課税されてしまうこと）。
- ・ 固定資産税：公益法人なので、優遇措置をしてほしい。
- ・ 公益法人の固定資産税を非課税とする制度の創設を希望する。
- ・ 固定資産税が高い。
- ・ 固定資産税、消費税等の減免。（再掲）
- ・ 固定資産税の減免－公益事業に使用している分だけでも検討してもらえれば・・・
- ・ 固定資産税の非課税措置の拡大。
- ・ 固定資産税、法人税、印紙税の非課税。（再掲）
- ・ 地元の小中学生を対象とした理科課外授業など限りなく公益性の高いこともやっているのだから、固定資産税の減免措置を強く希望する。
- ・ 固定資産税、主な収入源を会費に頼る当法人としては、会員への負担が増加するため。
- ・ 固定資産税の軽減。
- ・ 固定資産税の免税 収益があがらない奨学金事業をしているので固定資産税が負担であるから。
- ・ 固定資産税の非課税措置。

## (7) その他地方税

### ◆ 一般社団法人（1 件）

- ・ 法人への県税負担は、免除であるが市（四日市市）の法人課税は 1/2 免除であり、全額免除を願いたい。

### ◆ 一般財団法人（0 件）

## (8) その他

### ◆ 一般社団法人（92 件）

- ・ 現在は一般法人であるが、公益法人に移行した場合のメリット・デメリットがよくわからない。
- ・ 現行で満足。
- ・ 質問 7（項目選択）のとおり。
- ・ 公益目的財産を処分できたので、今は特にないが、税金を安くして欲しい。
- ・ 現在の資金繰りに必死で余裕がなく、詳細について知識がない
- ・ 公益事業に法人職員の人件費を含めるべきではない。
- ・ 公益法人をめぐる税制については特段の希望はない。県からの運営費補助金の増額を希望している。
- ・ なし・特になし。（85 件）

「事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯」の「その他」の内容

◆ 一般財団法人 (36 件)

- ・ 利子課税の撤廃（苦勞している点、困っている点の回答のとおり）。
- ・ 利子等に対する源泉徴収の緩和。
- ・ 有価証券の利子に対する源泉所得税を廃止してもらいたい。
- ・ 特定普通法人であるため法人税の軽減。精算課税の軽減。（再掲）
- ・ 特に検討していない。
- ・ なし・特になし。（31 件）

2.7 「事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯」の「その他」の内容

◆ 一般社団法人(49)

- ・ 変更認定申請は行っていない。
- ・ 変更認定申請はしたことはない。
- ・ 弊会、該当なし。
- ・ 申請したことはない。
- ・ 該当なし。
- ・ 行政庁から事業の変更認定申請を要請されたことはなかった。
- ・ 変更認定申請をしたことが無い。
- ・ 変更なし。
- ・ 今までに変更認定申請をしたことが無い。
- ・ 事業の変更申請はありません。
- ・ 変更認定申請をしたことがない。
- ・ 「いつか可能にしたいが、まだ具体的には動けていないこと」を事業項目に入れておくことが認められなかった。
- ・ 申請はない。
- ・ 行政庁の補助金支出見直しにより。
- ・ したことがない。
- ・ 変更認可をしたことがない。
- ・ した事はありません。
- ・ 事業の変更認定申請はしたことがない。
- ・ 事業の変更申請は必要なかった。
- ・ 有限責任中間法人からの移行。
- ・ 事業の変更認定申請はしていない。
- ・ 実績なし。
- ・ したことがない。
- ・ 申請をしたことがない。
- ・ 変更はしていない。
- ・ 変更認定申請していない。
- ・ 変更申請をしていない。

- ・実績なし。
- ・変更認定申請をしたことはない。
- ・該当なし。
- ・申請したことがない。
- ・変更したことがない。
- ・検討中。
- ・ない・なし（16件）

#### ◆ 一般財団法人(25)

- ・変更認定申請なし。
- ・知る限り、事業の変更認定申請をしたことがない。
- ・認定事業の変更・追加は基本事項なので変更不可。
- ・来年度事業で検討中。
- ・変更認定申請歴なし。
- ・変更申請無し。
- ・市から委託された業務のみを実施しているのに、収益事業と判断された。
- ・変更認定申請はしたことがないです。
- ・変更認定申請したことはない。
- ・変更認定申請なし。
- ・事業の変更認定申請していない。
- ・今後、変更認定申請が必要ではないかと考えている。
- ・事業変更申請はありません。
- ・変更申請なし。
- ・変更認定申請をしたことがない。
- ・変更申請したことがない。
- ・事業の変更認定申請をしたことはない。
- ・していない。
- ・ない・なし。（7件）
- ・

## 2.8 公益法人協会への要望

### (1) ホームページに関するもの

#### ◆ 一般社団法人（2件）

- ・一般法人・公益法人なんでもQ&Aがとても役立っています。
- ・HPの「ポイントシリーズ」の充実。Q&Aでよくある質問を取り上げ、ポイント解説していただけると参考になります。

#### ◆ 一般財団法人（0件）

## (2) 相談事業に関するもの

### ◆ 一般社団法人（4件）

- ・ 今後とも 各方面でいろいろご相談させていただきたく、よろしく お願いいたします。
- ・ 相談窓口の開設時間をもう少し長くしていただければ助かります。
- ・ 法人改革後の公益法人協会への総務省から委託で始まったものであり、もっと地方での意見聴き取り相談を実施願いたい。
- ・ 無料の相談会を増やしてほしい。

### ◆ 一般財団法人（7件）

- ・ より簡便に相談出来るシステムを望みます。
- ・ 一般財団法人から公益財団法人への移行手続き等について、電話等で相談できる、無料相談窓口を設けてほしい。
- ・ 一般財団法人から公益財団法人に移行の支援。
- ・ 個別のご相談にご対応頂き感謝しています。今後とも引き続きご指導をお願い致します。
- ・ 4月より総務を任された新米です。理事交代手続きでご相談させていただいたときには、非常に助かりました。引き続き、気軽に相談できるアドバイザーとなっていただけると幸いです。
- ・ 相談窓口が無いので、困った際に無料で相談できて大変ありがたいです。事務局人数規模の小さなところが、外部提携できる司法書士事務所や労務士事務所や税理士法人などとのマッチングができると嬉しいです。
- ・ いつも相談に乗っていただき、ありがとうございます。

## (3) セミナーに関するもの

### ◆ 一般社団法人（7件）

- ・ 有料のセミナーは時々開催されますが参加はできません。無料のセミナー開催を希望します。
- ・ 会計に関する講演会等（公認会計士）を行っているようですが、参加料が高いような気がします。もう少し安くなれば聞きに行っても良いと思っている。
- ・ 非会員の研修会・講習会受講料が高いので参加しやすい受講料を検討してもらいたい。
- ・ 会費を払っているので研修も無料にしてもらいたい。
- ・ 講習会の受講料を引き下げてほしい。弱小団体では参加できない。
- ・ 会計セミナーを毎年開催して頂き嬉しいのですが、受講料が少し割高に感じます。
- ・ 研修不参加者への研修資料の配付。

### ◆ 一般財団法人（4件）

- ・ 制度変更時等のセミナー等の教宣。
- ・ 年会費を下げてください。また、非会員のセミナー参加費が高すぎるので、配慮してほしい。
- ・ 年会費の減額と、セミナー等への地方からの参加負担の軽減。

- ・ 東京開催のセミナーがすぐ満席になってしまうので、もっと日程を増やしてほしい。また、初心者向けの会計講座なども増やしてほしい（時期を問わず）。

#### (4) 月刊誌、書籍等に関するもの

##### ◆ 一般社団法人（0件）

##### ◆ 一般財団法人（1件）

- ・ 長い間、毎月の機関誌から情報を得て、事務局の事業の実施に役立てている。今後も、是非こうした情報提供をしていただきたい。

#### (5) 会員制度に関するもの

##### ◆ 一般社団法人（1件）

- ・ 会費額が高い。

##### ◆ 一般財団法人（2件）

- ・ 年会費を下げてください。また、非会員のセミナー参加費が高すぎるので、配慮してほしい。（再掲）
- ・ 年会費の減額と、セミナー等への地方からの参加負担の軽減。（再掲）

#### (6) 提言活動に関するもの

##### ◆ 一般社団法人（5件）

- ・ 内閣府に対して、新規の一般社団法人の設立は、数年の事業を確認して認定して頂きたい
- ・ 公益目的支出計画実施報告書を簡素な形式にしてほしい。
- ・ 公益目的支出計画の変更が認められやすい環境を作してほしい。
- ・ 内閣府の新規の一般社団法人の認可が甘く、既存の一般社団法人の事業に影響があるので、同府に新規の認可を適正に行って欲しい旨、要望頂きたい。
- ・ 非営利団体だと認めてもらえないので明示する方法がほしい。また、税金についてはもっと免除、減税を希望する。

##### ◆ 一般財団法人（5件）

- ・ 文化活動への国の支援を望みます。
- ・ 公益法人メールに下記の記述が添付されることがあります。私どものように過去に受けた受取利息非課税の恩恵以上に、奨学金等に公益支出してきた財団もあるのに、いかにも高飛車な言い方です。真面目に事業をしてきた団体からすると、非常に不愉快な表現です。機会があれば内閣府に一考するよう促していただければありがたいです。<<理事、監事、そして法人事務局幹部のみなさまへ>>

.....

◎ 移行法人は、公益目的支出計画を的確に実施していただくことを前提に、移行時点の純資産相当額（民法法人として税制優遇を受けて形成した資産）を、外部に譲与するのではなく法人内に残すことが認められました。公益目的支出計画を確実に実施することは、いわば国民に対する約束であり、義務です。この点をしっかり認識して、法

人運営に当たってください。

- ・ 一般法人への優遇税制の拡大等に向けて、引き続き、ご尽力願います。
- ・ 事業内容変更申請と年次報告内容を簡素にして欲しい。
- ・ 税制上の課題について、関係官庁に働きかけてほしい。

#### (7) 調査研究に関するもの

##### ◆ 一般社団法人 (0 件)

##### ◆ 一般財団法人 (0 件)

#### (8) 情報提供

##### ◆ 一般社団法人 (4 件)

- ・ ①減価償却積立預金など種々積立金の取り崩し方法（可否）や活用方法について  
②精算時残余財産の分配（寄贈）の事例 等についての情報提供を望んでいます。情報がありませんでしたら教えてください。
- ・ 入会することは出来ませんが、一般社団の運営に関する情報発信について、貴会のご活躍を引続き期待しています。  
ところで、貴会とよく似た名称の某協会からセミナー売込に頻繁に来られますが、あれは何でしょうか？ 社団財団向けの活動をする団体が、なぜ自らは一般社団財団の法人格すら取らないのでしょうか？
- ・ 有益な情報をタイムリーに安価に提供願いたい。
- ・ 引き続き情報発信をお願いいたします。

##### ◆ 一般財団法人 (3 件)

- ・ これと同様いろいろな情報を流していただきたい。
- ・ 多方面の情報提供を、いつもありがとうございます。常に参考にしています。
- ・ 日頃、種々の情報を提供いただき有難く存じます。引き続き情報提供をいただけますようお願いいたします。

#### (9) 公法協への期待・苦言

##### ◆ 一般社団法人 (7 件)

- ・ 今のところございません。社会がよりコレクティブインパクトを起こしやすい社会になればと願っています。いつもご苦労様です。
- ・ 今後もよろしく願っています。
- ・ 存在がよくわからない。
- ・ お世話になっています。ありがとうございます。
- ・ 全国公益法人協会にまけています。
- ・ 色々と情報を頂き感謝いたします。特にありません。
- ・ もっと地方に手を差し伸べていただけるとありがたい。

## ◆ 一般財団法人（14件）

- ・ 特にごさいません。今後とも情報提供や相談受付など宜しくお願い致します。
- ・ 何時も親切に應對頂いており感謝しております。
- ・ ご苦労様です。
- ・ 現状で良い。
- ・ 一般型の法人についても支援を強化してほしい。
- ・ 各都道府県に窓口を設置していただけると助かります。
- ・ 一般法人も見捨てないでください。
- ・ 全国公益法人協会との守備範囲がよく分からない。
- ・ 今後ともいろいろな情報提供等何とぞよろしくお願い申し上げます。
- ・ 利用することが少ないので、特にない。
- ・ 平素、的確なアドバイスを賜り感謝しております。今後ともよろしくお願ひいたします。
- ・ 相談窓口が無いので、困った際に無料で相談できて大変ありがたいです。事務局人数規模の小さなところが、外部提携できる司法書士事務所や労務士事務所や税理士法人などとのマッチングができると嬉しいです。（再掲）
- ・ 日頃、種々の情報を提供いただき有難く存じます。引き続き情報提供をいただけますようお願いいたします。（再掲）
- ・ 一般法人から公益法人に移行する場合のメリット、デメリットを、具体的に、無料で、教示願いたい。

## (10) その他

## ◆ 一般社団法人（107件）

- ・ アンケート冒頭のメールアドレスの入力欄に、先に入力した方と思われる方（JST と大阪大学）のメールアドレスが表示されたので、入力しませんでした。
- ・ 入会することは出来ませんが、一般社団の運営に関する情報発信について、貴会のご活躍を引続き期待しています。  
ところで、貴会とよく似た名称の某協会からセミナー売込に頻繁に来られますが、あれは何でしょうか？ 社団財団向けの活動をする団体が、なぜ自らは一般社団財団の法人格すら取らないのでしょうか？（再掲）
- ・ （注）中心的事業の選択項目において、該当するものがなく、未選定となっています。  
「労働者の福祉増進と社会的地位向上」に繋がる活動を主体としています。
- ・ 勉強不足のため、公益法人すら解りません。すみません。
- ・ 監督を行う立場の人は恣意的になったり、感情を交えてはいけない、ということは理解しますが、一部の利益のために事業を行なっているわけではないことがあきらかに想像できるとしても、細かな指導が行われることがあります。小さな団体がそれに対応するのはたいへんです。一般企業しか体験したことがない者には、役所の言葉や論理はなかなか理解できません。
- ・ 一般法人に移行しているので、今後、このようなアンケートは不要。

## 公益法人協会への要望

- ・ なし・特になし。(101件)
- ◆ **一般財団法人(48件)**
  - ・ 問7の想定回答は次のとおりとすべし「これまでに現物資産の寄附を受け入れたこともなく今後も受け入れるつもりはない」。
  - ・ なし・特になし。(47件)

### 3. アンケート質問全文

#### (1) 公益法人

##### I 法人基本情報

###### ◆ 法人の別

- 1 公益社団法人
- 2 公益財団法人

###### ◆ 法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ
- 3 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
- 4 任意団体から一般法人に転換後公益法人へ
- 5 特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ
- 6 営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ
- 7 その他法人から一般法人に転換後公益法人へ

###### ◆ 行政庁の別（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

- 1 内閣府
- 2 都道府県

###### ◆ 回答者の勤続年数

- 1 0年～5年
- 2 6年～15年
- 3 15年以上

###### ◆ 回答者のメールアドレス(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご記入いただいております)

（記入欄）

###### ◆ 貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください。（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

コード(記入欄)

###### ◆ 2018年度の収益のうち主なものを選択してください（複数回答可）

- 1 会費収入
- 2 個人による寄附金
- 3 親会社等による資金拠出
- 4 公益目的事業からの収益
- 5 収益事業の実施による収益
- 6 民間機関からの助成金
- 7 行政機関からの補助金
- 8 委託費・指定管理料
- 9 金融機関からの借り入れ
- 10 資金運用益

## 公益法人

### 11 その他（記入欄）

#### ◆ 2018年度の支出規模

- 1 1千万円未満
- 2 1千万円以上5千万円未満
- 3 5千万円以上1億円未満
- 4 1億円以上5億円未満
- 5 5億円以上10億円未満
- 6 10億円以上

## II 法人について

【質問1】 公益法人になって良かった点を教えてください。（複数回答可）

- 1 社会的な信用が一般法人よりも高い
- 2 補助金・助成金・指定管理が受けやすい
- 3 公益目的事業が非課税
- 4 公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している
- 5 寄附金控除の優遇措置
- 6 特になし
- 7 その他（記入欄）

【質問2】 公益法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。（複数回答可）

- 1 収支相償で事業活動が制限される
- 2 公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される
- 3 遊休財産の規制がある
- 4 立入検査など行政庁の監督が続く
- 5 毎年の事業報告・事業計画書の作成
- 6 毎年の計算書類・予算書の作成
- 7 変更認定申請・変更届出の手続き
- 8 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
- 9 正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい
- 10 特になし
- 11 その他（記入欄）

【質問3】 質問2で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください（さらに改善策等のご意見があれば併せてお願い致します）。

※改善策等について：収支相償による仕組みを具体的にどのようなように改善すればよいか、定期提出書類の形式・分量をどのようなものにすればよいか、など。

（記入欄）

【質問4】 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- 1 やはり公益法人
- 2 一般法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 社会福祉法人
- 6 営利法人（株式会社・合同会社など）
- 7 その他の法人

### Ⅲ 寄附と税制について

【質問5】 寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。

- 1 0%
- 2 10%未満
- 3 10%以上 20%未満
- 4 20%以上 30%未満
- 5 30%以上 50%未満
- 6 50%以上

【質問6】 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他（記入欄）

【質問7】 税額控除証明はすでに取得していますか。

- 1 取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）。
- 2 制度は知っているが、取得していない。
- 3 制度自体を知らない

※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。

※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

【質問8】 税額控除制度を知っているものの、税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。

- 1 PST 要件を満たすことが困難。
- 2 当法人にとってはあまりメリットがない。
- 3 手続きが複雑で面倒。
- 4 個人からの寄附は考えていない。
- 5 所得控除だけで十分。

6 その他（記入欄）

【質問 9】 みなし譲渡所得税非課税の承認特例を利用したことはありますか。

- 1 利用したことがある。
- 2 制度は知っているが、利用したことがない。
- 3 制度自体を知らない。

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第 40 条)のことをいう。

【質問 10】 今後、土地、建物、有価証券などの現物資産の贈与、遺贈の増加が見込まれますが（平成 30 年度税制改正で公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例が拡充されました）、貴法人においてあてはまるものをお選びください。

- 1 これまでに現物資産の寄附を受けたことがある
- 2 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい
- 3 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後受け入れるつもりはない
- 4 その他（記述）

【質問 11】 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

例：固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など。  
（記入欄）

#### IV ガバナンスコード・会計

【質問 12】 公益法人に自主的な規制要領としてのガバナンス・コードは必要だと思いますか。

- 1 必要
- 2 不要

【質問 13】 質問 14 で不要と回答した場合、その理由を教えてください。

（記入欄）

【質問 14】 ガバナンス・コードは自主規制であるため、諸外国では民間サイドによって策定されています。我が国では、行政が主体となってスポーツ団体のガバナンス・コードが策定されましたが、公益法人のガバナンス・コードを策定する場合は、どこが策定すべきと考えますか。

- 1 民間非営利団体
- 2 行政
- 3 その他（記入欄）

【質問 15】 現在の会計制度（平成 20 年公益法人会計基準）についてご意見があればご記入下さい。

（記入欄）

## V 行政庁の対応

【質問 16】 立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされています。この規定に照らしたとき、実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

- 1 必要限度内と思った。
- 2 必要限度を超えていると思った。
- 3 前回の立入検査と見解が違った。
- 4 指摘事項が納得できなかった。（記入欄）

【質問 17】 事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による
- 2 行政庁からの指摘による（納得した）
- 3 行政庁からの指摘による（納得できなかった）（記入欄）

【質問 18】 新公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。

- 1 おおむねこの理念にそくして監督しているので問題はない。
- 2 やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまち。
- 3 旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。（記入欄）

## VI 公益法人協会への要望

【質問 19】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

（記入欄）

## 一般法人

### (2) 一般法人

#### I 法人基本情報

##### ◆法人の別

- 1 一般社団法人
- 2 一般財団法人

##### ◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
- 3 任意団体から一般法人に転換
- 4 特定非営利活動法人から一般法人に転換
- 5 営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ
- 6 営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ
- 7 その他法人から一般法人に転換

##### ◆所在地（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

- 1 都道府県（都道府県：プルダウン）

##### ◆税法区分

- 1 非営利徹底法人
- 2 共益法人
- 3 特定普通法人

##### ◆回答者の勤続年数

- 1 0年～5年
- 2 6年～15年
- 3 15年以上

##### ◆回答者のメールアドレス(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご記入いただいております)

(記入欄)

##### ◆貴法人の中心的事業を次の区分より一つだけお答えください。（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

コード 下表「事業コード表」をご参照

##### ◆2018年度の収益のうち主なものを選択してください（複数回答可）

- 1 会費収入
- 2 個人による寄附金
- 3 親会社等による資金拠出
- 4 公益目的事業からの収益
- 5 収益事業の実施による収益
- 6 民間機関からの助成金
- 7 行政機関からの補助金
- 8 委託費・指定管理料
- 9 金融機関からの借り入れ
- 10 資金運用益
- 11 その他（記入欄）

##### ◆2018年度の支出規模

- 1 1千万円未満
- 2 1千万円以上5千万円未満

- 3 5千万円以上1億円未満
- 4 1億円以上5億円未満
- 5 5億円以上10億円未満
- 6 10億円以上

## II 法人について

【質問1】 一般法人になって良かった点を教えてください。（複数回答可）

- 1 行政による監督がなく実施事業に専念できる
- 2 収支相償の制限がない
- 3 公益目的事業比率の制限がない
- 4 遊休財産の規制がない
- 5 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
- 6 法人税は収益事業のみ課税（但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象）
- 7 特になし
- 8 その他（記入欄）

【質問2】 一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。（複数回答可）

- 1 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる
- 2 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く（公益目的支出計画を実施の法人様）
- 3 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き（公益目的支出計画を実施の法人様）
- 4 相談する先がない
- 5 補助金・助成金・指定管理が受けにくい
- 6 税金の負担。（非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる）
- 7 預金利子に対し源泉徴収課税がされる
- 8 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない
- 9 適正な機関運営（社員総会／評議員会・理事会など）が難しい
- 10 特になし
- 11 その他

【質問3】 質問2で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください。

（記入欄）

【質問4】 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- |               |          |                     |
|---------------|----------|---------------------|
| 1 やはり一般法人     | 2 公益法人   | 3 特定非営利活動法人         |
| 4 認定特定非営利活動法人 | 5 社会福祉法人 | 6 営利法人（株式会社・合同会社など） |
|               | 7 その他の法人 |                     |

### Ⅲ 寄附と税制について

【質問 5】 寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。

- 1 0%                                      2 10%未満                                      3 10%以上 20%未満  
4 20%以上 30%未満      5 30%以上 50%未満      6 50%以上

【質問 6】 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他（記入欄）

【質問 7】 今後、土地、建物、有価証券などの現物資産の贈与、遺贈の増加が見込まれますが（平成 30 年度税制改正で公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例が拡充されました）、貴法人においてあてはまるものをお選びください。

- 1 これまでに現物資産の寄附を受けたことがある
- 2 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい
- 3 これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後受け入れるつもりはない
- 4 その他（記述）

【質問 8】 一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

例：固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など。  
（記入欄）

### Ⅳ 行政庁の対応(移行法人のみ)

【質問 9】 事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による
- 2 行政庁からの指摘による（納得した）
- 3 行政庁からの指摘による（納得できなかった）（記入欄）

### Ⅴ 公益法人協会への要望

【質問 10】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

（記入欄）

# 公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート調査結果報告書

---

2020年6月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会  
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15  
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267  
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>  
印刷 株式会社美巧社

©2020